

291.08  
D17  
DN





貴族院  
函  
号  
冊





# 大日本地誌大系

斐太後風土記 下

自卷之十三  
至卷之二十





# 大日本地誌大系

斐太後風土記 下

自卷之十三  
至卷之二十



297.08  
D17  
DN



707241

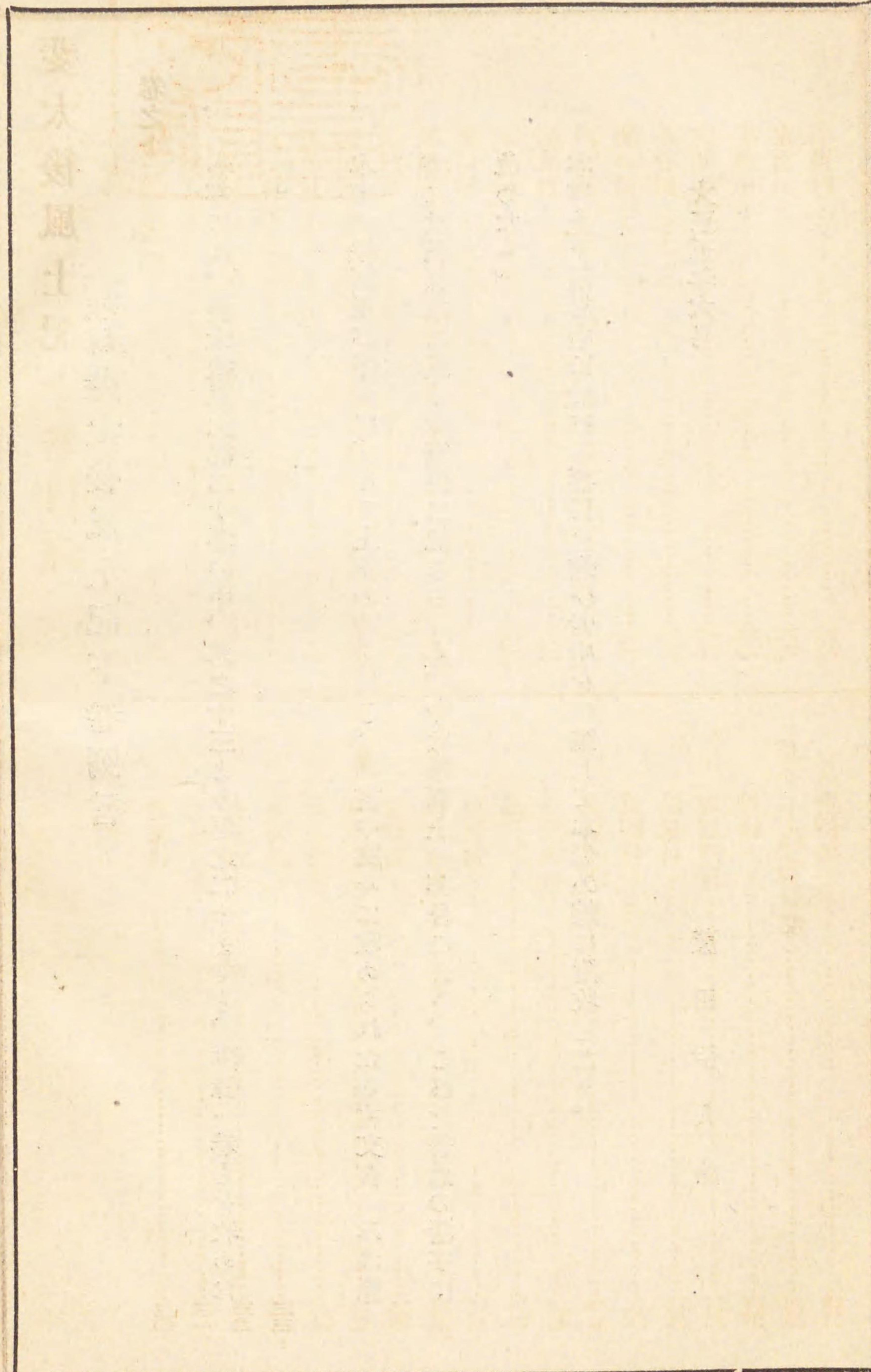
大日本  
地誌大系 斐太後風土記下卷例言

- 一 本卷には、斐太後風土記二十卷の中、卷之十三より卷之二十までと、附録一卷とを収めたり。
- 一 本書の校訂及び體裁は、凡て上卷の時と同じ。唯書中處々に收められたる古文書のみは原書には稍原本に近く影寫的に記さるゝも、今は印刷上の都合により、これを普通の活字に改めたり。
- 一 本書上下兩卷中に於ける要目を選び索引を作製して本卷の終に附收したり。

大正五年六月

蘆田伊人識





斐太後風土記下卷目錄



卷之十三吉城郡	.....	一
小島郷	.....	一
行真村	.....	二
沖之町村	.....	二
沼町村	.....	三
杉崎村	.....	四
太江村	.....	六
袈裟丸村	.....	一〇
野口村	.....	一三
末真村	.....	一三
岩丸村	.....	一三
戸市村	.....	一三
數河村	.....	一四
小谷村	.....	一五
大無雁村	.....	一五
小無雁村	.....	一八
落合村	.....	一九
岩奥村	.....	三〇
卷之十四吉城郡	.....	一
野首村	.....	三〇
林村	.....	三一
牧戸村	.....	三一
丸山村	.....	三一
巢之内村	.....	三一
種藏村	.....	三一
菅沼村	.....	三四
山之山村	.....	三五
鹽屋村	.....	三五
洞村	.....	三六
中澤上村	.....	三七
彌宜ヶ澤村	.....	三七
巢納谷村	.....	三八
鮎飛村	.....	三九
加賀澤村	.....	三九
谷村	.....	四〇
小鷹狩郷	.....	四三



平岩村	四三
大村	四四
寺地村	四五
笹ヶ洞村	四六
信包村	四七
黒内村	五一
谷村	五三
稻越村	五三
大木村	五四
蘆谷村	五五
船原村	五六
保村	五七
月ヶ瀬村	五八
天生村	六〇
元田村	六一
新名村	六二
上ヶ島村	六三
羽根村	六四
有家村	六四
有家林村	六五
保木村	六五

中澤上村	六六
二ツ屋村	六七
角川村	六九
森安村	七二
西忍村	七二
高牧村	七四
三川原村	七五
打保村	七六
戸谷村	七七
小野村	七八
桑ヶ谷村	七八
杉原村	七九
小豆澤村	八〇
卷之十五吉城郡	八二
高原郷	八二
平湯村	八五
一重ヶ根村	九〇
福地村	九〇
中尾村	九一
神坂村	九二
栃尾村	九六

今見村	九六
柏當村	一〇〇
蓼俣村	一〇〇
田頃家村	一〇一
赤桶村	一〇四
笹島村	一〇五
苧生茂村	一〇五
葛山村	一〇六
下佐谷村	一〇六
長倉村	一〇七
岩井戸村	一一一
中山村	一一六
雙六村	一一六
桃原村	一一八
鼠餅村	一一八
新田村	一二〇
上灘村	一二〇
宮原村	一二二
見座村	一二三
在家村	一二四
本郷村	一二六

吉野村	一二九
荒原村	一二九
藏柱村	一二九
阿曾保村	一三〇
野首村	一三〇
丸山村	一三〇
小萱村	一三一
東雲村	一三一
釜崎村	一三二
吉田村	一三三
卷之十六吉城郡	一三三
下高原郷	一三九
巢山村	一四一
柏原村	一四二
大笠村	一四二
山田村	一四二
西村	一四三
伏方村	一四四
寺林村	一四六
堀内村	一四七
梨ヶ根村	一四七



朝浦村	一四七
麻生野村	一五一
石神村	一五四
數河村	一五五
金木戸村	一五五
森茂村	一五五
打保村	一五六
瀬戸村	一五六
和佐符村	一五六
下本村	一五七
岩井谷村	一五七
伊西村	一五七
和佐保村	一五八
殿村	一五八
鹿間村	一五九
東町村	一五九
舟津町村	一五九
割石村	一六一
二ツ屋村	一六一
吉ヶ原村	一六三
東漆山村	一六三

西漆山村	一六三
牧村	一六四
笈破村	一六四
大多和村	一六四
左古村	一六五
跡津川村	一六五
土村	一六五
杉山村	一六五
横山村	一六六
茂住村	一六七
中山村	一六七
卷之十七益田郡	一六八
阿多野郷	一六八
久須母村	一六九
大西村	一六九
柳島村	一七〇
小屋名村	一七〇
辻村	一七〇
小谷村	一七二
甲村	一七二
見座村	一七三

立岩村	一七四
小瀬村	一七四
萬石村	一七五
上ヶ見村	一七五
大廣村	一七六
黒川村	一七六
青屋村	一七六
寺澤村	一七七
淺井村	一七七
寺附村	一七八
小瀬ヶ洞村	一七八
黍生谷村	一七八
一之宿村	一七八
桑之島村	一七九
宮之前村	一七九
西洞村	一八〇
胡桃島村	一八〇
猪の鼻村	一八〇
中之宿村	一八一
中洞村	一八一
池ヶ洞村	一八一

下之向村	一八三
日影村	一八三
大古井村	一八三
上ヶ洞村	一八四
阿多野郷村	一八四
野麥村	一八五
日和田村	一八五
小日和田村	一八七
小坂郷	一八七
門坂村	一八七
小坂町村	一八八
岩崎村	一八八
無數原村	一八九
大島村	一八九
坂下村	一八九
長瀬村	一九〇
赤沼田村	一九〇
落合村	一九〇
湯屋村	一九三
大洞村	一九四
卷之十八益田郡	一九五



上呂鄉	一九五
尾崎村	一九五
大夕洞村	一九六
宮田村	一九七
奥田洞村	一九七
四美村	一九八
上呂村	二〇〇
萩原郷	二〇七
櫻洞村	二〇七
萩原町村	二〇九
上村	二一五
花池村	二一八
中呂村	二一九
西上田村	二一九
東上田村	二二〇
中呂郷	二二〇
野上村	二二〇
羽根村	二二〇
跡津村	二二三
卷之十九益田郡	二三四
下呂郷	二三四

湯之島村	二三五
森村	二三七
小川村	二三七
少々野村	二三七
三原村	二三八
門原村	二三八
竹原郷	二三九
乘政村	二三九
宮地村	二四一
野尻村	二四二
御厩野村	二四三
卷之二十益田郡	二四七
下原郷	二四七
保井戸村	二四八
瀬戸村	二四九
三ッ淵村	二五二
和佐村	二五二
夏焼村	二五四
田口村	二五四
蛇尾村	二五五
門和佐村	二五五

久野川村	二五五
火打村	二五七
中切村	二五七
福來村	二五八
中津原村	二五八
大舟渡村	二五九
下原町村	二六〇
渡村	二六一
馬瀬郷	二六一
川上村	二六一
黒石村	二六二
敷河村	二六二
中切村	二六三
堀之内村	二六四
名丸村	二六四
井谷村	二六四
惣島村	二六五
西村	二六五
下山村	二六六
附録	二六六
驛路	二六六

正誤	二六七
神社名	二六七
郡名	二七〇
名義	二七一
國名	二七一
郡名義	二七二
郷名義	二七四
郡郷名沿革	二七七
地名正義	二七七
古言	二八〇
來寓	二八一
明人秀文	二八一
茂住宗貞	二八一
一位木	二八二
笏木	二八三
諸社祭神	二八三
飛驒國穀物歲收現解	二八四
稻穗近世所用通稱	二八五
國產諸品賣出價概記	二八六
必用品他國より買入高凡積	二八七
國造	二八八

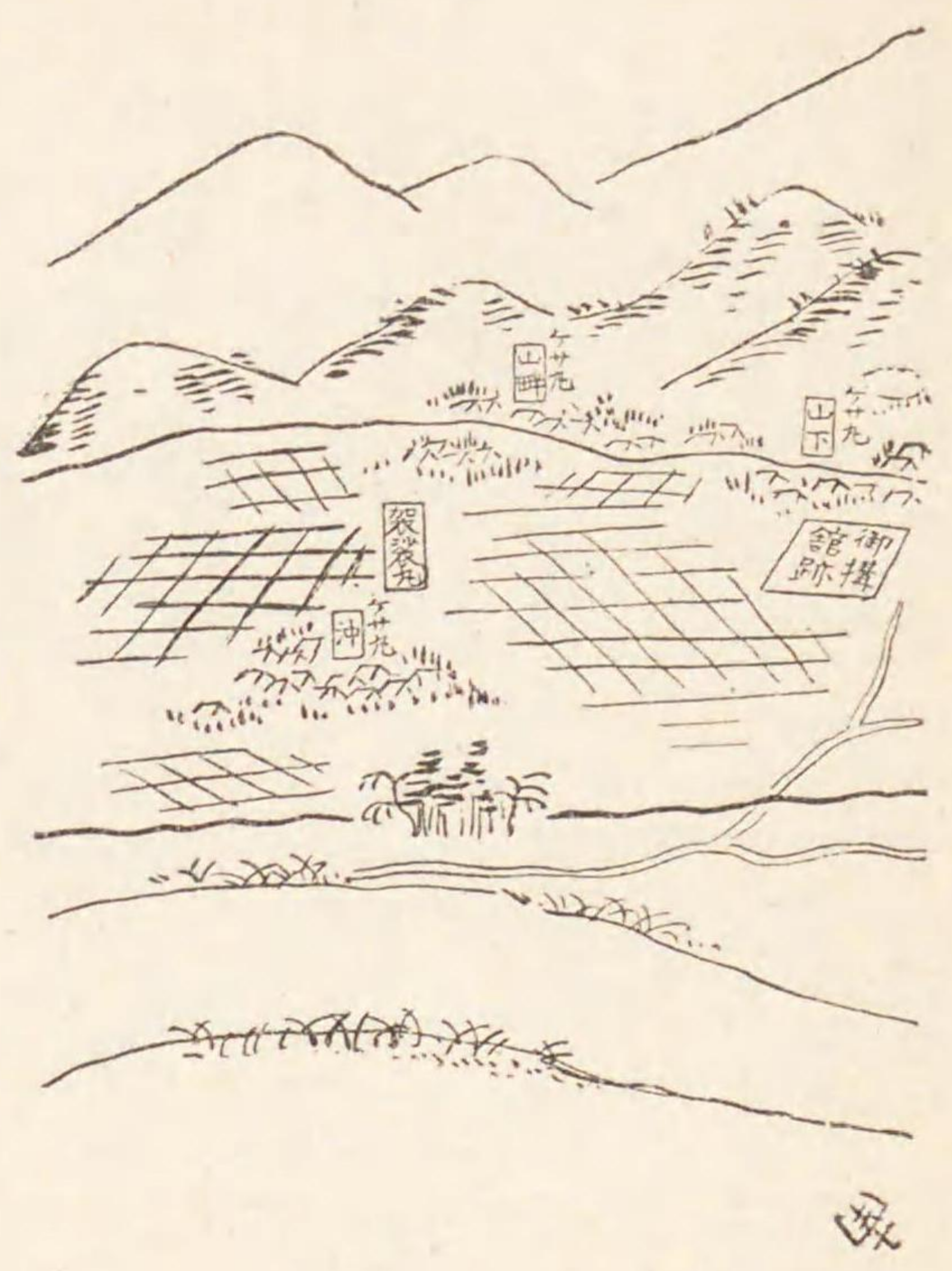












は杉崎の枝村にこそ有けめ。  
 金刀比羅大神 古城跡麓字桃、木洞鎮座祭神大己貴神、崇徳天皇御神靈。境内地無餘勸請來由年曆未詳。  
 此大神の御事は、定て讃岐國象頭山に座るを勸請奉りしならむ。委しきことは、隣郷古川町縣の、増島攝社の條に記置侍。  
 明神靈水 在右社内。  
 往昔大神の靈夢に依て村長探得たり。早魃にも不涸、近村に至るまで、此泉にて活を凌げり。因其の傍に大神を勸請奉りとぞ。

○杉崎村一名 高七百二十一石四斗七升七合、山林段別木數不詳、家百三十七戸、人六百廿餘人。

産物 米七百石 稗百石 黍四石 桑千五百貫目 大麥百石 小麥五十石 楮三十貫目 烟草數不詳 大豆四十石 小豆五十石 藍葉二百貫目 大繭百五十貫目 小繭六百三十貫目 粟十石 蕎麥七石 絲四十五把 布百五十疋 蠶種紙二十四枚 石灰山内出之 芝灰秋多春地燻芝 山鷄十雉 五マス二十本年魚二百 鮒百 鱒三百 ウグヒ百。  
 東方 沼町村へ七町。西方 袈裟丸村へ十町。南方 宮川。北方 大江村へ十町。高山 四里八町。  
 村名義は、上代に、大杉の生立たる山崎か崎は、海邊江潮等にはかきるべからず岡崎か、野崎なる村と云義なるべし。里説に、往古野中一本杉とて大木あり、朝日の昇りたるに、其蔭の覆ひし地故、しか名つけしとぞ。又一名を小島と云は、中昔小島何某、此山城に住ける故、小島城と唱へしを、建武の後、飛驒國司代々住たまひ、其分家の小島氏も、代々住居せられしより、村名とも、郷名ともなりしとなり。古來此村名を、小島とのみ云て、本名は杉崎と云ふことを知らぬ里俗は、今も猶少からずとなり。  
 産土神阿多トク大神社 神階從五位上、式内八社之一、號中宮。祭神火闍降命、後世年代不知合祀、祭神、白山比咩大

神。境内二畝四歩除地。

【二代實錄】第十四卷、清和天皇貞觀九年十月五日庚午、授飛驒國從五位下云、阿多由太神云、竝從五位上、○【延喜式】卷第十、神名下云、飛驒國八座云、荒城郡五座並とありて、大津神社大は天の誤なるこ、荒城神社、高田神社、阿多由太神社、栗原神社、○【往野册子】總社考云、阿多由太神社、所在未詳、小島郷杉崎村、田井江川西、西光寺南なる。田字たゆだと云とぞ、是もし阿の一言の省たるにもあらむか、其所に、今は白山神社ある、其ならむか、禮彦曰言の省は勿論なり、俗民も禮彦も、今も猶、阿彌陀佛を、只彌陀如來、彌陀本願など云ふに非らずや。○【寶曆除地帳】元祿除地帳より抄出に、除地二畝四歩、村抱白山權現宮地。○里人曰、往野翁【國內神社考】に、  
 吉城郡小島郷杉崎村なる祠の邊を、字たゆだと云む云ときけば、【延喜式】なる阿多由太の阿字の省かりたるならむかと思ひよりて、此社に參出てよめる、今は白山神をなむ祭れる。  
 田中 大秀  
 阿多由太のもりかあらぬかしら山の、神といへばいまはしらす  
 阿多由太の神のみやるし知らねば、多由太のやしろそれかとぞ思ふ

國中八社の事をよめる歌の中に

野村 美敬  
 阿多由太と多由太と音のかよへれば、多由太の宮居あふぎまつらむ  
 人々のよめる歌を見て佛語に、阿彌陀を只、彌陀のみもいへば、 富田 禮彦  
 阿多由太の多由多を聞て法師も、阿彌陀を彌陀と云にや有らむ  
 ○古川人野村健平野村美敬長男、田中大秀門人曰、前年此社の社人、白山大權現と云札を掛たり。人皆怪みて、如何なる故ぞと問けるに、社人の【神名記】には、白山大權現とあり云云。此等の事處々少からず、因按に、往昔白山別當、越前國平泉寺末寺、美濃國長瀧寺僧徒、又能登國石動山天平寺僧徒等、國內に來り、勸化回檀と云て、徘徊こと多年なり、其中には、頗る凶暴なる僧ありて、賽物不多ときは、狼藉に及しことありと云云、此等の徒、孟浪に改めし類ありしならむと、先輩も既に言り。さて【杉崎村檢地帳】にも、白山大權現と記たりとぞ、其は證には成がたし。○按に、健平の説の如く成べし、禮彦かねて聞しにも、往昔長瀧寺の僧徒と、本土の國分寺千光寺僧徒と相議て、白山は、飛驒・美濃・越前・加賀等の國に跨れる大山にて、其に鎮座大神な



れば、即國の鎮護神なりとて、國中村々へ勧めて合祭らしめたりとぞ。其はとまれかくまれ、古しへ朝廷より、度度神階まで昇進授たまひ、且【延喜神名式】にまで載たまひし、舊來の神名を稱さず、後に合祀りたる、神名をのみ稱せるは、甚だ淺はかなることにて、朝廷へ對ては、最可恐ことならずや。さて後に天正の末に、金森父子越前より討入、本土平定の後、猶更領主の憐哀を受むとて、さらぬ村里までも、白山神を祭りたりとなむ。○【神名帳考證】【同叢說】等に、此阿多由太神社のことを種々説たれど、皆押當なる説のみなれば略きつ。委く記しぬ。○【古事記】上卷 六十二に、大山津見神之女、名阿多都比賣、亦名謂木花之佐久夜毘賣云、佐久夜毘賣一宿哉妊、是非我子、云云。故其火盛燒時、所生之子名火照命、此書人阿とあるを、【書紀】卷之二 神代卷 六丁オに、即放火燒室、始起烟未生出之兒號火闌降命祖也云云、始云々、次生出之兒號火明命、等始祖也。【古事記傳】十六一ウに、是は彼天忍穗耳命の御子、尾張連祖なる天火明命と混ひつるなり、又書紀卷之二 三ウ海神宮段に、其火闌降命、即吾田君小橋等之本祖也、【姓氏錄】神別に、阿多御手養、火闌降命六世孫、薩摩若相樂後也、又神別、阿多隼人、富乃須佐利乃命之後也、さて阿多てふ地は、【和名抄】に、薩摩國阿多郡阿多郷あり是なり」と有、しかれば古へ

阿多氏人名は、斐陀國造の附屬官に任れ來て在けるが、其祖神を此處杉崎に拜祀て、供米を作るべき田を寄附て、齋はり清めて、其田を作りければ、阿多氏の齋田てふ義にて、阿多由太神社と稱しにや。【和名抄】に伊勢國度會郡湯田郷あり、【式】に其地に湯田神社坐り、【葉】にのはいむの反、齋田の義なりとあり、阿多由太の由太も、同義なるべし、文化年中吉田家臣、玉田常陸介と云者飛騨國式内八社調と稱來て、此杉崎村に坐せるを知らず、荒木の木會垣内村の權現社を闖取て、阿多由太に當れりとせしは、【延喜式】の一郷一社の撰をも、五郷の正しき次序をも知らざる者の所爲にて、採用するに足らず。

産土神白山社 鎮座 本社六尺三寸、拜殿二間、祭神白山比咩大神、祭日、氏子杉崎枝村岡前民、袈裟丸村惣民九十五戸、境内二畝廿步、除地八間。

此社は杉崎の枝村岡前に在、宮谷川の東なる山麓にて、元來白山大神に坐敷、又は、阿多由太神社の如く、上世は別神に坐を中昔より白山大神を、合祀來れるに非じか。

同北野天満宮 鎮座 本社、拜殿九尺、祭神菅原贈太政大臣御靈、祭日、氏子、境内一段二畝步、但、除地、除地、右社地上段凡七間、下段凡十四間、又除地外四間、みす場、里民傳云、故國司姉小路卿の祭り給しを、後に神體は、村

山村松森に祭れり、今所在の神體は、俗に所謂、渡唐天神の御像に御坐り。

同諏訪社 祭神建御名方富命、祭日、氏子、境内一畝十步、里民傳云、元是祭神稻荷神に坐るを、古の社人は諏訪明神なりとて、里民と争て止まざりしを、社人神圖を取て定むべしと云て、闖取て諏訪とせしとぞ。いと、淺はかなる事なるかも。

同天王祠 祭神建速須佐男命、境内、同天、勸請來由年代共不詳。北野天満宮より乾の方の山間、字天、王洞鎮座、【飛州志】には脱せり。

産土神大歲神社 鎮座、本社五尺四寸、拜殿二間、祭神大年神亦云大歲御祖命。

此社を、【村長調書】には、字神様田と申て、杉崎村地内、沖町沼町地境近所なる大路の長に在、除地八間、一畝廿步と記せり。されど【寶曆除地帳】には、より抄出書、此大歲神社の名目、并除地を不載、又、除地二畝四步白山社地、同二畝三歩地藏堂地、同二畝廿步白山社地、同一段二畝步天満宮地、同一段十步諏訪社地と記せり、村長の書出せる除地と近ければ、元祿年中まで、諏訪社と稱へたるを、享保十三年、【飛州志】編纂の頃は、復古て大歲宮と稱せしか、不詳。

【三代實錄】第十四卷云、清和天皇貞觀九年十月五日庚

午、授飛騨國云、八社諸神、同國正六位上大歲神云、等從五位下、○【飛州志】云、大歲宮在于小島郷杉崎村來由未詳、此氏は鶴を不食と云、按に、祭神【大和姫世記】云、伊佐波登美神、稻倉魂命」とあるは、御弟の宇迦之御魂神を取違へしなり、○【荏野册子】總社考云、大歲神は吉城郡小島郷沼町村の道傍なる小社なり、【古事記】に、速須佐之男命、妻大山津見神之女、名神大市比賣、生子大年神、次宇迦之御魂神」とあり、【傳】九卷の五に、登斯とは、穀の事なり、かくて此神は此穀の事に大なる功坐し故に、此御名を負給へるなり。さて諸國に大歲神社と云が多かるは、此神を齋へるも有べく、又其處々にて穀の事に功有し神を、然稱名けて祭れるも有べし。漢籍にいはゆる大歲とは、痛く異なり、【古史傳】に、曆法家に謂ゆる、大歲とは命世記に、眞名鶴稻穂を咋持廻て鳴く云、此鶴を、大歲神と號て祀たまへり、是も穀に功ありし故なり云云、と云れき云、○【古史傳】卷初云、大年神、亦云大歲御祖命、本書に悉ければ、○【神名式】に、山城國乙訓郡大歲神社、大和高市郡大歲神社二座、和泉國大鳥郡大歲神社、攝津國住吉郡草津大歲神社、遠江國長下郡大歲神社、駿河國安部郡、大歲御祖神社、但馬國二方郡大歲神社、石見國那



賀郡大歲神社等載れたり。里民云、此社地は杉崎村に在ども、祭祀は、沖の町・沼町・行真三村にて仕來れり。字神さま田は、社續の東に、田三枚あり、除地にはあらずといへば、上古の神田なるべし。

大年神社まるで、秋の中ごろよめる

田中 大秀

御いさを、人しらねかも大としの、神の御社の、しくあれぬ

大としの神のみたまとあからめる秋のみつほ田みらくしよしも

按に、此沼町村・沖の町村は、國內にて名たゝる深沼の田地にて、他村よりは耕作に殊外苦勞多く、收穫少しとぞ。他村は豊作にても、此村々はや、もすれば、取劣ることのみ多かれば、上代の國造の教訓にて、年穀に御功勞の深き、御恩頼の厚き、大神を此村々に齋祀らしめ、豊穰ならむことを、願祈らしめられたるならむ。其も三村の界内には深沼の田地のみなれば、據なく隣村の淺田の地を借て、産土神を齋祀しにやあらむ。三村の今戸敷にて古の一村には杉崎の校村なりつらむ。近世まで、徳川家より、年々に沼町組、沼町、沖町、沼田耕作手當として米五十俵宛、買請米を與へられき。此の大年の神の御子は、國中一宮と仰奉る水

無神社の祭神、御年神に坐り、深き御縁のますこと成けむ。かゝる尊き御神の、上代よりの厚き深き、御恩頼を忘れて、荏野翁の歌の如く、村民等鹿略に思奉て、御社のゆゆしく荒行をも、顧見ざるは、いとく可畏事ならずや、【十社考】に、悉しく記しおきぬ。

地藏堂 近世堀通したる細井川の東岸にて、大年社と、中の社との間にあり。

本尊 境内二畝三歩地除

西光教寺 號紫雲山、古天台宗、後大永四年、道場開基、西本願寺宗、越中八尾聞名寺末。本尊阿彌陀如來、裏書。大永四甲申年三月大谷派本願寺實如在判、聞名寺門徒飛州吉色郡小島町願主釋善明、境内屋敷一畝十歩。元祿七戌年檢地、名受道場藤八、同十二年除地、元祿十三辰年寺號に改。

【飛州志】に西光教寺と記、裏書名善明を善念とあるは誤なり。

本龍教寺 西本願寺宗、越中八尾聞名寺末、道場開基天文五年、本尊阿彌陀如來、裏書、天文五丙申年五月本願寺證如印、聞名寺門徒飛州吉城郡小島町願主釋顯道、境内屋敷廿七歩、元祿七戌年檢地、名受道場五郎右衛門。同十二年除地、寶永元甲申年寺號に改。

秀友と銘有。

小島古城 明治四年辛未□月、國中三郡村々より明細帳を廳へ納めし時、此古城跡は元來沼町村山内字紹ヶ洞に付沼町山敷に成ぬ。

○【飛州志】に、小島郷杉崎村に在、古城圖に別あり、姉小路家代々、居住本城也、柳御所と稱。○【治亂記】に、建武二年、南朝より飛驒國司、宰相藤原賴鑑朝臣下向し玉ひ、小鷹狩城に一説無内城後の城名を書しなり、住給ふとあるを按に、其より追々國土等、奉歸順て參向ける中に、小島何某も、己が居城を獻けるに依て、小島某は斐斐丸に城を築て住つらむ國司此小島城へ移住たまひけむ。さて國司三代は無事なりつるを、數十年後四代に當れる尹綱朝臣の時、南北朝御和議の後、應永年中に至ても、尹綱朝臣朝參し玉はざりし故、足利將軍より征伐すべしとて朝倉左衛門尉・甲斐小太郎は、越前の穴馬より美濃郡上を歴て討入り、京極近江守は益田郡より、小笠原信濃守は越中へ回り、篠津を渡りて、下山中より討入、此小島城を諸軍一同に責落さむとせるを、尹綱朝臣國土を集め、防戦はせられしかども、火を懸られて、應永十八辛卯年八月十三日、終に落城、國司尹綱一作尹綱朝臣は、朝倉の臣井上新兵衛に討たれたまひしとぞ。國司四代、年數八十一年とは凡七十七年を経て亡給ひけるとなり。さて其後廢城にて、年

(寺松小)



松寺の松の千年やすきにけむ、杉の木たてる跡のさびしさ

田中大秀

宮谷寺跡 岡前舊館の東南凡二百歩田中に在、今も字大開基廢絶年代未詳、殘礎大石一次を彫たるなり、確の如し、此邊を一箇、小石十一と、又小石廿八残り、里人敢て其を動かさず。壽樂寺舊地 岡前民家の北山麓狭の地凡五間、古墓數基あり。里傳云、宮谷寺の塔頭壽樂寺の跡なりとぞ。袈裟丸淨永寺も、宮谷寺の塔頭なりしとぞ。

寺説云、故國司姉小路家臣、田中五郎右衛門と云士、流浪後、本願寺十代證如師の弟子と成、顯道と改、畫像本尊の裏書を得たりとぞ。  
梵鐘長二尺七寸二分、徑一尺、梵鐘八寸、無銘、風乾四十八。元是、姉小路家の陣鐘なりと申傳侍。

寺説云、故國司姉小路家臣、田中五郎右衛門と云士、流浪後、本願寺十代證如師の弟子と成、顯道と改、畫像本尊の裏書を得たりとぞ。

寺説云、故國司姉小路家臣、田中五郎右衛門と云士、流浪後、本願寺十代證如師の弟子と成、顯道と改、畫像本尊の裏書を得たりとぞ。







國司姉小路中納言基綱御詠歌 國內ハ

細江冬

さくらんくふくしをみちる  
しんごらんれんぬののちや  
さくらんぬん



萬葉集卷十二  
白檀斐太乃細江之  
菅鳥乃妹爾戀哉  
寢宿金鶴

馬備前少将光政君画 礼彦

卿一回によみてつかはしける名號和歌六首の内

冷泉爲政卿

秋をへしかけをもとめぬ月はうし、細江の水に雲  
かくれして

細江 出柳齋

館 機 字福柳號柳齋  
越後人住江戶

離々黍黍滿秋畦、舊館迹荒路欲迷、認得細江如帶  
水、一聲時有菅禽啼、

又

本居内遠 尾張人、關本  
居氏、住紀公。

涼しさに夏も寝かねて菅とりの、やとる細江の月  
のこほりに

細江懷古

赤田元義 字伯真號臥  
牛高山人。

菅禽今不見、滿野盡田疇、御構名空古、細江水自流、  
追懷三百載、芳譽幾千秋、歌咏終無朽、納言舊此遊

細江

田中 大秀

風寒み細江の汀こほらし、ねぬ夜ふけゆく菅鳥  
のこほ

飛驒國司姉小路中納言基綱卿、同參議濟繼卿の事  
を思ひやりて 東溟上人 菊亭内府實理公末男、  
越前權越識守住、

幾秋か心細江の月を見て、都の空を忍ひましけ  
む

細江

富田 禮彦

霜侵殘礎細江清、蘆荻凋衰寒月明、唯有岡前似曉  
昔、菅禽夜々不停聲、

細江歌塚

細江歌塚

從二位權中納言藤原基綱卿  
故郷にのこるこゝろは心にて  
みはなほひなの身をなけく哉  
參議正三位藤原濟繼卿  
雲をわけ濁を出しこゝろもや  
おなし蓬の露の月影

正二位權中納言藤原實愛書之

細江歌塚碑

從二位權中納言姉小路公、諱基綱、小一條左大臣之裔、世  
任飛驒國司、公從飛鳥井大納言雅親卿、學和歌、被稱于文  
明明應之間、延德二年四月

皇太后大祥、修法華八講、公奉

勅記其事、曰白重日記、文龜之初、襲任居飛驒吉城郡小島郷  
細江、號細江漁叟、賦和歌百首、以述旅情、又咏三十首、寄  
道遙院内大臣、内大臣和之、公爲中將之時、咏國內八勝、而  
寄男參議公于京師、中有詠位山雪歌、寓軼軻之歎、事  
上聞、詔進權中納言、以永正元年四月廿三日、薨於任、年六

斐太後風土記卷之十三 吉城郡小島郷 杉崎村

十四法證常心、

子正三位參議公諱濟繼、亦善和歌、永正五年、始得與天  
會、則獻所咏百首、尋十三年之會、其咏月前蓮之作、得入  
天會集之撰、今碑面所刻、即是也、既而襲職于飛驒、年記以  
十五年五月廿九日、薨於任、年四十九、法證常濟、其子朝  
臣、諱濟俊、任左中將、從父於任、大永七年十月二日卒、年  
廿二、大秀夙慕二公之風、寬政中、適京師、囑畫院博士藤  
原光貞朝臣、寫二公像、又請花山院右大臣、書中納言公寄  
道遙院旅況歌一首、及參議公月前蓮之歌於其上、以藏于  
家、且核定其遺稿、題曰細江集、付以公家譜、會古川邑人、  
從予學和歌、以古川地隣二公之舊居、欲得其墳墓、搜求有  
年、而未得、因築一塚、瘞遺稿建碑、勒向之二歌於其面、以  
奉祀云、天保七年歲次丙申夏四月、大野郡住野田中大秀謹  
誌、

山家梯

藤原 基綱

二三茅屋客過稀、苔鎖危梯傍翠微、經歷林西斷還  
續行々認到小荆扉、出柳山力所  
反故堆中

雪玉和歌集

西三條實隆公

長享三年七月、姉小路相公の室家逝去、哀傷、侍從亞相被  
送十咏其詞、

香山居士の柳枝をば、春の別に同じ世をかなしみ、雪



堂先生の朝雲をいたむ秋の思に、かの縁をたつ、皆一曲を感じて終に數妾に加はる、其契淺からざれども、そのよせおもからざるにや、凡萬葉の古風にも、おのが妻こそとこめづらしき思ひをのべ、五條禪門も久しく人にと馴て、悔しき詞をと、む、妹脊のならひ同じといへども、おもひ人のかたらひ異なるべし、今相公の中襟をはかりて、幽魂の餘哀をとぶらはんがために、十首の野語をつりて、一寸の水懐をうつすといふことしかなり、

君見すや木すら貝すら鳥すらも、妹背に物のふかき情を  
また見すやならぶる翅かはす枝、只あらましに朽しことの葉  
霧にむせぶ春のうぐひす立わかれ、山ほととぎすねのみ鳴らん  
聲をかはし手をとりにながらさる玉も、なき床さそとおもひ置らむ  
おもひそめあひそめしよの年月も、とふしかくふしいまやこひしき  
そのことよかの折ふしよとはかりに、扱もいくたびおもひ出らむ

今思ひもとつ人とそ頼まんに、心すがたのありがたき世を  
人形の物いふばかりつくりけん、飛驒工はもたつねやはせむ  
わすれずば今は人まね笹の葉の、霜のいくよも獨ねんとや  
なけくとも日數はうつる月草の、色なるこゝろいかゞとぞおもふ

返し  
諫議大夫基綱  
柳枝の春の別は、いけるいにしへのわかれ、朝雲の夕の哀は消にし今の哀をそへて、郭公なくや五月の雨袖にはれず、うつ蟬の端山の露、枕をかすことあり、魯直が僧伽の塔を拜し、李益が西樓の月を賦せし、朝光の大將のありとおもはん人をかなしみ、國章の大貳が妹なき床を恨みしも、からといひ、やまとといひ、とほき跡にくらべて、ちかき思ひをなくさめむとす、爰に公十首の寶唾を淋て、予が九回の愁傷を蘇す、感悅にたへずして、みだりに和答を奉る、その歌にいはいく、山となり川とながれていもとせの、終のおもひぞただなみだなる  
かはす枝今はなけきとなりし世に、ひとつ蓮ぞ猶

たのまる、  
おくれるてなくもかひなくまよふらん、ふもとをも見ぬ山ほととぎす  
つれなしや人なき床のちりのよも、此きはにさへ出がてにして  
菅こものとふしかくふしめもあはで、見しよの夢のちかき手枕  
時のまに千たびも、たびおもひやれど、心をかはず道はしられず  
たへがたやおもひくらべておとるとも、まさらぬうさの慰もがな  
はじめなき世のならひさへこふの神、そひはてぬ身を何つくりけん  
玉笹のみしかよをだに明しかね、霜のまくらぞかねて悲しき  
しらばやな西にと入し月草の、花のうてなになにうつりしや人  
後土御門院御日數中、伏見般舟三昧院に素服着して侍りける、濟繼朝臣のもとへつかはしける  
いまさらに法の筵につかへても、君しあらばとさぞ忍ぶらん

返し  
左中將濟繼朝臣  
おもひやれのりのむしろにつかへても、空しき影に袖ぬらすとは  
永正第二初夏二十有三者、光祿大夫黃門一回忌辰也、感歎之餘、置六字名號於厥首、猥綴和歌、聊述情云、於飛州古川郷遊去  
なに事に思ひは出ぬ人のよの、今更花のかけにかなしき  
むかしごと去年をもこふる習ひをば、我にかたらへ山ほととぎす  
あきをへし影をもとめぬ月はうし、細江の水に雲隠れして  
みやこにもかへらぬ道をさりととも、軒端の山の雪に見つらん  
たがためもならはでうしと見し人の、餘波はけふにめぐりきにけり  
ふかき海に高くやありし位山、代々にこえける君がめぐみは  
飛驒國司にて、基綱卿位山の一位の木を笏の料にのほせられしとき  
位山みね近きまで我こえし、道をば君が手にとりて見よ



ひと坂はこえ残してむ位山、老てはず、む道もく  
るしき

【碧玉和歌集】

冷泉爲政卿

基綱卿納言昇進の事、年月申侍し、折ふし飛州下向のこ  
と侍れば、上洛のとき勅許あるべきよし勅約の處、所勞  
危急のよし注進によりて、勅許ありしかば、息の中將濟  
繼朝臣のもとへ、よみてつかはしける、

老の坂おほつかなきも位山、こえんや安き門出な  
るらん

返し

濟繼 中將

老の坂のほりてこえん位山、先めぐみある道のか  
しこさ

四月二十三日、飛州にて身まかり侍る基綱卿七回にて、  
さまざま作善のあらまし、都より傳へ聞侍るも、思うら  
やましく、又當時身上におもひあはせられ侍れば、ここ  
ろほそくて、濟繼卿のもとへ文のおくに書付侍る。

我跡よたれにとはれむ位山、おなじ思ひに世を盡  
すとも

○大江村 高四百七石九斗二升八合。山林。

家百一戸、人四百七十餘人。  
産物 米三百石 稗七十石 大麥三十石 小麥八十石 大豆

四十石 小豆四石 粟六石五斗 蕎麥十二石 黍二石 菜種  
六石 桑二百貫目 麻六十五貫目 楮四十貫目 杏・榧・柿・  
栗・ヒヨビ・ツクバネ 數不詳 大繭八十貫目 小繭四百貫目  
眞綿十一把 生絲十把 荏八斗 藍十五貫目 青石千二  
百貫目 荒砥五百貫目 山鷄十二雉十 石灰六千三百  
石。

東方山、柏原一里。西方 杉崎村へ十町。南方山、北方山。  
村名義は、此村往古以來何方より見ても、岡の高處に家居  
せれば、諸人高家村なりと云しなるべし。【和名抄】の郷名  
に、荒城郡高家タカカと有は、信濃國安曇郡高家タカカ、郷と、同  
名同義なるべし。佐渡國雞太郡高家タカカも同じ。紀伊國日  
高郡に、高家タカカ、高家王子社あり、【名所圖會】後  
編五卷三に出。【源平盛衰記】に、平維盛の高家王子を伏  
拜れしこと見ゆ。元高家は、多加以倍なるを、加は後となり、音  
便もて、多以倍と唱來、且一郷の名に成しことも既記置ぬ。  
か、りし事を知らず、村民申傳に、古しへ神原と唱しを、い  
つ頃大江となりしか知らず、大江は一之洞山上に、大池あり  
し故に、名つけつらむと云るは如何。抑神原と云ふは、此村  
より高原郷柏原村へ越る嶺は、最高山なれば、上小島上白川、樺  
木多生たれば、樺原かおほはらと云はむ、と號つらむ。嶺を越れば  
柏木多生ひたる故、柏原村と云るに、相對たる名なるべし。

東海道蒲原驛と、越後國蒲原郡は、蒲原  
はに生たる地ありし故の名ならむか、其を神原とは、村民等、【節用集】  
などを見て思得たるならむ。又山上に大池あらば、大池村  
とこそ號べけれ、其を大江と思へるは、江湖河海、溪澗川澤  
池沼等の差別を、いさ、かも不知もの、云事にて、更に採  
用るに足らず。此村の中央なる田畑字に、大丸と  
云る處あり、由ある事なるべし。文明より文龜まで  
の國司、姉小路中納言基綱卿は、岡前の別莊に住れし頃、  
【萬葉集】なる、白檀斐太乃細江の歌に據て、此高家村の山  
間より流出て、彼別莊の前を流行細堰川を、細江と改て、自  
ら細江漁夫と號られたり。然るに其を聞傳へて、後年にえ  
せ者ありて、其細江より思付て、高家を大江と改しならむ。  
細江の流未ならば、大江とも成つべし、上流の大江に  
て、下流を細江とは、大江の濁水の如く聞えて如何。細井川は、享保十二丁  
末年の、【國中村々總繪圖】の内、大江村山繪圖にも出たり。  
是は村々の田の用水の爲なれば、井は借字にて、細堰川は其  
義著明なり。歌名所の大堰  
川の反なり。【家語】云、江水始出岷山、其源可濫  
觴、及其至於江津、不方舟、不避風、不可以涉、昔肥後細川家  
臣、有大川某、君侯問其家由緣、某答曰大川の源とほく尋ぬ  
れば皆細川の流れなりけり。侯解頤たまひしとぞ。源は細  
流にて、末は大江と成ること、和漢皆同。況大江てふ雅言も  
大江てふ熟字も、なきをや。

産土神白山社 榎本鎮座、祭神白山比咩大神、境内八畝歩  
除。近高田神社。

祭神 村民書上に、高田神と書たれど、神典に高田命と  
申すは坐さざれば、押當ならむか、神原と云も、高田神の  
縁なり。神原嶺の傍に、字高田あり、往古は其處に鐘座あ  
りしなど、さまざまの妄作の説を書上たれど、一つも信用  
なりがたし。此村民、【延喜式】神名帳、飛驒國八社にて、  
荒城郡五社の内、高田神社の訓は、【古事記】【日本紀】神  
代卷なる高田にて、他郷に坐すことを知らず、文化年中、  
京吉田家臣玉田永辰來て、勸たるに欺れ、式内の高田神  
社は、古來大江村に坐りと諸人に誇り、いと古く見ゆる  
板額を作り、石碑を建てあれど、他村他郷の農民は、皆太  
江村の榎本白山とのみ言傳へて、信ずる者はなしとぞ、  
式内の高田は、近世名だ、る越後高田と同名と思は、  
式内宮中座摩巫祭神、福井神も、越前福井と同名なりと  
て、福井不、神と誤て申べからむ。玉田永辰、高原郷在家  
村にて、桂本社頭に老杉あまた繁茂て神さびたるを見  
て、郷名といひ、是ぞ【延喜式】の、高田神社ならむ、自今  
名を改むべしと勸けるに、社人も村民も、【延喜式】より  
は、社草創の江馬家ほど尊きはなしと思ひて、諾はざり  
しかば、永辰も爲方なく立去しと、其郷民語りぬ。其時歸  
さに、此大江に來て勸めしにや有む。

産土神多度社 祭神天津日子根命、境内二畝二十歩  
除。



勸請來由不詳、○【神名式】伊勢國桑名郡多度神社、大神、此神社は、延暦元年昇進坐ましてより、天長・承和・嘉祥中、漸々進み給ひ、貞觀五年正二位まで昇給ひしこと、國史に見えたり。○【古事記傳】七、六十九、天津日子根命云、伊勢國桑名郡多度神社は、此神なりとぞ、姓氏錄云、多度村、ウニ、天津日子根命云、多度神社は此神なりとぞ、多度山、萬葉の多度川、續紀云、(假名)云、○【稜威道別】五、四、二傳に同。かく明白なる神に坐ませるを、○【飛州志】に、祭神大已貴命とあるも牽別と云べからむ。村民は、【志】に據しならむ、又日本武尊とは、伊勢國朝明郡鳥出神社の祭神の誤ならむ。○【村民書上】に大已貴命・日本武尊と云は【飛州志】に據りたる妄説ならむ。

諏訪社 字須波、鎮座、祭神建御名方富命、境内無餘  
加茂社 字加茂、鎮座、祭神、境内無餘  
藥師堂 本尊 境内一畝十二歩餘  
一字の堂にて不相應廣き境内なり。是も往古は、大名持命・少彦名命を祀りしならむか。

南光山壽樂禪寺 禪宗洞下、高山素玄寺末。初眞言宗、開基不詳。中興元祿年中、素玄寺八世古林道宣。本尊藥師如來像、脇土日光菩薩・月光菩薩立像、慈覺大師雕刻。境内六畝廿四歩、田畑二段三畝廿一步餘、元祿七甲戌年、檢地名受

壽樂寺、同十二己卯年除地、此高二石二斗八升。○【飛州志】に、寺説云、大治年中の草創たりといへども、來由不詳と記せるは、杉崎村宮谷寺の大般若經裏書の年號を見て、思付たる妄説也。○【寶曆除地帳】に、開基年號不相知、慶長年中、金森法印嫡子出雲守可重再興除地、と記せるは、當昔の住持が奸智にて、縣令を欺ける妄語ならむ、今般村長の書記に、開基不相知、元祿年中、素玄寺八世古林道宣を祖とすと記せるは、實に然るべし。○隣村杉崎里説等にて按に、古しへ此寺は、年代不詳、杉崎村に在りて、宮谷寺の塔頭にて密宗の由なり、さる故に、本尊は藥師、脇土は日光・月光を安置せるならむ。抑天正十年十月、江馬常陸介輝盛八日町にて戦死の後、小島時光軍勢を率て高原へ討出、諏訪城を責落し、鐘と大般若經を奪取持かへりて、經は宮谷寺へ寄附せしを、其後宮谷寺の鐘、經を、此壽樂寺の什物とせしとぞ。元祿中、此大江村藥師堂傍に寺を建て、壽樂寺二世古默道如と云し僧移住しとなり。それまでは宮谷寺中か、又は其邊にありしにや、且寺跡は舊來のまゝか、又は大江にて改しか不詳。又天保年中、寺後の竹林を、堀平均せし時、一圍許の櫟樹の地下より、十二神の塑像を掘出せり、頭面七八寸許にて、古物良作なり、往昔火災に遇しと見えて、中心焦たるを又舊地に埋みしとなむ。○姉小路家の山莊を、十樂觀と號られた

りとぞ、其に據て音近ければ、壽樂寺と號しにや。○寺藏書寫大般若經は、天正の初の頃、高原江馬家にて、越中新川郡の村里七萬石を押領せし由なれば、其節越中の寺院にて得しものならむ。崇徳天皇御代、大治五年より曹洞元祖道元師、建長四年より、越前永平寺にて遷化、二十餘年前なり。次々の年號を書記せり。越中新川郡の内の台密宗等の僧徒が、寫せるにやあらむ。其檀主の姓名等、遊遊郷高野郷の舊蹟、村々に有まじき姓名なればなり。しかれば越中の宗旨、寺院より江馬家の藏書となり、天正十年、其を小島時光奪ひ取來て、宮谷寺へ寄附せしを、後に年代不詳、此壽樂寺の什物とせしなれば、元來曹洞宗の重寶とは稱べからず。○【飛州志】に、大般若之後書に、凡卷末に名字年號等を載す、按に、大治五庚戌に初り、天承・長承・保延・永治・康治・天養・久安・仁平・久壽を経て、保元四乙卯に至り、三十年にして全部書寫の功成と見えたり。又大永・天文・天正の年號を誌せし處あり。是は經文の後書には非ずして、後人猥に、州内の説話を、卷末の餘紙に誌すものと見えたり。各可准見、以とある如く、是全天正十年、宮谷寺へ寄附の後、往し大永・天文以來の諸説を、追て宮谷寺の僧徒が、書加しならむ。經卷には、有まじき事共なり、如此天正十年より後の僧徒が、樂書なることを知らず、壽樂寺の經末には、いと古き年代の事共を語入たり、など云て世人傳聞てめづらしと思ふは、來由の國處をも、年代をも、不考合者、さて此寺は、本尊も經卷も、元は他宗の物云ことなるべからむ。

を取集め、轉派して一字を建たるを、中興と稱るにや侍らむ。○書寫大般若經の後書、及卷末餘紙後人の書入とも、【飛州志】に出たれば、爰に略す。

十樂觀跡 字上垣内に在。  
相傳云、此處は、後本社と多度社との間に、此處のいとよき處なりとぞ。故國司の建たまひし山莊有しとぞ。發總年、代不詳。此處を大江村内字左近村と云、民喜平と云者住めり。十樂觀邊の、代々十樂を家名として、十樂喜平といへりとぞ。

大江石 字日影山より出、石碑・石燈籠・杏脫・ケツスネ・ハクイイシ・ハクイイシ石其外何品にも用べし。石性硬堅、よく磨けば色純を淺青色にて光潤ありて、年久しく保てり、國中用石の最第一たり。高山市中はさらなり、古川町縣、其外諸人皆賞て、雪上に取引、石碑・墳墓等に用ふ。

阿彌陀堂 本尊 境内無餘  
右境内に姉小路家の墳墓ありとぞ。天保八丁酉年四月、田中大秀・野村健平、其村民の道引にて尋たりしが不詳とぞ、是は小島氏の墓所ならむか。

和銅七年甲寅三月の古書寫なりとて、  
斐太國神原百姓 孫助 喜兵衛  
小原 介市 孫十郎 佐右衛門  
同 久兵衛 孫兵衛 九郎兵衛



介作 大原與九郎 同與三九郎

右の内與九郎、五郎兵衛は、實子相續の由、外略之、○村長書記に如是記せり、甚不審、抑和銅年中撰著の【古事記】諸國風土記等なる人名とは甚違ひて、凡天正以後の人名に似たり、家名を書きたると不書とを、並出たるも怪し。且兵衛、右衛門等は、大和國都の上古よりは遙に後に、山城國へ御遷都よりも、又其後の御代に定められたる處の官名を、上代の民等、名とすべき謂なし。其外種々書出たれど、何れも難信事のみなれば、略之。

○袈裟丸村 高四百四十八石八升八合、山林、家九十五戸、人四百四十餘。

産物 米三百七十一石 稗七十石 大麥六十石 小麥五十石 大豆三十石 小豆七石 粟二十五石 蕎麥四石 黍六石 桑千五百七十貫目 麻八十二貫目 楮三十五貫目 大繭六十貫目 小繭三百二十五貫目 眞綿四十把 菜種二石 赤絲十把 藍二十五貫目 薪五十間。

東方 杉崎村へ十町 西方 野口村へ十六町 南方 宮川 北方 市村へ嶺越廿町餘、高山四里半餘。

村名義は、村長書上に、里民申傳へに云、住古天より袈裟降ける故に、袈裟田とも、袈裟丸とも云り、其袈裟を下保村千

光寺へ納めたりとあるは、明白なる虚言なり。其は中昔、宮谷寺、松寺等の奸僧等、しか説て、愚民等を化したる説にて、千光寺の袈裟と同穴の論なるべし。名義を試に白さば、【續紀】に、藤原馬養朝臣・字をかりて後、字合と。柿本朝臣佐留、置始連字佐伎・錦部刀良・秦犬麻呂・大神朝臣・狛麻呂等見え、又天正の頃は、加藤虎之助・山中鹿之助等ありて、獸名を人名に付るは、古今同一體なれば、續紀、延暦十年四月戊戌云云、播磨、少目正八位上武生連藤原朝臣云云 往古象麻呂てふ人住て、田畑の事に功有し故に、其人名を直によび、其人の自作れる田をも、しか唱へしならむ。其象麻呂村を介左末呂と訛れるは、治田を半田、氣多を喜多、高家を太江とせし類にて、訛言は近郷人の平生に言ふことなれば、恠むに足らず、其を平家盛の頃の、渡邊巨が妻の袈裟女などを、佳名なりと思ひて、舊名の象麻呂を袈裟丸と書替しならむ。抑この村は、杉崎村に續て、當郷中に比類なく肥壤の大村に在ながら、上代のことはいざ不知、中昔以來、神祇は一社も拜祭らで、寺院をのみ多く建たるにても、舊名を袈裟丸と更て、上もなき幸福と思へる、當昔の村民の愚意想像に堪たり。

○神社境内除地無之

産土神 【飛州志】に、袈裟丸村の神社を載せず、今般調書にも産土神の有無を不知、然れば舊習風にて、此村は神

祇を麓略にせる村家と見えたり、杉崎村民は、岡前なる白山社は、岡前の民と袈裟丸村中の、産土神に坐といへり。

福聚山慈眼禪寺 禪宗洞下、高山素女寺末、開基始祖不詳、中興素女六世竹翁林。本尊正觀音、國內七觀音之一。別号觀音堂一字、三十三番觀音安置。境内五畝廿一步、山林一段三畝十四步除地帳に、古跡に慶長十八年再興とあれど、【飛州志】に、中興素女六世竹翁林とあれば、年代の升違有べし。古跡とあるは、台密の寺蹟ならむ。

淨永教寺 東本願寺宗、越中國婦負郡富崎本覺寺末、弘治三丁巳年開基、始祖釋淨專。本尊阿彌陀如來。境内屋敷一畝廿一步、元祿七甲戌年、檢地名受淨圓坊、同十二己卯年、除地、其後改寺號、年月不詳。

【飛州志】除地帳共、弘治三丁巳年開基の由なり、本尊釋書には、方便法身尊形、大谷本願寺釋實如在判、本覺寺門徒、永正十五年、願主淨專とありとぞ。弘治三年は、永正十五年より、四十年後なり。本尊は先に釋書を受けて、四十年後に、淨圓坊を開きし歟、又は越中國の淨專、弘治三年、此村に來りて開きしか、未詳。又元祿七年檢地名受淨圓坊、同十二年除地に成、【飛州志】編集享保十三年までの間に、淨永寺と改めしと見ゆ。

本堂跡 【飛州志】に、袈裟丸村の本堂跡は、杉崎村の宮谷寺の本堂跡なるか、杉崎・袈裟丸、共に地續也、○按に、往古は【令】よりは、戸數は殊に多けれど、杉崎と袈裟丸は一村にてや在つらむ。岡前の白山社を二村の産土神とし、且宮谷寺は宮谷を跨たるにて可考。さる故に、大門の殘礎は、杉崎村地内にありて、本堂と、奥御堂其餘の跡は、袈裟丸地内に殘れるならむ。

時々庵跡

經藏跡 天正十年、小島時光高原諏訪城を責落し、大般若經を取來りて寄附せしは、此經藏にてや有けむ。

奥御堂跡

右何れも宮谷寺の境内なりけむ。開基年曆、來由宗旨何れの内か未詳。○按に、中昔開基より國司小島在城の間は盛にて、彼天正年中小島時光父子衰敗の後、年代不詳、皆廢寺廢跡と成しならむか。

解毒清水字寺 古來美泉と稱來、煎茶に宜く、病家煎藥に用來りぬ。

光藥師堂跡 宮川邊に在、古年曆不詳、大水の時堂佛像共流失。

古城跡 袈裟丸・野口村界、城主來由年代不詳。○按に、建武年中小島何某が城跡ならむ。



○野口村 高五十五石二斗三升八合、山林、家十七戸、人八十餘人。

産物 米四十三石餘 稗二十石 大麥十石 小麥四石 大豆五石 小豆二石 粟十五石 蕎麥五石 黍五斗 荏一石 胡麻二斗 大角豆二石 桑八百貫目 麻十五貫目 楮三十貫目 桃・杏・李・栗・椶・榎・樫・ヒヨビ 大繭二十二貫目 小繭百貫目 眞綿二把 シケヒ、三百五十日 山鶏三雉二マス百本 ハエ二百 ウグヒ二百。

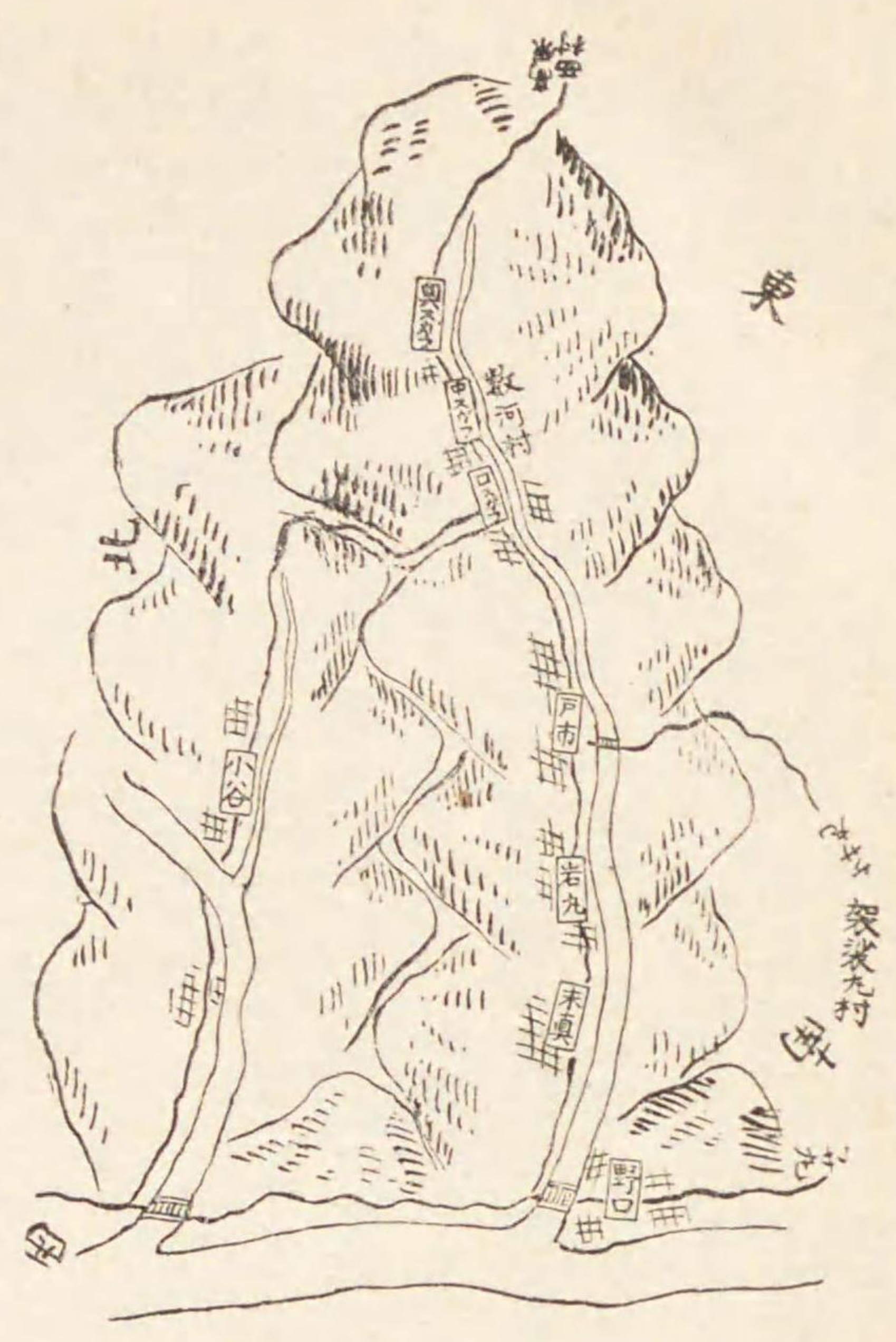
東方 末真村へ六町。西方 宮川。南方 袈裟丸村へ十六町。北方 大無雁村へ一里半餘。高山五里。

村名義は、里民傳へて云、上代に何國の人とも知らず、山中の後に辟けて、村々はすべて小島と小嶋、險阻艱難を辛して凌來り、此地に休らひ眺望しに、東方の山間に坂もなく、打ひらけたる野有、又遙に、廣大なる郊野のあるを見て、如此山國に來て、めづらしき曠野を見る事かな、是なむ兩方の野口ならむと云しより、後に地名に成しとなり。按に、其は上代の高志國人なりけむ。其人其曠野の中にとゞまり、高家郷か、深河郷の終に住居して後、其縁に因て、高志國人漸々に來住て、深河郷の民と成、本國の産土神なりとて、氣多神を拜祭たりけむ。今世古川町縣に、越前屋、加賀屋、能登屋某といへる家あるも、考合すべきことなり。是は因に記すのみ。其後又あまた

の星霜を経て、又何國人か來りて、東野に栖宿、其野と此野口とを墾開きて、東野に家居して末真と自稱しとぞ、其子孫蕃息て、終に兩村に成しとなり。

産土神末鷹明神 末真村鎮座、來由末真に記。藥師堂地 本尊 境内四畝歩、地除。

○末真村 高五十八石六斗七升四合、山林、家七戸、人四十。是は小村の一字の堂の結構には、甚不相應、廣き境内なり。古き神を祭し地ならむ。其は文德天皇の御代、齊衡三年十二月五日、大奈母知・少比古奈神二柱、常陸國に歸來、顯たまひしこと、其御實錄八卷一六二に見え、其翌年天安元年八月卷九、朝廷の御社になされ、即今の太洗磯前と、酒列磯前の兩社なりとぞ。又其年七月、十月己卯此兩神を、號藥師菩薩名神と見え、延喜式卷九の神名帳に、兩社ともに、藥師菩薩神社名神と有て、朝廷の大社の列に御加なされたり。志豆乃石屋上卷三に、當昔、專佛法の世に弘く用られたる時分故、僧其上へ勸奉しことと見ゆとあるを見れば、諸國にて、兩神を專藥師如來と思ふは、さも有べきことなり。況山中邊土の本土をや、然れば、古は兩神を祭りし故に、境内も廣かりしを、名目は藥師菩薩と唱來しにより、元祿檢地にも、古のま、除地に成しならむ。



餘人。産物 米二十二石 稗五十九石二斗 大豆八石八斗 小豆二十四石 黍四斗 大繭二十五貫目 小繭百二十貫目 眞綿二把 楮六十貫目 炭二十荷 薪二十間 山鶏三雉二、

東方 岩丸村へ二町。西方 野口村へ四町。南方 山。北方 山村名義は、村民申傳へたるは、往古何國の人にかありけむ末真と云る人、此處に來り、野を艾攘ひ、耕地を墾開きて住居して、其祖神なりとて社を建て、末鷹明神と崇祭りて、光陰を送りしうちに、男子を二人まうけ、長男は末長と申し

て其家を繼せ、二男を岩麻呂と云て、東の方溪にそひて湖り、田畑を新墾田廬を結て、岩麻呂を住しめたるに、其兄弟とも、住家永續蕃息て、後に村里に成しとなむ、申傳たる。人名を考るに、延曆大同以前の人とは思はれず、何れ平安城御遷都よりは、後世の人ならむ。産土神末鷹明神 祭神未詳 祭日 氏子野口村・末真村・岩丸村・戸市村。後年代不知、合祀白山社檢地帳【除地帳】同、祭神白山比咩大神、境内九畝五步地除。村民申傳に、古しへ越前の白山社僧來りて、諸村の産土神を改祭せし頃、此末鷹明神をも白山大神と改號しより、今世も然りとなむ。

○岩丸村 明治七年末真村合併、高三十石六斗一升六合、山林、家十三戸、人七十餘人。産物 同前。

東方 戸市村へ十町。西方 末真村へ五町。南方 山。北方 山村名義は、隣里末真村の主末真と云ふ人、男子二人あり。此村耕地を墾開きて後、長男末長に村と家とを譲り、二男岩麻呂に家を分、此村に住しめてより、兩家とも代々蕃息て、終に兩村に成とぞ村民申傳侍る。産土神末鷹明神 末真村鎮座、事實末真に記。

○戸市村 縦四町三十間、横一町、高四十三石九斗一合、山



林家十九戸、人九十餘人。  
 産物 米三十二石 稗四十四石 大麥六石 小麥六石 大豆六石 小豆二石 粟二石 蕎麥二石 桑千八百貫目 栗二石 大藪二十八貫目 小藪百五十貫目 布四十疋 薪二十間 眞綿三把 楮百貫目。

東方 數河村へ一里八町。西方 岩丸村へ八町。南方 袈裟丸村 嶺越廿町餘。北方 山 高山五里四町。

村名義は、未考得。【和名抄】に大和國十市止保郡、美濃國本巢郡遠市郷あり。若未眞近所に耕地を開き、住居せしを聞て、其所縁なる十市か遠市の人、未眞にたより來て、此處を墾開きて本郷の名を稱しが、後世に、上字戸字かはりしならむか、猶能可考。

産土神末鷹明神 末眞村鎮座、來由末眞に記。

○數河村 縱二十五町、横一町五十六間。高百二十九石八斗一升三合、皆金納。山林、家六十六戸、人三百二十餘人。産物 米十五石 稗百二十五石 大麥十石 小麥五石 大豆二十石 小豆八石 粟七石二斗 蕎麥八石 黍二石 菜種四石 荏五升 大角豆二石 麻三十六貫目 楮十貫五百目 大藪二十貫目 小藪百貫目 生絲六百目 猿頭木三百丁 水流槽三十 雪車 布三十疋 菅筵三千枚 笠竹筍千五百貫目 山トリ十 雉五 カシ鳥五 栗・橡・榎・桃・李・林檎數不

詳皮箕百 鍛冶炭二十荷。

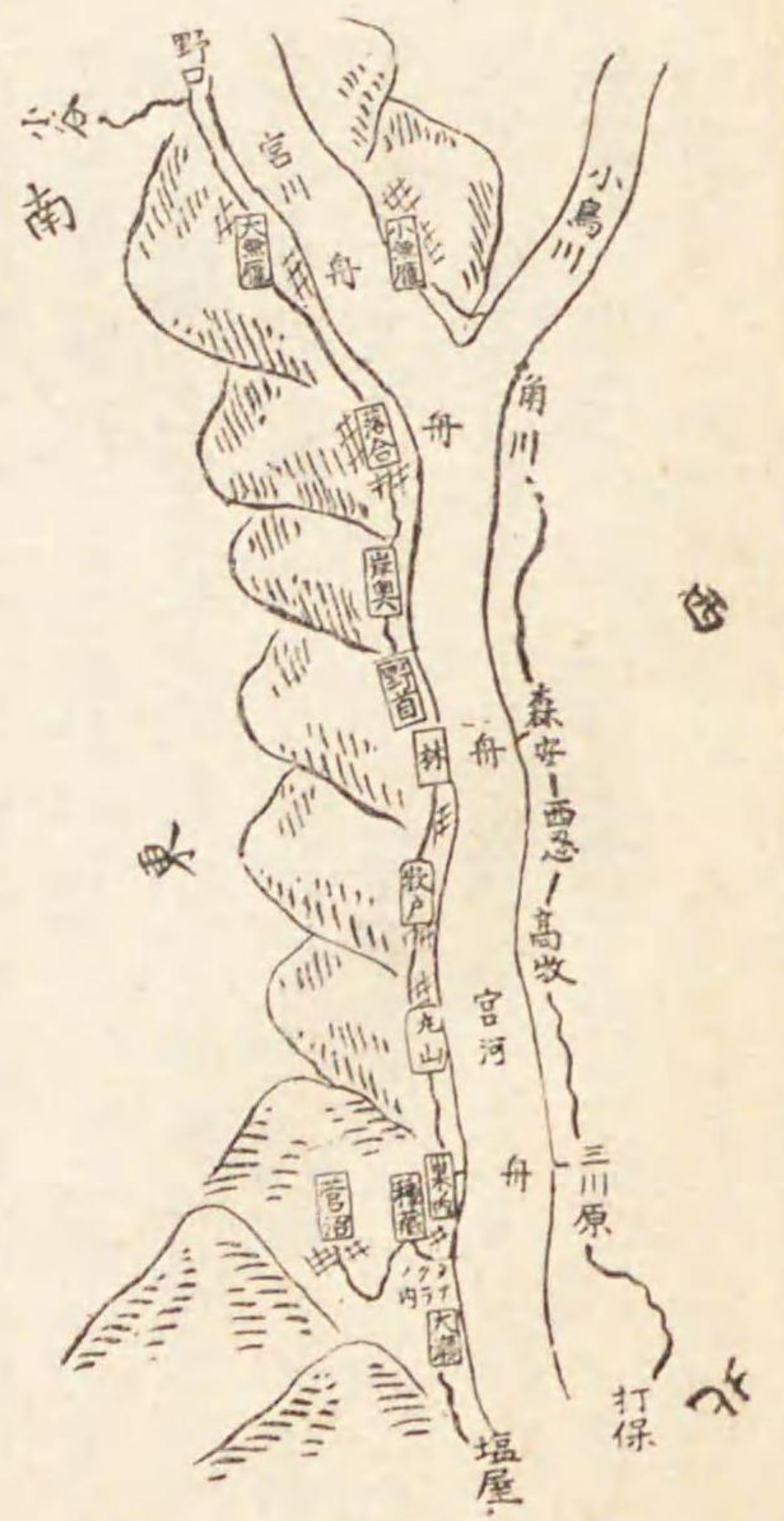
東方 高原郷西村坂越半里。西方 戸市村一里八町。南方 山。北方 小谷村峠越一里。高山六里十二町。

村名義は、此村のみ郷内の村々を遠く離れて、深山中に住り、地脈は最高 寒氣凜冽地なり。稻は登らざれば稗田のみ作れり。一村三處に離れて、何れも半里宛隔ぬ。處々の澤邊 溪畔に菅生茂りぬ。村民、夏は其菅を刈て乾置て、冬は山々にて、科科古云楮地、木皮を剥來り、績て緒として經にして、冬春は家別に菅筵を織て、昔より在古國府へも本業の如く、高山町、古川町縣・舟津町其外村々へうり出ぬ。如此菅の蕃滋地故、菅生と稱しを、後數河の字を借つるならむ。【和名抄】に、河内國丹比郡、佐渡國羽茂郡、播磨國飾磨郡等に、菅生須加郷あり。【神名式】に、河内國丹比郡、菅生神社も坐り。

産土神白山社 祭神白山比咩大神 祭日 氏子 境内二段三畝廿七步地除

同 白山社 祭神白山比咩大神 祭日 氏子 境内地無除

種元社 祭神 宇迦之御魂神 祭日 七月十八日 境内地無除  
 里傳云、往古年曆不詳、此處五穀種子降けるに因て、其を祭れりとぞ。村民長助と云者、例年七月十八日祭禮を執行ふに、昔より一度も雨の降りしことなしとなり。又早魃の年は、請雨の祈禱すれば、必ず其驗ありとなむ。



笠竹筍は古來菅生筍とて、此村の奥山に生出るを採て、高山町・古川町縣・船津町、其外村々へ賣出せり。筍の味甘美脆柔なること、國中山々に無雙なり、鹽漬にして常に用るも亦佳。

○小谷村 縱五十間、横四十間 高三十石九斗四升二合。山林 家十四戸、人百餘人。  
 産物 米一石六斗 稗七十五石 大麥四石二斗 蕎麥二十石 大豆二石四斗 小豆四石一斗 粟十石二斗 荏四石一斗 菜種六石五斗 白芋四石五斗 桑六百貫目 麻二十貫目 楮百七十五貫目 漆實十貫目 烟草四十八貫目 布十疋 小藪四十貫目 栗・橡・菅筵三束 山鶏五 鳩十。

東方 數河村峠越一里。西方 大無雁村へ三十町。南方 山。北方 山。高山六里半。

村名義は、村の北方石瀧山より流れ落出る谷川は、廣く大なる故大谷と稱し、東方數河村へ越る嶺の方より流れ出る細谷川をは小谷と稱して、當村を流れ通りぬ。それ故大谷に對して小谷村と云ならむ。大谷も小谷も、末流は下に落合て、又其より宮川へ入りぬ。  
 産土神白山社 祭神白山比咩大神 祭日 氏子 境内四段步地除

郷社 祭神不詳、里傳云古の刀治の郷義廣の靈を祭れりとぞ。境内地無除

相傳云、小谷村民何某二戸の祖神なりとて、祭り來れりとぞ。其二戸の中祖は、國司の舊臣にて、應永十八年八月小島落城の頃、此村へ逃入しならむか。其後年代不詳、其内一戸の長男、先祖より傳來の古刀を帶て、諸國遊歷に出し後、行方不知成しとぞ。

地藏堂 本尊、境内二十四步地除

○大無雁村 縱二町五十間、横五十六間。高六十八石七斗七升三合。山林、家二十四戸、人百五十餘人。  
 産物 米五十一石二斗 稗百五十四石 大麥二十石 小麥二石二斗 大豆八石 小豆五石二斗 粟十六石八斗 蕎麥二十石四斗 荏七石五斗 菜種十石 白芋四石四斗 桑三千貫目 麻三十一貫五百目 楮百七十五貫目 烟草二百七十七貫目 漆實百四十貫目 栗・柿 小藪百八十貫目 端不切







高山大雄寺住持、願譽と云へる僧。放生會せむとて、其を買て月々大隆寺の池に放ちしを、人の釣取る由を聞て、下切村の歩危の下の淵へ放ちたるが、宮川筋處々の淵にて蕃殖て、秋ごとに魚籠に落ぬ、最長大なりて、鱧の如し。近年は築にて捕るに、巧になりて、皮箕（澤胡麻皮もつ）の後に穴を明、布袋を附て、箕中に搔こみさらひこめば、直に袋に入て逃ること能はずとなり。其を賣出すとぞ。

○小無雁村 高四十一石八斗八升四合。山林、家十四戸。人百十餘人。

産物 米四十四石 稗百三十石 大麥十八石 小麥一石八斗 大豆七石 小豆四石 粟十二石 蕎麥十八石 黍三石 小藪百六十貫 荏六石三斗 菜種九石 楮百四十貫目 藍五貫目 漆子五十貫目 罽四十本 アユ千 鱒三百 ウクヒ二百。

東方川、西方山、南方、大無雁村へ渡船六町。北方、角川村へ四町。高山六里半十四町。村名義は、大無雁に同じ。元一村なりしを、中昔（年代不知）三村に分しならむ。落合村も、古は霧村のうちなりけむ。

産土神男莖形神 祭神皇産靈大神、後世合祭辨財天女。境内十二步除。

平坦、凡十間四方、水上高凡四五間あり。古來其上に祠を建、御形代を祭來れるが、村民等其男莖形を奇怪思ひて、當昔僧徒に問たりけむ。僧徒【古語拾遺】等に記たる神に坐ことを知らず、打驚きて、其は古人の戯作れる物と思ひおとして、凡て水畔洲上等に祭れるは、辨財天女に限りなど勸めけむ。村民は、男莖形は辨天と申すものなりと心得て、代々を過しけむ。然るに宮川大雨後、又は雪消の頃、水嵩増れば動もすれば、激浪うち浸、小祠いと危き故に、村内山際に移し祭來りしを、【元祿檢地】に除地になりし由、今般村民書上ぬ。舊趾川中島には、老大樹の松二本鬱葱て、其下より藤蔓繁衍て延纏へり。又は羊躑躅あまた生茂り、何れも花の盛には、往來の人々の目を驚せり。諸人見とれ休らひて思はず時をうつせりとなむ。○【古語拾遺】卷四、十三、并古史成、文三の三十九丁、云、昔在神代、大地主神、營田之日、以牛穴食田人、于時御歲神之子、至於其田、睡饜而還、以狀告父、御歲神發怒、以蝗放其田、苗葉枯損似篠竹、於是大地主神、令片巫肱巫占求其由、御歲神爲祟、宜獻白猪・白馬・白鷄、以解其怒、依教奉謝、御歲神答曰、實吾意也、宜以麻柄作持持之、乃以其葉掃之、以天押草押之、以鳥扇扇之、若如此不出去者、宜以牛穴置溝口、作男莖形以加之、以蕙子蜀椒吳桃葉及鹽、班置其畔、仍從

其教苗葉復茂、年穀豐稔、是今神祇官以白猪・白馬・白鷄、祭御歲神之緣也とあるを見れば、蝗虫をさけ、年穀を豊饒ならしめんには、必祭り奉るべき神に坐すや。○【和訓栞】云、をはせがた、【古語拾遺】に、男莖形を訓り、陽元形の義なり。陽元は【神代紀】に見たり、大年神の男莖形の和きたまふは、笠島の道祖神の陰相を好み給ふに同じ、

【十訓抄】に見えたり。○【古史傳】一、九丁、に天神の賜へる天瓊戈は云、即神なること論なく、又御年神の男莖形を作りて、祭らしめ給へるも、神の形代なるべく思はれ、又皇産靈大神の御靈代には、必此形を作りて祭たりし事と思はる云、文長ければ略きぬ。

産土神諏訪社 祭神 境内一段三畝十步除。

村民云、御神體は石造にて、重二百目許の鰻の如し、古へ山崩、社を壓潰せり、其時御靈實二つに折れて頭の方のみ一尺ばかり残りしとぞ。

○落合村 縦二町二十間、横廿七間。高三十七石七升六合。山林 家十二戸。人八十餘人。

産物 米十一石 大麥十九石二斗 粟十一石六斗 荏六石四斗 菜種十七石二斗 桑千五百貫目 楮二百二十貫五百目 漆實二百六十五貫目 稗百一石三斗 小麥二石二斗 蕎麥十石二斗 黍一石五斗 白芋二十三石 麻十五貫三百目

烟草百二十貫目 柿・栗 小大藪九十二貫百目 罽五本 年魚五百 鰻一貫目 鱒二百五十ウグヒ。

東方山、西方、角川村へ渡船八町。南方、大無雁村へ十町。北方、岸奥村へ三十町。高山七里。

村名義は、宮川と小島川と此村の下まで流來て、落合川派の上なる村なれば、落合村と名付たりけむ。古は霧の枝村にや在けむ今も大無雁組なり。

産土神五社 祭神 祭日 氏子 境内一段四步除。

村長書上には、祭神白山五社の由申傳たりと記せれど不審。【和漢三才圖會】に、越前國白山五社、加賀國白山三社、記せれど據と爲しがたし。其を纏めて【延喜式】神名帳に

加賀國石川郡白山比咩神社とあれば、式を本據と爲べきことなり。此落合村五社は、昔古川城主、古川二郎（又は、國司中將持言朝臣を世に古川左中將と云、長祿野正の頃か、）享祿の頃迄、高野村城主たりし頃、【延喜式】なる、荒城郡の五社を城の鎮護の爲勸請せしとぞ。其後永祿・元龜中の城主、鹽屋筑前守秋貞も尊敬て、其本郷大野郡大八賀郷鹽屋村にも祭りし由なり。此落合村なるも、其を勸請せしか未詳。

地藏堂 本尊 境内十三步除。

獨木剝舟 落合村より小鷹狩郷角川村へわたす。

淨心坊舊地 高原郷領主、江馬家（十四代）長臣、岩佐喜太郎正



直、明應四乙卯年家を長子に譲り、大阪に至り、本願寺蓮如の門侶と成、此落合村に來り、一字を結て閑居して明應六年歿、六人の男子あり。遺言に依て、一同入道を願ふ。江馬家不免、鬮を取て三男家を繼、外五人皆剃髮、一男は專勝寺祖、二男は圓光寺祖、四男は、勝久寺祖、五男は了泉寺祖、六男は淨徳寺祖となれり。其淨徳寺祖六男淨心坊願正より六代了玄まで、此村に居、慶長十七年大村へ移住、天和二年より淨徳寺と號。

○岸奥村 縦三町十二間、横二十八間半。高十七石六斗三升五合。山林家四戸。人二十餘人。



産物 米四石六斗 稗二十六石 大麥六石二斗 小麥四斗 大豆一石二斗 小豆六斗 粟一石六斗 蕎麥八斗 荳一石一斗 菜種八斗 畑芋一石六斗 白芋八石五斗 桑葉四百貫目 麻緒十二貫目 楮十四貫目 漆實二十六貫五百目 烟草六十貫目 栗八斗 橡一石二斗 檜五斗 小蘭十五貫目 布三疋。

東方山。西方宮川。南方落合村へ三十町。北方野首村へ十町。高山 七里半餘。

村名義は、宮川此村に至ては寢廣大に成て、岸上の道路、動もすれば大水の浸すことあれば、人家も耕地も、退て山麓高地にあれば、岸奥と號しにや。諸國には聞及ばざる地名なり。

産土神三社諸神 林村鎮座、其處に記。  
地藏堂 本尊 境内九步地。

嫁淵 古しへ年代不詳、當村民孫右衛門といへる者の嫁ありけるが、甚美麗て奇異ことのみ有けるを、村民申合せて恠しみければ、其嫁終に淵へ身を投て溺死けるとぞ。宮河の北岸上の岩に、女の足跡彫たる如く凹みて有しとぞ、今は淵底へ沈みたりとなり。

○野首村 縦八町廿六間、横一町四間。高三十三石九升四合。山林家十戸。人六十餘人。

産物 米四石八斗 稗六十二石 大麥十六石 小麥二石二斗 大豆四石五斗 小豆八斗 粟二石四斗 蕎麥一石二斗 荳八斗 菜種三石二斗 畑芋四石二斗 白芋二十一石 桑八千五百貫目 楮三十一貫五百目 烟草百五十貫目 麻緒二十貫目 橡二石二斗 漆實百貫目 小蘭四十貫目 栗二石五斗 檜一石一斗 布十疋 串柿十五把。

東方山。西方宮河。南方岸奥村へ十町。北方林村へ八町。高山へ 七里半餘。

村名義は、古しへ曠野ありて、其野頭の荆棘を伐拂ひ、草萊を芟除て初て畑を墾開て、草廬を結び住居せし故野首と名付けたりけむ。

産土神三社諸神 林村鎮座。  
阿彌陀堂 本尊 境内二畝十步。  
○林村 縦三町五十五間、横二町四十間。高六十一石二斗五升七合。山林家二十七戸。人百三十餘人。

産物 米八石二斗 稗七十一石二斗 大麥四十石 小麥二石五斗 大豆六石五斗 小豆二石二斗 粟四石四斗 蕎麥二石 荳一石五斗 菜種七石二斗 畑芋九石五斗 白芋五十五石 桑八千五百貫目 麻緒三十五貫目 楮四十二貫目 漆實百五十貫目 烟草三百七十五貫目 串柿三十五把 橡五石 栗六石五斗 檜三石二斗 福壽草氏神社内 布二十疋

小蘭七十貫目

東方山。西方森安村へ渡船八町。南方野首村へ八町。北方牧戸村へ十二町。高山へ八里餘。

村名義は、古しへ野首は既耕地に成りしが、其つゞきなる野中野末に、林木のしけりたるをも伐盡して畠とし、家居せし故、林村と名付つらむ。

産土神三社 林村鎮座。祭神 廣幡八幡大神・日枝大山咋神・富士木花之開耶姫 祭日 氏子、林・岸奥・野首・牧戸。境内一段三畝十三步地。

按に、古しへは四村にて一村里にやありつらむ。  
地藏堂 本尊 境内三畝十五步地。

玉臯山洞泉禪寺 禪宗洞下、高山素女寺末。年代未詳、開山素女二世格翁越、元和か寛永の頃なるべし。本尊正觀音佛工不詳。天正年中、小島城主小島右近將監時光之守本尊なりと云。境内二畝廿九步。畑二畝二十四步。外高一斗四升。

元祿七甲戌年、檢地名受洞泉寺、同十二己卯年除地。  
獨木剝舟 林村より森安村へ渡せり。【和訓栞】中に、うつほふねは、獨木剝舟を云。【星槎勝覽】に見えたり。元祿中に朝鮮の舟、東國に漂着せしに、其舟大木を二つに割て、それをくりて、よせて一艘とせし獵船なるべし」とある

は近世のことなるべし。本土にては、往古より此宮川、其



他の川にて渡せるも、皆同製にて、杉の太木にて作りて、俗に丸太舟とも云。近世まで其舟にて渡せるは、小島郷大無雁村より同郷小無雁村へ、同郷落合村より小鷹狩郷角川村へ、同郷林村より小鷹狩郷安村へ、同郷加賀澤村より越中國婦負郡加賀澤村へ。木鋤村によりては、木鋤とも唱ふ。獨木刳舟を渡すに、櫂の代に用ゆ、屋雪をおろし、庭雪を除るにも用ゆ。【易經】繫辭下傳云、刳木爲舟、刳木爲楫、舟楫之利、以濟不通、とあり和漢とも古風皆同。



○牧戸村 縦二町十間、横一町五十四間。高三十二石六斗三升四合。山林家七戸。人六十餘人。  
産物 米六石四斗 稗六十八石 大麥十二石 小麥三石三斗 大豆四石六斗 小豆八斗 粟二石五斗 蕎麥一石三斗 荳一石 菜種三石二斗 畑芋四石 白芋二十二石 桑葉千貫目 麻緒二十一貫目 楮三十二貫目 漆實百十貫目 畑草百五十貫目 粟二石八斗 椶二石五斗 櫛一石二斗 小蘭四十二貫目 布十疋 串柿十把。  
東方山。西方宮河。南方林村へ十二町。北方丸山村へ廿四町。高山へ八里十町餘。  
村名義、牧戸は、古しへ牛を飼し牧かと思へど、其は村老の口碑にも傳はらざれば、宮河の急流岸の岩著に觸れて、水勢盤回ゆる、港處と云るにや有らむ。○【和訓栞】に、【字鏡】に、漣未支を訓り、逆卷の義なり。灣も訓り、淵港、又湍瀨も同じ。○【玉篇】に、渦、水回也。○【書言字考】に盤渦、曲灣等見えたり。○蒲八十村曰、牧戸は、河水の渦まく所を港といへば、其義か、蒲正村曰、牧戸にて、洪水の時、宮川の岸なる大岩につかへて、水波川上へ卷上る故に、平生は其川原なる草木に川芥の懸たり。川上へ靡きたるにて、港てふこと著しと云り。水の逆卷、また渦回を、只方言に港とのみ、言ならはせり。

産土神三社 林村鎮座。地藏堂 本尊 境内一畝廿四步地除。觀音堂 本尊 境内一畝六步地除。  
○丸山村 縦三町、横四十二間。高三十三石一斗七升七合。山林家七戸。人五十餘人。  
産物 米八石 稗二十石 大麥八石 小麥六斗 大豆一石六斗 小豆一石 蕎麥一石二斗 荳三石 菜種八斗 白芋廿四石 桑千三百貫目 麻十二貫目 楮三十五貫目 煙草四十八貫目 栗・椶 布六疋 小蘭三十八貫目 串柿十把 漆廿貫目 山鶏二 鱒・鮭・鮎・鯰・ウケヒ。  
東方山。西方宮河。南方牧戸村へ廿四町。北方巢之内村へ十一町。高山九里。  
村名義は、此村は府より越中國往還の路次なり。其東方に圓き小山有、因村名に負とぞ村民申傳へたる。其小山に神社坐り。  
産土神神明宮 丸山鎮座。祭神天照大御神。祭日 氏子丸山村七戸、社人久右衛門。境内八畝廿七步、畑五畝廿六步 高四斗一升一合。地外  
○巢之内村 縦一町四十間、横四十間。高二十四石一斗。山林家八戸。人四十餘人。  
産物 米八石八斗 稗二十四石 大麥二石八斗 小麥五斗 大豆二石三斗 小豆一石五斗 粟三石六斗 蕎麥四石 黍

八斗 荳四石 菜種八斗 白芋二十五石 桑千八百貫目 麻十六貫目 楮百十二貫目 畑草五十貫目 栗・椶 布八疋 小蘭五十五貫目 串柿十把 漆子五十貫目 鱒・鮭・鮎・鯰・ウケヒ。  
東方種藏村へ三町餘。西方三川原町へ渡船十二町。南方丸山村へ十一町。北方谷川。高山九里十一町。  
村名義は、巢は借字にて、宮川も此地に至れば寢大河になれば、洲内か、または渚内か、又【古語拾遺】に、安河原を八湍河原に作りて、瀬と通音なれば、湍内の義なるべし。  
産土神八幡宮 祭神廣幡八幡大神。祭日 氏子 巢之内村、社人兵三郎。境内一畝步 田畑一畝廿八步地除。高一斗三升五合。地外  
同八幡宮 祭神廣幡八幡大神。祭日 氏子 境内三畝廿二步地除。  
不動堂 本尊 境内九步地除。  
觀音堂 本尊 境内一畝十八步地除。  
虚空藏堂 本尊 境内二十八步地除。  
○種藏村 縦二町廿五間、横一町十八間。高八十五石八斗四升八合。山林家二十四戸。人百五十餘人。  
産物 米十六石四斗 稗五十二石 大麥二十八石 小麥一石五斗 大豆四石八斗 小豆一石五斗 粟十二石八斗 蕎麥

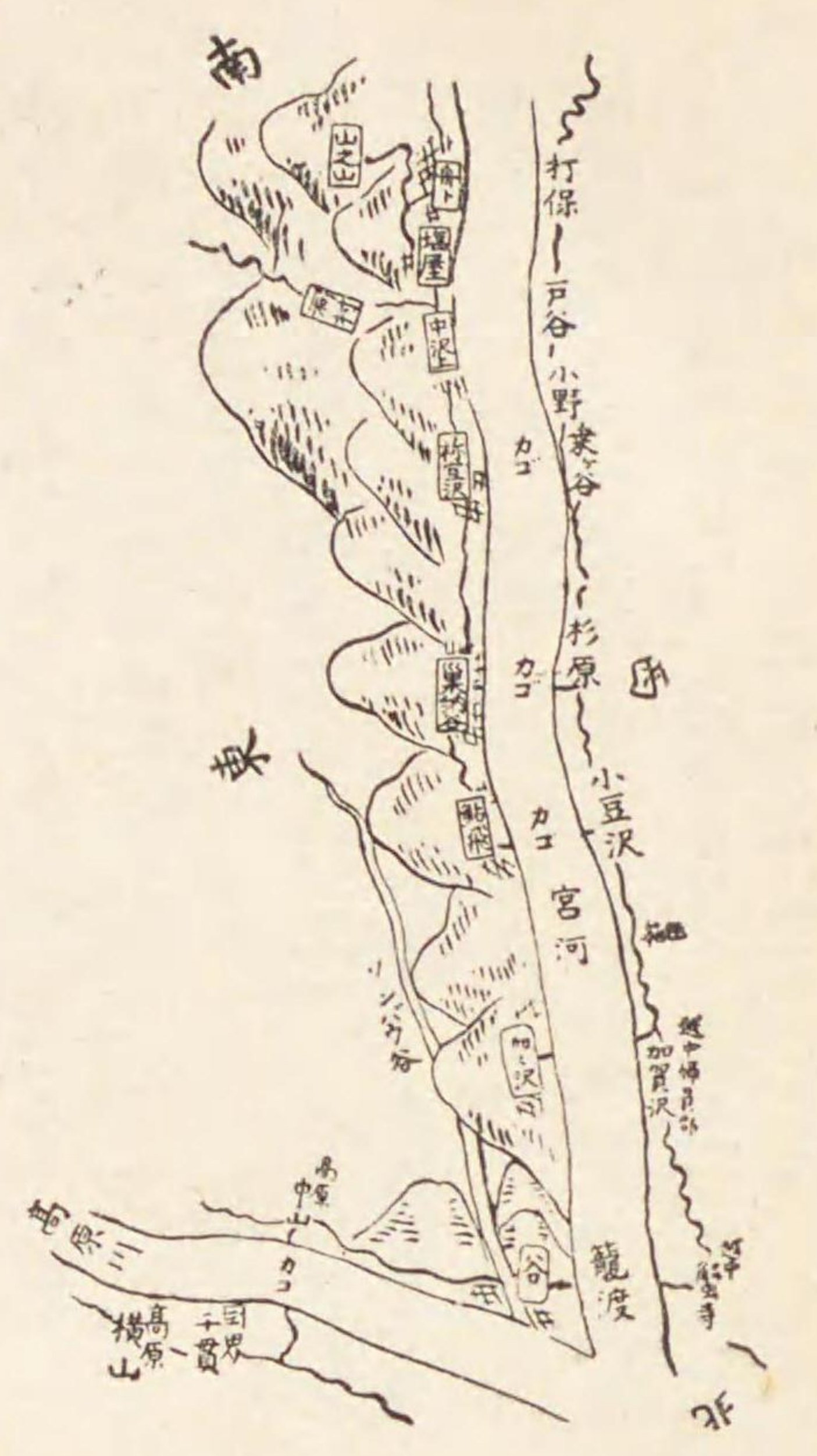


七石二斗 黍七石二斗 荏十石 菜種二石 白芋二十五石  
桑五千五百貫目 麻三十貫目 楮二百八十貫目 烟草百八  
十貫目 漆實二百二十貫目 串柿四十把 栗・橡・檜 小蘭百  
四十貫目 布二十疋。

東方 菅沼村へ半里。西方 巢の内村へ三里餘。南方 山。北  
方 山。枝村大瀬より鹽屋村へ一里半。高山九里十五町。  
村名義は、磐城陸奥、國白川郡棚倉あり、字は更れども同義  
歟。其地理を知れる人に問てまし。又山城國綴喜郡棚倉孫  
神社、【神名式】に見ゆ、若其處の人、往古故育て此處に來住  
て、其棚倉孫神を祭しゆるに、村名に成にしも有むか。文字  
は後世の、借字ならむ歟。

産土神 山神社 祭神 大山祇神 祭日 氏子、種藏村、社人 彌市。  
境内 二畝廿一步、田畑一畝十二步、地除。  
當昔 山城國綴喜郡の棚倉孫神を祭りたるを、年曆を經し  
間に、其は村名にのみ残りて、後人本の御神名に心つか  
ず、深山の村故、山神を追て合祀せしならむか。

藥師堂 本尊 境内一畝十二步、地除。  
是は小鷹狩郷菅谷村、又は保村の如く、大名持神・少彦名  
神を上代に祭りたるを、琉璃光如來と思へるならむ歟。  
○菅沼村 縦三町廿間、横一町廿間、高三十七石一斗二升  
六合。山林 家十一戸。人七十餘人。



としたるを忌避て此村に移住たる、四郎が裔孫ならむ  
か。小鷹狩郷西忍村の佐藤與四郎として、因縁は西忍村  
の條下に悉しく記すべし。

地藏堂 本尊 境内十六步、地除。  
○山之山村 縦一町半、横一町。高四石一斗一升一合。山林  
家二戸。人二十餘人。

産物 米四石 稗三石六斗 小麦三石 粟一石五斗 大豆一石  
七斗 小豆二石五斗 荏五斗 菜種五斗 白芋九石 桑五百  
貫目 麻六貫目 楮三十五貫目 烟草十五貫目 薯蕷 革  
茸・舞茸・平茸 小蘭二十貫目 漆子 麻 布五疋。  
東方 山。西方 鹽屋村へ半里。南方 山。北方 山越洞村へ半

産物 米六石 稗六十四石 大麥七石二斗 小豆二石 大豆  
四石 小麥八斗 粟一石二斗 蕎麥九石二斗 荏十三石五  
斗 菜種一石五斗 白芋六十石 桑八百貫目 麻三十貫目  
楮二百四十五貫目 烟草二百貫目 栗・橡 小蘭六十五貫目  
布十五疋 菅葎十束。

東方 山。西方 種藏村へ半里。南方 山。北方 山。洞村へ山  
越二里。高山十里。  
村名義は、此村の山中に大なる沼ありて、年々菅生茂れる  
故に、村名に負ひしとなり。然るに、享保の山繪圖此菅沼には見えずに於て、  
隣村洞の路傍に、村に池ヶ原山有、近年は追々淺せて、縦直經  
二十間、横十間許に成しかど、菅は生茂れるを、洞村にて刈  
て、菅葎を織て賣出すとなり。古の令に依て、今の村々の戸  
數を按に、山之山村に菅澤、鹽屋村に菅澤谷・菅處・菅谷等  
もあれば、此近村五六村を合せて、往古は一村なりしを、後  
に分て數村にせしならむ。

産土神 白山社 祭神 白山比咩大神。祭日 氏子、菅沼村。社人  
佐藤四郎 境内一段廿四步、田畑一段廿三歩、地除。  
此佐藤四郎は、源義經の民忠、信の末孫か。其先栗原神社の社人ならむか。  
往昔 宮原村より、大野郡牧洞村へ移祭りし後、文安六年  
己巳九月、栗原衛門より當昔の佐藤四郎へ田地讓渡狀あ  
り。今も舊牧洞了徳寺に藏。其後栗原衛門は、社人にて社殿を壞ち、佛宇

里。高山十一里半。  
村名義は、山上に耕地と家あり、家上に山あれば、山の上に  
又山と云意ならむかし。【和訓栞】に、也末、山を云、止の義、  
動かざるを稱。又一説に、彌間の義、彌高く間隔せるを云と  
あれど、穩ならぬ心ちす。禮彦按に、彌益に蕃生てふ言の約  
ならむか。【釋名】に山産也、産生物也。【中庸】に今夫山一卷  
石之多、及其廣大、艸木生之、禽獸居之、寶藏興之、とある  
意ならむ。

産土神 白山社 祭神 白山比咩大神。祭日 氏子、山之山村二  
戸。境内一段一畝六步、地除。  
○鹽屋村 枝村舟渡 縦六町、横一町。高六十三石四斗一升。山  
林 家十五戸。人九十餘人。

産物 米五石 稗十三石 小麦十九石 蕎麥四石八斗 粟八石  
二斗 小豆十一石 大豆六石二斗 黍三石六斗 荏一石三  
斗 菜種四斗九升 桑千六百貫目 麻二十五貫目 楮百五  
十貫目 橡 茅三十束 小蘭九十貫目 生絲九百目 布三十  
匹 串柿三十束 山鳥八 年魚三百 鱒二百 ウケヒ百。  
東方 山之山村半里。西方 枝村舟處より打保村へ渡籠三町。  
南方 種藏村の内大瀬へ一里半。北方 中澤上村へ八町。  
高山十一里餘。  
村名義不詳、大野郡大八賀郷にも、小八賀郷にも、同名村あ



り。○【姓氏録】上卷四十一、河内國皇別に、鹽屋連あり。【齊明天皇御紀】六十一、四年十一月云、鹽屋連鱒魚と云人あり。按に其等の後胤か、鹽屋筑前守秋貞が出張岩の由にて、此村舟處の上に小古城跡あり。相傳云、古川高野の城主、鹽屋筑前守秋貞、永祿年中、此處に城を築て足だまりとして、越中國へ討出で、手勢ばかりにて、先づ笹津近邊を攻取て、新川郡牛欄今云、猿倉山に城を構へ、住居して越後上杉勢と諸共に、越中の處々を攻めなびけたりしとなり。鹽屋秋貞の最後の事は、川向なる戸谷村の條に、悉しく記すべし。さて此村には如何なる縁か、古來鹽竈の明神をも祭りて、鹽屋氏の城もあれば、諸人鹽屋村と云しならむ。天正以前は大澤上村といひしが、菅澤村と云しか、兩名共に方今村方の字にのみ残り。又は慈澤ネキガサ、砂生谷等の枝村なりしか、詳ならず。

産土神鹽竈明神社 祭神味相高彦根命。祭日 氏子 鹽屋村 戸。境内一段二畝四歩地除。

觀音堂 鹽竈社傍 社人仁左衛門。本尊 境内一畝五歩地除 畑九畝地除。高三斗三升八合。元祿七甲戌年檢地、名受社人 仁左衛門。同十二己卯年除地。

鹽竈明神を、此村に勸請來由年代とも不詳。【元祿檢地帳】【寶曆除地帳】ともに大明神宮とのみ記せれど、享保の【飛州志】には、ともに脱したり。方今村民はさらなり。

坂下村民一同に鹽竈大明神と申せれば、古來しか有けむ。祭神は其の村民も辨ねば詳ならねど、假初に、【三才圖會】に據て、記し置きぬ。

男墓形社 俗云金勢明神、又云金精明神。方言、かなまらさまと云ふ。祭神皇產靈神、御靈實石男根十一柱。自然石なるを處々より漸々に納めたりと見え、長凡六寸以上より同一尺餘まで同。

祭來れる來由年曆不詳。當郷小無雁村に祭れると同神に坐すべし。祭神の【古語拾遺】又諸書に出たることは、小無雁村の條下に記し置きぬ。里傳に云、此御神は、古來諸人の下部病の長血・白血・帶下・痢病・痲病・消渴・痔疾等を病る者、此社に詣て信心を凝し祈願へば、立どころに應驗ありて、平愈となり。不信心者には、驗なしとぞ。さる故に、近郷村の男女はさらなり、越中國新川・婦負郡の村々よりも、諸人遙々來りて、籠渡を経て詣て祈願せり。別て婦人は安産を祈るに、必ず靈驗ありとぞ。名にしおふ山中の村々に住る男女は、如此現神の守護ならでは、何に依てか病苦を遁れん。甚有がたく貴きことになむ。

社木大槻一本 周圍一丈五尺餘。

○洞村 縱一里、横三十間。高十六石六升八合。山林家十三戸。人八十餘人。

産物 稗五十石 蕎麥二十一石餘 大豆五石五斗 小豆十石 三斗 粟三石二斗 荏一石五斗 菜種六石五斗 白芋二十石 桑五百三十貫目 楮百五十貫目 橡 檜 菅 筵 百五十枚 舞茸・茸茸・平茸大繭六十貫目 薯蕷 鈴羊三 猿四 山トリ 四布十五疋 鞆柄三十挺 椀木地五十個 栗樽二百束 皮箕二十 炭百俵 茅百束 葭二十束。

東方 高原郷東漆山村嶺越。西方 中澤上村へ一里。南方 山之山村へ半里。北方 山。高山十二里。

村名義は、【古事記】十二、に、富良は、物の中の空虚にして廣きを云、洞ホラなどは、廓ホラカを約めたる言なりとある如く、隣村を遠く離れて山中にあれば、鹽屋村・中澤上等より山間の溪畔の細徑を泝れば、半里餘を経て廓然なる一村區あり、四方山亦山打圍たる地なれば、洞村と云ならむ。【續紀】なる近江國保良宮は、同じ地理なるか。

産土神白山社 祭神白山比咩大神。祭日 氏子、洞村十三戸。社人藤左衛門。境内五畝十歩、畑九畝四歩地除。此高一斗四升九合。元祿七甲戌年檢地、名受社人藤左衛門。同十二己卯年除地。○【除地帳】云不分明。

地藏堂 本尊 境内十五歩地除。

菅沼 縱直徑廿間、横十間。

往古此洞村は、菅沼の枝村なりけむ。菅沼村の名は、此沼

より負し村名なりとぞ。後に洞村・山之山村・鹽屋村其外、分ちて別村になりしならむ。古の戸令を可考ことなり。洞村にて、今も此の沼の菅を刈り、筵に織て賣出せり。

○中澤上村 縱四町、横一町三十間。高二十七石一斗八升一合。山林家四戸。人三十餘人。

産物 米十石 稗十五石 小麥五石 粟二石 大豆二石 小豆二石 四斗 黍一石六斗 荏二石五斗 菜種一石三斗 白芋八石 桑六百貫目 麻六貫目 楮七十貫目 烟草四十貫目 栗・橡・檜・菅茸・茸茸・平茸大繭三十二貫目 猪一疋 茅五十束 年魚三百 鱒三十ウケヒ五百。

東方 洞村へ一里。西方 宮河。南方 鹽屋村へ八町。北方 彌宜ヶ澤上村十二町。高山十一里餘。

村名義は、當村より河上の鹽屋村に大澤上菅澤あり、河下には麓澤上あり、上下の中間なる澤なれば、中澤上と云るならむ。上を宇禮ウレてふ古言は、【萬葉集】其他例いと多なり。産土神日枝社舊稱山王。祭神日枝大山咋神。祭日 氏子、中澤上村四戸。境内六畝地除。

○彌宜ヶ澤上村 縱八町、横一町。高五十二石八斗一升。山林家十四戸。人百餘人。

産物 米七石 稗二十五石 小麥十石五斗 蕎麥十石 大豆四石 小豆五石 粟七石五斗 菜種一石 桑千五百貫目 麻十



一貫目 楮百七十五貫目 菅筵十束 栗 串柿五連小大 百二十貫目 布三十疋 生絲五把ヒシ 四百目 荏二石 山と

り三罇十五本 年魚千 鱒百 ウクヒ五十。

東方山。西方 桑ヶ谷村 籠渡六町。南方 中澤上村へ十二町。

北方 巢納谷村へ十町。高山十一里餘。

村名義、彌宜は此村の春日社人借字にて、葱之澤上なるべし。其地理に應て生る故村名に負ひしならむ。【和訓栞】に、葱は本名伎なり、根を賞るをもて根葱と云るなり、彌布加は、根深の義也。赤豆澤・白欬澤、何れも近村なり。

産土神春日社長久寺。祭神春日四座大神。祭日 氏子、彌宜澤

上十四戸。境内二十歩地除。

觀音堂長久寺。本尊境内一畝二歩地除。

春日山長久禪寺。禪宗洞下、高山素立寺末。開基年代不詳。

中興素立寺二世 格翁越。本尊釋迦如來境内一畝十六歩。

元祿七甲戌年檢地、名受長久寺。境外畑三畝二十二歩、

同十二己卯年除地。此高一十三升二合。外、下畑一畝二十

二歩、長久寺。

【除地帳】に載せられたれば爰に記せり。されど畑の位下畑とあれば公田歟。【飛州志】に、長久寺は、春日神祠の別當也、往古來由未詳云と見ゆ。按に、往古眞言宗等の寺にて、神祠の別當たりしが、寛永の始頃、素立寺へ屬しなら

む。○巢納谷村 縦五町、横二町。高三十三石四斗三升五合。山林 家十五戸。人百十餘人。

産物 米八斗 稗三十石 小麥十九石餘 蕎麥十一石 大豆四

石 小豆五石 黍七斗 芋類一石 桑千五百貫目 麻苧十三

貫目 栗・橡・楢 小蘭百十貫目 布二十五疋 串柿十五束 荏

五斗 菜種三石 楮百八十貫目 年魚千 鮭五本 罇五本 鱒

七十ウグヒ五十。

東方山。西方 渡籠杉原村へ。南方 彌宜ヶ澤上村へ十町。

北方 鮎飛村へ六町。高山十一里半餘。

村名義、巢納谷は例の借字にて、砂生谷石生 地生 土生と云なるべし。其は水谷山の谷川、大雨の頃、水嵩増りて砂を押し出す

によりて、村名に負しにや。丹波國氷上郡石生郷伊曾あり。

産土神白山社久昌寺。祭神白山比咩大神。祭日 氏子、巢納谷

村十五戸。境内三畝十五歩。

瑞龍山久昌禪寺。禪宗洞下、高山素立寺末。開基年代未詳。

中興素立寺四世 柏峰村庭。本尊阿彌陀如來、赤銅佛、作

者不知。境内屋敷二畝二十九歩、境外畑八畝五歩。元祿七

甲戌年檢地、名受久昌寺。同十二己卯年除地。

【飛州志】に、本尊は、往古越中尉が尾城中にあり、後當寺の本尊とす云と記して、其後賊に奪はれたるを、守護人

産土神白山社 祭神白山比咩大神。祭日 氏子 鮎飛村三戸。

境内三畝十五歩地除。

籠渡 宮河上に懸、繩長……小鷹狩郷小豆澤村へかけわた

し、其處より高山、竝諸村へ通。

○加賀澤村 縦三町、横一町。高六石四升二合。山林

家九戸。人六十餘人。

産物 稗二十石八斗 小麥五石一斗 大豆四石五斗 小豆三

石一斗 粟九石 蕎麥三石二斗 菜種九斗 桑八百貫目 麻

四貫目 楮八十貫目 栗・橡・楢 小蘭五十五貫目 菅筵二十

束 布十疋 年魚五百 鱒八十ウグヒ百 山トリ四。

東方山。西方 渡籠、小豆澤村へ半里、越中加賀澤村三町。南方 鮎飛村一里。北方

山。高山十二里半。

村名義は、葱之澤・小豆澤等の如く、菟蘭澤を假字にて加賀

澤と云ならむ。凡て其地に生る物の名もて、地名とせし

にや。【古事記】上卷天之羅摩船を、【書紀】には以白欬皮爲

舟とあり。【和名抄】に、【本草】云、蘿摩子、一名菟蘭、和名加

加美、白欬、和名夜末賀々美、徐長卿、和名比女加々美など

あり。【紀傳】四二に、今の俗は加賀良比とも、賀々芋とも云、

加賀美加賀良比加、加賀澤といへるか、又は酸醬澤ならむか。【和

訓栞】編に、カバチ、【神代紀】に、赤酸醬を、アカカバチと訓

り、燭血の義成よし、是亦下略か。【書言字考】卷六、生植門、

追行しに、賊に切られて痛手負たりしが、佛其人の身代り立しことを記せり。例の浮屠氏の空言、信にたらず、按に、彌宜ヶ澤上長久寺の如く、元は眞言宗等の寺にて、白山社別當たりしが、年曆不詳、正保慶安等の頃か、素立寺末になりしならむ。

籠渡 宮河上に懸、繩長……小鷹狩郷杉原村へかけわたし、高山竝諸方へ通ひたりしが、安政中大地震にて、東西の山崩落ちて河を埋み、一瀬大瀑も淵となれり。

渡籠

○鮎飛村 縦三町、横一町。高七石九斗二升七合。山林

家三戸。人二十餘人。

産物 稗三石五斗 小ムキ二石 蕎麥二石 黍一斗 大豆一

石 小豆二石五斗 芋類三石 桑百五十貫目 麻二貫五百

目 栗・橡・楢 小蘭十二貫目 荏五斗 菜種一斗 楮三十貫

目 布二疋 罇三本 鮭二本 鮎百 鱒三十ウグヒ五十。

東方山。西方 渡籠小豆澤村三町。南方 巢納谷村へ六町。北

方山、加賀澤村一里。高山十二里餘。

村名義は、此村下なる北流の宮川の水中、岩石高出たる故

年々鮎の上る頃、其激流を飛越上る處なれば、直に村の名

に負せしにや。今美濃國郡上郡に鮎走村あり、其は川の水

勢、押立ての早川なれば成べし。



草石蠶・甘露子・滴露子、竝同見本草、  
産土神白山社 祭神白山比咩大神。祭日 氏子、加賀澤村九  
戸。境内八畝十五歩。

地藏堂 本尊 境内十二歩地除

獨木剝舟 越中國加賀澤村地内へ渡して、其處より高山竝  
郷内へ通ふ。

○谷村 縦二町三十間、横二十三間。高九石三斗四升。山林  
家六戸。人三十餘人。

産物 米十四石 稗 大麥七石一斗 小麥二斗 大豆七石一  
斗 小豆九斗六升 粟一石四斗 蕎麥二斗 黍一斗 菜種三  
石七斗 桑三百八十貫目 麻三貫二百目 楮二十一貫五百  
目 烟草八百斤 小蘭二十四貫目 荏七升 鱒五本 年魚七  
千 鰻三スヂ 布八反 串梯五連。

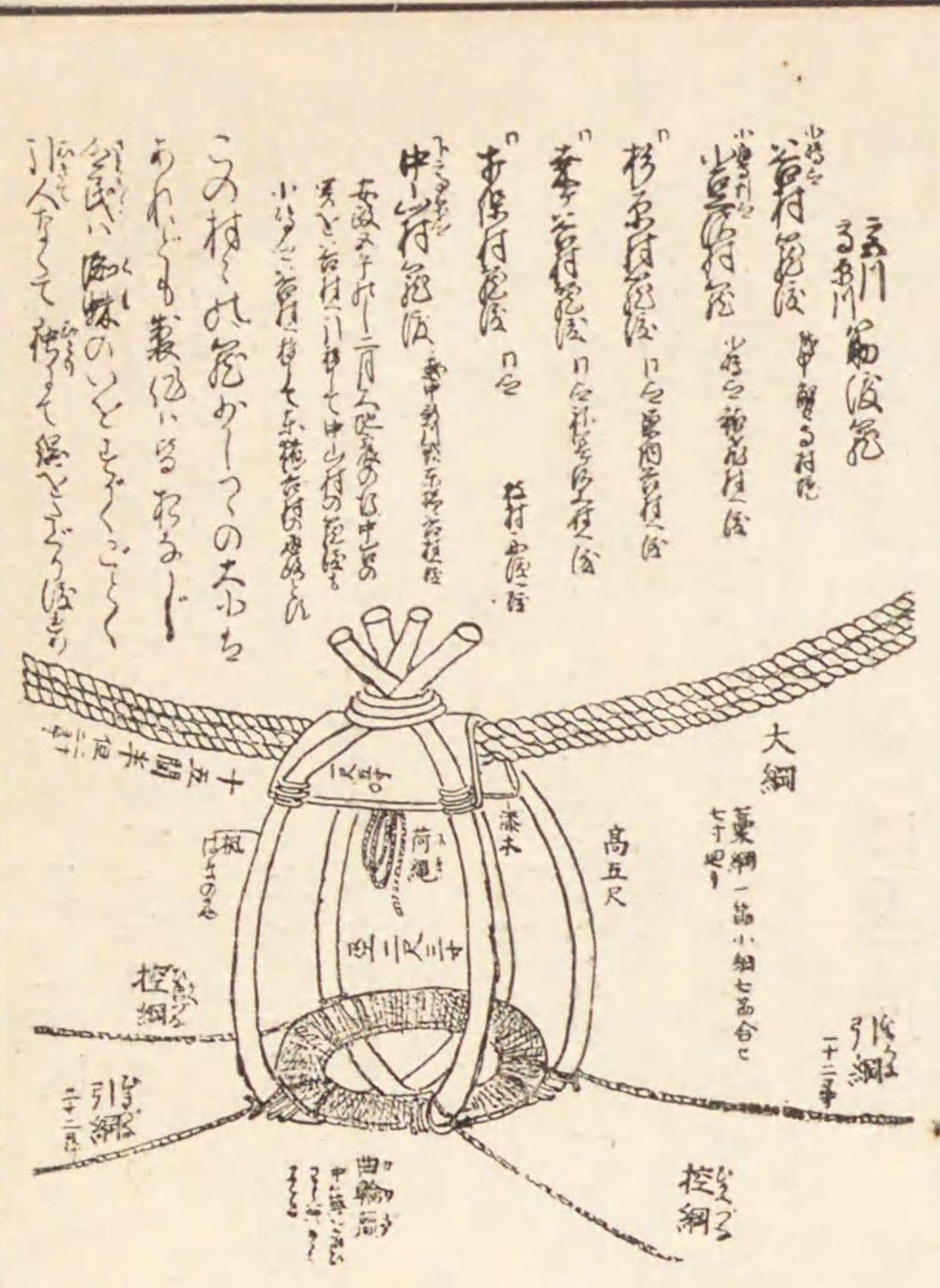
東方 高原川。西方 宮河。南方 高原郷中山村へ四町。北方  
渡籠、越中蟹寺村へ十町。高山 十三里半餘。

村名義は、此村の後の深山より出る谷川をソンバウ谷と  
云。正字不知、存亡谷と云。とくきこの。其谷畔にいさ、か  
田畑を作り家居せり、故谷村といふなるべし。上代に、此村  
を開し時代は知れがたし。天正の頃、小鷹利郷谷村より、或  
士此村へ來りて住しとぞ。其は日下部と家名を云りとな  
り。されば國司の姉小路の家臣に、後藤・日下部・蒲・田近と

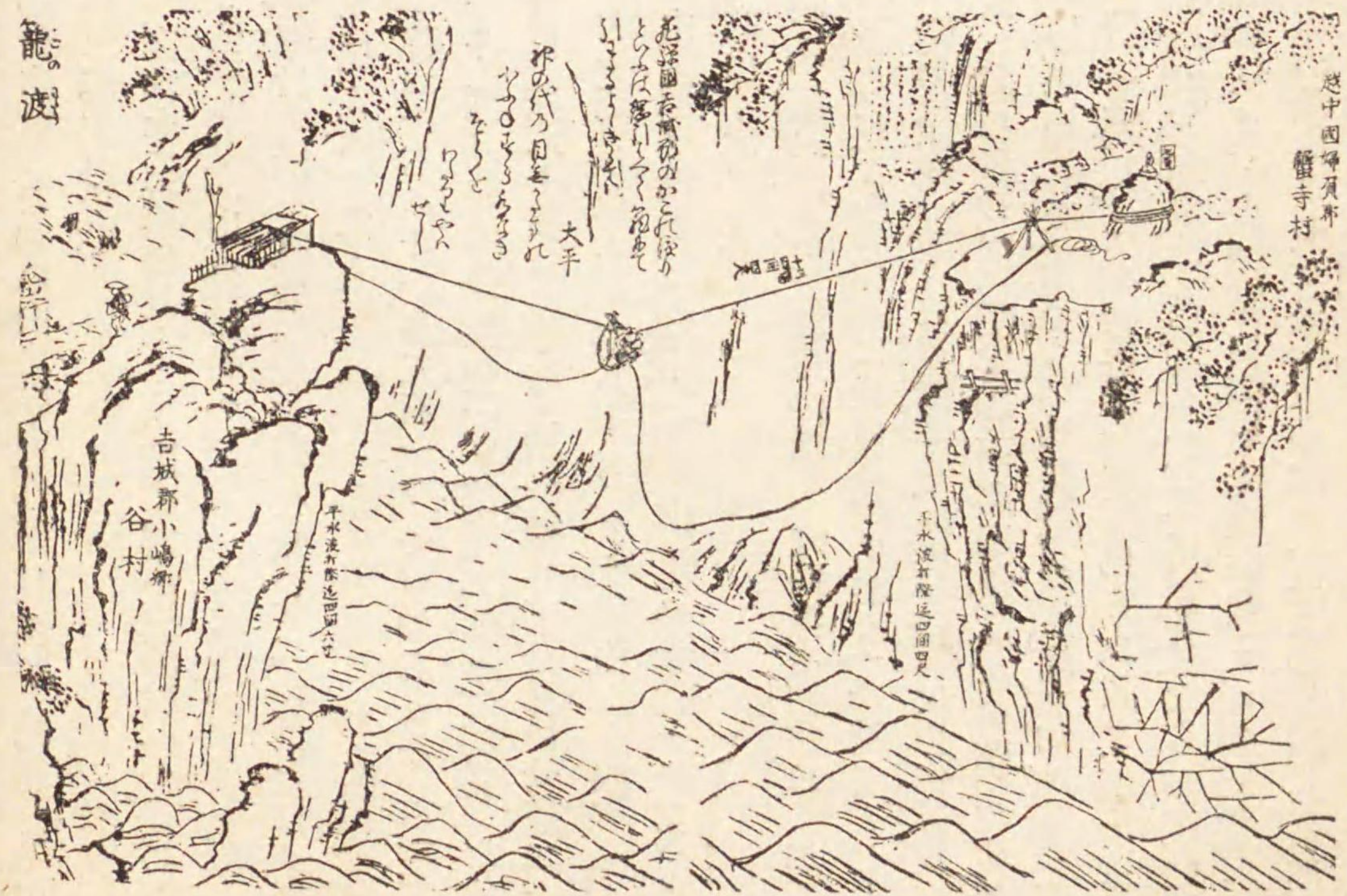
云四家は、名家なり。其日下部某ならむ。近世其後胤なりと  
て、彌五兵衛と云民有、是即高山新町の富家、日下部充興  
元は谷屋と云り、等の本家なり。江戸にて近世の詩人、谷籠谷、其  
子谷文晁、其孫谷文一、文二は、何れも善書名有。元は飛驒  
國籠渡のある谷村より出で、先祖は、國司姉小路家宰なり  
と云りとなむ。天保中、文二より、高山人上木清成、其由を  
聞て、歸て語りぬ。

産土神

觀音堂 本尊十一面觀世音。境内二十八歩地除



斐太後風土記卷之十三 吉城郡小島郷 谷村



籠渡 吉城郡小島郷谷村高山より正北十四里。國境にあり。川北は越中  
婦負郡蟹寺村なり。嶺分。高山より船津町村通高山より。越中國  
富山城下へ出る往還にて、中道と唱、荒田口通りを東道と云、小  
豆澤口通りを西道と云。籠  
渡場にて、宮川末の水流は申方より子方へ流れ、高原川に  
落合北方に流る、下にては神通河と唱へ、富山城下にて舟  
橋をわたすは此流末なり。川幅十四間四尺、岸高、谷村籠場  
大岩稜より平水波激まで四間六寸。蟹寺村の方、同平水波  
打際まで四間四尺。

籠渡の詩歌文章、古人之所賦は追て載すべし。近世所聞。

籠渡

館 機 越後人本土郡  
後住江戶

斷崖途窮危巧成、小籠暝坐駕空行、死生只托一條  
索、可歎征夫性命輕。

同

本居大平 伊勢人  
仕紀候

見るにたにあやふきものをのるかこの、めもくる  
めかずわたる里びと

同 有懸度行以  
語長略之

赤田元義 號臥牛  
高山人

貫籠縁一索、俯仰意如何、絶岸横蒼靄、奔川躍白波、  
道同飛鳥去、人在半空過、山國通商利、來輪魚與鱸。

同

田中大秀

渡守くるや綱手のくるしさは、世にたくひなきか  
このうちかな



籠渡 伴 蒿蹊  
なみわけしまなしかたまの古ことを、ひたにあり  
てふわたしにぞおもふ

同 本居 大平  
かみよの目無かたまの小ふねすら、水なき空をわ  
たりやはせし

同 富田 禮彦  
かたまもよみかたまもちて里の子は、人をわたし  
て世をわたるかな  
神の代の鳥船ならで水もなき、空にかよへる籠の  
わたしかも

壬戌孟冬藍田道中觀籠渡、賦十二韻以寄呈  
節齋先生、釋 大夢 美濃佐波 觀音寺

飛越崎嶇路、何唯劍閣同、群山爭拱北、一水苦朝東、  
牛也長呈力、舟兮未奏功、魚鹽今致遠、米粟昔難窮、  
樹抄重泉掛、巖肩危棧通、挹藍交噴雪、駭綠映紛紅、  
絕壁高千尺、奔湍廣百弓、妙思踰禹算、機巧似神工、  
隔岸張藤繩、取人盛竹籠、死生非我有、性命托河馮、  
膽落將塗地、衣飄欲馭空、古來無特筆、惆悵立回風、  
籠のわたりはいかにと人のとひけるに  
富田 禮彦

ひくかこのめもくるめきておのづから、大そらわ  
たるこ、ちこそすれ  
莫是深淵履薄氷、魚鹽通路轉兢兢、渡丁操索患風急、  
旅客乘籠怕岸崩、壁際蜘蛛疑掛線、樹間狙獲訝捫藤、  
國人十萬得知否、身命繫來斯一繩。  
幽齋【九州道記】のうたと、土佐辭阿波辭をよめる、長會我部  
の歌にならひて、よめるとぞ、和訓栞卷一 十八丁ウ

越 中國人よめる  
三味線 糸 如 雖不見  
さぶせん<sup>三</sup>のえとのやうなる籠渡、籠者 雖不見  
どしくしと<sup>有</sup>がある

斐太後風土記卷之十三 終

斐太後風土記卷之十四

富田 禮彦 謹撰

吉城郡小鷹狩郷

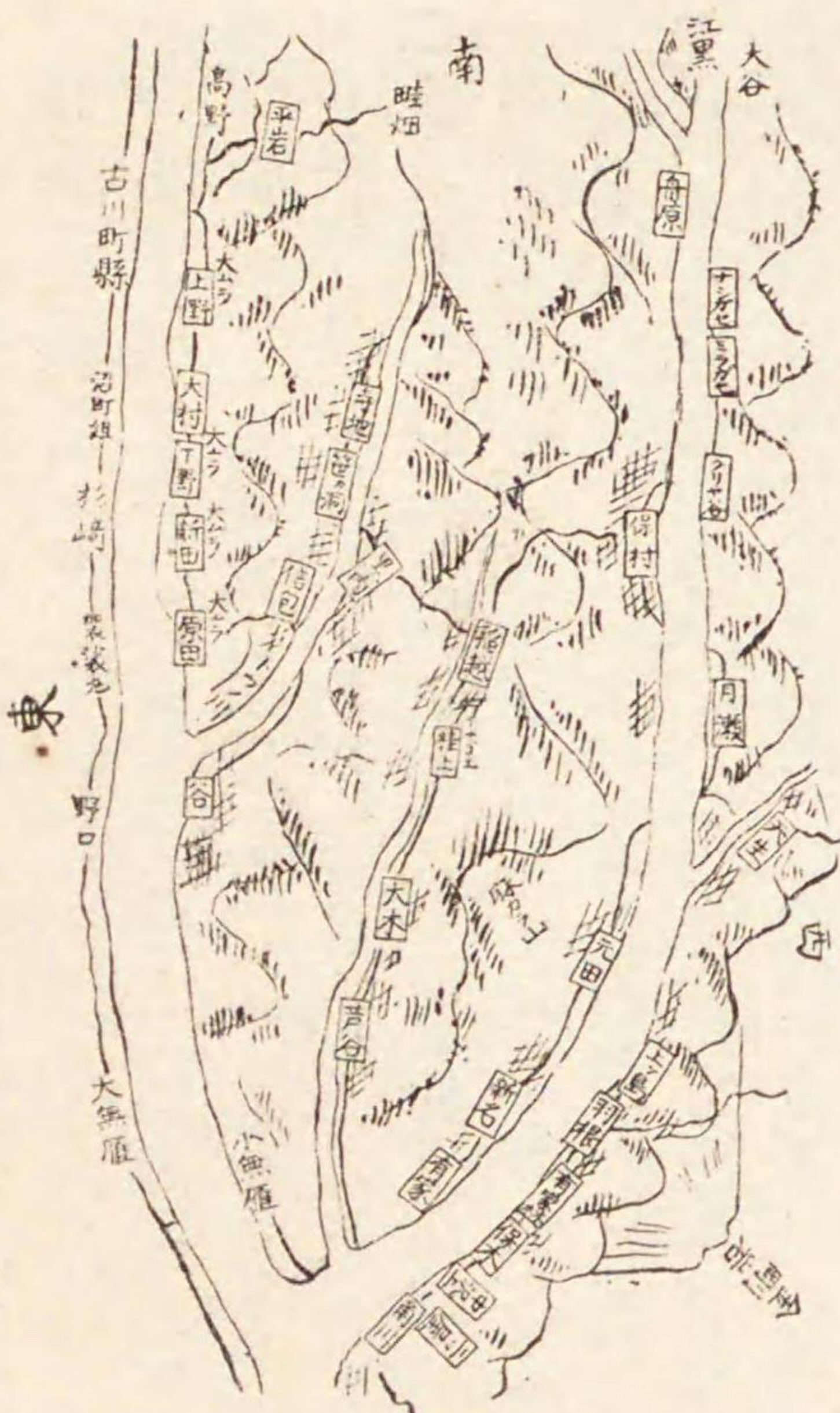
(郷見飽)

小鷹狩郷は、【和名抄】に、飛驒國荒城郡飽見<sup>安久</sup>郷あり、是  
なるべし。今本、飽見を餘見に誤れるは、次の餘戸を見違し  
書損ならむ。其を小鷹狩郷<sup>今は狩を</sup>としも變たるは、後に國  
司の家臣、小鷹狩伊賀守某に、彼黒内城を預けられてより、  
數代其家の子孫住しに因て、一名小鷹狩城ともいひしと  
ぞ。天正の初め、小鷹狩氏敗走の後、常陸國の佐竹家に扶助られしと也。 天保武藏に、同家老に小鷹狩右近と出たるは、定めて其家ならむ。さる故  
に、後に飽見の舊名なりし事も知らず、小鷹狩郷と云しを、  
心なき村民等、狩字に誤りしならむ。因に曰、【和名抄】に、  
飽見郷の次に、餘戸と云有、是は國々に見えて、當昔一村五  
十戸に餘りしを、定られしならむ。然は今の天生は、もと餘  
部にて、部を音によみて安萬不と稱しを、後に天生の字を  
借て書しか不詳。

○大村は、國府に近く、廣濶たる村なれば、最初にて、其村

斐太後風土記卷之十四 吉城郡小鷹狩郷 平岩村

につゞきて、五箇村<sup>信包・谷・笹</sup>は開拓たるならむ。但笹洞を分  
て、寺地とせしは、後世に、國司在任の頃なりけむかし。  
○稻越組は、信包・谷・笹洞等に引續きて、初發し村ならむ。  
○保村と角川村とは、稻越の次にひらけたる本村にて、其  
川次の小き村々、皆其枝村か、附屬の小村にや有つらむ。  
○三川原村の文道寺嶺を堺にて、嶺以南を小鷹狩郷、坂上村  
村といひ、又其嶺以北を<sup>兩郷</sup>坂下村々と云ふ、但、當郷六ヶ  
村を五名と云名義詳ならず。  
○平岩村 縦二十町、横一町。高四十六石八十二升六合。山  
林 段別木數不詳。家十六戸。人九十餘人。





産物 米 稗五石 大麥一石 小麥三石 大豆二石 小豆五斗  
アハ二石 ソバ二石 黍五斗 桑千三百貫目 麻十貫目 楮  
八貫目 荏三斗 菜種七斗 大繭小繭五十貫目 生絲二把  
薪五十間 ヒヨビ・桃・李・栗。

東方 高野へ坂越十町。西方 畦畑へ峠越半里。南方 山。北  
方 大村半里。高山四里。古川十四町。

村名義は、村長書上に、村中往還路傍に上平にして、三角  
なる大岩あり、故村名に成しとぞ。其岩に圓穴二つありて、  
毎年春彼岸後より、秋彼岸までの間、小蛇出入せり、因蛇穴  
と申傳へしとぞ。

産土神明官 祭神天照大御神。祭日 氏子、平岩村。境内  
五畝歩除。

○大村 枝村 上野・下野・新田・原田。縦三十町、横二町。高  
七百九十五石九斗八升三合、高四十七石七斗四升九合。  
合高八百四十三石七斗三升二合。山林段別木數不詳。  
家百拾一戸。人五百七十餘人。

産物 米六百八十石 稗八十六石ヨ 大麥・小麥四十一石  
ソバ五石八斗 大豆二十石 小豆三石 アハ十石八斗 黍  
二石五斗 荏六斗 大角豆五斗 胡麻三斗 ナタネ二石三  
斗 桑一萬五百廿三貫目 麻五十八貫目 楮十七貫五百目  
大繭・小繭五百三十五貫目 稻藁三十五束 眞ワタ三十把

生絲七把 薪八十間 鱒十尾 鮎五百尾 雜魚五斗五升  
桃・李・栗・榧・ヒヨビ。

東方 古川町縣十五町。西方 信包三十一町。南方 平岩半  
里。北方 谷一里餘。高山四里一町。

村名義は、宮川の北にて、此村に直に相對たるは、古川町  
縣・中北村・下北村・行眞村・沖の町村・沼町村・松崎村・袈裟  
丸村等の數村なり。其を川の南岸にては、一村にて支へた  
る程の廣く長き村なれば、大村の名に負しならむ。又【和名  
抄】に、大村郷名は諸國にあまた出たれば略之。又【神名式】  
に、伊賀國伊賀郡に大村神社坐り、又【姓氏錄】右京神別中卷  
に大村直も見ゆ。

産土神明官 上野鎮座 祭神天照大御神。祭日 氏子境  
内一段歩 除地。

同白山社 祭神白山比咩大神。祭日 氏子 境内五畝歩除  
地。

淨徳教寺 西本願寺宗、越中八尾開名寺末、天文八己亥年、  
落合村開基淨心坊。本尊阿彌陀如來、方便法身尊形、本願  
寺釋准如判、慶長十二年丁未六月、開名寺門徒、飛州小島  
郷落合淨心坊了立。○木佛釋書釋寂如判、天和二年壬戌十  
一月、開名寺末、飛州荒城郡小田雁郷大村淨徳寺明立。

除地。

寺傳曰、開基始祖淨心坊願正は、高原郷領主、江馬家十四  
代重正の近臣、岩佐喜太郎正直の六男にて、本願寺蓮如  
師の弟子と成、小島郷落合村に一字を建て住、第五世明  
傳、天正七己卯年、石山本願寺へ陣見舞に出、顯如師より  
九字十字名號授與、道中竹杖中に籠て歸國せり。其を筒  
籠名號と稱て今に藏。第六世了立、慶長十七壬子年落合  
村より今の大村の地へ移住。第七世明立の時天和二壬戌  
年淨徳寺と改。

江馬系

- 十一代 江馬平馬平時直、寛正六年七月歿、七十五、徳翁  
寺洋月。
  - 十二代 江馬平之進時重、文明十年九月歿、四十六、光圓  
寺月山慶文。
  - 十三代 江馬右兵衛佐時正、天文四年八月歿、八十六、瑞  
岸寺雲宅行庵。
  - 十四代 江馬左京進時經、天文七年九月歿、六十一、永常  
寺觀山見流。
  - 十五代 江馬左馬助時盛、天正六年七月所害、七十一、洞  
雲寺。
- 右江馬十四代に重正と云はなし、代々長命にして時字を

用來れり。蓮如と同時は、時重・時正の内か、寺傳甚不審。  
其近臣とあれば、尙信用しがたし。

古城跡 池の年曆不詳、小鷹狩家族居城の由なれど、姓名  
詳ならず。

古城趾 岩落 右同。  
岩屋八箇所 三所は今に全くて残り、五所は崩れたりと  
ぞ、大村の山々所々に存在り。禮彦往年見き。古言、石棚  
又は石城など云。

國司姉小路家代々住居の年代よりは、いとく上代の貴  
族か、又は富農等の葬窟なるべし。築方、大野郡西石棚  
今云西吉城郡廣瀬町、高野等の石棚、皆同じ。【古事記傳】  
五卷六石棺作の條、【槻落葉】信濃邊隱口泊瀬の解に委し、  
十六丁石棺作の條、【槻落葉】二十五丁隱口泊瀬の解に委し、  
【萬葉】七七十三隱口乃泊瀬之山丹照月者、盈良爲焉人之常  
無、又十六、事之有者小泊瀬山乃石城爾母、隱者共爾  
莫思吾背多し。

○寺地村 縦九町廿五間、横三十七間。高百二十五石五升  
一合。山林段別木數不詳。家二十二戸。人百二十餘人。

産物 米八十五石 稗五石 大麥一石 小麥二石 大豆一石  
小豆三斗 粟二石五斗 蕎麥三石 桑八百六十六貫目 楮  
百五十貫目 藍三十五貫目 荏一斗 薪七十間 大繭小繭  
百二十貫目 生絲二把 菜種五斗 ヒヨビ・桃・李・栗・榧。



東方 畦畑一里。西方 笹ヶ洞八町。南方 山。北方 山。高山五里。古川一里半。

村名義は古しへは笹ヶ洞の枝村なりけむ。里人申傳へに、古國司治國の頃、其姉小路家族なる向小島城主、向井右近大夫某の菩提所此所に有し故に、寺地と名に負たりとなむ申傳へたる。其頃より笹ヶ洞と別村に成しならむ。

産土神八幡宮 祭神廣幡八幡大神。祭日 氏子一村。境内五畝歩除。

岩井戸觀音堂 國中七觀音の一 本尊十一面觀世音。古木、立像五寸六分。境内二畝十五歩除。

向井氏菩提所 建立宗旨未詳、並廢絶寺號共不詳 の境内に、建たりしならむ。

○笹ヶ洞村 縱十六町五十四間、横四町四十間。高百七十八石四斗四升八合。山林段別木數不詳。家三十七戸。人百九十餘人。

産物 米百二十五石ソバ二石 荏二斗 稗六石 桑二十貫目 大豆小豆五石 楮百四十貫目 茸十二貫目餘 粟三石 大藪小藪百貫目 生絲三把餘 薪三十間 桶百五十箇 桃・李・櫟・栗・ヒヨビ。

東方 寺地八町。西方 黒内十町。南方 山。北方 信包八町。高山五里餘。古川一里十町。

村名義は、里民申傳に、往古山の洞間の篠生を墾開きて、田

畑を作りし村故名に負しと云。今世も猶、洞々に篠の茂りたるは、其餘波ならむと云へり。

産土神細女命社 字山畔鎮座。祭神大宮能賣神、一云、天宇受賣命、又云、游受賣命。祭日 氏子。境内十五歩除。此御神を祀れるは、此村と保村とのみ也。如何なる由來か不詳。

此村初發の時に拜祭りしならむ、保村に委しく記すべし。同惠美須の社 字清水平鎮座。祭神 坐像、長一尺餘の石刻。祭日 氏子。境内一段一畝六歩除。

是は世俗に云、七福神の内の一柱を祭たるならむ。此村に舊より細女命を祭りたるを餘所にして、後世に福神なりとて祭たるか、不審。○咲眉主は、大寂庵立綱が【萍跡】の考にては、彦火火出見尊に坐由。又衣毘須は、大和の國飛鳥社傳には、事代主命と云へり。されど此村なるは、俗に云蛭子にや、像にて辨べきなり。【志豆石屋】には、別に委き考有、追て一書に記して、世に公に爲むと見ゆ。○

【玉勝間】五四に、【源平盛衰記】に、成經・康頼・俊寛の鬼界が島に流されて在事をいへる段に、彼島に鸞岳と云ふ有て、其山に夷三郎殿と申す神をいはひまつりて、岩殿と名づくると云り。【神祇官年中行事】にも、戎三郎殿とあり、此神のことといふかし。神に殿と申すも、めづらしき稱なりとあれば、古くより如此稱せし事と見ゆ。

○信包村 縱九町三十二間、横三町十二間。高二百九十石六斗四升七合。山林段別木數不詳。家八十四戸。人三百七十餘人。

産物 米三百石ソバ二石 大藪五十貫目 小藪三百貫目 稗三十石 キビ二石 大麥四石 小麥八石 川原ヒエ一石 生絲五把 桑三千五百九貫百目 布八十四 大豆十三石 小豆二石五斗 粟八石 麻五十貫目 楮百五十貫目 菜種八斗 薪四十間 山鳥五羽 雉三羽 桃・李・梨・栗・櫟・榎。

東方 大村三十一町。西方 黒内十二町。南方 笹ヶ洞八町。北方 谷村八町。高山四里三十二町。古川一里十町。

村名義は、中古此村の田畑のことに功勞ありしか、又は主帳し人名の信包といへるを、下略て云るにや。又古川人野村健平は、向小島城墟にのほりて、耕地を眺望して、初て沼深てふ名義ならむと思得たりと云り。

産土神八幡宮 祭神廣幡八幡大神。祭日 氏子。境内七畝十五歩除。

同熊野社 祭神須佐之男命、又云、熊野大神櫛御氣野命。境内五畝歩除。

【出雲國造神賀詞】に出、又【古事記傳】十卷八大屋毘古注、

【古史傳】十四卷五十に見ゆ。

同瀧の宮 元祿檢地帳 祭日 氏子 祭神多岐都比賣命。境内二畝廿歩除。

是は【檢地帳】【除地帳】に不動堂と記せるは、中昔僧徒に欺かれしならむ。年々祭祀を爲せる古川上北、天木部は、神社に坐由記録に誌せり。又思ふに、古光孝天皇の御代、仁和二年、菅原道真公、讃岐守に任ぜられて、彼國に下りたまひ、南條郡瀧宮邑の官府に住ましける時、國民を牧ひ給ふこと寛にして嚴に、文武をかねて治めたまひしかば、國民大に其徳化になづき服ひ參らせり。同四年の四月より、讃岐國大に早して、民も田を殖付るに苦みしかば、勅して城山神式内神社雨を祈らしめ給ふ、菅公自ら數日潔齋して祭文を作り、五月六日に、城山神を祭りて雨を請たまふ、其祭文は御集に見えたり。丹誠をこらして祈り給ひしかば、神其精誠に感じ給ひ、山嶺忽に雲を起し、大雨盆を傾るばかり降しかば、國民皆萬歳を唱て悦ぶ事限なし。瀧宮の里人今に至る迄、菅公の徳化を仰奉て、毎年七月廿五日、瀧宮にて踏歌をなして、天満宮の祭をなす。是の瀧宮踊と云、といへること、【天満宮御傳略記】にも、北野文庫藏板、【天神記圖會】にも出たり。

飛驒國司代々、天満宮を尊敬せられける由なれば、此瀧宮に、當昔の國司、其大神を合祀られしならむか。猶よく



釋まほし。

十王堂 秦廣王・初江王・宗帝王・五宦王・閻魔王・變生王・泰山王・平等王・都市王・轉輪王、境内四畝八步地除。

觀音堂 本尊 境内二畝步地除。

觀音堂 本尊 境内三畝十步地除。

善行教寺 西本願寺宗、越中八尾聞名寺末、天文十辛丑年開基。本尊阿彌陀如來。境内屋敷四畝十五步、元祿七甲戌年檢地、名受善行寺、同十二己卯年地除。

【飛州志】に開基始祖釋唯信、俗姓不詳○本尊裡書に、釋證如、天文十辛丑年、云云聞名寺門徒、飛驒國吉城郡、小鷹利郷野の俣村、願主唯信、野の俣は信包の舊名にや。

向小島古城跡 信包村字轟山内、小字城山に在。【飛州志】

(所御柳)

に、信包村に在、國説云、柳御所とも稱す、姉小路家族、向何某居之云々、按に前國司應永迄本城は、小島にあり、故に向小島城と云しとぞ。小鷹狩の郷名の付しよりは先ならむ。應永の後年曆不詳。前國司三代家綱卿男藤原師言卿、又國司に任じ下り給ひて、此城を築住たまひしならむ。島持言朝臣は、古川城主たり。孫勝言朝臣より代々、此城に住給ひしにや。曾孫熙綱朝臣は、此城にて夜討せられ、害に遇給ひし由なり。其後家族應永向何某居城と成、天正の頃は、向井右近大夫居城なりとぞ。【飛州志】松倉落城條下に小島城主、小島時光、同元頼、向小島

城主、向某を初め、所々の城主、皆法印の爲に、責亡されぬ云々、と見えたり。向右近大夫は天正四年城主を守護して佐竹家に客居せり。

略誌

向小島古城は、信包村字轟山内、小字城山に在、柳御所共稱。應永の末か年曆不詳、從三位參議藤原師言卿、後の飛驒國司に任じ、下りて此城を築住、前國司の小島古城に對る故に、向小島城と稱したりとなり。代々へて後は曾孫國司藤原熙綱朝臣、文明八年丙申七月五日夜、任時熙に夜討せられ、害に遇て後、家族向某の居城と成、後天正十三年に至、城主向某、金森勢に責亡されぬ。兩勢軍兵員數不詳。

小鷹狩本城跡 信包村伊夫彌山内、小字牛ヶ谷山上に在り。後小松天皇御代應永十八年辛卯八月十三日夜、小島

落城して、前國司藤原尹繩朝臣職一討死せられぬ。其後年を経て飛驒國司藤原師言卿か、又は其後の國司の家族歟又は家司歟、小鷹狩伊賀守某、此城に住しより、小鷹狩城といひ、郷名も、小鷹狩郷と唱へしならむ。古しへの高家郷を小島城名に據て、小島郷とかへしたぐひならむ。其後後柏原天皇御代、永正年中の國司、姉小路參議濟繼卿の二男、高綱朝臣、後改稱繼法名明山大永の頃より數十年住て後、此人も任ぜられ政道亂れたりつらむ。其後正親町天皇御代、天正四丙子年頼纒入道明山卒去其息、後云右近宣政若年に因て、家臣牛

丸重親、荒城の白米城より來て執政補佐、權威を恣にし、且國司の家を奪はむと爲るを悟て、國司家の忠臣、後藤帶刀重元心を苦しめ、小鷹狩某向井某等、同志臣數十人と幼君を守護して、鷹狩に出に託けて共に出奔せしむ。牛丸重親聞て、追兵數十人をして追はしむ、角川に至り、追付て交戦、双方死傷少からず、後藤重元終に戦死す。行年六十二歳、天正五年八月廿五日也。古川後藤家説、并角川村にて古戰場、後藤重元の石碑文。幼君は辛じて遁去、小鷹狩、向井の數人と共に、常陸國に行て、母家の親縁、佐竹家を頼みて客居し、其子孫は臣屬たりしとぞ。【天保武鑑】に、佐竹家老に、小鷹狩右近あり、又向井右近と云も見えたり、共是當昔の、末葉なりけむ。牛丸重親は、竟に幼君の城を奪ひ、其領地を押領し、親族從類打寄、小鷹狩城に住居せしが、天正十壬午年十月、牛丸又太郎親正は、小島時光と兵を合せ、八日町にて高原の江馬輝盛を討取たりしが、翌天正十一癸未年、古川にて、牛丸勢と廣瀬勢と合戦せしが、和熟して、居城を守り居たりしを、又其翌天正十二甲申年正月、廣瀬宗域と三木休庵の援兵と牒し合、不意に此小鷹狩城を責ければ、牛丸一族叶ひがたく、夜に入て逃出で、越中へ出奔ければ、廣瀬勢と三木勢と、此城を竟に焼拂たりしとぞ。

略誌

小鷹狩本城跡は、信包村字伊夫彌山内、小字牛ヶ谷山上に在。前の國司の家屬、小鷹狩伊賀守某、信包は此人の名か、又は別人の名か。の居城也。國司尹繩朝臣、應永十八年辛卯八月、小島落城戦死の後、小鷹狩某は遁歸、又此城に住しにや、其後永正年中、後の國司姉小路參議濟繼卿の二男、高綱朝臣、後改稱繼法名明山大永の比より、國司と成、數十年居城の後、天正四年卒去、其息幼年に因て家臣牛丸重親、執政補佐して、國司家を奪はむとす。忠臣後藤帶刀重元、向井右近大夫、小鷹狩某等、心を合せ幼主を守護して脱走す。牛丸重親早く聞付て、追兵を走らせ角川村にて、幼主を守らせ、向井・小鷹狩等を免れしめ、後藤重元主從數人戦死せり、牛丸重親其虛に乗、國司家の居城財寶を奪取、所領を押領して豊饒に暮し居たりしが、天正十二年甲申正月、廣瀬宗域と、三木休庵が軍兵に責つけられ、城を遁去て終に城壘を焼拂はれしとなり。明治三年五月、山通、依

小鷹狩城主

小鷹狩伊賀守 應永晚年歟不詳、信包といへる名は、此

伊賀守歟、其後代々の内の名か不詳、小鷹狩氏代々通稱實名世代年曆とも不詳。

姉小路高綱朝臣 永正の後、年代不詳、後改稱纒法名明山。



姉小路公子 天正四丙子年、客佐竹家、後云右近宣政。  
牛丸代々通稱實名不詳。牛丸攝津守、白米城主、  
牛丸又右衛門重頼、姉小路明山家老。  
牛丸又太郎親正、八日町にて江馬を討つ、時に十七歳。  
牛丸又太郎重親、小鷹狩城を奪ふ、○天正十三年金森先導。

牛丸藏人親吉、牛丸左馬助重清、牛丸又太郎親綱、  
牛丸對馬守吉重、親綱從兄、古川合戦。牛丸筑前守。

裁許狀之事

吉城郡黒内村・信包村古城跡論所之義、先達て高木大參事・吉住權大屬出役遂見分候處、出丸跡は黒内村敷と相見え、本丸跡は信包村鋪に相見え、此内稻越村鋪に少し相掛候様、に相見え候間、依之舊記之通、古城跡名は黒内古城と相唱、本丸跡は信包村鋪に相定。此場所は信包村・黒内村・稻越村、三箇村入會に申付候間、以來三箇村申合、大切に可相守候。尤黒内村より信包村山内へ入會場所、信包村より黒内村山内へ入會場所共、古來之通相守、重て異論致間敷候。仍て裁許狀三方へ一枚づつ、相渡候間、永く違失不可有者也。

明治三年庚午五月廿三日

御役所朱印

黒内村  
信包村

稻越村

山見 役人

前書御裁許之趣、承知奉畏候、依之印形仕候、以上。

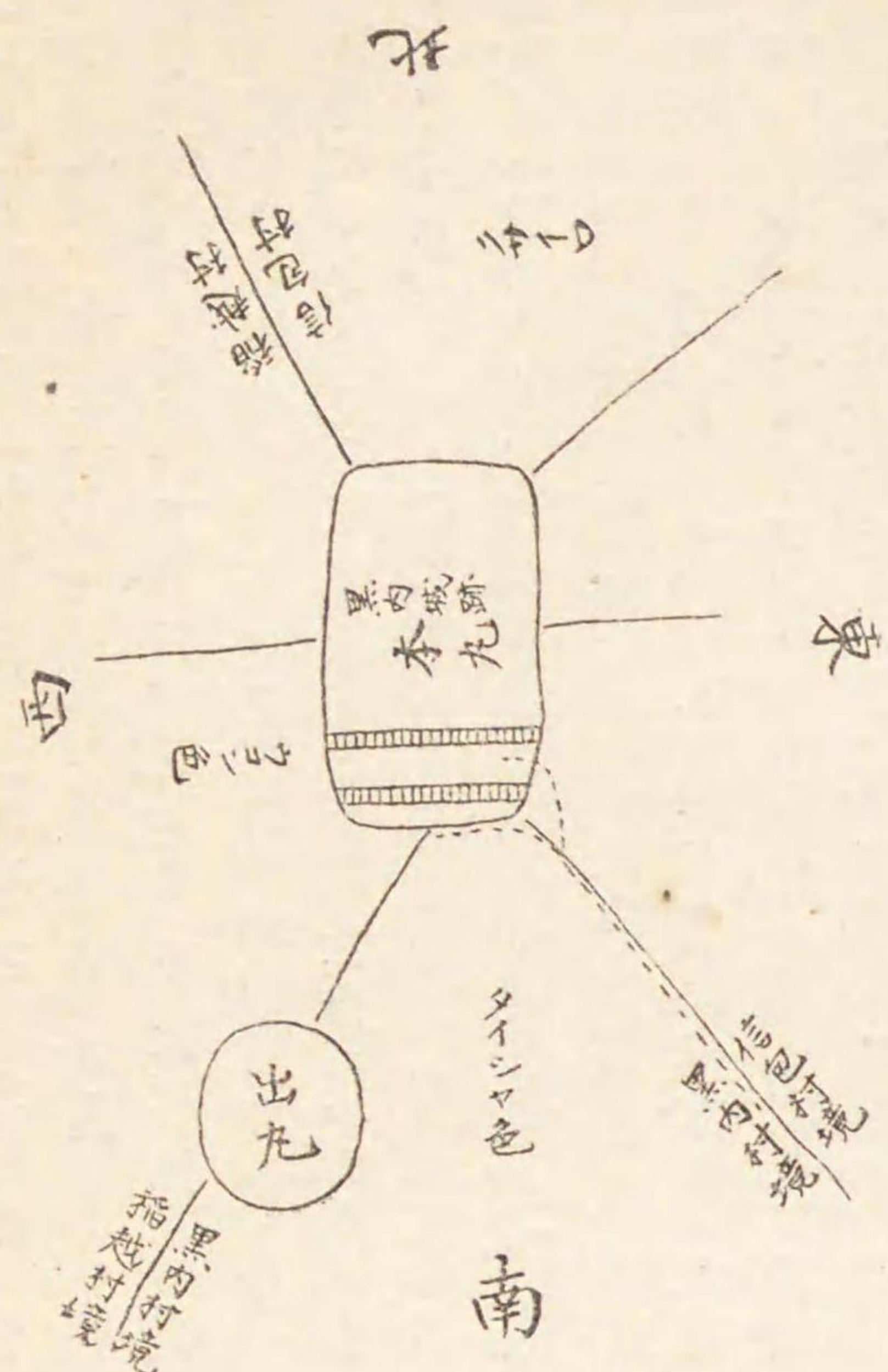
- 吉城郡黒内村百姓代 五人頭 庄 助印
- 新三郎印
- 甚六印
- 彌藏印
- 兼帯名主古川町方村 後藤帶三郎印
- 同郡信包村百姓代 五郎右衛門印
- 忠助印
- 藤七印
- 與惣印
- 武兵衛印
- 與藤次郎印
- 兼帯名主寺地村 甚四郎印
- 右二ヶ村兼帯山見郷内村 與十郎印
- 同郡稻越村百姓代 同郡 甚七印
- 與頭 六藏印

名主 次郎右衛門印  
山見 彦太郎印  
清右衛門印

右者黒内古城跡論所之義に付、先般御出役様、御見分之上御裁許、被仰付難有奉存候、依之三箇村立會、繪繪圖面相認、連印を以奉差上候以上。

前書三箇村名前連印

表書吉城郡信包村・黒内村・稻越村へ、相掛り候古城跡論所之義、高木大參事、吉住權大屬、出役遂見分、出丸之義は、黒内村進退勿論に候。本丸之義は、信包村鋪と相定、右三箇



村、入會裁許被仰付候。然る上は有來候山道等、猥に付替不致、重て異論致間敷者也。

明治三年五月

御役所印

山見役人

○黒内村 縦十二町、横五町。高二百六十五石三斗二合。山林段別木數不詳。家七十二戸。人三百九十餘人。

産物 米二百二十石 稗三十五石 大麥三十石 小麥八十石 大豆・小豆二石 粟五石 桑一萬貫目 麻四十貫目 楮百七十貫目 荏二斗 菜種五斗 眞綿四十把 生糸三十把 布百疋 藍二十貫目 薪百五十間 蠟燭三百斤 砥石百貫目 大繭六十五貫目 小繭三百五十貫目 赤絲三把 山鷄三羽 雉子三羽 蕎麥二石。

東方笹ヶ洞十町。西方稻越へ峠越一里十町。南方山。北方信包十二町。高山五里八町。古川一里廿二町。

村名義は、蒲八十村は黒土なるべし、一村なべて俗に久呂保久と云土なり。【飛州志】に土性條に、壘土を下品とす、國名くろほくといへり。故村名に負る成べし。按に【尚書】禹貢に、桑土既蠶、是降丘宅土、厥土黑墳、云、厥田維中下と有て、【和訓栞】に、うごもつ墳を訓り、土沸起也と注せり。

【日本紀】に、うごもつとも訓りとあれば、八十村は、地理を考へたりと思ひたりしが、猶能按に、【和名抄】に、畔、陸詞



曰、畔音半、田界也、和名久呂と見えて、本土三郡土民、今も皆しかいへり。今世甚しきは、久呂を濁りて、具呂ともいへり。古來村々の百姓、一家に人數多住て、子弟等、他家の養子の縁なき者は、爲方なく、父兄等の田畑の傍に、小屋を掛けて住居するを、父兄の家を、本家と唱へ、其分家を畔内と唱ふ。其は己が作るべき田畑を、いまだ得墾開かで、本家の田地の端を借て耕作れば、父兄の田地の畔内とも云は、元は一家の義むら、分作る百姓と云る義なり。此黒内は借字にて、古しへ隣村の百姓の子弟の内、他家の縁なき者、爲方なく本家の畔内を作りて、年月を送りしうちに、此地は高くして黒墳クワツテ信包村よりは地理漸々高く、なれども、爲方なく、田畑を新墾して來り住し故に、彼は本村何某の畔内百姓と云ひしより、終に村名に成しならむ。其所縁にて黒内村の山の字西山尾崎谷といへるを、古來隣村の入會山とせしならむ。

産土神八幡宮 祭神廣幡八幡大神。祭日氏子 境内四畝十二步除

同春日社 祭神春日四座神。祭日氏子。境内九畝十八步除

同神明宮 黒内古城籠鎮座、號城之森。祭神天照大御神。祭日氏子二十戸、境内無餘

神屋敷 字奴米里に在。

相傳云、舊國司此地在城の頃、天滿宮御鎮座在しを、後

に、村山村に移しまつりし跡なりとぞ。

小鷹狩城 後爲出丸跡、一云黒内古城、黒内村の戌亥の方、字七曲平の山上に在。後醍醐天皇御代、建武二年、宰相藤原頼鑑初名高基朝臣を、飛驒國司として下したまひし時、此山上に居城して、其後小島城に移られて後、黒内何某の居城に成し故に、黒内の古城とも云しを、其後山續故、小鷹狩城の出丸となしたるを、天正十二年に至て、小鷹狩本城と一時に、廣瀬勢と三本勢とに焼拂はれしとぞ。黒内何某事蹟、並廢城年月不詳。明始三年庚午五月山論見分裁許狀を請たり。

畧誌

黒内古城は、黒内村の戌亥の方、字七曲平の上に在。建武二年南朝より、宰相藤原頼鑑初名高基朝臣を、飛驒國司に任して來て、此城を築住しけるが、壘内窄ければ、小島城に移られて後、家臣黒内某の居城と成、故黒内城と云。しかるに國司四代、尹纒朝臣に至て、應永十八年八月、足利家より四將を遣して、國司の小島城を責て火を掛たり。尹纒朝臣竟に戦死、黒内某も討死か不詳。其後小鷹狩城を初て築しに、山續故黒内小城を出丸に用ひしならむ。天正十二年に至て、本丸共一時に廣瀬勢と三本勢とに燃拂はれしと云ふ。

○谷村 縦九町十六間、横二町五十間。高二百六十九石一升八合。山林段別木數不詳。

家五十二戸。人二百八十餘人。

産物 米二百四十石 稗二十二石 大麥二十石 小麥十八石 大豆二十石 小豆二石 粟一石五斗ソバ三石 黍一石 桑三千九百二十貫目 麻六十貫目 楮百貫目 大藪三十貫目 小藪二百五十貫目 眞綿二十一把 生絲十把 布百二十反 荏七斗 菜種一石五斗 藍二十貫目 石灰千五百貫目 鱒百五十尾 年魚二千尾 鰻二十貫目 アヂメ一斗二升八ツ目ムナギ二升 山鳥五羽 雉三羽 桃・梨・栗・橡

東方 宮川。西方 山。南方 信包へ八町、大村へ一里三町。北方 小無雁村へ一里。高山五里四町、古川一里半。

村名義は、畦畑村の山より流出る登宇之川名義不詳てふ谷川、寺地・笹ヶ洞・信包等の村々を経て、此村に來て、宮河に流入。又此村は蘆谷・眞谷等の谷水も流れ出る村なれば、谷村てふ名に、負しにや侍らむ。

産土神白山社 祭神白山比咩大神。祭日氏子。谷村五十二戸。境内一段廿步除

藥師堂 本尊 境内十六步除

信行教寺 西本願寺宗、越中國八尾聞名寺末、天文六丁酉年開基、始祖釋教圓。本尊阿彌陀如來、裡書本願寺釋顯

如。境内屋敷三畝十步、元祿七甲戌年檢地、名受信行寺、同十二己卯年除地。

渡船一艘 川幅三十五間宮川横渡、野口村へ。

○稻越村 枝村、桂上。縦一里十八町、横三十六間。高百九十五石九斗七升。山林段別木數不詳。

家六十四戸。人四百十餘人。

産物 米二百九十九石六斗 稗三百九十二石 大麥二十一石 小麥七石 大豆五十石一斗 大藪・小藪四百一十一貫二百目 楮四百七十六貫目 荏五石二斗 菜種二石四斗 硝石百二十貫目 炭六百四十貫目 蹴柄百二十丁 丈高紙三十束 丈長紙五十束 傘紙三百束 端不切紙千五百束 ちり紙四百五十束 懷紙。

東方 黒内へ峠越一里十町、信包へ一里半餘、西方 山。南方 保へ峠越一里半。北方 大木へ二十町。高山 六里半。

村名義は、村民口碑に、昔小鷹狩城中より毛見吏來りて、此村の稻を爲刈て嶺を持越させ、城中にて春穂せられし故、稻越と云とは、押當の説ならむ。

【姓氏錄】上卷四河内國皇別に、阿閉臣、阿閉朝臣同祖、大彥命男、彦瀨立大稻越命之後也。又右京皇別、阿閉臣、彦背立大稻與命之後也とあれど、今も猶伊奈古衣といへば縁なきこちす。按に、山中の角川より奥の小島川の兩岸上にする村々の土民、宮川大水の節



は、落合・霽等の渡船漕得ざれば、爲方なく此村へ來り、嶺を越て、國府へ出し故、險路なりとて伊奈越と云しは、大和國より他國へ出るに、伊賀越、又は田丸越・阿保越、信貴越・立田越・闇越等といへる如き、語路にて、元是山中村々の民の云つる名ならむ。舊名は名の如く、伊奈といひしか、又稻生と云しか、其を稻越の二字に約めしは、和銅六年の詔に、諸國の郡郷の名著好字、又延喜民部式に、凡諸國郡里等名、並用二字必取嘉名など有しよりの事にや有らむ。

枝村桂上は、大木の桂木の立し處より、川上の村家なれば、桂上と云しを、音にて唱へしにや。又は小鷹狩城主の家司領と云へる名か。

産土神富士神社 祭神木花之開耶姫命。境内一段六畝二十步【古史傳】七段に木花之佐久夜毘賣命者、坐駿河國福慈岳也。【神名式】には、駿河國富士郡、淺間神社、富知神社坐、淡海僧立綱が跡跡卅二に、委しく見えたり。同春日社 枝村桂上鎮座。祭神春日祭神四座。境内一畝十四步。

【神名式】大和國添上郡に坐、【公事根源集】【中卷】【祝詞考】【上】【古事記傳】【五十四】又【四十一】【玉櫛】【七】等に委し、所謂武甕槌命・齋主命・天之兒屋根命・比賣神の四座なり。此村に勸請來由未詳。

里餘。

村名義は、申傳に、古へ此村に椽の大木有て、周圍七尋有しとぞ、其枯朽たる年代詳ならず。其跡を椽木森といひて、今猶一丈五尺餘の圍の椽樹は、五本も六本も立有と。【日本書紀】に、景行天皇筑紫に行幸ましましける時【七年】。御木の行宮に御座けるに、其所に大なる歴木あり、長九百七十丈、朝日にあたれば、杵島山を隠し、夕日に當れば阿蘇山を覆き。天皇是は神木なり、此國を御木國と號くべしと詔たまひしとぞ。【和名抄】の、筑後國三毛郡は、其地なり。又【古事記】【下】には、仁德天皇の御宇、免寸河之西に、一高樹あり、其樹の影旦日に當れば、淡道島に逮び、夕日に當れば高安山を越しとぞ。又【今昔物語】に、近江國栗本郡の栗樹は五百尋ありしことは、人々に膾炙せることなり。或書に、我邦は土地豊沃なる事異方に超たれば、人少く、田島も多からざる頃には、其膏腴たる生氣、おのづから地中に盈溢て、希なる大木も多く、生繁りたるならむと云へり。此村は殘木すら前の如し、古へを想像すべきことになむ。

産土神白山社 祭神白山比咩大神。祭日 氏子 境内一段一畝二十二步【地除】。  
○荻谷村 縦二町、横二十間。高十三石九斗五升六合。山林段別木數不詳。家四戸。人三十餘人。

觀音堂 本尊 境内一段九畝廿四步【地除】。是は一字の小堂には不相應廣大なる境内なり。疑らくは、台密宗等の寺の境内に古しへ在しに、寺は廢絶て此堂のみ残りたるならむか。

願教教寺 西本願寺宗、越中國八尾聞名寺末、天文五申年開基。本尊阿彌陀如來。境内屋敷三畝十五步。元祿七甲戌年、檢地、名受專光坊、同十二己卯年除地、其後今の寺號に改、年曆未詳。

【飛州志】に、開基始祖專光坊釋願覺は、本名松井何某にて、向小島の城主、小鷹狩家の舊臣也。天文五丙申年建之。【除地】

本尊釋書、方便法身尊形、大谷本願寺釋證如在判、天文八年己亥六月十一日、聞名寺門徒、飛州吉城郡小鷹利郷慶上村願主釋願覺、慶上は枝村桂上ならむ。

○大木村 縦八町、横二十間。高十二石五斗三升九合。山林段別木數不詳。家五戸。人三十人。  
産物 米六石八斗、稗三十石四斗、大麥三石七斗、小麥一石五斗、大豆二石二斗、荳一石一斗、菜種九斗、楮五十六貫目、大藪小藪三十四貫目、端不切紙三百五十束、傘紙五十束、カチ炭七十二貫目。

東方山、西方山、南方稻越二十町。北方荻谷七町。高山七里半。

産物 米十二石、稗十五石六斗、大麥三石、小麥一石六斗、大豆一石一斗、荳九斗、菜種一石、楮六十六貫五百目、大藪小藪九貫目、端不切紙百束、炭六十貫目。

東方山、西方山、南方大木七町。北方角川半里。高山七里半。

村名義は、村民傳に、此村は往古、谷邊の葦原なりしを、墾開きて田畑を作り、小村區と成ける故、葦谷と名に負しとぞ。

産土神國作大神社 【元祿檢地帳】云、藥師堂。祭神大己貴命・少彥名命。祭日七八月の内日不定。氏子四戸。境内一畝十步。

(堂師藥)

村民申傳に、大國主神と唱、一村の産土神にて、毎年七八月頃、湯花祭を執行し來れりとぞ。○其祭を兼管る【古】上北杉本社人天木部が記録には、蘆谷村少彥名社【堂師】と記せり。

○按に、如此類は、國內にあまた有ぬべし。中古眞言宗、天台宗の僧徒等、藥師神の本地は、藥師如來なりと、村民を欺けるをさとらで、藥師とのみ音にて唱來れる故、元祿檢地の吏も、藥師堂と記つらむ。○【日本紀】神代上卷【三十一】一書曰、大國主命、亦名大物主神、亦號國作大己貴命云、夫大己貴命與少彥名命、戮力一心經營天下、復爲顯見蒼生云、則定其療病之方、又爲攘鳥獸昆蟲之災異、則



定其禁厭之法、是以百姓至今感蒙恩頼と有。元是谷邊の葦原を墾開て作りし村家の産土神に、葦原醜男命を、拜祭れるは、奇縁とや稱べからむ。○按に文徳天皇の御代、齊衡三年十二月五日、大奈母知・少比古奈神、常陸國に歸來、顯れたまひしこと、其【御實録】八卷下に見ゆ、其翌年天安元年八月、朝廷の御社になされ、即今の天洗磯前と酒列磯前の兩社なりとぞ卷九廿又其卷九廿天安元年十月己卯、此兩神を號藥師菩薩名神と見え、又【延喜式】の神名帳に、兩社とも藥師菩薩神社、名神大と有て、朝廷大社の列に、御加へなされたり。【志豆乃石屋】上三に、當昔、



專佛法の世に弘く用られたる時分故、僧共上へ勸奉しこと、見ゆと有、しかれば、諸國にて、專兩神を藥師如來と思ふは、さも有べきことなりけり。然るに此蘆谷村のみ、申傳に大國主神と稱ひ、又社人の少彦名神と書傳へたるは、天安以前の古傳とや申べからむ、いといと尊きことになむ。

○船原村 高二十二石九升九合。山林段別木數不詳。家十二戸。人九十餘人。

産物 米四十六石四斗 稗七十五石五斗 小麥二石二斗 大豆十三石 大藪五貫目 小藪四十五貫目 楮二貫目 荏一石三斗 鹽硝。

東方山。西方山。南方 大野郡江黒十八町。北方 保一里半。高山八里餘。

村名義は、村頭の圓勝寺に舳に似たる長三間、磐あり、又村後方に、舳に似たる大岩ありて、村家は兩岩の中間なる故に、舟原てふ名を負しとぞ。

産土神白山社 祭神白山比咩大神。祭日 氏子船原十二戸。境内一段三畝十步地除。

圓勝教寺 西本願寺宗、越中國八尾間名寺末、永正年中開基始祖釋道彌。

本尊阿彌陀如來。境内屋敷一畝廿六步、元祿七甲戌年、檢

地、名受圓光坊、同十二己卯年除地、其後寺號に改年代不詳。

本尊釋書に、方便法身尊形大谷本願寺釋實如在判、永正十二年乙亥十月二日聞名寺門徒、飛州吉城郡高原吉田洞、向小島船原、願主釋道彌、出【飛州志】、高原吉田洞の五字解がたし、誤乎。

○保村 枝村 明瀬 縱十五町、横四町。高百四十一石八斗四升三合。山林段別木數不詳。家六十戸。人四百十餘人。産物 米二百五十石 稗三百二十石 大麥・小麥・大豆七十石 大藪・小藪千二百貫目 眞綿二十把 荏二石 生絲二百八十把 漆一貫目 布百五十疋 鹽硝 猪五疋 鹿三疋 猿六疋 鱒百尾 年魚二百尾 ハエ三百尾 ウクヒ二百尾 イハナ三百尾 外略。

東方 稻越峠越一里半。西方山。南方 舟原一里半。北方 月ヶ瀬半里。高山八里餘。

村名義は【和訓栞】中編云、保は古へ郷村の外に莊と稱し、保と稱する者あり。【東鑑】に、丹後國志樂莊伊瀬保、【拾芥抄】坊七十二坊、保三百保。【明律】注保者古郷社之稱云、猶くはしく出たり。然れば、文明十八年蓮如師の憶念寺佛像裏書の如く、富安郷向小島の保と云しならむ。枝村明瀬は、水脈之瀬を訛れるならむ。大野郡白川郷に水

脈河村あり。梨之瀬は川瀬の上に、昔大木の梨木有つらむ。今は隣村の槻之瀬も、昔は保村の枝村なりつらむ。楡谷、今訛てねれ谷と云、栗谷を今訛て栗谷溪と云ふ。

産土神白山社 祭神白山比咩大神。祭日 氏子 境内一段三畝十八步地除。此社、上代に所祭神名は不詳。中昔以來白山社を合祀れるは、長瀧寺僧徒が勸化に依てならむ。

同鈿女社 祭神大宮能賣神、一云天宇受賣命、又云游受賣命。祭日 氏子。境内一畝五步地除。

勸請年代來由不詳。同郷笹ヶ洞村にも祭たり。又大野郡藤瀬村には、神明宮を二社拜祭りて、其一社の坐方を、枝村の名を宇受賣と稱り、其村の條中に委しく記す。按に右等の村々へ、上代に其神孫御巫猿女の君の氏人來往て、祖神の鈿女命を祭たる緣ならむか。委く尋ねまほし。

【古史傳】十二卷十二丁に、令大宮能賣命亦云大宮比賣命 云云。

【式】に神祇官八座の内、造酒司にも祭給へり。又十七の丹後國丹波郡、大宮賣神社、武藏國埼玉郡、宮目神社等見ゆ。【史傳】に委し。

産土神國作大神社 枝村水脈瀬鎮座、俗云明瀬。【元祿檢地帳】云藥師堂。祭神大日貴命・少彦名命。境内七畝十二步



【村長書上】筆者備忘 村人古來明瀬の寺屋敷と申傳へて、眞言宗寺の古跡有、其下に藥師堂あり。傍に弘法大師の像を安置して、明瀬の氏神と崇めたり。按に、村民も寺僧も、今まで神佛混合のことを知らずであるとは、至愚の至とや申すべからむ。此御神の祭祀を、毎年兼勤來れる古川上北杉本社人、天木部が記録には、大國主神と有。是も蘆谷村の産土神に同く、往古は藥師の神と稱たるを、眞言宗靈念寺の僧に欺かれて、藥師如來と思ひて、弘法大師の像をさへ安置て、其等を氏神と稱にやあらむ。療病の御神ならば、大已貴命と少彦名命を、最初に合祀たるにや待らむ。大汝神・少彦名神を【文德實錄】天安元年十月、號藥師菩薩名神と見え、【神名式】にも、常陸國鹿島郡、大洗磯前藥師菩薩神社、那賀郡、酒列磯前藥師菩薩神社とあれば、諸國皆、其兩神を藥師如來と思へるは、最もなることなり。蘆谷村に既記置ぬ。

産土神八幡宮 枝村梨ヶ瀬鎮座。祭神廣幡八幡大神。境内無餘  
同諏訪社 枝村楡谷鎮座。祭神建御名方富神。境内無餘  
同白山社 同栗屋谷鎮座。祭神白山比咩大神。境内無餘  
右三所の枝村は、開發年代は、本村よりは後れて開けし

成べし。年曆は詳には知れざれども、今より二三百年前よりは古かるべし。本村と懸隔たる故、各別に、産土神を敬祀たるならむ。元祿檢地の頃、何とて除地に成ざりつらむ。  
憶念教寺 初眞言宗、後に東本願寺宗高山照蓮寺末、枝村住居、文明十八年本村へ移住。本尊阿彌陀如來。境内屋敷六畝廿六步除地。元祿七戌年檢地。名受道場了喜、同十二年除地、同十四巳年號憶念寺。  
寺説云、古へ枝村水脈瀬にて眞言宗寺なりしが、後に本村今の地へ轉住而、本願寺へ轉派、本尊裏書に、飛駄國白川善俊門徒、同國富安郷向小島保、願主善性文明十八丙午十二月二十八日、本願寺釋蓮如。  
富安郷は、中昔此村より小島郷まで、しか唱へしと見の。來由不詳【紀伊國後名所圖會】五卷、日高郡七富安莊あり、七ヶ村を總ぶとぞ、富安の王子社も載たり。  
○月ヶ瀬村 縱六町三十間、横一町二十間、高四十八石五斗九升七合、燒畑九段二畝廿九步。山林段別木數不詳。家十六戸。人七十餘人。  
產物 米十六石六斗 稗百四石七斗 大麥十石四斗 小麥二石二斗 大豆十六石四斗 荏七斗餘 菜種三斗餘 楮六十石 七貫目 大繭・小繭百五貫三百目 布十疋 硝石百三十貫

目 葛粉 外略。

東方山。西方山。南方 保十八町。北方 天生三里。元田三十町。高山八里半餘。

村名義は、里傳云、古へ月が瀬村民九郎兵衛の先祖に女有、ことの外醜婦なりければ、夫婦の契を結ぶ男なきことを悲しみ、私に天に祈り、毎月十五日の夜月出で、影の川瀬にかべるを、汲て吞けるが、程へて遂に身にやどれるを、兩親甚怪みて、強てたづね問に、男なければ其由答へぬ。兩親いよく訝りて、遠山に孕女を捨たりしが、終に安らかに男子を産り、是後に飛驒工匠と云、月の子を生める山なれば、後に天生と云、川瀬の月を掬て飲し所を、月が瀬と云るとぞ。甚怪しき説なれど、押並てしか云るにや。月が瀬、天生ともに、文字に倚たる、古の僧等の、妄作の説なるべし、工匠のことは、【幽討餘錄】江戸人會我我章 上卷九云、將游月瀬不果、土人相傳、世所謂飛驒工者、月瀬里人也、然古木工寮、募工匠於飛驒、逐年更番、輪役謂之番匠、則飛驒工者、當時蓋通而稱之也、據【賦役令】、飛驒國庸調俱免、每里募匠十名、每四名給廩一丁、歲得代還、【延喜式】、每歲募匠百人於飛驒、然則百人爲率、一年代還、以此案之、所謂工匠、不過小民食力者耳、非量丁番數歲一役不能堪命、則少不下五六百名、多或至千餘、【日本紀略】載、延曆十五年、令天下搜捕飛驒逃

匠、據此文可見、當時避役客作諸州者、又不知其幾何、合併計之於上下數百年間、更僕未盡也、是以佛廟神祠、傳爲飛驒工所建者、至今遍乎海内、而今俗傳爲月瀬産也、若以此爲一人專稱焉、疑古有名手專稱於一時者也、猶高僧賜號大師者數人、關白告老例稱太閤、而大師大閤之稱、獨歸僧空海豐臣秀吉、餘則非姓名連呼、不可明知其爲誰也、【今昔物語】記、百濟河成善書、飛驒工堂成、遊河成落之、四戸洞開、河成每將入戸、俄然自闔、旋復自開、邊堂再四、卒不得入、驚怪久之、工在戸内、輾然大咲、聲徹於外、河成方悟其奇巧試人、將有以報之、請工其家、預畫死人於障上、臭腐之狀逼眞、當戸設之、工至掩鼻却走、可以證也、【杜陽雜編】有韓志和、【大和鑑】有稽文會、並係國人、挾奇巧以入海者、世之所稱説、飛驒工自宇治大納言公隆國所記、皆已亡其名、而志和文會反留名異域何哉、と記せる如く、【賦役令】には、里ごとに一村里匠十人を爲點、また延喜の頃は、飛驒國中にて、百人宛の番匠を差出して、年々代らせたりとあれば、國府よりも、村里よりも、匠は出しならむ、其中には拙きも巧なるも有つべし、【今昔物語】なる百濟河成と枝を競たるは其名と本郷とを記されねば、此月瀬より出たる匠とも、他村里より出たる匠とも、知れがたけれど、今世に至る迄、月瀬村にて古へ名工の出しことを傳へて言へば、誣べからずなん。○此月



瀬は小村にて古への一村里に立がたければ、保村の枝村なりけむ、槻瀬・梨瀬・楡谷・栗谷小鳥川の水に本木など、其瀬谷畔に立る大木に因て、名つけしならむ。式内八社の内なる、大野郡槻本神社を、中昔以來月元とのみ書に同じからむ。文字には泥みがたくなむ。

産土神白山社 祭神白山比咩大神。祭日 氏子 境内六畝九歩除。

善教教寺 里傳云、古真言宗、東本願寺宗、高山照蓮寺末。本尊阿彌陀如來。裏書、永正十二乙亥十月十日釋實如。境内屋敷二畝歩。元祿七戌年、檢地、名受道場善正坊。同十



二卯年、除地、其後改善教寺年月不詳。撥板橋 里傳曰古飛驒工初て掛渡せりと、其故にや、古來流失たる例なしとぞ。  
○天生村 縦三町二十間、横一町、高二十三石七斗七分四合。燒畑一町一段二畝十八歩。山林段別木數不詳。家十一戸。人九十餘人。  
産物 米十二石 稗五十石 大麥三十石 大豆十石 荏二石 菜種六十貫目 生漆 大繭 小繭百五十貫目 眞綿五百目 生絲三十三把餘 布二十疋 薯蕷 山鳥六羽 雉五羽 鱒六尾 ウグヒ百尾 イハナ五十尾 外略。  
東方 元田半里。西方 萩町へ大嶺越四里十町餘。南方 月ヶ瀬半里。北方 山。高山九里。  
村名義は、月瀬村の條下に出せる醜女月の子を孕て、此村にて生たると云説は、信じがたし。【出雲風土記】を初め、餘戸は【和名抄】にも、諸國に見えて、飛驒國荒城郡に餘戸出たれど、當郡内に、其と同名の聞えねば、若天生は借字にて、餘部とかけるを、部訓を部音に訛れるにや。【和訓栞】にあまへ餘戸とかけり。諸國の郷名に多し。【令義解】に、不滿十家者、隸入大村、不須別置と見えたりと有。猶可考。○又按に、甘葛生の義ならむか。【栗】に、あまづら、【和名抄】に、千歲薬をよめり。【式】に甘葛ともかけり。つらはかつら

の義なり。大饗にも用らるること、【類聚雜要】に見ゆ。されど一名蔓蕪藤なれば、甘葛にあらず。是木あまぢや、又小がく草とも云、土常山なるべし。【字鏡】に諸をよめり是草あまぢやを云にや。蔓あまぢやとも云、甘草藤なりといへり。

【玉簞】に蕪蕪つらと見ゆ。天生山には殊に多生る故の名ならむ。【和名抄】千歲薬汁云、蘇敬注云、即今之蕪蕪云。和名良豆。  
○元田村 枝村 稗生原・千島・立石。高七十五石四斗五升五合。燒畑二町二畝廿歩。山林段別木數不詳。家四十戸。人二百六十餘人。  
産物 米三十四石 稗三百三十三石 大麥十七石 小麥三石 六斗 大豆十三石 楮二百十五貫目 大繭二十九貫目 小繭二百十貫目 端不切紙二百五十束 布二十五疋 葛粉 生馬一疋。

東方 新名十町。西方 天生半里。南方 月ヶ瀬半里。北方 上ヶ島六町。高山八里半餘。  
村名義は、木國日前宮・國懸宮の御靈を齋祀りしことを擧たる條に、（紀伊國名所圖會四卷）【國造家舊記】に云、皇孫命天降ましし後は、兩宮（日輪）の御靈代は、三種神寶と共に、日向國高千穂宮に齋祭たまへりしが、神武天皇東征なしたまへる時、天道根命に、かの二種の御靈代を托て、まつらしめたま

ひしかば、道根命は、やがて是を奉て、始は木國名草郡加太浦に到りたまへりしが、程なく木の本に遷り、夫より又毛見郷に移り、琴浦なる巖上に拜祭たまへり。是木國に御鎮座の初なりと見えたり。天道根命は彼國造、又紀氏等の始祖なり。其毛見郷の舊名は【和名抄】の頃名をかへたるにや。此元田も、初は毛見田村と稱けむを、（方言に、鞭を置後、鬮斗上を濁りしを、元の字を借て、後世湯桶訓にせしならむ。）○枝村なるひやうらを、只字音の如く唱ふれど、稗生原にや。助語のらば【古今集】歌の庭も籬もあきの郊原なる、の原の如し、高原（今加良）郷に、朝浦村有、是も麻生原なるべく思はる。

○枝村 千島、（芽島）立石（山下川邊に石の多）等あり。  
産土神白山社 祭神白山比咩大神 祭日 氏子境内一畝六歩除。  
同白山社 祭神同前 境内一段二畝十五歩除。  
觀音堂 本尊 境内一畝廿三歩除。  
同 境内二十六歩除。  
阿左賀良山 高百二十丈、周圍三里八町。北は元田村より、新名村に跨がる。【和訓栞】（中）云、麻柄は【古語拾遺】に見ゆ、麻の莖をさらし乾たるなり。○木名に呼は、三四月に白花あり、大木もあり、白雲と呼も、花葉相似たりとあり、其木此山に多く生るにや。



○新名村 縦八町、横五十四間、高四拾一石三斗五升六合。燒畑一町二段三畝十七步。山林段別木數不詳。家十七戸。人百十餘人。

産物 米三十一石一斗 稗百七石二斗 大麥七石三斗ッバ 十二石三斗 大豆五石三斗 大藪・小藪百二十三貫目 生絲二十四把 菜種二石一斗 楮八十二貫目 布三十疋 端不切紙百五十束 蠶十貫目。

東方山。西方元田十町。南方山。北方川向羽根八町。高山八里十二町。

村名義は、新名を音にてよむは、後世の事ならむ。【和名抄】に、日向國那珂郡、新名郷見え、是全同名義なるべし。其傍訓ニ入らるは、後人の爾布那と訓べきにや。上野國の郡名新田、武藏國多磨郡、安房國朝夷郡、但馬國城崎郡、備前國和氣郡等、何れも郷名新田と有。又越中國郡名新川、名義は丹生野なるべし。野を奈と訓る事は、大野郡在名神社の條に、委しく記す。伊勢國桑名、遠江國山名、濱名の名も、野の由なり。近村に埴土村あれば、此村名丹土生野なること疑なし。其を字音もて唱るは、中昔以來の風習にて、大野郡有道村、又此郷の有家村、又高原郷本郷村などの類にや侍らむ。或説に、正平年中に、南朝廷臣牛丸何某世を

忍來、此所に住居して村を開し故に、新名と云といへるは、古を知らぬ妄説なり。  
産土神白山社 此社は、上代に大和國吉野郡丹生川上の、雨師の神が、宇陀郡の丹生神か、紀伊國伊都郡の丹生都比女神を、勸請せしにはあらかじか、尋ねべし。祭神白山比咩大神。祭日 氏子新名十七戸。境内五畝十八步。  
願念教寺 號延命山、西本願寺宗越中八尾聞名寺末。本尊阿彌陀如來、裏書、天文五丙申八月十五日、大谷本願寺釋證如在判。延命地藏菩薩一體、座形木像、長六寸。境内三畝二十步除地。元祿七甲戌年、檢地、名受道場眞光坊。同十二己卯年除地。同十三庚辰年願念寺と改。  
寺説云、舊國司姊小路家臣、栗林右衛門尉教高、應永十八年小島落城の頃遁來、此所にて剃髮、弘源庵教順と改め、美濃國長瀧寺弟子と成、守本尊地藏を庵室に安置せり。其後數代を経て、百二十六年後、本願寺に改宗後も、先祖の守本尊故、彼宗門にてはせぬことなれど、于今秘藏せりとぞ。  
舊家牛丸 南朝の廷臣たりしが、正平晚年、の頃、此所に忍來て、住居して、于今其裔孫相續せりとぞ。村長書上左に記す。

牛丸元重 右兵衛尉 正平年中此村來住 元重 源兵衛尉

重親 又右衛門尉

重清 左馬

親治 次郎左衛門尉

親正 又太郎

此より末、代々【家系全譜】并楠家の書簡、且淺井備前守の書狀とも、明治二己巳年三月、國中騷亂の時、居宅放火に遇、燒失畢、故數代の名不相知、天正年中より農民に成、今代久次までは、十五代に成待ぬとぞ。可惜事也。殊更楠家の書簡は、天下の寶とも可謂ものをや。元此先祖南朝の舊臣とあれば、楠家の書簡はさもあるべし。又年代後れたる淺井の書は、如何なる縁にて、此家に有つらむ。按に、此殘系の名目の内に、天正迄の姉小路家老の牛丸と、同姓名も有。いと不審。又思ふに、元は同族にて最初南朝より遁來しは、彼家老の牛丸に便りて此所に來住しにや。

久次家説云、古へ小島川筋の村々より、毎年秋成の上、取初穂と唱て、九月九日・十九日・廿九日等に、米を袋に入れて此神前に捧來れり。牛丸其を手杵にて練餅に取、神前へ備へ置て、其を米を納めたる村々の家々に配當しつるを、其後何か故ありけむ、中廢ぬれど、此新名村のみ今猶しかり。久次が家にて、古來の如く仕來れり。其餅を神代餅と唱ふ



桑採の圖

○上ヶ島村 高十八石六斗八升四合。燒畑五段八畝一步。山林段別木數不詳。家八戸。人五十餘人。

産物 米五石二斗 稗五十一石二斗 大麥三石ッバ十一石 二斗 大豆一石七斗餘 大藪三貫目 小藪十九貫五百目 生絲五把 菜種一石五斗 楮六十一貫目 布八疋 端不切紙六十束。

東方羽根半里。西方山。南方元田八町。北方山。高山八里半。

村名義は、村民申傳、元田枝村に千島あり、其所より川上にある地なれば、古は上島加美乃之末と唱へたりしとぞ。何代の



頃よりか、音訓交に唱來けむ。不詳とぞ。  
産土神

藥師堂 本尊 境内一畝四步地除

是も上代は、大汝命・少名毘古那神を祀りしを、天安元年十月、朝廷にて、其兩神を藥師菩薩名神と御改號有しよ  
り、【延喜式】神名帳にも、常陸國鹿島郡大洗磯前の社と、那賀郡酒列磯前の社と共に、藥師菩薩の神社大神と載られたるほどのことなれば、諸國村々にて、神は元佛なりと思ふも理なきことにも非じかし。

○羽根村 縦九町、横一町。高七十石一斗九升九合。燒畑二町五段四畝一步。山林段別木數不詳。家十二戸。人百廿餘人。産物 米三十一石三斗 稗九十六石二斗 大麥六石七斗 小麥二石九斗 大豆四石二斗五升 大藪十五貫目 小藪三十四貫目 生絲百五十三把 眞綿五把 荏一石五斗 菜種十一石五斗 楮百四十七貫目 漆二十三貫目 山鳥五羽 鳩五羽 鴨二羽 端不切紙三百束 布五十反 葛粉 八エ七百尾 イハナ三百尾。

東方 有家村八町。西方 上ヶ島半里。南方 小鳥川。北方 越中國界、渡郡水無村へ嶺越。高山八里。

村名義は、村民申傳へに、古へ字鳥屋尾と云る後山、拔出しに、土砂壓出て、小鳥川の向岸上へ、土撥飛超たる跡を襲開

きて、連々に人民移住て、終に一村と成しとぞ。山を鳥屋尾と云、郷を小鷹狩と云、川を小鳥溪といへれば、羽根村と云となり。浮説にて信がたし。是は山拔はせずとも、元來埴土の出たる故、埴土村と名に負るを、益田郡羽根に同じく訛來れるならむ。【和名抄】阿波國名方西郡埴土郷、【神名式】に、山城國愛宕郡、賀茂波爾神社も坐り。【抄】に諸國に埴土と云ふ郷名あまた有、同義なるべし。紀伊國日高郡に、埴田梅林あり、【名所圖會】後編六卷に見ゆ。埴田をはねだと訛りとぞ。何國も同義なり。

産土神白山社 祭神白山比咩大神 祭日 境内十二步地除

是は元來埴土村なれば、土の神埴安神を祭たりけむ。【式】に大和國十市郡畝尾に坐、健土安神社新舊、其他略之。如此ことを不知、是も中昔長瀧寺の僧徒に勸化て、白山神を合祀たりしを、舊來の神名を忘れしにやあらむ。

○有家村 高六十二石三斗三合。燒畑二町七段九畝三步。山林段別木數不詳。家十六戸。人百十餘人。産物 米二十四石九斗 稗八十五石六斗 大麥六石六斗 小麥一石七斗 大豆三石三斗 大藪十四貫目 小藪九十六貫目 眞綿九把 端不切紙二百四十束 布十七疋 荏一石四斗 菜種一石五斗 楮七十五貫目 漆十八貫目 藍二十貫目 八エ三百二十尾 イハナ三十尾。

東方 山。西方 新名二十六町。南方 山。北方 小鳥川向保木

四町。高山七里半餘。

村名義は、上古此村は、角川村の枝村にや有つらん。開闢たる年代も、舊名も、傳なれば知がたし。里傳に、弘仁年中、有家と云男、來て此村を開きたりとは、神代又は上代より、弘仁まで、只荒山中と思へるなむ。弘仁年中、京人流離て、加賀國松任より、角川村に來り、終に此所に止りて住しとぞ。其男連々に田畑を懇添て、生涯安穩に年月を送けむ。其男有家と云けるを、名を隠してか、字音にて有家と云しより、終に村名に成し事、大野郡河内郷有道村に同類ならむ。産土神白山社 祭神白山比咩大神。祭日 氏子。境内三畝十八步地除。

此有家村長與市が先祖よりの系譜あり。有家より其末葉迄、此所に住るは實事ならむ。されど其父祖、又は其子孫の、官名通稱等は、全後世の流弊を記せるにて、近世の贋作に決たり。小島郷大江村の、和銅年中の古書なりといへると、同類の書なれば爰に省きぬ。

○有家林村 縦二町、横四十間。高十七石八斗九升八合。燒畑六畝廿步。山林段別木數不詳。家六戸。人四十餘人。産物 米八石五斗 稗三十八石四斗 大麥四石八斗 蕎麥五石九斗 大豆二石一斗 大藪三貫目 小藪廿四貫五百目

生糸六把 端不切紙八十五束 布八疋。

東方 保木十町。西方 羽根八町。南方 小鳥川。北方 山。村名義は、古へ有家村の林なりしが、年々栗・橡・檜等の子を拾ひて食物の助と爲來れり、然るに其林は、平廣にて、膏腹たる地理なりければ、伐發きて田畑を墾して、遂に村區となりしとぞ。故有家林と名に負しとなり。

産土神白山社 祭神白山比咩大神。祭日 境内八畝步地除。

○保木村 縦二町、横一町。高二十八石三斗五升。燒畑一町一段一畝十步。山林段別木數不詳。家八戸。人六十餘人。産物 米七斗 稗三十二石四斗 大麥四石六斗 蕎麥五石一斗 大豆二石三斗 大藪三貫目 小藪四十六貫八百目 生糸十一把 端不切紙五十束 楮六十三貫目。

東方 中澤上六町。西方 有家林十町。南方 小鳥川。北方 山。高山七里半。

村名義は、土人申傳に、村の前後、山の半腹の岨に路をつけ、下は小鳥川の崖にて、歩危路の中間に住村家なれば、歩危と云村名に成しと云。【和訓栞】四十八のに、ホキヂ、古歌により、岸險を云、今も京北山邊にいふ辭也。又ホキともよめり。筑紫人は、ホキといひ、因幡などにはホゲとも云ふ。

【家集】 わきもこは木曾のほきちにすまはねど、など逢こ



との片きしならむ

顯季

【山家集】

吉野山ほきちつたひに尋ね入て、花見し春は一む

かしかも

西行

【夫木】

危ふさに人目ぞつねによかれける、岩のかけふむ

ほきのかけ路

西行

産土神白山社 祭神白山比咩大神。祭日 氏子 境内六畝二十歩。

○中澤上村 縦三町、横一町。高二十七石二斗六合。焼畑二町二段十七歩。山林段別木數不詳。家六戸。人五十餘人。

産物 米四石 稗百十石 大麥十四石七斗 小麥四石一斗 大豆三石六斗 大藪九貫五百目 小藪六十八貫目 生糸五把 荏二石四斗 菜種二石六斗 楮二百五十目 端不切紙五百束 丈高紙十束 布十疋 蠟十貫目。

東方 角川十二町。西方 保木六町。南方 小鳥川。北方 山。高山七里十二町。

村名義は、小鳥郷中澤上の如く、此邊にも上中下三所に澤ありて、中の澤邊は平坦かにて、地理もよしとして、開拓し村故、名に負しにや侍らむ。

産土神桂木宮 祭神彦火火出見尊、亦名火袁理命 祭日 氏

子六戸。境内無餘

村民傳云、御靈實は坐まさず、社頭なる大木の桂、周圍一丈二尺餘なるを、古來神木と唱へ、桂木大明神と崇祭來れりとぞ。實に然るべし。【神代紀】下卷、天稚彦之段に、是時高皇產靈尊、惟其久不來報、乃遣無名雉伺之、其雉飛降止於天稚彦門前所植湯津杜木之抄、【古事記】上卷、其雉飛下、居于天稚彦門前湯津杜樹之抄、【古事記】上卷、故爾鳴女、自天降到、居天若日子門、湯津楓上而、言委曲如天神之詔命とあり、又同卷、海神之宮段に、其宮也、雉蝶整頓、臺宇玲瓏、門前有一井、井上有湯津杜樹、枝葉扶疏、時彦火出見尊、就其樹下徙倚彷彿、云云、一書、其宮也、城闕崇華、樓臺壯麗、門外有井、井傍有杜樹、乃就樹下立之、また一書、門前有一好井、井上有百枝杜樹、故彦火出見尊、跳昇其樹而立之、また一書、宮に、宮門井上、當有湯津杜樹、宜就其樹上而居之、と有る【古事記】上卷、如魚鱗所造之宮室、其綿津見神之宮者也、到其神御門者、傍之井上、有湯津香木、故坐其木上者、其海神之女兒相議者也、加都良云、○傳、十三、湯津は五百箇にて、此は枝の繁きをいふ、【萬葉】七、向岡之若楓木下枝取、花待伊間爾嘆鶴鳴、【字鏡】に、橋は加豆良とあるは、香木を一つにしたる字なり、【和名抄】に、

楓、和名、乎加豆良、桂、和名、女加都良。常には、加都良に桂の字をのみ用ひて、楓の字は、後世に加開傳に用ふ。されど、楓は加開傳にはあらず。

まづ楓は、【爾雅】郭璞注に、樹似白楊葉圓岐、有脂而香、今之香楓是也と云。又他の漢籍に、よく紅葉する物と云り。さて貝原氏云、楓は其葉まことに白楊に似て、兩々相對ふ。加茂祭に用るかつらは是也。筑紫にてもかつらぎと云、其葉かへでより大きにて、花はさ、けの花の如くにて、三四月に開、形状はからの書に云る楓に似たれども、紅葉せず、香もなしといへり。次に桂は、【今昔物語】に、

天曆御時、唐より參來ける長秀と云僧有けり、五條西の洞院なる桂宮と申すは、其門前に、大なる桂木有ける故になむ名け、る。彼長秀もと醫師なりけるが、其木を見て、桂心は此國にも候ひけりとて、其枝を伐取せ、桂心を取て藥につかひけるに、漢のにはまさりけりと有。此加

都良、今世も、諸國に有て、全漢籍に云るにおなじ。【和名抄】に牝牡を分て出せるは、同類には非れども、名の同くて混はしき故に、かりに牝牡を分ち云しなるべし。【古事記】に、楓、香木など書たるは、たゞ加都良に用ひたる字を、借れるのみなり。楓は香木と云べき物に非ず。漢籍

には香楓ともあれど、御國の乎加都良には香なし。【書紀】に、杜木又杜樹とある由は、心得がたけれど、【字鏡】に、杜は毛利、又佐加木とあるを思ふに、今云多夫の木は、殊にみづみづしく、甚能榮える木なれば、上の代に是をも榮樹と用ひ、又神社などにも多くありけむ、故に毛利にも、此字を用ひしなるべし云。【傳】に委しければ、こには省きつ。此桂木の宮の桂も、千早破神木なれば、楓にや、桂にや、委しく尋まほし。唐詩の、桂子月中落、天香雲外飄は、勿論女加都良なるべけれど、此桂木の宮なるは、桂の文字は世上押並ての借字にて乎加都良にや。【神名式】に、河内國若江郡加津良神社、播磨國多可郡加都良乃命の神社、坐り、別神にや。

○二ツ屋村 縦二町、横五十間。高九石八斗五升五合。焼畑一町六段十三歩。山林段別木數不詳。家五戸。人三十餘人。

産物 大藪・小藪六十三貫目 荏三石五斗 菜種十石 布五疋 楮二百貫目。

東方 山。西方 山。南方 角川一里。北方 越中國婦負郡長谷村。高山八里。

村名義は、古へ角川の餘民、此深山に入て耕地を墾開て、住て二戸と成し故、村名に負しならむ。其内一戸は、天正十三



年八月、金森家の軍勢を嚮導たる松井宗兵衛の先代にて、其功に因て、位名取と成たるならむ。

産土神熊野社 祭神建速須佐之男命。祭日 氏子二屋村五戸境内除地無之。

出雲國造神賀詞に、櫛御氣野命は、奇御木主命の由、物に見えたり。熊野坐神社は、出雲國意宇郡の名神大社なること、【神名式】に見ゆ。神の御事は、【古事記傳】九卷の四【古史傳】十五卷五【和訓栞】中編に委し。

木地師三郡村々深山住住所不定

椽・樞・椽等の木を伐倒し、椽形をおこし、小屋にて椽樞を挽て、山に住人を俗に木地屋とも、木地師ともいへり。其は此小鷹狩郷の山に限らず、小島郷・高原郷・大野郡小八賀郷・小島郷・白川郷、益田郡阿多野郷・馬瀬郷等の村々の荒山中に住て、用材の有む限りは、年々に椽樞をひきて、高山・古川、其外元方仕入の商人へ其樞を送り、商人は、其樞を紀伊國江と並べり、名所國倉黒江の國あり、黒米鹽を得て生業とす。五六年経て山内の用木を伐盡せば、又他山の山に移住て、生涯其山には住果がたし。故に俗に、度々住所を換る者を木地屋の宿替と云、國中山々假住の木地師、小屋數……先祖は、惟高親王の臣、小椋大臣の末葉なりとて、皆小椋何某と云ふ。惣管は近江國犬上郡か、愛智郡の深山に在とぞ。昔は木地師、



親の繼目に、一度惣録所へ出で、烏帽子直垂着用の免許を受たりとぞ。來由系圖、今は詳に知る人世になかるべし。木地師は、男女とも深山の小屋にのみ住ぬれば、日々日光に不被照、世に被行ても深山故、瘡瘡にも犯されず、自然男女ともに顔色白く、尻腰大なり。故に顔色白く腰太き女を、俗に木地屋の娘なるべしと云ふ。

○角川村 枝村 堰谷・白坂。縦十四町三十九間。横三町五十間。高四百十九石一斗九升七合。燒畑二十町二段四畝廿七步。山林段別木數不詳。家九十八戸。人五百八十餘人。産物 米二百二十石 稗九百六十二石 大麥七十九石一斗

小麥十七石五斗 大豆五十八石七斗 大藪七十貫目 小藪五百八十貫目 絲五十把 紬眞綿十把 布百六十四 縞布・蠶種 荏二十五石 菜種三十四石 楮千二百貫目 漆漆子三百貫目 鱒三十尾 ムナギ十五貫目 アユ三百尾 紙類百六十束餘 鱈・鱒・鱒・堅子百合。東方 落合へ舟渡五町。西方 中澤上十二町。南方 芦谷半里。小無雁四町。北方 二ツ屋。高山七里。村名義は、此村の高所より見渡せば、宮川と小島川は水脈太く、其餘の細谷川の兩岸に流入貌、鹿角の如く見ゆれば、角川の名に負たるならむと、里説に言傳へたりとぞ。山中村々の山には熊・猪・麋羊等はあまたすめども、鹿は住ざれば村民知者なし。按に、宮川と小島川の形容の、牛の角の生し如くなりとて、角川と名付しにや侍らむ。産土神神明宮二社 祭神天照大御神。境内一段五畝十六步

地除 同二畝十八步 地除 同大明神宮 祭神大山祇命・須佐之男命。境内一畝二十五步 地除 同白山宮二社 祭神白山比咩大神。境内二十步 地除 同 地無除 藥師堂 本尊 境内一段八畝二十步 地除



是は不相應甚廣大なる境内なり。郷内菅谷村、又は保村水脈瀬の産土神の如く、藥師神にて、大巳貴命・少彦名命を勤請せるを、天安元年十月、御改號に因て藥師菩薩に爲しならむか。棟札には應永十七年庚寅八月初一日と記せりとぞ。菅谷・保上ヶ島に委記す。

不動堂 本尊 境内一畝十步地

是も、信包村なる瀧宮の如く、多岐都比賣命を祭りし社なるを、瀧と云へば、必不動明王ならむと、中昔の僧徒に欺かれて、押當にかく名付し事ならむか。

觀音堂 本尊 境内九步地

地藏堂 本尊 境内十五步地

阿彌陀堂二字 本尊 境内十四步地 同一畝步地

專勝教寺 西本願寺宗、越中八尾間名寺末、開基永正三年。

本尊阿彌陀如來、裏書、永正三年丙寅八月、大谷本願寺釋實如。願主釋西了。境内屋敷三畝十步。元祿七甲戌年、檢地名受專勝寺。同十二己卯年除地。

寺證云、先祖は尾州熱田社家、岩佐善國來て、角川の郷土と成て、正和二癸丑年、本願寺三世覺如師の弟子と成、有髮にて道場に住、其より善時・善長・善重・善道・善勝・善盛に至り、永正三丙寅年、本願寺九世實如師の弟子と成、法名西了。專勝寺の號を賜りしと云ふ。○按に、古川圓光

寺説と聊異なり。熱田社人來て江馬家臣となり、其末、岩佐喜太郎正直、本願寺蓮如師の門侶と成、落合村に一字を結びて住しより、五子皆剃髮して、一男は此專勝寺祖に成しならむか。古川圓光寺説と、また落合村淨心坊舊地、且大村淨徳寺條下とを、可合考てむ。

後藤帶刀戰死所俗云戰人條

舊國司姉小路家老後藤帶刀重元

天正五年丁丑八月、戰死の跡なり。古川町縣なる、後藤重顯・同重郷・同基弘等は、當昔の重元の末なりとぞ。故文久二年、此所に墓を建しが、石材小かりければ、赤田臥牛の文を省きて、墓背に年號のみ勒しとぞ。

孔子曰志士仁人、無求生以害仁、有殺身以成仁、信乎是言也、苟非忠肝義氣出於天性者、孰能至於此、天正中、吾飛驒有後藤重元、蓋其人歟、意千古一人耳、重元通稱帶刀、故飛驒姉小路公家之老臣也、事濟繼・濟俊・賴綱・宣政四世、忠誠不渝、終始如一、眞志士仁人之心哉、迄至同僚牛丸重親、自白米城入而執政、專威權蔑公室、重元密知其懷異志、將不利公子、迺與同志十許人合謀戮力、常救護公子、其先世母氏與佐竹氏有舊縁、遺命曰、事如緩急、必以此爲符驗、當往而永依焉、乃傳遺公子、以寶袋寶刀、重元獨知在公子許、乃勸公子、便之往而依焉、又恐重親悟而追之、故與同志十許人、佯宣言獵于遠野、臂鷹放犬、行數里、

重親果而悟之、忿曰、重元老賊、如以事公子之心、事我必得厚賞、弱喪之公子、豈能久乎、我必殺之無唯類矣、大發兵追之、追及於角川城谷下、重元留與之戰、斬追兵十數人、重元亦被創自屠死、客主死者二十餘人、瘞爲一大塚、名曰戰人塚、重元別有塚、公子乘間、與從者十餘人、脫奔常州、遂依佐竹氏、得受祿世家、重自後國大亂、親益驕侈、國民惡之、未久而滅、然後重元之精忠益著云、重元行年六十有二、實天正五年八月廿五日也、嗚呼如重元、孔子所謂志士仁人者歟、非歟、飛驒諸雜記、及玄海千光寺記等皆記其事、無年月不亦遺憾乎、近訪求羽州向氏記載、得其事實、故今立石記年月、以諗後世、庶乎重元之忠烈義勇、與天壤共不朽也、銘曰、執義據節、殺身成仁、嗚呼忠臣、君子之人、赤田元義謹誌、

戰人塚 天正五丁丑年八月廿五日、國司姉小路公子、脫走の時、其家臣と、追兵牛丸重親が臣と二十餘人戰死せし死骸を集て、埋めし所なり。

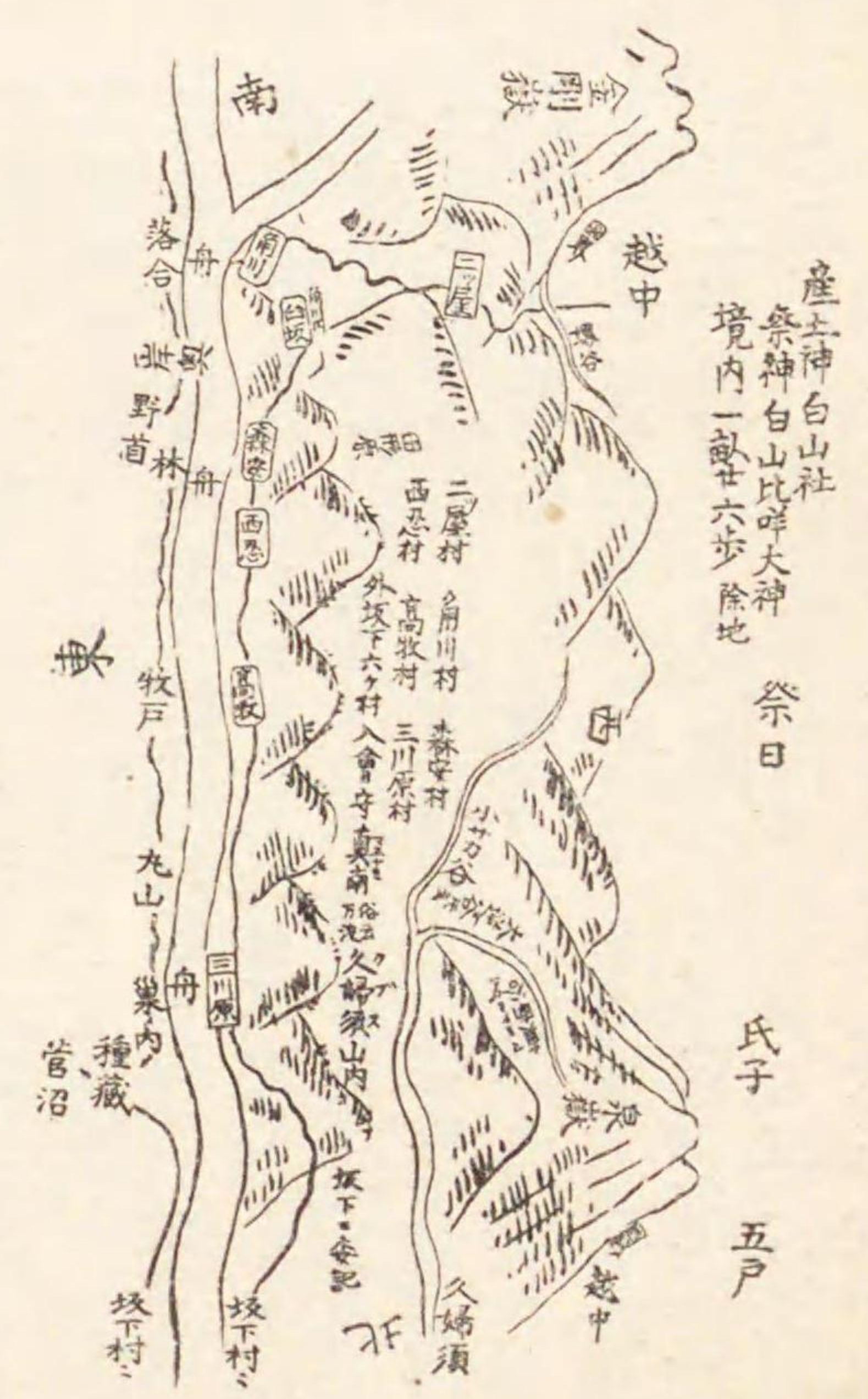
鴉子鳥群飛 凡て山雀・四十雀・鴉・鴉子鳥・鶉等の小鳥は、冬春は里山に來栖、夏秋は嶽麓深山に往て棲、さて冬になれば、霜雪を避て里山に出るは常なれど、別て安政三年の冬、群飛て、此角川と其近邊の村々に出たるを、諸人甚奇怪しみに、果して變災の有し事ありき。因に爰に

記しつ、安政三年丙辰歲十一月、吉城郡小鷹狩・小島二郷數村、鴉子鳥群飛、其數不知幾千萬、或集桑柘、或止林麓、村民徒手捕之、兒童手擊之、且手炬燒其宿、捕鴉之於古川市鄙者、日夜相踵、價十有餘錢、後僅充一錢、土人以爲異矣、今茲戊午二月廿六日曉、地大震者二度、諸人恐怖、不能在、抱莞席出門、與近隣人群居而驚歎也、曉寒侵肌、星彩瀉朱、震動未止、諸人危懼、遠近點燈、互相訪問焉、官舍門前、中橋鍬治橋兩畔、或練馬場頭、數千人雲集、以避震災也、大震小動、自子牌至于黎明、凡四十餘度、及平旦、人得入家、而慮舍土藏傾仄、四壁頓生罅隙、無家不損矣、輕震經數日而猶未止、於是有所愁訴、吉城郡小鷹狩・小島・高原三郷爲最第一、大野郡白川郷次之、萩町村里正某出訴、趨天生嶺遙瞰山中、小鷹狩、小島、二郷通名村舍仆壞埋沒、山崩塞河、處々爲湖、驚駭稍久之、而始知吾村里之災尙輕、此震也、國中惣計二郡四郷七十村、民家仆壞七百餘戶、壓埋死亡二百餘口、傷者四十餘人、牛馬斃者八十餘、其他關門社寺倉廩等、不逞枚舉、自府至越中、三屋道崩、失米穀魚鹽運送要路、術計殆盡、國民將飢餓矣、豈可不嗟歎乎、嗚呼鴉子鳥之豫示變異也、有故哉、往昔天武天皇御宇七年十二月己卯、鴉子鳥蔽天、自西南飛東北、是月筑紫國大地震之、地裂廣二丈長三十餘丈、百姓舍屋、每村多仆壞、是時



百姓一家在岡上、當于地動夕、以岡崩處遷、然家既全而無破壞、家人不知岡崩家避、但會明後知以大驚焉、又九年十一月壬申朔日蝕之、辛丑孺子蔽天、自東南飛以度西北、十年三月庚寅地震、六月壬戌地震、十月癸未地震、十一月丁酉地震、十一年正月癸丑地動、三月庚子地震、八月癸酉大地動、戊寅亦地震、十二年冬十月壬辰、逮于人定大地震、舉國男女叫囀、不知東西、則山崩河湧、諸國郡官舍及百姓倉屋、寺塔神社、破壞之類不可勝數、由是人民及六畜多死傷之時、伊豫湯泉沒而不出、土佐國田苑五十餘萬頃沒爲海、古老曰、若是地動、未會有也、是夕有鳴聲如鼓、聞于東方、有人曰、伊豆島西北二面、自然增益三百餘丈、更爲一島、則如鼓音、神造是島響也、事載于日本書紀、其餘和漢歷史未遑搜索、概記鴛子鳥之示兆、以備後案云、  
安政五年歲次戊午五月 富田禮彦誌

○森安村 縱二町三十間、横五十間、高二十二石二十六升二合、燒畑一町一段一畝廿步。山林段別木數不詳。家五戸。人三十餘人。  
產物 米六石 稗四十石 大麥四石八斗 小麥二石四斗大 豆四石四斗 大藨・小藨二十四貫目 楮六十三貫目 荏一石二斗 菜種一石三斗 布十二疋 年魚六千八百尾 鱒・鮭・ハエ・ウグヒ・漆・漆子・麻。



東方 宮川渡船、林五町、野首六町、西方山、南方角川嶺越一里半。北方 西忍十三町、高山八里。  
村名義は、上世の名不詳。中昔<sup>年代</sup>不知、何の守安<sup>又は盛</sup>とか云し人來て、此村に住しより村名に負しならむ。是は古へ、西忍の枝村なりつらむ、守安と云しは、西忍に潜匿して住し、佐藤豊信の郎等にや。  
産土神白山社 祭神白山比咩大神。祭日 氏子五戸。境内廿一畝廿六步除地。  
○西忍村 縱六町、横四町、高二百二十六石九斗六升八合。燒畑六町九段七畝廿七步。山林段別木數不詳。家四十八

戸。人二百五十餘人。

產物 米七十二石 稗二百五十石 大麥十石 小麥五石 大豆八石 大藨・小藨七十貫目 荏一石 菜種二石 生絲三把。

東方 宮川。西方山。南方 森安十三町。北方 高牧十町。高山八里餘。

村名義は、里説に、古へ陸奥國信夫郡東忍より、佐藤與四郎豊信と云人通來り、此所に住しより、故郷は東忍なれば、此旅寓の地を西忍と稱けるとぞ。○按に、佐藤與四郎と云士は、諸書に見えざれども、信夫郡の人なれば、源廷尉に隨て名を得たる、佐藤三郎繼信、同四郎忠信等の、同族にて、信夫莊司元治の子孫の内ならむ歟、抑陸奥守秀衡卒後、文治五年、其子泰衡、父の遺命にそむき、義經朝臣を襲ひ、衣川落城の後、鎌倉の號令きびしく、其餘黨を探ければ、陸奥國廣しと雖も、佐藤與四郎豊信の事也。當昔の名に、源平太、藤次等は勿論もあれば、與四郎も有べし。されど、與の字未考得、備田の與一、淺利與一と小の字の類か、餘五將軍の餘の字とは同からじ。〔姓氏録〕の與等の末歟、又は與前氏人と云義、身を匿すに所なかりし故に、遙々遁來て、此山中<sup>今も小島、小鷹狩の、此邊村々を推並て皆しかいへり、當昔も然ありけむ。</sup>に留まりしは、如何なる因縁にてかありつらむ。信夫莊司の血傳なれば、人品も定めて好かりつらむ。故此村民は貴びて匿まひつらむ。信夫郡内にて、東忍と云は、信夫莊を東西に分たる稱なるべし。信夫字を、東忍

はさもあるべき 遙々隔ても、故郷を忘れかねて、西忍と稱しは、甚あはれなることなるかも。其佐藤與四郎の末孫は、永く此西忍に、住居せりとぞ、見え侍る。村の舊名の申傳を失たるは、いとゞ遺憾なり。○今は西忍を訛りて西忍とも、亦た々忍とも唱へり。  
産土神神明宮 祭神天照大御神。祭日 氏子西忍・高牧九戸。境内七段五畝五步除地。  
此神明宮は、【飛州志】三郡散祠の條に出たり。享保中能校正たるならむ。然るを、【寶曆除地帳】<sup>完全除地帳</sup>の抄録の官籍に、大明神宮地と記せるは、甚淺はか也。又近世祭祀に關係れる、荒城神社の社人、藤木蕃が私記に七社宮と記せるは、中古の僧徒、山王七社を村々へ勧めて、舊來の神名を更たることを知らず、其と私に記したるにて、採用に足らず。  
藥師堂 本尊、境内一段六步除地。  
藥師堂 本尊、境内二畝十四步除地。  
右二所の境内は、山中の小村の佛宇には、不相應除地とや申べからむ。因按に、凡て山中村々は、國府と離て、路程遠く、醫師を求むるに、術なければ、自然諸病人を醫師に託すること能はず、古來申傳の山野の藥草を採合て、自製の藥もて、病を治すことは、此村に限らず、押並ての習風なり。されば神代のまゝなる、良法とや稱すべから



む。故古來大巳貴神・少彦名二神を、藥師神に坐と聞て祭來りしを、天安元年の御改號を聞及びて、即藥師如來の事なりと思ひて、其に拜て數百年經し後に、元祿檢地吏に、しか建白せし故に、吏も神佛の差別は、辨まへざれば、藥師堂地と記したるにや侍らむ。

阿彌陀堂 本尊 境内十六步地除

觀音堂 本尊 境内六步地除

地藏堂 本尊 境内六步地除

圓通山觀音禪寺 禪宗洞下、高山素女寺末。本尊正觀世音

菩薩。境内屋敷三畝五步、元祿七戌年檢地、名受觀音寺、

同十二年除地。

【飛州志】に、往古開山始祖未詳。中興素女寺二世樂翁秀村、【除地帳】にも、開基年號不相知。按に、年曆は知れざれども、本是台密宗の内の寺なりけむ。廢寺に成居たるを、金森家領國に成て、其後慶長十三年、素女法印卒去、同十四年素女寺建立、其二代の住持素女寺を退きて、此觀音寺の中興となれり、寛永の頃にや。

祐念坊 本尊阿彌陀如來。裏書、永正三丙寅年本願寺蓮如。

境内屋敷一畝二十四步。元祿七甲戌年檢地、名受道場與

四郎。同十二年卯年除地。其後坊號年代未詳。

祐念坊の先祖は、前に記せる、陸奥國信夫郡東忍庄の住

士、佐藤與四郎豐信なりとぞ。其は遙々とさまよひて此村に來り、寓居して終に此村人と成、數代を経て年數世數詳ならず。佐藤與四郎豐包に至り、大野郡川上莊牧野後に云。栗原神社の社人佐藤四郎に初て出會、互に祖先を談合て、奇遇をや感けむ。しかるに、國司姉小路中納言基綱卿の代に至り、本願寺蓮如師は、彼卿の姉婚のことなれば、國司より國中村々へ、彼師の教導を受よとの、仰や有つらむ。村皆舊宗旨を更て、彼師に靡きける頃、與四郎豐包も、彼弟子と成けむ。國司姉小路濟繼卿の時、永正三丙寅年、蓮師より釋常觀てふ法號と、直筆の六字の名號を與へられしとぞ。五十餘年後、牧野なる栗原社人、同僚の栗原衛門が神社を破壊して佛寺となし、法體になりしを、疎果て此佐藤與四郎を、たよりて來けむ。然るに與四郎も、既に道場にて、佛をいつく身に成しかば、近村なる菅沼の村民に談合て、其產土神の社人になしけむ。さて佐藤與四郎は、代々道場にて、國司家も絶果、金森領國の世代も過て、元祿七甲戌年檢地にも、道場與四郎と屋敷の名受して、其後年代不詳、祐念坊と改、初めて剃髮して染衣の身と成しと見ゆ。祐念坊住持惠淨と云へる僧の昔語りしことを、今般思出て、忍村書出と參考して記す。

○高牧村 縱二町廿間、横二町。高三十三石九斗七升二合。

燒畑二町八段四畝十九步。山林段別木數不詳。

家九戸。人七十餘人。

產物 米二十八石四斗 稗百十四石四斗 大麥十石八斗小

麥三石二斗 大豆六石四斗 大繭・小繭五十四貫目 荏四

石五斗 布二十七疋 菜種三石五斗 串柿二十束 アユ・マ

ス・サケ・ウタヒ・ハエ。

東方 宮河。西方 山。南方 西忍十町。北方 三川原半里。高

山八里半。

村名義は、此村下に至て、宮河の急流、岸の岩背に觸て水勢盤回ば也。殊に此村に相對たる川東の村を、港處今語といひ、此村より河下に、字下港あり。其に對て、河上の港の上なる村故、高港と云由、里説に傳りぬ。方言に、上方をば、凡て高といひ來れり。此村は古しへ忍の枝村ならむ。

產土神神明宮 西忍村鎮座。

○三川原村 縱七町三十間、横二町。高七十石三斗七升七

合。燒畑六町三段一畝十二步。山林段別木數不詳。

家二十七戸。人百四十餘人。

產物 米三石 稗五十石 大麥三十石 小麥四石 大豆六石

大繭・小繭百五十五貫目 荏十石 菜種十石 楮三百貫目

猪二十頭 年魚一萬二千尾 鰻二貫目 獨活。

東方 宮河渡船、巢の内十町。西方 山。南方 高牧半里。北方

文道寺嶺越、打保一里三十町。高山 九里餘。

村名義は、宮河今語回れる、嶺上なる村にて、つねに河風痛く

吹當て、他村よりは格別寒ければ、寒河原と云義ならむ。越

後國今語郡寒河江有、舊幕府の頃代官陣營の在し所なり。

產土神八幡宮 祭神廣幡八幡大神。境内六段四畝四步地除。

同貴布禰社 祭神高靈神。境内二十步地除。

此村は大河の邊に在ながら、激流を堰上る術なき故に、

多是畑のみなれば、高靈神を祀て、潤雨を乞來れる村な

らむ。

虚空藏堂 本尊 境内八畝五步地除。

一字の小堂には不相應なる境内なり。是も古へ、何れの

神社なりけむを、佛法繁昌の頃僧徒に欺れ、神佛は一體

と心得て、名目を更しならむ。

道場 東本願寺宗、高山照蓮寺末、天文十辛丑年開基釋修

了。本尊阿彌陀如來。裏書、本願寺顯如在判、願主釋了善。

屋敷二畝一步。元祿七戌年檢地、名受五郎兵衛。同十二年

卯年除地。

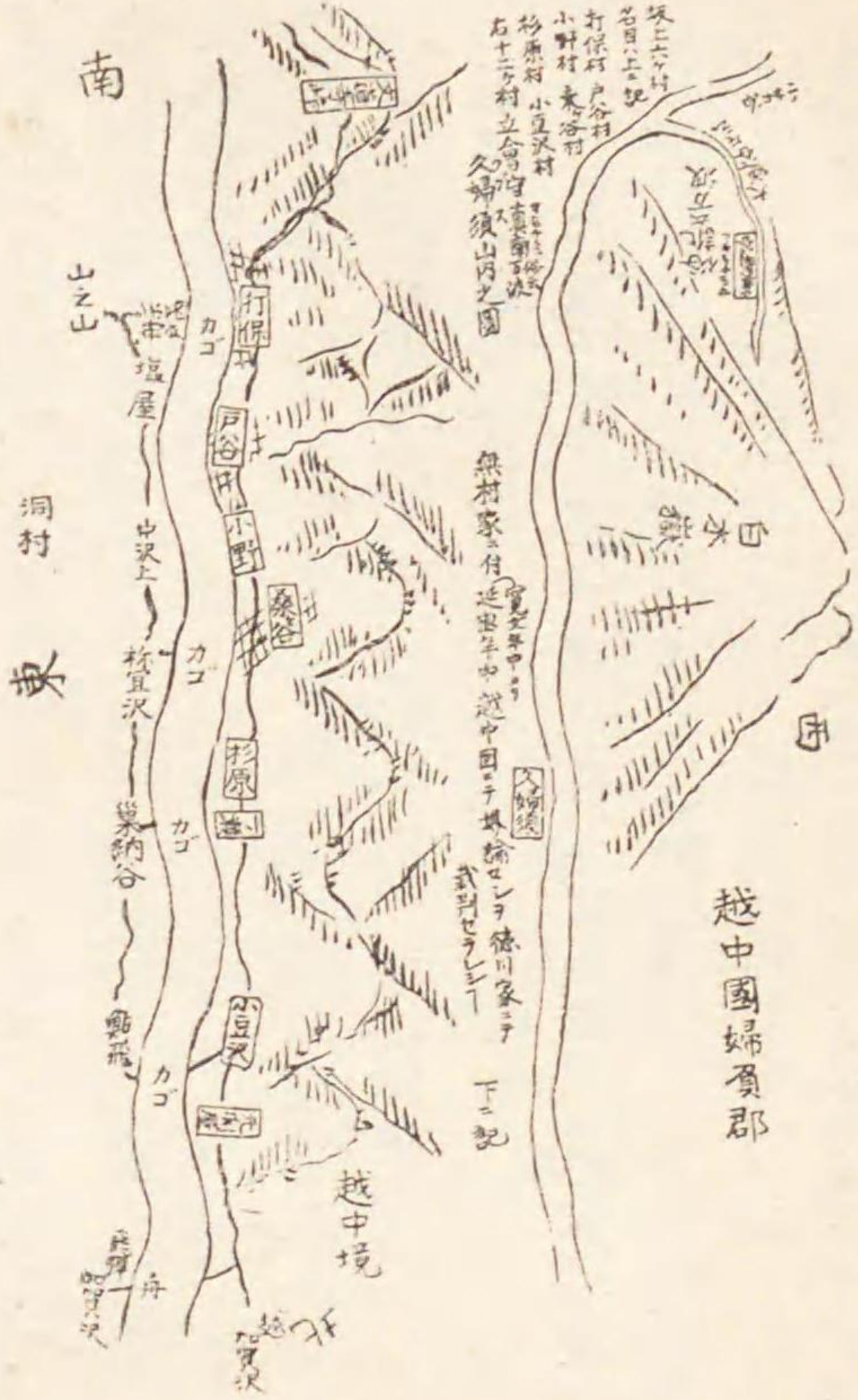
文道寺蹟 三川原村はづれにて、峠に登る阪口にあり、宗

旨は台密の内なりけむ。開基廢絶年代未詳。

文道寺峠 高山・古川等より越中へ往還にて、至險難嶺な

り。三川原より打保村へ越る里程一里半餘、跨て嶺の凡





中央兩村の界なり。

○打保村 縦十町、横二町。高七十八石九升四合。焼畑二町一段廿四歩。山林段別木數不詳。家三十七戸。人二百餘人。

産物 米十五石 稗五十石 大麥三十石 小麥三十石 大豆十石 荏七石五斗 菜種六石五斗 楮百五十貫目 大繭・小繭六十貫目 眞綿三百目 生絲二十六把餘 布四十五匹 麻・漆・漆子 山鶏二羽 雉子三羽 年魚一萬尾 鱧二貫五百目 鮭三尾 鱒二百尾 鮒百尾  
東方 宮河渡籠、鹽屋村舟渡五町。西方 山、南方文道寺嶺

越、三川原一里半餘。北方戸谷八町。高山十一里。

村名義は【和訓栞】に、ウツホギは竊木也、ウツホブネは獨木舟也と見ゆ。此村なる文道寺嶺、又村後の山も、都て荒山中なれば、楓・橡・樺・檜其外數多大木の竊木に成たるも有ぬべし。又此村より河東なる、鹽屋の枝村舟處へ、獨木刳舟もて渡せる故に、村名に負しにや二説の内ならは、うつほのほは清言。又【栞】に夏枯草をウツボ草と云は、靱に似たる由也。【和名抄】に、鬱茂草、辨色立成【延喜式】等に、鬱萌草と見えたるも是にや、白花なるも有と見え、此草生る故に、村名に負しにや。近村に、根葱澤・小豆澤・菟蘭澤もあれば、よくよく、可考事なりけり。

産主神白山社 祭神白山三社大神。祭日 氏子 境内二段七畝二歩除地。

薬師堂 本尊 境内六畝四歩地除

右一字の小堂には、不相應廣大の境内なり。因按に、此郷蘆谷村、また保枝村水脈瀨の如く、大已貴神・少彦名神を上に祀りしを、天安元年十月〔文德實錄卷九〕の御改號に因て、薬師菩薩と唱來りし故、元祿七年檢地に、元來の境内のま、終に除地に成しならむ。凡て此坂下村々には、古來醫師なければ、何の病にも、手親山野の藥草を採合て、病を治れば、自然神代のま、の藥法とや稱けむ。されば

上世より、二神を祭來れるにや侍らむ。

道場 東本願寺宗、高山照蓮寺末、弘治三丁年已開基。本尊屋敷二畝五歩除地。元祿七甲戌年檢地、名受孫四郎。同十二己卯年除地。此道場【飛州志】には脱せり、弘治三年開基、其外【除地帳】に出。

五名村々坂下村々とも、山中村々とも云。 打保・戸谷・小野・桑ヶ谷・杉原・小豆澤、以上六ヶ村を五名村々と云。名義未詳。○文道寺峠を坂合にて、三川原より南の村々を坂上村々と云。打保より小豆澤までを坂下村々とも、また下山中村々とも稱來れり。

籠渡 此打保村より、鹽屋枝村舟處、或は山の山村・洞村等へ通路の要津なり。昔は獨木刳舟にて、渡せし由なり。

○戸谷村 縦五町、横二町。高十九石八斗七升五合。焼畑一段九畝一歩。山林段別木數不詳。家十六戸。人百餘人。

産物 米十五石 稗四十五石 大麥十二石 小麥一石 大豆五石 大繭小繭百四十貫目 眞綿四把 生絲二十把 布二十八匹 荏七石五斗 菜種三斗 楮七十五貫目 粗礪猪一頭 鮎五百尾 ハエ四百尾 ウグヒ三百尾

東方 宮河。西方 山。南方 打保八町。北方 小野八町。高山十一里八町。

村名義、村民傳云、此村の奥山、〔俗説云〕南風渡〔俗説云〕堺より流出る谷川

に、磯多かり、故砥谷と云となり。〔戸は後世の禮彦も往年、眞南山ぶみせし時、見て、しか思ひたりき。借字なり。〕

産主神山神社 祭神大山祇神。祭日 氏子、戸谷村十六戸。

境内一段歩地除

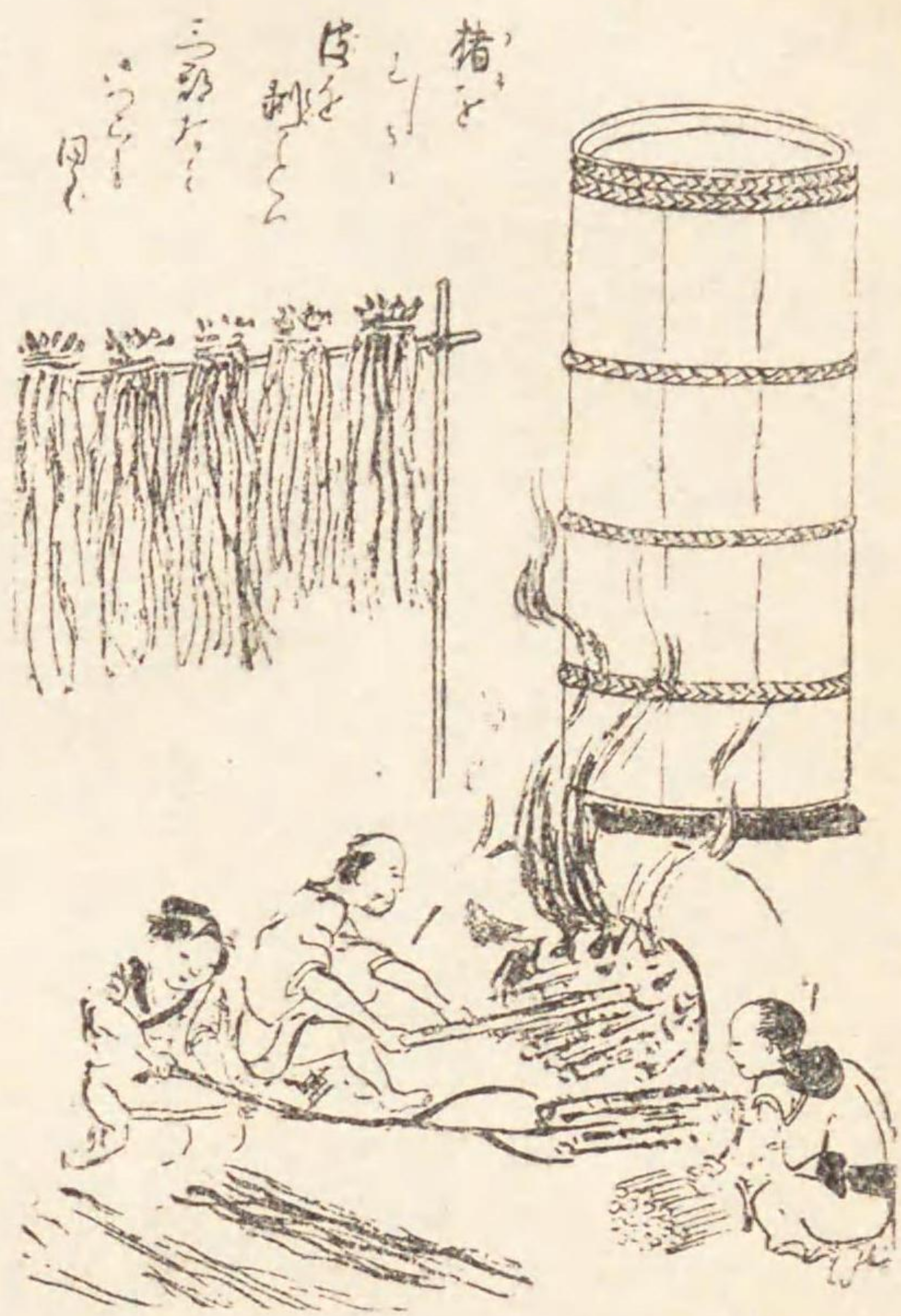
薬師堂 本尊 境内四歩地除

大智山光明寺 禪宗洞下、高山素立寺末。開基不詳。中興素立寺四世柏峰村底。本尊正觀音。境内屋敷四畝十五歩。元祿七甲戌年檢地、名受光明寺。同十二己卯年、境内外共除地。境内畑六畝六歩。

鹽屋鏡前守秋貞墳墓 戸谷村字山口畑中に在。【飛州志】に

は、光明寺境内に在、戸谷村山間にも墓あり、戦死の跡也と有。相傳云、古川高野城主鹽屋鏡前守秋貞は、永祿年中、小島郷舟戸山に城を築て住、鹽屋の城と號たりしが、其所より越中へ討出、越後の謙信に通達し、手勢ばかりにて、先づ笹津近邊を攻取て、猿倉に〔越中國新川郡の牛欄村にあり今は牛ヶ塚とかく村なり〕城を構へ、住居して、越後勢と諸共に、所々を責靡たりしが、越中國の諸士に惡まれ、天正六戊寅年、上杉輝虎卒去を聞て、越中の諸士不意に猿倉城に押寄て、一時に責落しければ、鹽屋秋貞逃來りて、鹽屋城へは不入して、古川本城へとや思ひけむ、戸谷村を打過て、打保村にて憩居し所へ、追驅來りし城何某〔一作某〕と戦ひ、終に討負て、天





正六年戊寅五月十二日、討死せし由。村民は申傳たりとぞ。

○小野村 縦四町、横一町。高十石九斗九升七合。焼畑六畝十四歩。山林段別木數不詳。家六戸。人四十餘人。

産物 米二石五斗 稗二十二石 大麥七石 小麥一石 大豆二石一斗 大繭・小繭五十貫目 生絲五把 布三十疋 荏二石一斗 菜種三斗 楮八十貫目 年魚六百尾 ハエ五百五十尾 ウグヒ七百尾。

東方宮河。西方山。南方戸谷八町。北方桑ヶ谷八町。高山十一里餘。

山鳥二羽 雉三羽 小鳥十羽 年魚千尾 ハエ二百尾 ウグヒ二百尾。

東方宮河渡籠禰宜ヶ澤五町。西方山。南方小野八町。北方杉原八町。高山十一里半餘。

村名義は、此村の谷邊は、桑の能繁茂れる地理なれば、諸村民等見て、如此稱ける故、村名に成しなるべし。

産土神山神社 祭神大山祇神。祭日 氏子 境内七畝歩地除。同若宮八幡宮 祭神、應仁天皇・仁徳天皇御靈。御祭日 氏子 境内六畝二十八歩地除。

○杉原村 縦五町、横二町三十間。高七十三石一斗九升六合。焼畑二町一段八畝二十四歩。山林段別木數不詳。家二十二戸。人百六十餘人。

産物 米十八石 稗八十五石 大麥三十五石 小麥三石 大豆十石 菜種十五石 楮三百五十貫目 大繭小繭百七十貫目 眞綿三把 生絲二十把 布三十五疋 山雞五羽 雉子三羽 小禽十羽 年魚一萬尾 鮭三尾 鰻三貫目 鱒三百尾 鱈二百尾 鱒。

東方宮河渡籠巢納谷六町。西方山。南方桑ヶ谷八町。北方小豆澤半里。高山十一里半餘。

村名義は、此村上代は杉木の立榮えたる原にてや有つらむ。其所を開拓して田畑を墾て、民家を建ける故、杉原てふ名

村名義、小野と云地名は、山城國愛宕郡小野カノを始め、諸國に數多あれど、何れも乎乃と訓り。因幡國巨濃郡カノは、名義異なるにや。【神名式】に、若狹國三方郡木野神社坐り、是同名義なるべし。産土神熊野神を祭りしにても著し。小は、後に借字はてかけるなるべし。大野郡小八賀郷なる小野も、木野なるべし。彼村には、伊太郎會神を祭りたるにて著し。産土神熊野社 祭神須佐之男命。祭日 氏子、小野六戸。境内三畝十六歩地除。

【神代紀】上卷云、素盞鳴尊帥其子五十猛神、降到於新羅國云、初五十猛神、天降之時、多將樹種而下、然不殖韓地、盡以持歸、始自筑紫、凡大八洲之内、莫不播殖而成青山焉と見えて、須佐之男命を、出雲國造神賀詞に、伊射那伎乃、日眞名子、加夫呂伎熊野大神、御氣野命と有。平田翁は、楯は奇、御氣野は御木主ならむと云れたり。抑木野村に、此神を拜祭て、隣村に、桑ヶ谷・杉原等の村の在も深き縁ならむ。

○桑ヶ谷村 高三十石六斗三升五合。焼畑一町三段八畝四歩。山林段別木數不詳。家十一戸。人八十餘人。

産物 米二十三石 稗五十五石 大麥二十石 小麥二石 大豆五石 荏四石 菜種一石一斗 楮百七十貫目 大繭小繭百五十貫目 眞綿五把 生絲三十把 油二石二斗 蠟十貫目

にや負にけむ。

産土神春日社 祭神春日四座大神。祭日 氏子、杉原二十二戸。境内二段四畝歩地除。

春日祭祝詞に、鹿島坐健御賀豆智命、香取坐伊波比主命、枚岡坐天之子八根命、比賣神、云云。

久雲山玄昌禪寺 禪宗洞下、高山素玄寺末、開基年代不詳。中興素玄寺二世格翁越。本尊地藏菩薩。境内屋敷一畝十六歩、元祿七甲戌年檢地。名受玄照寺。同十二己卯年除地。

一之瀬仰天網 宮河の激流、杉原村に至りて兩岸巖石相迫り、更に河中にも大巖聳起て、河幅至狭くなり、河水の落口より漲飛て、一丈半許の大瀑と成、其體峻岨山上より、大雪のなだれ落ることならず、飛沫霧を吹飛し、激怒の勢、神魂を驚かし、其響の喧騒こと、岸上の人語を聞認がたし。一大奇觀ありしは、往昔年々四五五月の頃、鱒ども水脈沂來て淵にむらがり唸喘つ、其瀑水を、飛起むとて、一躍して水を離る、こと一丈半餘にして、勢の至剛は瀑上へ飛越て、河上へ沂れども、勢の弱きは、瀑勢に壓當て、預て瀑畔に張置る、一二尺水より上にて天へ仰ける網裏に陥り、潑刺せる體、愉快ともいはむ方なし。村民其を見認て、其を漁捕ふること。前後三十日もしかり、至





て數多獲る日は、百餘にも及べりとぞ。其を高山市坊・古川町縣へ賣出して、民の餘業となしぬれば、國中皆杉原鱒と稱はやして、競て買求めむとせしこと、關東の初鯉に齊しかりき。其頃越中往來の旅人は、立寄見て驚歎賞美て、直に買求め、刺身又は炙にして賞味者も少からず。古來鱒・年魚の川租の増永をも、國衙へ收納て餘業と成來りぬ。然るに安政五戊午年二月、大震にて東西岸上の峻峯崩落て、一之瀬の大瀑を突理め、瀑上あまたの大磐石は、悉く淵底に埋もれて、其以後は、深淵と成果ぬ。されど杉原鱒の稱は、世に残りぬれば、後人の古をしのぶことの一端にもとて記し置ぬ。

○小豆澤村 縦四十間、横三十間、高三十三石八斗四升九合。燒畑一町三段一畝十五歩。山林段別木數不詳。家十七戸。人百餘人。

産物 米三斗 稗三十石 大麥八石 ソバ十二石 大豆二石 五斗 荳七斗 菜種三石 楮二百貫目 山葵三百目 大蔴小蔴二十貫目 布十五疋 年魚五十尾 ウグヒ三十尾。

東方宮河渡籠船飛五町。西方山。南方杉原半里。北方越中國婦負郡加賀澤へ一里。高山十二里八町。村名義は、小島郷根葱澤・芫蘭澤の如く、此村には、澤邊に小豆よく應て生出る地故、村名に負しにや侍らむ。

て所持にて飛驒村々部狀、越中村々部狀、書共文長ければ爰には省きぬ【飛州志】に出たれど、後の爲に左に記置ぬ。

同國界論裁許繪圖裏書

飛驒國吉城郡小豆澤村・桑ヶ谷村・三河原村・角川村・二ツ屋村と、越中國婦負郡桐谷村・布谷村・荒屋村・須郷村國境論之事、爲檢使長田平右衛門・佐脇傳右衛門兼途見分之處、桐谷村よりは、くふす村高に結び有之由雖申之、中之小屋之證據に有之候、小屋を取拂可荒之、金山之儀、桐谷村よりは三十年餘以前より掘候由雖申之、まふ數年掘候様不相見、其上飛驒、越中兩國之繪圖を以て穿鑿之處、論所之山、飛驒之繪圖には相見え、越中之繪圖に無之、旁以桐谷村申處非分に候條、飛驒之百姓理運に申付候、仍爲後繼繪圖之面、東方小豆澤村八町下、兩國境之石塚より、かや原・平之尾通くぶす北之谷、しろきが峯西方境谷、金剛ヶ嶽之峯通り墨筋引之、評定之面々加印判、國境相定、繪圖一枚宛雙方へ下置候條、永久不可違失者也。

延寶二年寅八月廿二日

甲斐庄喜右衛門印  
徳山五兵衛印  
杉浦内藏允印  
宮崎若狹守印  
島田出雲守印  
本多長門守印  
戸田伊賀守印  
小笠原山城守印  
土屋但馬守印

産土神白山社 祭神白山比咩大神。祭日 氏子、小豆澤十七戸。境内一畝六歩地除。

觀音堂 本尊 境内三畝九歩地除。郷中抱。

小豆澤口關屋跡 文政十一戊子年、禮彦關守に成て引越居けるに、地震せし頃村民來りて、甚きびしき奈威にて候と申けるを聞て、問けるに、此坂下村々にては、古より奈威とのみ申候と答へぬ。今も古言の遺れるは、坂上村々も同じからむ。然るに、安政五戊午年二月の大地震にて、關屋も震潰し、小豆澤村中央の往還道下の、人家も畑も不殘缺崩し、道上までも危くなりしより、關屋は隣村杉原村にて建するぬ。村民は甚可憐事なりき。

國堺榜示杭 小豆澤口より八町北、越中國婦負郡加賀澤村堺にあり。

飛驒越中國界論 小鷹狩郷二つ屋・角川より、杉原・小豆澤までの間、凡て十二村入會守山内、眞南或云久婦須等へ、金森家領國中、越中國婦負郡桐谷村の者共入來、薪木盜伐せしに依て、寛文二十壬子年八月、小豆澤其餘の村民舊幕府に出訴けるに、翌癸丑年延寶元年七月、越中婦負郡村民等を江戸へ呼出され糾の上、延寶二甲寅年八月、檢使長田平右衛門・佐脇傳右衛門、論所見分にて、江戸へ還て後、飛越國界論裁許繪圖裏書を賜ひぬ。其は村々に寫取



久世大和守印  
稻葉美濃守印

右裁許にて、双方しづまりて後、連々薪木呂を伐出し、越中へ川下して賣しと見ゆ。

飛州村々諸白木運上之儀に付伺書

上倉 彦左衛門

一雜木薪木呂壹間 堅横六尺 但長尺より貳尺壹寸迄 末口八寸より壹尺八寸制迄

此運上永百貳拾六文七分

内永三拾七文七分 此度増

是者前々より、越中筋へ川下仕賣拂申候、此度吟味之上、書面之通増永申付可然奉存候、

寶曆七年丑八月

右以後小鷹狩郷十二村より願出て伐出、川下して梓ナツキの一助となしぬ。

### 斐太後風土記卷之十四 終

### 斐太後風土記卷之十五

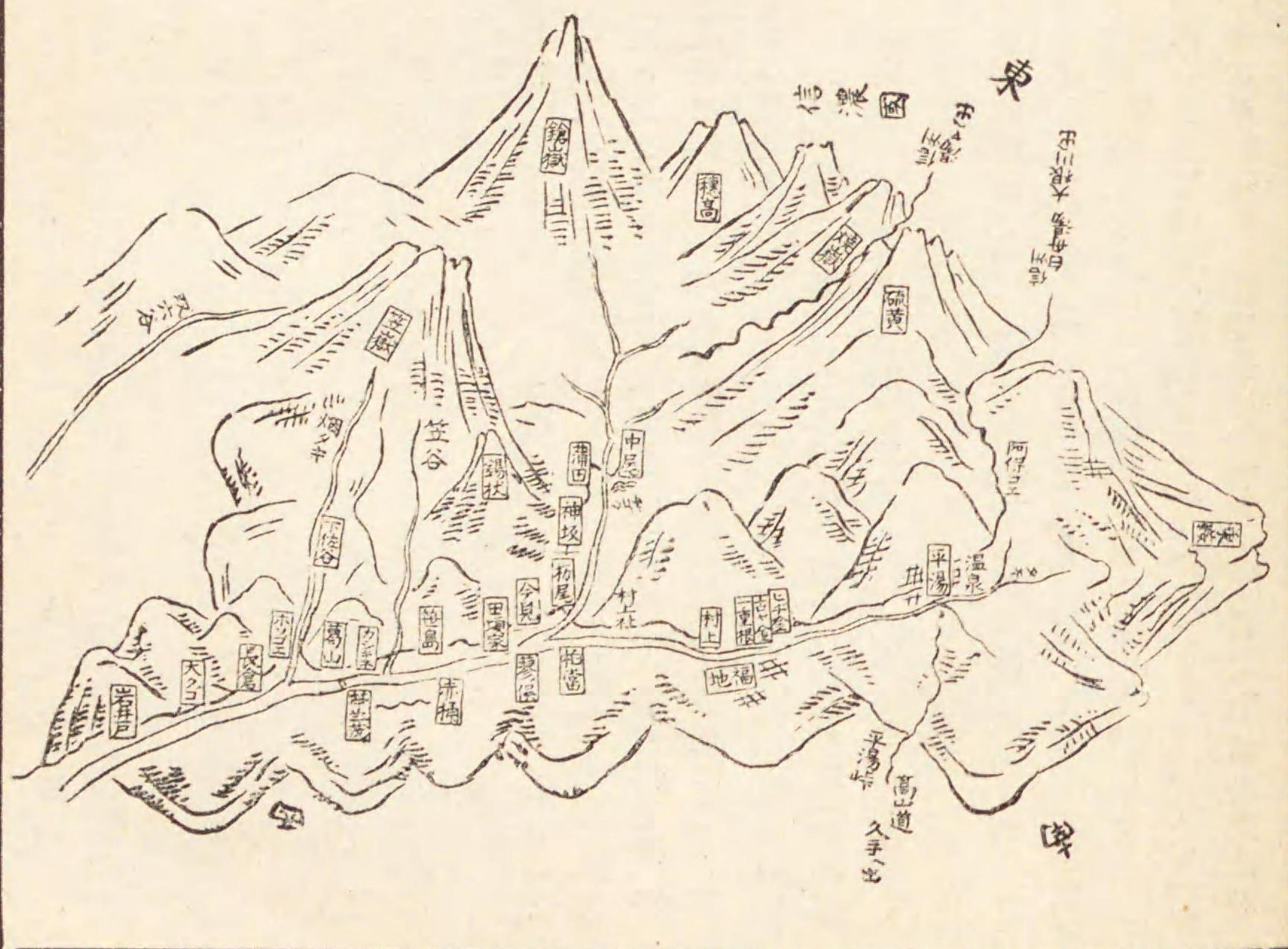
富田禮彦謹撰

#### 吉城郡高原郷

高原郷は【和名抄】に、飛驒國荒城郡遊遊郷阿曾見え、是なるべし。今本、遊を遊に誤れり、神代紀下卷八ウ、射鳥遊遊。其後年代不詳、高原郷と改しと見えたり。其頃は、多賀波良と云し歟不詳【抄】に肥後國山本郡高原郷見ゆ。中昔當郷領主江馬家二に、高原太郎平朝方と云あれば、其よりは古く、しか唱へしならむ。文字は高原と書て、俗には、多加良とのみ云り。○【和名抄】阿波國勝浦郡託羅郷多加良、紀伊國日高郡財部郷、肥前國三根郡財部郷、日向國諸縣郡財部郷見ゆ。○【紀伊國名所圖會】後編五之卷日高郡財部莊財部郷、今は廢して財部村のみ存せり。加納諸平等曰、建曆文書には寶と書り、【續日本紀】天寶三年五月、令紀伊國阿提飯高牟婁三郡獻銀と見えたり、此邊銀を鑿し者の居所なるより、財部の名あるかと云り。【古事記傳】三十八に財王、【書紀】に財皇女もませり、皇極天皇の御諱も、寶皇女と稱奉し由な

りと見えたり。此高原郷にも、藏柱金山・茂住銀山・和佐保・鹿間・茂住谷等、其外にも、銅山ありて、古へより金をも銀・銅をも鑿出吹分て國産とすれば、財部郷とも謂つべし。高原郷の舊名遊遊郷と云し名義は、阿曾保村條中に委く記すべし。

當郷に限らず、諸國一般、朝廷より、上代には國造を置れ、其後々の御代には、國守其他に委任られしに、平相國盛ナカノの頃は、平家の領國となりし由なり。其後承久三辛巳年、鎌倉より謫せられて、江馬小四郎平輝經來りしは、謫居なるべきを、領主の如くなりしは、押領せしか不詳。江馬氏十六代領して、常陸介輝盛、天正十年壬午十月、荒城八日町にて戦死後は、高原郷に、さだかなる領主もなかりしと見ゆ。同十三乙酉年以來は、金森家の領國となり、同二代出雲守可重朝臣は、彼江馬輝盛の女を收て妾として男子出世、幼名金森小四郎と號、後に金森左京重勝と名乗、外戚江馬家の縁に因て元和年中高原郷三千石の領主と成、釜崎村に治所を建て住居せしと云。數代を経て、元祿五壬申年、本家金森出雲守頼時朝臣、出羽國上の山へ移封の節、高原領主金森左京家も越前國丹生郡白崎へ移されぬ。○上高原郷三十七箇村、高原郷を上下二郷に分しは、金森左京領主中にや不詳。





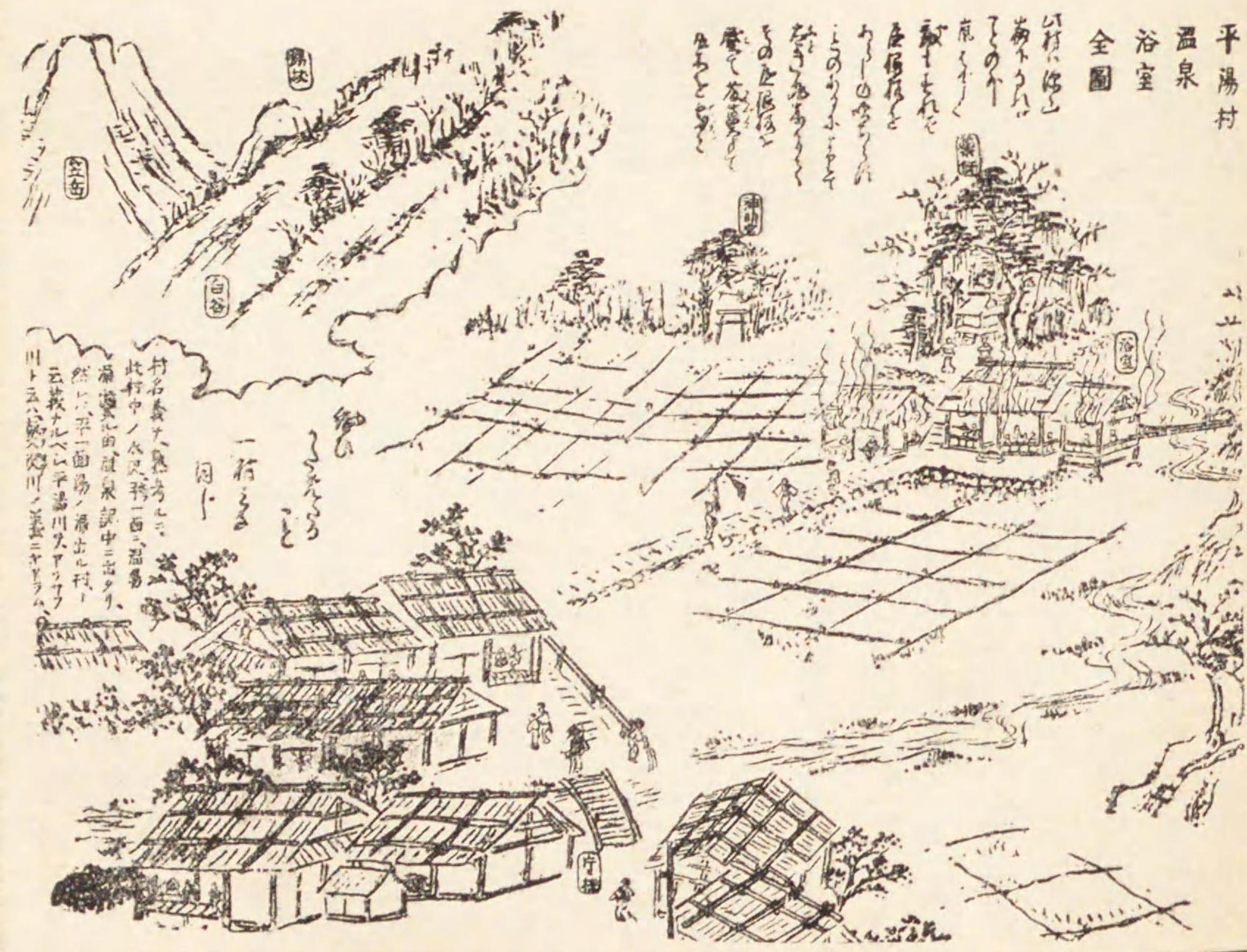
平湯 一重ヶ根 二ヶ根をば、平湯組と云。 福地 中尾 神坂 枋尾 今見 田頃家 柏當 夢の俣 赤桶 笹島 今見組と云。 芋生茂 葛山 下佐谷 長倉 岩井戸 中山 雙六 桃原 鼠餅 新田 上灘 宮原 見座 在家 本郷 吉野 荒原 藏柱 已上三ヶ村、村藏柱組。 阿曾保 野首 丸山 東雲 釜崎 已上五箇村を、阿曾保組と云。 吉田 高合 三千三百六十七石八斗五升四合、皆金納。家數合九百五十四戸。人數合四千九百五十餘人。上高原諸山 草・木・鳥・獸。上高原川 雙六溪魚。上高原郷産物之内 搗栗。長倉・岩井戸・大供御 中六・雙六・新田・上灘・宮原・見座・在家・本郷・吉野・藏柱・阿曾保組・吉田 家・本郷 故事 早稻食饗 高原郷村々にては、古來村ごとに早稻食饗として、家ごとに、秋季取上たる新穀物を、藏に納て後、其家の親しき親族・家族・友どち、又其年の耦耕・田植等に、頼雇入たる田人等を招き集へて、かねて新穀もて醸おきし濁酒を温め、新米を炊ぎ、餅・小豆飯等を製、まつ神に捧げて後、皆々打とけ、心のまゝに各飲食すること、家ごとに古來の例なりとぞ。新饗きこしめしけむ、神代よ

りの古風の、其ま、傳りしはいとくめでたき御國風なるかも。【古事記傳】八卷のの犬嘗の條に委ければ、爰に略つ。 やからうからおもふ友とちましらひて、わさけのみあへするぞたのしき 禮彦 か、るめでたき神代のまゝの古風の、近世は打絶て、下高原山の村々 七ヶにのみ残りりとなむ。いとく可憐に侍らすや。 茅輪潜 高原村々にて、古來六月晦日なりしを、近世は臨時社人を頼て、産土神社にて祈禱の節、氏人一同詣て、茅輪と云をわらにて索て、華表に結付置て、祈禱終て後、氏人家に歸るに、一人づゝ輪を潜り、社人は最果にくゞり、皆々あとを見ずして、家にかへること古來の例なりしを、近世は其故事打絶て行はず、阿曾保組五ヶ村のみしかせりとぞ。是亦古風を廢て行なはざるは、可惜事なるかも。 富奥眞成日、年によりて時疫行はれては、其病人の平愈を待て、惡神拂と云ことをなす。其は藁にて船形を作り、社人彼病人の家に入て惡神をはらひ出て彼船にうつし、はらひ終て川邊へ持行て其を流しやりて歸る時、みなみな茅輪をくゞりて後を見ずして家にかへり、社人は是

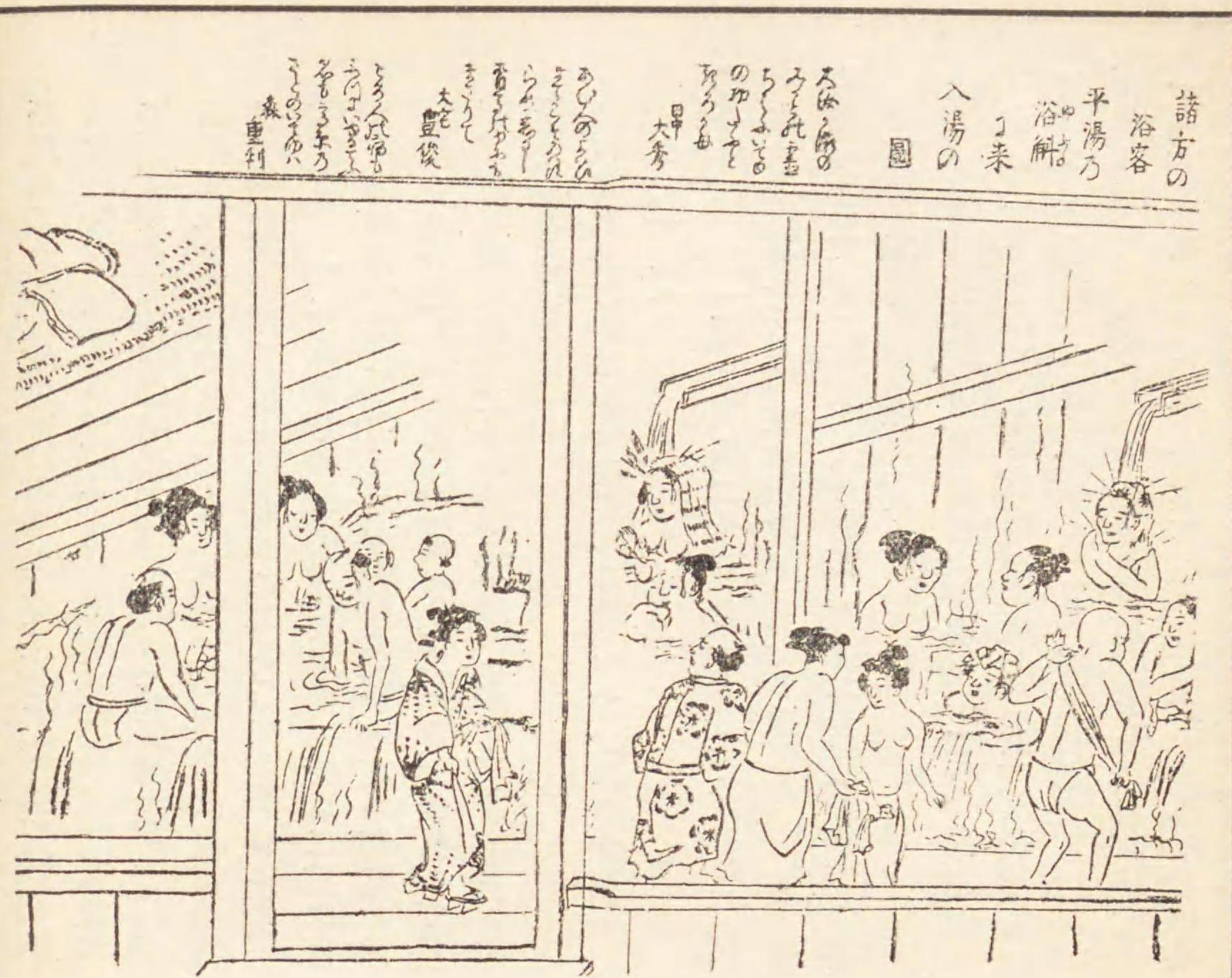
亦最果にかへる例なりとぞ。是も今世は、麻生野村と、數河村とのみ、其故事を行ふとなり。可惜事なりけり。故事は、【公事根源集釋】中卷大祓の條、又祇園御靈會等の條に出たれば爰に略きぬ。【和訓栞】に、茅輪は、六月祓の具也。【公事根源】にも今日は家々に輪をこゆる事有と見ゆ。【御湯殿記】に、みな月の輪といへり。内々行事に院の廳より大輪麻の葉に、七五三をつけ上る、麻葉を御持此輪を御くゞり遊し候とあり。【備後風土記】に、後世有疫氣則、汝云蘇民將來之子孫而以茅輪、著腰上と見えたり。 【新千載集】に

年なみのなかはを今夜こゆる輪に、すかぬきかけて七十はへぬ

○平湯村 縦一町十間、横二十間。高十九石六斗三升二合。山林段別木數不詳。家十四戸。人別七十餘人。産物 稗三十八石二斗布十四匹 蕎麥二十三石四斗 山葵 七貫目 大豆八斗 小豆一斗。 東方 信州白舟三里。西方 嶺越大野郡久手二里。南方 嶽 北方 一重ヶ根一里半。高山八里八町。松本十三里。 村名義は、山の小字湯の平と云より、温泉の沸出る村なれば爾云ならむ。【紀伊國名所圖會】後編の五卷、日高郡七十一、龍神温泉條中にも、此湯在田郡、保田莊、上湯川村の湯







の平に出しに、云と云こと見えたり。此村の辟けし年代は、詳に知れざれども、深山幽谷の村落なれば、他郷他村よりは、遙に後れて、最初は、隣村一重ヶ根より分入て、切開きし地ならむ。温泉記には湯がたし

但、此村并今見組の風俗、今世に至るまで、死別には、家内はさらなり、親戚も村民も寄集ひ、死人を圍繞て、高聲に名を呼て、早還れ、速歸來と云て三日ばかりは叫徹すとぞ、神代の遺風とや申べからむ。

産土神明宮 祭神天照大御神、祭日 氏子平湯村十四戸。境内一畝十歩。

薬師堂二字 祭神大名牟遲神・少毘古那神。祭日 祭外連月兩三度 浴客獻千燈。境内十六歩除地、在俗室上。十五歩除地、在山伏湯上。

凡諸國の温泉は、憫人草之病、大名牟遲神・少毘古那神、二柱相讓而、始製藥湯泉術矣由、【古史傳】に二十八見え、諸國風土記、又は古書を數多引れたり。其を【文徳天皇御實錄】卷九二に、天安元年十月己卯、其二柱神を、薬師菩薩名神と御改號、【延喜式】神名帳にもしか載られしより、諸國温泉に所祭神名を、皆薬師とのみ稱れば、此平湯又は蒲田に所祭も、同理なりけり。後世の記文、温泉縁起等には泥むべからざる事になむ。

平湯温泉 温泉は、平湯村字浴場山山名下より沸出る。此所は高原川の水源にして、高山市坊よりは、大小八賀郷の山路を登つめ、平湯嶺を越て八里八町餘の路程なり。古川よりは十一里餘、船津よりは八里有と云、鞍馬嶽鞍馬嶽の北麓にて、深山中無毛の地なれども、温泉ある故に、いつしか民戸を建並べて、其温泉を田ことに引分て、稗苗を幾度も植更て、稍秋成を得て年を送ぬ。極寒地故、桑・麻は植ても枯頓て繁茂ことあたはず、只菽・赤豆・角豆・仙臺芋等を畑に作り、其餘は獨活・蕨・狗脊・藤・芹等の野蔬水菜もて食用とせり。延寶年中、金森家の儒醫、角田亨庵が書し、【温泉記】には、民居八九家とあり。近世にては、十四戸になりぬ。享保年中には村高纒元來中の二區に十石餘なりしを、近世にては十九石餘に成ぬるは、全く累年温泉の浴客、年々に増益で、米・麥・味噌・醬油・油・蠟燭・菓子等に至るまで、村家にて買入置て、浴客に商ふほどの世に成ぬるは、是皆太平の恩澤とやいはまし。且十四戸いづれも浴客の旅宿をなしぬ。村より一町ばかり行て、山下より沸出る温泉を樋もて浴室四區元來中の二區のりしを、近年左右二區を建添ぬとぞ。湯斛へ分ち引入て、清水の樋をも懸たり、熱湯に和て浴るとき、湯桶を外し、少時待て風にて湯の涼たる時、浴れば效能あり。其に浴するに温湯甚清潔にて臭氣なく、湯斛の底まで透徹て見ゆ。此温泉何病にも功驗

(程路)

あり、別て頭痛・疝氣・痔疾・腹痛等に奇驗有ば、かゝる深山なれども、嶮嶺を越、危溪を涉て、四時斷間なく、殊更春より夏秋は賑しく、高山・古川・船津を初め、國中村々の諸人、群集すること、諸國の温泉場ことならず。小詔・淨瑠璃・笛・三絃の音、甚樂しけ也。嶺なる駒鳥は、聲たくましくして、鞍嶽の雪に響き、林の鶯は、春より盛夏過る頃までも長閑に囀り、子規慈悲心鳥は、晝夜の分ちなく空を鳴わたり、澤の螢は、夏より秋の末までも、木下闇を照せり。實に地は仙境に似て人は極樂界に在かとぞ疑はる。或は男は網叔網もて、溪澗の石魚・雜魚を捕、又は鳥銃・久婦智もて、山野の鳩・小鳥を打て、女は蕨・狗脊・藤・筍とり、又は男女相伴て大瀑を眺望、又は篠魚を尋ねて餘念なし、又谷川に硫黃の凝固まりて石に成たる吸石水を吸ふに依てといへるを打破、負持かへりて山つとす。大なるは二尺位より、一尺五六寸也。草木を植、水鉢に入夏の清翫とせり。湯治の人々其身豊にして、一度浴し人は年々其頃には忘れがたく、或は妻子を伴ひ知己別品を誘引て累年、樂む人も有とぞ。

平湯より諸方の路程 高山道 平湯二里八丁峠 久手、一里旗鉾、二十町日面、一里根方、二十六町餘大谷、一里坊方八町町方、一里松の木、半里高山、平湯へ八里八町餘



船津・古川道 平湯一里二十町一重ケ根、半里今見、二十町笹島、一里半葛山、二十四町長倉、半里岩井戸、平湯より五里拾町、二十六町中山、二十二町敷河、半里四町麻生野、半里殿村、十町舟津、平湯へ八里。  
平湯より五里拾町  
岩井戸半里 見座、十町在家、五町本郷、一里藏柱、一里荒原、半里巢山、八町柏原、一里半太江、十町杉崎、半里古川、平湯へ藏柱通十一里八町 大坂越同程 駒かはな越十三里餘。

平湯温泉記古文真寶なる辭翁亭記に  
環溫泉皆山也、又有急峽激湍、屈曲盤旋於兩峯之間也、其正南鬱葱高秀者、驟鞍嶽也、北嶺峻峭、含千秋雪者、錫丈岳也、民居八九家、列布而胥宇、其俗或兒、猥奴無辨男女、唯異嫻於應對也、溫室在郭東百步頃矣、檜杉蕭森、古祠傾倒者、醫王善逝也、曩昔尾陽豐族、次村老舍、其家一女艷容、乃嫂以歸、期年之後、翁媪相携、遠投婿家、高門深宮、終日不得相見、嗚咽而還、其女鑄醫王金像、高原郷事云、湯藥師と銘あり、圓鏡鑄付たり。遙送父母曰、家山遼遠、晨昏無供、若欲見我、惟像惟看、父母感泣、幸營神宇溫泉之傍、安置此像、現今猶在焉、歲月蔓延、信州神巫、跋涉到此、乃假叢祠、白蘋以薦、精幣惟奉、金音鈴々羅衫翻々勿驚叫而驚、里人遠往數之一身無癢、舌無復有矣、噫、其神靈譴怒乎、抑山鬼所使乎、可謂奇異

矣、中古北越管領、甲陽武公、龍虎吞怒、鵝蚌相窺之日、吾邦東郡、多屬管領矣、武公輒使山縣某爲上將來侵奪焉、上將受鉞屯于此、霜餐露宿、備嘗嶮阻、毒霧射人、蒸濕侵肌、士卒多手足煩痺、而不能荷戈而疾走、將士彷徨不知所爲矣、會看一老白猿、繫跏而浴、即日精神益然、身體壯健、而能握兵器上馬矣、自爾以降、遐邇相告、都鄙傳呼、於是輿病抱恙者、車駕相衝、人肩相摩、乃裹餼糧、恐敢後焉、久年風濕者、骨節酸者、腰脚冷痺者、手足疥癬者、周身癢疹者、下焦虛冷、小水頻數者、或丈夫癩疝、女子血刺、及楊梅反花、毒瘡損傷、打撲瘀血、停滯者、盡無不驗矣、或問曰、熱湯治寒冷、理固然、夫諸瘡痛痒、皆屬熱、豈熱湯之所宜乎、曰、寒冷以溫熱、名曰反治、是醫門之常經也、病勢轉深者、以熱湯之治諸瘡痛痒、何其不可也、大概洗浴之法、日不過兩三回、而日數多寡、須從病之淺深也、其間宜飽食淡味、而戒色、寡慾、慎勿暴怒、努力而耗神傷真矣、貪多者日夜十有餘回、發汗多、漏洩一身之陽氣、多致衰憊者、間或有之、下流數百步、有溫泉、名落合、能治頭痛及支節損傷、氣逆衝上者、其窟穴迸出者、爲山伏湯、服之除百般疝氣、河邊亦有瀉出岩腰也、治中風偏體麻痺不仁者、近遭鴻水襄陵之變、

今不復有也、蒼烟連空、金山也、其積鏹等較荆南金、今復無多貢、觀往時之盛千百而一二也、又有一條瀑布、高懸蒼崖、飛流直下三千尺、龍綃絞紗、脫機輕飄、若不慮峯別派、定知龍門支流、可謂邊地之壯觀也、斯地也、陰氣偏勝、寒冷蚤行、霜雪先墜、五穀不熟、桑麻無長、唯有一種梯稗而已、播種之時、分得溫湯水、灌溉於隴畝之際、不然則失秋穫、噫、余嘗聞、溫水能治輿人之宿痾、未有救生民之饑腸如此、溫湯兼有矣、驪山靈泉、高則高矣、物有妃子洗凝脂之謂也、有馬神湯、美則美矣、還爲公族遊覽之媒也、然則此湯之高而美、豈翅百千倍徒也哉、吾恐在其僻陋荒遠而人以忽焉、故粗記一二以傳、云爾。

【飛州志】云疑らくは守株子記するものか。按に、角田亭庵は、金森家臣、儒醫にして、延寶五年夏、蒲田温泉記を誌せり。號幽嘯軒、別號守株子、此平湯記も、當時同人の所誌ならん、文中尾張國人來りて、村女子を嫂て婦りし年代の脱せしは、遺憾の至也。甲州武田家臣、山縣昌景來しとは、江馬家を責んとして、飯富三郎兵衛昌景後改名阿保越にて來りしこと、【江馬後鑑録】に記せり、其時のことなるべし。其は、永祿二己未年の由也。同七甲子年も、同人阿保越にて、此村を通り、江馬家と牒合、東町城を築しこと有。是は武田信玄、飛驒、越中を討取んとて出馬の



平湯温泉記より取れるものなり

用意也、其時のことによ。何れにも、長く亂世なりし間は、他國よりは更也、國民にても、安閑と入湯せし人はあらじと思はる。村を開き浴せしことは、尾張人の來りしよりは、いとく上代の事なりけむかし。  
平湯大瀑 平湯村より、八九町許南の山間にあり、字を阿牟婆山と云。天瑞か浴場か、名義不詳鞍馬の字音に似たり。此瀑布の源は、鞍嶽より出で、八峯八谷を繋回て、四嶽・夷嶽より出る谷水も落合來りて、如此有大瀑となり、擬數巖根を落て、又此巖壁七十五尋、漲落るさまは、遠望めば、八十つづき縫列ねたる白布の、廣幡なし、近眺れば、千重萬重の、嶽雪の間斷なく、なだれ落るにことならず。又は數千



萬斤の綿絮を、頻に繰落す歟とぞ疑はる。其響は岩壁を貫徹、恰も百千の雷の落たらんがごとく、群壑に轟きわたり、打しづく水煙は、二三町此方までも、立ちむる霧なして、晴天に雨を降らし、雫の洞におちつもれる滴は、滑なる苔の縁をそへ、巖は、真鋭もて削れる神橋を、千枚八千枚た、み重ねたらんが如く、多和檜・白檜・榎木等は、いとく物さびて、蘿をかけ、嵐になびけるさま、言む方なし。そこひもしらず湛へたる碧潭には、虬龍も潜むべし。又數十仞の岩壁には、數多の石燕巢をかけ連ねて、つねに虚空に頑頑、雨天には平湯村は更也國中の村々へ飛翔て出岩下の激流より彩虹たちわたり、盛夏にも瀑下は、寒冷身毛も彌立、瀑口を仰望ば魂を奪はるゝこゝちす。木國なる那智瀧はいざしらず、よそこには有まじくなむ思はる。

瀑下觸目

富田禮彦

源出鞍峯濺磊鬼、接霄大瀑勢雄恢、千里漲落岫嶺雪、百道競奔岩下雷、蜿々玉虹隨日現、翻々石燕蹴烟回、幾人來望更驚歎、言是飛泉天下魁

飛沫烟中生彩虹、百尋巖下吼雷公、青蓮得意廬山句、同是銀河落碧空

○一重ヶ根村 枝村、上地賀禰・古屋賀禰 高八十六石三斗四升五合。山林 家三十九戸。人百九十餘人。

産物 稗百一石 小麥三十石 大豆八十一石 小豆四石八斗 粟八石一斗 蕎麥一石七斗 荏四斗八升 黍八斗五升 桑三千五百貫目 麻二十四貫目 大藪二十六貫目 小藪百八十貫目 布四十反 がまはき五十足 白芋類・榎梓。東方山。西方福地五町。南方平湯村一里半。北方今見十六町。高山九里半餘。

村名義未思得、枝村に、上地賀禰と、古屋賀禰あり、【和名抄】に、參河國賀茂郡、越後國魚沼郡等に、賀禰郷有、同義か。

産土神明明宮 祭神天照大御神 祭日 氏子 境内四畝步地除阿彌陀堂 本尊 境内十六步地除法圓山禪通禪寺 禪宗濟下、高山宗猷寺末。開基始祖不詳、天正元癸酉歲、再興久嶽參。本尊釋迦如來 文珠菩薩、普賢菩薩。

【高原舊事考】云、此寺古は、天台宗にて妻帶の僧住たり、後に臨濟宗に改ぬと見ゆ。

○福地村 枝村、村上 縦十五町四十間、横二町三十間。高五十一石九斗四升五合。山林 家三十三戸。人百六十餘人。

産物 稗八十一石六斗 蕎麥二十六石 大麥十石 小麥三十石 大豆五十一石 小豆十二石八斗 黍三石 菜種八斗 荏

一石二斗 桑二千七貫目 麻百貫目 烟草七十斤 藍十五貫目 粟十六石 大藪三十貫目 小藪百五十貫目 布六十反 がまはき二百五十足 眞綿二十把 榎梓。東方一重ヶ根五町。西方山。南方平湯一里半。北方柏當十町。高山九里半。

村名義未思得。【和名抄】に、甲斐國都留郡福地郷、信濃國伊那郡福智郷、郷見の、同名義にや。里説云、例年正月中、耕地の宿雪の上へ、平湯川の水を引て、灌漑て其雪を解せば、其温氣を得て麥も豊登、自然秋成も、豊饒なりとぞ。故に福地と稱ると也。字に泥みたる説ならむか。

産土神明明宮 祭神天照大御神 祭日 境内十五步地除

同石動社 祭神伊須流支比古神 祭日 境内二畝二十步地除

【延喜式】神名帳に能登國能登郡伊須流支比古神社坐り。

此村に勸請、來由未詳。

同村上神社 枝村村上鎮座。祭神 境内二段五畝步。

此村上神社は、村上天皇の御靈を祭奉ると里民も申傳へたり。其は【高原舊事考】に記したるを左に載。

村上明神緣起 村上明神、御本地奉委是尋、中御前者、村上天皇、東御前藥師如來、西御前阿彌陀如來、以上三尊御座也、夫彼天皇者、一天四海、悉太平誠盛也、爰臣多其中、松浦大臣申者、心惡念含給、既猜王胤之盛事、構共欲奉加

内裏害心、帝王此由詠盛御座宵懸所、諸事無益之事也、泚既申位下玉也、國何申、大日本國仲山道信濃國鶴馬郡宇谷宿、坂本郷、落着玉也、自其時村上大明神奉祀、自夫又東山道、飛驒國吉城郡高原郷、宇禮之谷移玉也、此所之大明神、布越明神、桂本明神者大和國三輪明神末社也、此明神生氏子息災七難即滅、諸家繁昌也、非夫而已、國土太平、諸願成就、守護玉也、御託宣云、和光同塵、結緣始八相成道、利物爲祝、仍村上大明神、緣起如件、

此時國之守者左大臣朝臣

國司公方安信判

爲末代此宮造營奉寄進 金千貳百疋

平 日向守盛家

大工 藤原内匠助信光

但委細者【伊勢物語】之内に有之。

寬永五年辰二月 永照菴五十七歲書

永照菴は、永昌寺の舊號、當時の舊記に見えたり、此妄作の緣起を信するもの多し可憐ことなり。

○中尾村 縦四町三十六間、横五十二間。高九石一斗五升九合。山林 家十二戸。人三十餘人。

産物 稗十六石二斗ソバ十九石 小麥九石 大豆十四石 小豆二石 粟二石二斗 荏五升 桑三百五十貫目 麻十三



貫目 烟草三十二斤 藍五貫目 桃二斗 李一斗二升 川原  
グミ一斗 橡二石 榎一石 大藨六貫目 小藨二十四貫目  
布四十疋 蒲行纏七十疋 山葵一斗。  
東方嶽 西方嶽 南方嶽 北方 神坂三十町 高山十一里  
餘。

村名義は、里説に、此村は字白水谷と、曾傳谷曾傳谷は外の意の中なる山の峰を平均て、耕地を開き住し村故に、中尾てふ村名に負ぬとぞ。

産主神白山社 祭神白山比咩大神。祭日 氏子、中尾村十二戸。境内八畝十五歩、除地。

地藏堂 本尊 境内一畝十歩、除地。

○神坂村 縦十七町、横三十間。高十八石五升六合。山林家九戸。人六十餘人。

産物 稗七石 ソバ二十石 大麥四斗 小麥四石 大豆十四石 小豆二石 粟五石 黍四斗 荏一斗 桑二千五百貫目 麻十貫目 烟草二十斤 藍六貫目 李五升 梨二斗 栗八斗 橡六石 榎四石 大藨七貫目 小藨六十貫目 眞綿一把 半蒲ハ、キ四十疋 布二十五匹 菅筵九束 鱧二十尾 ハエ三百尾。

東方 山川。西方 栃尾半里。南方 中尾三十町。北方 山。高山町十一里。

村名義は、村の中央なる、青木嶺の麓に愛宕神を祭り、嶺上に山神を祭りし故に、神坂と云るならむか。神崎・神邊・神代・神田・神門などいへる。地名・社名の多きと同じ語勢ならむ。嶺の名義は、此邊凡て橡・榎・桐等の雜木の生立荒山中に、此嶺にのみ、常磐木生立れば、名に負しならむ。

産主神白山社 祭神白山比咩大神。境内六歩除地。

同神明宮 祭神天照大神、境内。

同愛宕社 青木峠岩窟勸請鎮座。祭神 境内。

同山神社 青木峠上鎮座。祭神 大山祇神、境内。

薬師堂一字 蒲田温泉浴室上に在、祭神大名牟遲神・少毘



古那神。境内。

【文徳天皇御實録】卷九二に、天安元年十月己卯、二柱御神を、薬師菩薩名神と御改號ありしこと、平湯村に記せし如し。

# 蒲田丸

壬寅と解  
一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

飛驒國におきても、温泉のわく地は多にありて、高原郷のうちにも、平湯のむらなると、此里なると、二所に出來ぬれど、此蒲田の里なるは、あたし温泉の同じたぐひにあらず、萬の病を治る功殊に高くいちしろくて、遠き國よりも聞つたへつ、岩根かさなる、嶮しき山坂道をも、いとひなく慕來る人、いにしへより絶ずなも多かりけり。弘泰こたび此里の關にまかりて在けるほど、朝夕に浴試るに、こゝと惱める所はあらざれども、其功の尊きほどは、いとしくなも覺えける。そもく、此湯の出初つ

る故よし時代のほどなど、語傳へたる事もありなむと、老人どもに問尋るに、是とつたへし事もなく、【温泉記】一卷有けるともて來しを、開見るに、延寶の昔書著せるにて、奥に守株子とあるは、字を角田亨庵といひし醫にて、當時國しり給ひし、金森君に仕奉りし人なりとぞ。此湯に附たること、つばらかにいにしへより、語傳つることのありて書しるせるにはあらめど、薬師ほとけの夢に見え來て、教へ給ひしなどいへるは、いづこの湯もみな同じさまにて、實しくもきこえず、さはあれど、其はじめを、天正のころといへるは、平湯の村なると、大かた同じころにして、今年天保の十二年といふ迄、二百七十年ばかりいにしへより、浴來れる温泉にこそは有けれ。かく古ぬる當時のことら、それとしらるゝも、またく此温泉記の有ける故にして、いま此湯記のなからましかば、いかでかは知得べき。尊くも傳はりけるかも、うれしくも在來にけるかも。然るに此記のいといたくふるび損はれたるを、猶かくて打置なば、年ふるまに、破はてて讀得る事だに、なりがたくや成なむと、あたらしくくちをしく思ふあまりに、弘泰今つくろひおかむとしてなも、事のよし一くだり書をへ置にこそ有けれ。かくいふは、天保の十年あまり二とせといふ年の九月、山崎弘泰。



飛州高原鄉蒲湯者、未詳其所濫觴也、世傳天正年中、東濃邊徼之下民、罹乎膠固之沉疾、歷十餘歲、百方不應、厥子不堪憂恤、一夕祈藥師之靈像、求冥助矣、忽夢有老翁語曰、乃父宿痾儲來尙矣、而乃孝心我豈忍棄廢乎哉、去郡三十里、飛州之東境、有溫泉、宜急促裝焉、且又書田上生蒲四字、以授與之、其子覺而感懼、於焉禱負老父、來問溫湯之所在、又示夢中之識、里人咸言、去城都十里許、有蒲田者、與夢中之名詮、偶以膾合、不知有溫泉乎否、試往焉、厥子喜趨、峯巒高峙、澗水幽深、山繞途窮、唯見麋遊兔趨、悲愉彷徨、不知所爲、忽向日所見老翁坐石上勞諡曰、此下石巖之間有溫泉、百疾可療也、我是藥師應現感乃篤孝純志之誠、言已凌空而去、於是披其蒙茸刈其蕪穢、而探岩石際、溫泉感沸、既而浴、一七日精神煥發、二七日身體通健、三七日多年痼疾、洞乎若脫矣、厥後有荷於久痾深疾而來浴則溫湯之傍、營丈尺之屋、使病人棲止於其中、課令見之、聞運施釜鑊盤盂之器物也、及慶長之運也、今見老農夢、溫泉之旁有夜光、現藥師之像、里人怪而窺焉、宛然如夢中所見、里人胥議命壯者拔其梓椽、夷其藜莽、移于今見舊屋三四家居焉、蓋報夢中之靈託、且厭爲浴者運送器物之妄殫人力故也、於是公侯士庶、翻然感其靈應、靡然信其奇驗、其風濕者、寒冷者、盲者聾者、瘡啞者、痿躄者、冷痼者、

遍身麻痺者、骨節酸疼者、或肩纏纏、或息杖藜、或扶藍輿、累踵摩肩、雲集麀至、於是我邦君世々賜乎浴也、今茲延寶丁巳夏五月、因母之患臂痛、而來及于泮甸、疾苦漸痊、灌浴之暇、拖藜緩步、漱清流釣回瀉、泝流岩穴之間、熱湯湧出、熱而不可觸、土人名地獄、目疾可治也、又陟百步、有熱地、里婦埋苧麻而蒸熟、沿流半里餘、有民家、名中尾、若夫縱目騁情、當其正東峻嶒戴千秋雪者鎗嶽也、出東北者錫杖嶽也、跨東南者硫黃嶽也、暮烟連乎下流者、椽尾神坂之民家也、斯地也四簷皆山、而陰雨常多、天日常少、及其山色淫濛、烟靄籠一川、千峰萬岳倏忽不見、如巨海之無際涯、廣衍之無限量也、偶有麗眉丈人懸巾於石壁之間、揖余曰、自古溫泉、有冷熱之別、請爲我言之、曰夫溫湯者、硫黃之氣薰蒸、使水熱而已、硫黃之性、大熱有毒、能治風毒疥癬、厲風諸瘡之屬、若夫氣體羸瘵之人、不徒無益、又且害之、本草所載、李氏之說如此、夫何冷湯之有、間或一壑半溫半冷者、或山靈所使者、其亦不誣而已、大抵名冷湯者、人惡其酷熱、故以筭取水、或灌溉之澗水、或雨餘之潢潦適有以交者、失溫湯之性、使人腹痛嘔噦而已、浴者亮諳、

溫湯  
 馨沸溫泉古整清、不寒不熱愜人情、他年宿癖雖除去、山石膏盲奈復生、

蒲田

奇峰怪嶺認詩情、急硤激湍洗不平、客夢何臻名利境、只尋嶽色與泉聲、

鎗嶽

高峰突兀淡烟中、治世清朝名已空、若倚謝家着山屐、人間須到紫微宮、

中尾

撐杖沿流竟落暉、峰回雲深鎖岩扉、不因樹外燒松火、爭識人家在翠微、

延寶丁巳夏五月

幽嘯軒守林子誌焉

此記者角田亨庵は、延寶年中、儒醫にて金森家に仕へたる由なり。然るに其頃、はまだ國學も開けざる時なれば、亨庵も國史古典は讀得ず、只漢籍のみ見て、世上の人竝に、聊詩文にのみ心を籠めたりけむ。漢土炎帝神農氏の代に、以楮鞭鞭草木、嘗百草始有醫藥とあれども、溫泉の事の見えざるには、當惑したりけむ。故に此文中に、一夕藥師來語曰、云、又我是藥師應現、など法師臭き事を書たるは、皆浮屠氏に惑へる也。抑皇國の藥醫と溫泉もて、蒼生の疾病を治救たまへる事は、皆大名持・少彦名神の恩賴遺教なる事を知らざりしは、うたてかるわざ也。神代に大國主神の稻羽素菟を蒲黃もて助賜へる故事も有て、其神を祀りて湯治

する神坂の蒲田と唱來つる、甚上代風の地名にも心つかで、平湯も蒲田も、近世よりの溫泉と思ひたるにや。されど未詳其濫觴也とも書たり。抑上代の事は傳なければ、可知やうなけれども、中昔までは、諸方の人も浴たりけむ。鎌倉・室町代々の頃より、國々に兵亂おこり、況應仁大亂以後は、諸國蜂起、群民蠅飛、亂をさけ身を匿すことにのみ年月を送りし間に、浴場も荒果て、村民のみにては、其を補修の力もなく、星霜を経て、終に國內人も知らずや成にけむ。況他國人をや。然るに天正年間、金森家父子來て、國中の擾亂を鎮めたまひけるに依て、是等の村民、始めて息を繼て、安堵の思をなしにけむ。爾後漸々に、諸國も靜謐に成し頃、東美濃の病人、來て浴して、病の即愈しを、當年の蒲田の民等は、甚珍事に思談合つ、後世に言傳へしを、延寶年中、角田亨庵來聞て、蒲田開闢以來の奇事と思ひけむ。古學に聊心なきは、最も淺智の至ならずや。

溫泉

大汝かみのみことの靈ちはふ、いでゆの功たふと  
 きろかも 大宅豊俊  
 あむ人の齡までこそこのばすらめ、しるし有馬の湯  
 にもまさりて 富田禮彦  
 赤裸の兎もあみばいえぬべし、蒲田の溫泉はな、



らすとも

蒲田

富田禮彦

青松嶺畔望蒲田、白氣沖天地獄煙、五戸山村通曲徑、數尋崑岫見飛泉、浴雖三日能看效、疾到七年無不痊、吾也留連初覺快、杯樽偏喜更陶然。

地獄

同

山中間地獄、崑崙俯奔川、知有千年火、颺空數丈煙、

○トナリ 栃尾村 縦七町四十二間、横五十間、高二十石四斗五升二合、山林 家十七戸、人八十餘人。

産物 米八斗 ヒエ二十八石 大麥四石 小麥八石 大豆二十石四斗 小豆四石 粟六石八斗ソバ十二石 荳四斗 菜種八斗 桑四千八百貫匁 麻二十貫匁 煙草九十斤 藍十二貫目 桃一斗 梨八斗 川原菜黃四斗 柿二斗 マルメロ百顆 栗三石二斗 橡十二石 檜八石 大繭二十貫目 小繭百八貫目 布三十疋 生糸十二把 蒲ハヅキ百七十疋 鱒二十尾 ハエ二百尾 眞綿三把。

東方 神坂半里、西方 今見十八町、南方 川、北方 山、高山十里半。

村名義は、古此村の山の峯に、大なる橡樹ありしとぞ。今世も猶、數樹生立て、繁茂せり。故に村名に負たるべし。

産土神荒神社 祭神 火産靈神・奥津比古神・奥津比賣神。

祭日 氏子 里説云大山祇神。境内四畝步地除。

荒神の御事は、【玉櫛】八卷に委しければ、爰に省きつ。里説には、山神を古來しか唱ふと云り。

同神明宮 祭神天照大御神。祭日 氏子 境内地無除。

地藏堂 本尊 境内五步地除。

山神社 祭神大山祇神。境内地無除。

産土神社 祭神三柱神名不詳。境内地無除。

神子場社 祭神不詳。境内地無除。

栃尾村助五郎所藏の古文書

一とちおみなみせんさう切り明申なべ谷山之義、當代

いまみよりとり可申候、公儀へ申上候處、山ぬし共

無爲おこし、信州へらう人仕、御書指上候へば、御公

儀様御聞分被成、於永代なべ谷山川共 介五郎方へ

被仰付候、仍而後日狀如件、

元應二 未六月十七日

衛馬民部與四郎 盛(花押) ところをの

介五郎方へ

中かいつ分、其はうに無別義申付候あひた、年貢米如在なく沙汰可仕事、かん用に候、仍如件、以上。

三月二日

上とちお村 小左衛門尉 登る

(花押)

以上

其はうか、への田地、永代ふち申候間、いよくしよさいなくちそう可有者也、

天正十六年の

十月十一日 (花押)

上とちを

左衛門所へ

彌宜家之祈禱に付候て、誰人成共異亂有間敷候、仍不審候は、出家等様子可承候、爲其壹書如此に候、

元和六年八月十六日

國分寺(花押) 彌宜小左衛門參

○イミ 今見村 縦五町十五間、横二町一間、高十二石二斗二升七合、山林、家十戸、人七十餘人。

産物 米一石二斗 稗二十二石 大麥二石四斗 小麥十二石 大豆二十四石 小豆十四石 粟十二石 蕎麥二十石 黍四斗 荳四斗 胡麻三升 桑千三百貫目 麻十五貫目 煙草百二十斤 藍七貫目 李三斗 小椒一石二斗 柿四斗 小柿一斗 大繭十貫目 小繭七十五貫目 布三十疋 ガマハヅキ百五疋 菜種四斗 眞綿一把半 鱒二十尾 鯿二百尾 東方 栃尾半里、西川、南方 川、北 田頃家八町、高山十里、村名義は、土人口碑に傳云、村長、右衛門の先祖は、縉紳家にて、落魄て此村に來住て、今宮と稱へしを、世を深く忍び

て住れければ、諸人の今宮と唱ふるを、一言を省きて、今見と更られにけるより村名に成しとぞ。

産土神荒神社 祭神 火産靈神・奥津比古神・奥津比賣神。

里説云、庭津日神。境内八畝十步除地。

荒神の御事は【玉櫛】八卷に委しければ、爰に省きつ。里説

の庭津日神と申は、爾あるべき事也。【續紀】聖武天皇天

平三年正月乙亥に、神祇官の奏言と、文德天皇齊衡二年

十二月丙子朔、大炊寮云と、清和天皇貞觀元年正月廿七

日、大炊寮云の條中に出。按に、是は上代より、此村に祭

り來れる産土神に坐すならむ。

地藏堂 本尊 境内二十八步地除。

公卿宮 里説云、今見右衛門祖神。祭神未詳。境内地無除。

神明宮 祭神天照大御神。境内地無除。

白山社二字 祭神白山比咩大神。境内地無除。

故現明神社 祭神未詳。境内地無除。

山神社 祭神大山祇神。境内地無除。

愛宕社 祭神火産靈命。境内地無除。

不動堂 本尊不動明王。境内地無除。

今見右衛門家説云、先祖は堂上の流離人の落人にて、姓名は不相知、今宮と稱來られしを、堂上の流離人の落人を、貴人を誤へしなるべし後、に宮の字を憚りて、見に變へしと也。後年に至、放火に逢て、古書



は不殘燒失けるとぞ。今見家の祖神なりとて、公卿の宮と唱へ、祭來祠ありて、其傍に供御屋敷と申所も有とぞ。福地の枝村を、村上と唱へ、村上大明神を拜祭來りぬ。是は右衛門の先祖は、村上天皇の後胤故、代々拜祭來れる由申傳へ、鍵取をも致し、其御神酒配戴をも、右衛門にて仕來りぬ。

以上

右湯之谷山之儀いまみ左衛門五郎に於末代に出し置申事

三月十三日

江馬右衛門大夫  
（花押）

左衛門五郎方へ

參

又家説云、天正の頃信州高遠城主内藤某、越中にて、佐々内藏助と及合戦、討負子息三人、追々に逃來り、弟の來ける節は、追人早く追つかむとせしを、右衛門の家へ逃こみ、隠しくれよと頼ければ、折しも五月蠶飼の最中故、桑葉を入たる大なる籠へ隠、其上へ桑葉を覆たる所へ、佐々の追人かけ來り、此家へ來りし落人早く出すべしと責ければ、右衛門出で、さる人は決して不參由申ければ、追人等寄集て、然らば此家を燒拂べしと云、右衛門少も不驚、いか様被成ても不存ば是非に及ばず、乍去此蠶は、助け下され度と云て、其

蠶も桑籠も取出し、後の方に差置けるに、佐々の軍兵等、直に右衛門が家に火を掛け、一時に燒失けり。佐々勢は、落人を捕失なひて、すこくと引取り。其後三人は、後山より出來り、厚く禮を述、兄は右衛門の女の婚と成、弟は美濃へ落行、加子母村に寓居、其末内木彦七とて山改役を勤、末弟は信州へ落行、木曾の三尾村に住居して、命を助かりたる桑葉の由緒にて、今に桑原と、名乗たりとぞ。【高原舊事録】には此古事の内藤某を、佐久間大膳大夫とし、天正を元龜二年とせり。其外にも、少のたがひあれど、大同小異とやいはむ。

以上

右いまみ在所壹町六反分出し置申者也

丙戌  
九月廿二日

金森法印  
素女（花押）

彦二方へ

進

外金森家より賜物、方今残り候分、

鐵砲一挺 上下二具

鎧 一具 乗鞍一

彦二郎所有之品

革袴 革脚絆

丙戌は、天正十四年也。前年十三年乙酉八月、三木を止し、翌年此恩賜あり、如何なる忠節かありけむ。二つ屋村松井宗兵衛・大原・楢谷、三士にも、まさりたる位名田とやいはむ。

今見右衛門系譜

村上天后胤今宮何某末孫。姓名不知、後世法名の相知れたるを出す。

初代何某

國歌院天室道滿居士  
延文二丁酉年十月廿三日

二代何某

瑞光院清室淨雲居士  
至徳二戊寅年五月廿三日

三今宮知正

法名、年曆略未同、  
男女子四人

五知長

女子一人知晴妻  
男子二人

六藤原知晴  
信州高遠城主内藤某長男、天正始來爲知長養子、男女子十八人

七知壽

男子一人

八知常

男子四人

九知淨

男子一人

十知和

男子六人

十一知立

男子二人

十二知照

男子三人

十三美光

男子十人

十四美久

女子一人

十五美澄

瑞本郷村宗二郎弟  
女子一人

十六文美

瑞在家村七右衛門  
二男、男子二人

十七美起

男子八人

十八美壽

今の右衛門  
以上

明治三庚午年四月

今見右衛門印

按に、今見家初代、天室道滿居士の歿年、延文二丁酉年は、即南朝正平十二年也。【國司家系圖】にも、北朝の年號を書たり、共に理に當らぬことどもなり、又二代清室淨雲居士の歿年、至徳二戊寅は、至徳三丙寅の誤なるべし。南朝の弘和三年也。故此系譜と、村上大明神の祭神と、又里説の今宮と、搦神家の流離といへると、公卿の宮と云ると、種々合考ふるに、當昔南朝の皇胤、又は搦神の諸國に散在、或は潛匿坐まししこと、國史にあまた見ゆるにつきて思ふに、今宮と奉稱し、南朝の皇子を、ある搦神家の供奉て、飛驒國司を頼來しを、國司は勢微弱て、既に南朝の御料國の、國司の任に在ながら、荒木郷を朝敵の足利に奪取られ、安國寺を隨意に建しをも、禁止ことさへも成かねしほどの事なれば、況皇子を小島城に御座奉りては、北朝への聞も如何あらんと思慮て、世間へ遠隔所なれば、此高原の水源處へ、潛に移座しめたるならむか。其今宮とは、當昔の天皇の御末子にて、（天日本史皇子列傳にも現たるならむ） 御父天皇の尊靈を拜祭たまふにも、明白に奉稱ては諸人聞て、さては南朝の宮方と悟らむ事を、憚たまひて、（大塔宮の、さすらひ伊國にて、御心痛の事を、采御座所近處に、古の天曆帝の御靈を拜奉ると稱して、後村上天皇の後の一字をわさと省きて、村上天皇の御社と稱したまひしならむ。さて其後今宮は、御運つたなく、早世薨たまひけむ。供奉搦神家は、歸朝にも、



南朝は漸々に御連衰ければ、いつかくと待れし間に、年月いたく過て、今宮の御薨後は語を省きて、今宮を今見と改めて、實の姓名を深くつゝみかくして、終に正平十二年北朝の延文二年なり卒られしに依て、其息即、父君の亡骸を葬りて、一院深き意あり天室深き意あり道満居士と、追諡つけて、又靈魂を神に祭られけむ。後に公卿宮と稱るは、此初代の靈號ならむ。昔在大塔の宮の王孫も、近世甲斐國郡名を郡名をに坐て、其邊に、淵邊伊賀守の當昔鎌倉の土牢にて、奉狀由を末葉も住て、主従の如く現存せるを、讚岐高松人十河恭平、往年彼國に行て見きと語りたりき。左右に、後人亦能、もとをたづねて、考てよ。

皇子を今宮と稱奉ることは、【源氏物語】竹川卷に、年ころありて、又男みこ産玉ひつ、云云、御門まして限なう、めづらしと、此今宮をば、思ひ聞え給へり。

○柏當村 縦五町十二間、横三町八間。高十二石三斗七升七合。山林家七戸。人三十餘人。  
産物 稗五十石 粟十五石 大麥二石 小麥五石 大豆五石 小豆一石 蕎麥二石五斗 荏五斗 黍二斗 桑七百八十貫目 麻二十貫目 烟草五十斤 梨三百顆 山椒二升 川原グミ五升 栗五石 榎五石一斗 檜十二石 大繭九貫八百目 小繭四十貫目 眞綿七把 布二十反 蒲ハバキ百足 蕨八束 鱒八尾 鱒六十尾。

東方川。西方山。南方福地十町。北方蓼俣十町。高山十里。  
村名義は、字には柏當とかけども、皆加之夜傳と云り。【和訓栞】に、加之波傳は、【日本紀】に、饗膳・膳夫・柏手等を訓り。太古は凡そ飲饌、皆木葉をもて器とす、因て、葉盤・葉碗・折敷などの名あり、云云。大和に、かしはで村有。かしはでの森は、伊勢員辨郡友村の西に在、【風土記】に見ゆ、云云と出たり。同義にや。  
産土神明宮 祭神天照大御神。境内無地。  
同石動社 祭神伊須流支比古神。境内八畝歩地。  
右二社は福地の本村に同じ。【戸令】を考ふるに、古へは福地と一村なりつらむ。

○蓼俣村 縦二町三十間、横一町十六間。高六石三斗四合。山林家三戸。人二十餘人。  
産物 稗六十石一斗 蕎麥四石 大麥八斗 小麥一石八斗 大豆三石二斗 小豆四斗 粟一石二斗 黍二斗 荏一斗五升 桑三百貫目 麻四貫目 烟草十斤 アユ五百目 栗一斗三升 榎一斗 檜五斗 小柿一斗 大繭一貫五百目 小繭二十貫目 布十疋 蒲ハバキ二十足 葛粉五升 筵三束 鱒三尾 ハエ四十尾。  
東方川。西方山。南方柏當十町。北方赤桶十町。高山十

里餘。

村名義は、里説云、古へ蓼の生たる野の路岐に、開きたる村故、蓼野俣村といへるを、省きてしか唱るとぞ。【和名抄】に、山城國愛宕郡蓼倉久良郷、大和國葛下郡蓼田郷見ゆ。産土神諏訪社 祭神建御名方富命。祭日氏子、蓼俣村三戸。境内五畝歩地。

阿彌陀堂 本尊阿彌陀如來 觀世音菩薩、勢至菩薩。境内無地。  
○田頃家村 縦六町三間、横二町十一間。高二十四石七升。山林家二十三戸。人百二十餘人。  
産物 米一石 稗三十二石 大麥四石 小麥十二石 大豆二十石 小豆二石 粟三石六斗 蕎麥二十石 黍六斗 菜種四斗五升 桑三千七百貫目 麻三十貫目 楮十貫目 烟草六十斤 藍十三貫目 桃八斗 マルメロ三十 川原グミ一石三斗 柿七斗 栗六石 榎十二石 檜四十石 山ズミ二石 大繭三十貫目 小繭百廿貫目 眞綿二十把 布八十八反 葛粉百五十貫目 蕨粉六十貫目 苧苧一貫目 桶子桎五十挺 鱒十五尾 ハエ六百尾。

東方山。西方川。南方今見八町。北方笹島十八町。高山九里半餘。  
村名義は、蒲八十村が考には、田子之桶の、義ならむかと云

り。實に此村は深山中にて、上木あまた生立る地なれば、古來大野郡山口村にて、種々の桶を結て諸村へ賣出せる如く、此村にても、往古は郷中村々にて必用の田子桶今俗云結て、諸村へ賣出しつらむ。古より今に至るまで、鼠餅村にては、榎子檜等の木を批て、其を曲て、榿もて綴たる桶を製出せば、此村よりは、小竹もて箋結たる桶を賣出せる故に、箋之桶と云しを、訛て多吳呂介と唱るにや。【和訓栞】中編に、多賀は、桶にある箋を云也、京にて籠工を、かづらかけと云、江戸にてたがかけ、田舎にてたがやといふ。【和名抄】に、箋をたけのかはとよめるは、其略にや。  
産土神白山社 祭神白山比咩大神。祭日氏子。境内十五歩地。

同白山社二社 祭神同。境内二社共無地。  
山神社 祭神大山祇神。境内無地。  
秋葉社 祭神大巴貴命。境内無地。  
秋葉山縁起。【近伊國名所圖會】卷海部郡和歌津屋村五百羅漢寺に出。  
夫遠州周知郡大居村山峰に鎮座、大登山秋葉寺の來由を尋ぬるに、元正天皇御宇、養老二年、僧正行基大士、諸國巡行の時、當山に登り、老杉を伐て、聖觀音・勝軍地藏・十一面大悲の尊容三軀を彫刻して、天下安全、五穀豐饒の爲に佛刹を造建し、茲に三佛を安ず。鎮守神は大巴貴命、



是を秋葉權現と稱へ奉り、一山守護神、三尺坊を同社に祀る。(此靈人は信州の産也、剃髪して越後國藏王堂十二坊内三尺坊に住す。不動三昧の法を行ひ、一七日に八千枚、八千度執行して、滿坐の曉焼香の火烈として燃上り、鳥形兩翼にして、左右に劍索を持たる靈相現せしかば、我行法成就せりと、猶一心に觀念す。忽ち煩惱業生死の苦患滅盡して、飛行自在の神通を得たり。然るに一の白狐出現せしかば、即是に乗じ、何國にても止らむ所に、我住して度生利益を専らにせんとかひ、虚空を飛行し玉ひしに、彼山に白狐とよまる。是より爰を安住の峰ときはめ、幸哉行基ほさつ、安じたまふ尊像、いませしかば、常に禮拜供養しけるとなむ。當社の靈驗しば、のちに、第一には弓箭の横難を免れ、第二には火災燒亡の危急をのぞき、第三には洪水沈没の難を守らせ玉ふ。中古甲斐國亂妨の軍勢、秋葉社を燒拂はんとて、社頭に火を放けれども、棟上より白水流れ出、鎮火す。今に社頭の横皮、少火に焦たる所見ゆ。火伏鎮護の神徳、度生化益の方便、海内一圓に信敬せずと云ふことなし。就是勸請以來、遠近をいはず、老若男女、千度跣足參、鹽斷、寒垢離、夜籠して、社前敬禮の人、晝夜絶ることなし。以上

富溪山永昌禪寺 禪宗濟下、高山宗猷寺末、開山始祖不詳、

中興第一世鳳宿麟芳法師或考作賢、明應八己未、九十二示寂。右の本尊地藏菩薩、立像一尺二寸。閻魔王俱生神、定朝彫刻。今の本尊釋迦如來、文珠、普賢。

什物、書寫大般若經二百卷・華嚴經・阿含經、五十嵐小豐次筆蹟。五十嵐の來由不詳、鎌倉時代人なり。【東鑑】に見ゆと【飛州志】に記せり。【北條九代記】和田義盛の叛逆條に、朝夷三郎義秀、總門を破り云、五十嵐小文次打てか、りしかば、朝夷鐵さい棒を振上げ、小文次が甲の眞向を丁と打てば、打たる太刀と共に首は胴にこえ入て馬より下に落たりけりとあり。其小文次の子孫にや。

按に永照庵は、寺傳古書に、寛永五年村上明神殿起しか記せたるなり。其後、寛永九年高山宗猷寺建立後、同寺末寺に成て後、永昌寺と改。

○【高原舊事録】云、此寺古は天台宗なれども、妻對なり。○寺傳古勸進帳寫に、大檀那平氏權守政盛、正和元年云、又古位牌裏にも、大檀那平氏權守政盛と有て、表に、榮照院殿賜山常熙大禪定門、貞祥院殿鮮屋天桃大禪定尼、とありて、【過去帳】に、榮照は午八月十五日と有て、貞祥は己酉三月廿九日と有と也。如此あれば、花園天皇御代、己酉は延慶二年にて、共に政盛の父母にて、其追福の爲に、子の政盛、同御代、正和元年に、一寺を建て、父の法諡を承て榮照院と號しを、後に永昌庵としたるならむ。寺説に開山廣岩女英和尚宗源不詳

康安元年四月十一日示寂、又應安元年ともあり、詳ならず。と記せど、按に、正和元年壬子年より、北朝の康安、又は應安までは、五十年も経れば、開山は、年代知ず、他國の寺院へ退て、二世の玄英の、榮照庵にて、寂し年のことならむか。富山禮貴和尚年號不知、戊辰三月十日、信州岩原安樂、是は榮照庵の三世にて、戊辰とは、南朝の元中五年、北朝の嘉慶二年なるべし。【舊事録】に云、長瀧寺の末寺なれば、天台宗は是までならむか。此村に白山を數社祭りしならむか。考合すべし。又云中興鳳宿麟芳は、江馬七代平四郎平時則の三男、八代德盛と云、九代時時弟、幼名小太郎、越中國西田國泰寺の弟子と成、按に編派、江馬十代旭四郎平時、榮照二三十年來の廢院を修理し、中興として鳳宿を住持たらしめしとぞ。按に、應永の晩年なるべし。【飛州志】にも、寺説にも、鳳宿は明應八己未十月二十二日、九十二歳寂。

○古位牌榮照院殿賜山常熙禪門は、大檀那平氏權守政盛の父にて、江馬近親家族たるべし。【後鑑録】には脱たり。殿村の江馬の分家にて、高原郷の内、此水源の村々の、領主たりしか、不詳。

○同瑞祥院殿義翁忠貫居士、應永二十年己四月七日逝去は、江馬九代輝經の位牌也。是は榮照中興、鳳宿の同腹兄なればなるべし。

○同德照院殿閑清宗雲大禪定門、元應二申年十月二十二日。

○同香雲院華山養見大禪定門、江馬十代旭四郎平時の位牌也。當寺を再建して、鳳宿を住持中興たらしめし人なれば、最可尊敬のこと也。

○藏經百八十九卷【飛州志】には、二百卷と有、享保以後紛失せしか、五十嵐小豐次寄附。【飛州志】には筆蹟と有り。題號、華嚴・大集・日藏・月藏・摩訶般若・大般若・涅槃・疑決・瓔珞等也。奥書に爲令法久住利益人天也應永廿四年五月二日

按に、長倉村桂峰寺記の末に、五十嵐小豐次、本姓未考、傳聞古、越中國新川郡領主也と【越中軍記】に見えたり、其末孫、寛永年中五十嵐久右衛門、富山に出住、其子孫富山藩中に在、故居地は、同郡馬瀬口村にて、古墳も存、農家に代々、五十嵐覺兵衛と云も在と記て、桂峰寺へ鎗一竿鎗云五十嵐小豐次寄附と有。

○【高原舊事録】には、同人より桂峰寺へ、乘鞍・具足櫃等、遺物有とぞ。又五十嵐小豐次に女二人あり、姉の櫻、妹の櫻といへり。姉の櫻は、桂峰寺にて賞翫、妹の櫻は、田頃家寺へ、嫁したる由記せり。然は五十嵐の女は、姉妹とも美婦にて、共に兩寺の梵妻と成しと見ゆ。因て小豐



次は、彼寺にも、又此寺にも、生涯寄寓して、閑暇なる故に、此には藏經を寫して寄附し、彼には武具を寄附せしが、遺れるならむ。【飛州志】に鎌倉時代の人と有は、偶々同名の人あるを見て、押當に記せるならむか。方今も、人名に、豊助、豊次など云は、越中人の常也。小豊次を古夫牟自と唱へし由なり。安政五戊年、大地震にて、越中への三道を震潰しける頃、其を切開かせむとて、禮彦舟津町へ出役して、越中國人を集て議けるに、越中國新川郡某村豊介と書たる名刺をよみしに、登與須介には候はず、夫牟須介也と云。其はいかなる訓ぞと問ければ、豊後國の夫牟也と答へけるによりて、大笑して、備後國の備乏人、豊後國の豊人かと、詰りて、嗤ぬ。應永年中の五十嵐すら如是、況復安政中の、黒靴等の如きをや。

○古名家 寺説に、姉小路家と云は誤也、文明十六年、國司に任せし姉小路家より、百六十七年、在昔の、元應、嘉慶の遺墨を、何とて寄附せん。 寄附、書寫折本大般若經百一卷、散映八卷、古篋二、元應・嘉慶・至徳・嘉慶・應永・大永等の年號を記せり。筆者名略之。後書、開山廣岩和尚、村瀬藤原朝臣、上野兵衛、岡田次郎兵衛、次郎作 年代詳中興鳳宿大和尚、赤寺、福寺、右本山國泰寺照庵、年詳樂立首座庚申六月四日赤桶寺で永祿三年也。 同經散映に、天正十九卯正月七日永照庵。

○江馬家寄附書寫法華經一部、卷物一卷不足。同板本華

嚴一卷折本 江馬家在世中板本可推。此類双六村石双庵にあり、外藏經散映、あまたあれども、略之。

○古過去帳に

廣岳慶文記室 永享十一未四月廿六日 赤桶寺。

明鏡光公禪師 明應二丑十一月四日 同寺。

樂翁玄詰首座 永祿三申六月四日 同寺。

松月林昌首座 寶徳元辰三月四日 新福寺。

○赤桶村 縱六町、横二町、高二十石三斗六升六合。山林。家十五戸。人八十餘人。

産物 稗十石五斗、ソバ八石一斗、大麥一石二斗、小麥三石

大豆七石一斗、小豆一石二斗、粟一石、荏二斗、桑千八百

貫目、麻十貫目、烟草五十五斤、藍七貫五百目、李一斗、柿

八斗、川原クミ一斗五升、栗二石、椽四十石、櫓五十石、大

繭十二貫目、小繭四十八貫目、眞綿九把、筵十五束、鱒四

尾、鱒百三十尾、布三十反。

東方川。西方山。南方蓼俣十町。北方孳生茂二十町。高

山八里半餘。

村名義は、蒲八十村の考に、閼伽桶の義かと云り。里説に、

此村に古、赤桶寺と云へる寺有といへれば、さもあらむか。

産土神春日社 字布越鎮座、里説に、布小瀬明神とも唱由。

祭神春日四座神。祭日 境内五畝歩地。

【高原舊事録】云、古へ此社へ異人來り、龍を畫きて、何所ともなく立去しが、其より兩三日大雨ふりて、洪水に成て社壇を押し流しけるが、越中國新川郡の村へ、神體を押し上たり。此村民傳聞て、尋行て、其神體を請得、歸來て元の如く此社に還祭れりとぞ。彼越中國新川郡なる押上村は其時より爾唱るとぞ。

辨天社 境内無餘地、土人口碑に傳云、祭神市杵島姫命に坐とぞ。勸請來由不詳。

赤桶寺古跡 村中の耕地にあり。開基、宗旨、廢絶とも不詳。只土人云傳へたるのみなりとぞ。田頃家村永昌寺什

物古名家寄附、大般若經裏書に、樂立詰首座、庚申六月



四日、赤桶寺、又中興鳳宿大和尚、赤寺、福寺と記せりとぞ。中興とは、彼永昌寺の中興なるべし。又同寺【過去帳】に、廣岳慶文記室、永享十一未四月廿六日赤桶寺、明鏡光公禪師、明應二丑十一月四日、赤桶寺、樂翁玄詰首座、永祿三申六月四日、赤桶寺と記たれば、永享の頃より永祿年中までは、赤桶寺は在しなるべし。赤寺は即赤桶寺なり。

○笹島村 縱三町、横二町、高七石八斗八升一合。山林家六戸。人四十餘人。

産物 米六斗、稗七石一斗、大麥一石、小麥一石四斗、粟一石二斗、ソバ三斗、荏二斗、桑九百貫目、麻七貫目、烟草十斗、椽三石、櫓七石、山ズミ三斗、大繭十貫目、小繭四十六貫目、眞綿七把餘、布二十反、葛の粉六貫目、ムシロ五束、桶木三丁、楮四貫目、鱒十尾、ハエ百十尾。

東方山。西方山。南方田頃家半里。北谷川。高山九里。

村名義は、古しへ笹の生茂りて、一區の島なせる地を開きし村故に、笹島てふ名に負つらむ。

産土神諏訪社 祭神建御名方富命。境内三畝十步除地。

同神明宮 祭神天照大御神。境内無餘地。觀音堂 本尊境内無餘地。

○孳生茂村 縱六町、横三町、高二十一石九斗九升八合。山林家九戸。人五十餘人。



産物 稗十八石 蕎麥五石二斗 大麥五石九斗 小麥六斗  
大豆七石二斗 小豆三斗 粟四石二斗 荏五斗 桑二千二  
百貫目 麻十一貫目 藍一貫目 椽十五石 櫛十石 栗三石  
大藪小藪九十貫目 布二十五疋 罽十二尾  
東方 葛山十町。西方 山。南方 赤桶二十町。北方 山。高山  
八里十町。

村名義は、字山越と云所の畑には、殊外麻能應<sup>マノエ</sup>て、高く延、  
生茂る村なれば名に負しなるべし。麻を芋といへるは、諸  
國の地名の麻績と云るに同じ。【和訓栞】にも、茂は音あら  
ず、もしとももきとももくとも訓て、【神代紀】に扶疏をし  
きもしと訓、【皇代紀】に、菅蔚をもくしけくとよめる意な  
り。大野郡と吉城郡に森茂村有、益田郡に葛茂<sup>今作久</sup>須母村有。  
産土神明宮 祭神天照大神。境内四畝八步<sup>地除</sup>。  
山神社 字水上平鎮座 祭神大山祇神。境内<sup>地除</sup>。  
愛宕社 同所。祭神火産靈命。境内<sup>地除</sup>。  
庚申堂 字平鎮座。祭神猿田彦命。  
六地藏堂 字砂子坂。境内二共<sup>地除</sup>。

○葛山村 縦六町、横三町。高十九石九斗三升九合。山林  
家十四戸。人八十餘人。  
産物 米四斗 稗二十二石六斗 大麥五石九斗 小麥六石  
大豆九石四斗 小豆一石 粟六石六斗 蕎麥八石 荏一石

二十 桑二千六百十五貫目 麻十五貫目 栗二石 大藪二  
十五貫目 小藪百八十貫目 布三十一匹 罽十五尾 鯨三  
貫目 椽・櫛  
東方 山。西方 芋生茂十町。南方 赤桶半里。北方 長倉一  
里。高山八里。

村名義は、此村の山に葛の延蔓る故名に負しならむ。或は  
崩山の誤と云は非にて、假字たがへり。【和名抄】に、河内國  
交野郡葛葉<sup>久須</sup>。筑後國上妻郡葛野、豊前國宇佐郡葛原等の  
郷有。葛山村川向に、字葛山と、字蕨の平と云山並べり。葛  
根・蕨根を搦に、便宜故の名ならむ。枝村かんじきね、家二  
戸在、楊根か、火田根の義か不詳。根は美稱の由、【栞】に出。  
産土神白山社 祭神白山比賣大神。境内三畝步<sup>地除</sup>。  
同石動社 祭神伊須流比古神。境内一段二十五步<sup>地除</sup>。  
觀音堂 本尊聖觀世音。境内一畝步<sup>地除</sup>。  
庚申堂 祭神猿田彦命。境内<sup>地除</sup>。  
不動堂 字瀧ヶ平高五間瀧傍に安置。本尊。境内<sup>地除</sup>。

○下佐谷村 縦十三町、横一町半。高十石一斗六升五合。山  
林家八戸。人四十餘人。  
産物 稗十三石五斗 蕎麥六石 小麥二石一斗 粟一石七斗  
大豆五石五斗 小豆一石二斗 荏四斗 桑千三百貫目 麻  
十二貫目 栗十五石 椽二十五石 櫛十石 大藪小藪四

十五貫目 布二十二疋 菅筵二束半 蕨粉二石 山葵十二  
貫目 苧苧三貫目 エブ瀧九百五十 杓子二百 檜箸百  
把。

東方 山。西方 長倉枝村細越へ一里半。南方 山。北方 山。  
高山八里半餘。  
村名義は、年代不詳。古しへ、下總國の浪人、高坂長次兵衛・  
佐藤兵衛・大藏勘解由左衛門と云三人來りて、細越より谷  
川傳ひに奥深くわけ入て、聊平坦なる所に耕地を開き、小  
屋を建て住居せり。因下總谷とよびしを、後に訛りて、下狹  
谷と云とぞ。三人の家名にては、いと古くは聞えず、鎌倉將  
軍などの頃にや。事實不詳。

産土神白山社 祭神白山比咩神。祭日 氏子。境内六畝二十  
步<sup>地除</sup>。  
同三社宮 山ノ神、祭神大山祇命。愛宕神、同火産靈神。竈  
神、同庭津日神。境内<sup>地除</sup>。  
此三社宮を【高原舊事録】に荒神社と記たり。竈神は奥津  
日子神・奥津比賣神に坐るを、一神と思ひて、拜祭れるな  
るべし。

觀音堂 本尊聖觀世音。境内十五步<sup>地除</sup>。  
長者屋鋪 居村より八町奥に在。來由不詳。  
神足跡岩 長者屋鋪なる大岩に、長一尺二寸許の足跡二つ

あり。  
太子屋鋪 居村より一里奥に在、一説に下總國より三人の  
浪人、聖徳太師の木像を守護し來て、當所に安置しける  
が、後世吉田村なる常蓮寺の像は即是也と云傳。  
勾當屋鋪 太子屋鋪の邊に在。名義來由不詳。  
三すくみ岩 耕地中に在。毎年梅雨中に、蛇・蛙・蛞蝓の三  
蟲、岩上に並出と【飛州志】に記し、種々の説もあれども、  
近世更に奇事はなしとぞ。

○長倉村 枝村、細越・初田 縦十町、横三町、本村。縦二町、  
横一町、細越。高百三十二石七斗五升四合。山林  
家四十一戸。人二百十餘人。  
産物 米二十石 稗八十石 大麥十二石 小麥二十四石 大  
豆三十二石 小豆八石 ヅバ四十石 唐稗四石 粟二十六  
石 荏一石 菜種四斗 桑六千貫目 麻四十貫目 大藪五十  
貫目 小藪貳百貫目 藍十二貫目 生牛五疋 罽二尾 芋  
類・烟草・栗・椽・櫛・松茸・初茸・岩茸・石斛・楮・布・乾栗子・  
搗栗子。

東方 下佐谷一里半。西方 川向鼠餅半里。南方 葛山一里。  
北方 岩井戸半里。高山七里半。  
村名義は、【古事記傳】<sup>五卷七十七ウ</sup>に據るに、久良は谷のこと  
也、大祓詞云云を引れたり。然れば此村の<sup>今は</sup>細越へ出來る



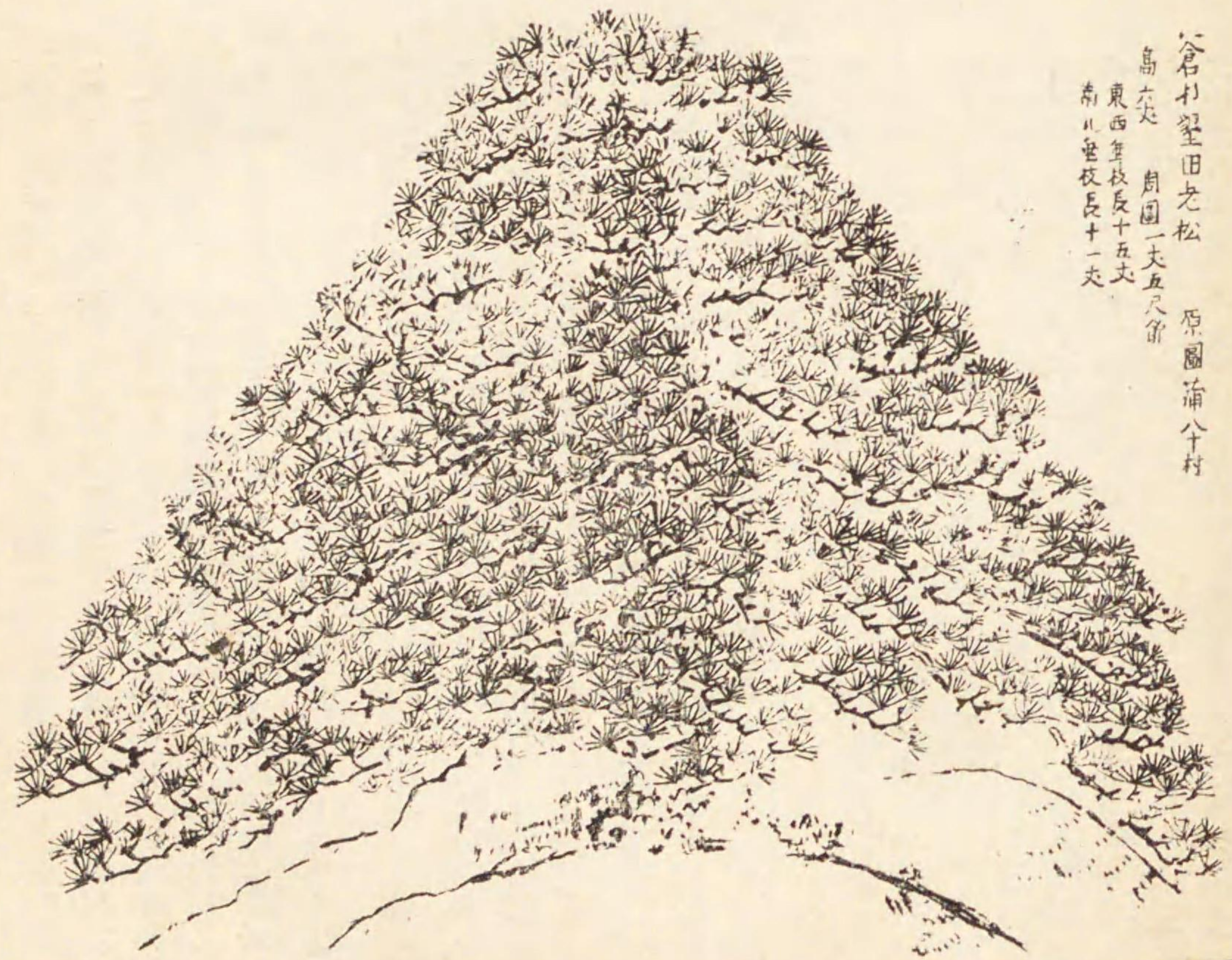
谷川の奥、笠嶽へ接たる左俣山・右俣山、又煙瀧より流出る谷川にて、甚長谷なれば、其即村名に負しにや。奥に下佐谷村を開きしは、遙に後世の事なるべし。又方言に、岩の絶壁を、岩久良と云り。此村より、枝村細越までの間に、長數百間、高數十丈の大岩壁ある故に、長岩壁と云かとも思へど、猶長谷の義ならむか。枝村細越は、細丘越の義なるべし。北の山の細尾を越て、村家あればなり。同初田は、墾田にて、本村又は細越よりは、遙に後に開拓し耕地なるべし。何れも上古は、宮原村の内にて、其後、岩井戸と長倉は、一村たりし故に、産土神は今に至るまで一社たるにや。産土神貴布禰神社 細越鎮座。祭神閻靈神・高靈神。境内無餘地。

【和漢三才圖會】云、山城國愛宕郡貴布禰社祭神高靈神云、【都名所圖會】には、貴布禰社は水神閻象女神高靈神大和國丹生神と云。【古事記】云、伊邪那岐命、祓所御佩十拳劍、斬其子迦具土神之頸云、集御刀之手上血、自手俣漏出、所成神名、閻添加美神、次閻御津羽神と見ゆ。皆長久良に縁有に似たり。【神名式】に大和國吉野郡丹生川上雨師神社云、國史に連々御加階有て、【三代實錄】元慶元年六月正三位までに成玉へり。【古事記傳】五卷七に此神は、龍にて雨を物する神なり、高靈は、山上なる龍神、閻靈は、谷なる龍

神なり。【新葉集】に、芳野の行宮にて、雨師社へ止雨の奉幣使など、立られける頃、後醍醐天皇御製、此里は丹生の川上ほど近し、祈らばはれよ五月雨の空、舊は此貴布禰社に、不動明王を併祭せしとぞ。谷奥なる烟瀧の縁にや。長洞山桂峰禪寺 【飛州志】に云、中興照雲壽讚和尚。嗣法未考、天正十三乙酉六廿六示寂。○【桂峰寺記】有、近世の作と見ゆ。年曆事實も、他書をも不考書にて、悉は信用しがたし。されども其要を摘て考ふるに、古へ吉野村天台宗七寶山莊嚴寺の塔頭、本郷村に桂月庵と云る寺有、江馬家八代、荒城郡司平德盛の女、名不詳世を厭て、桂月庵主金剛師の弟子と成、剃髮て、妙珍尼と號し、桂月庵に、數十年住て、文明十六甲辰年八月、入寂せしとなり。其頃迄は、天台宗にて有つらむ。【高原舊事録】に、此寺古は天台宗なれども、妻對なりと見ゆ。其後、越中國新川郡福澤城主、桃井播磨守、足利家の軍勢に責亡されて、其子城中より遁來て、江馬家に匿れて養育をうけ、孤たる故に、乞て僧と成、正雲と號。【飛州志】と【高原舊事録】に、照雲と記す、是なるべし。永正年中、江馬家十一代平馬平時直、彼正雲を、桂月庵の住持たらしむ。然るに本郷村には、本覺寺・正參寺等もあれば、此長倉村に移して、再建し、長洞山桂峰寺と改。もと江馬荒城郡司德盛の女、妙珍尼の

長く住し寺なれば、德盛を中興開基として、其法諡仁月を山號とせしとなり。桂月の舊號をとりて、仁月山桂峰寺と云。さて住持正雲、後に越中國西田國泰寺の住持と成、參内紫衣を賜りしより、此桂峰寺は、禪宗と成、國泰寺に屬せしを、數代を経て天正十年、江馬は滅亡、同十三年以後は金森家の領國と成、其後元和年中、金森左京の領知と成て、又後に領主の命に因て、高山眞龍山宗猷寺金森守重親朝臣、兄弟の菩提所の末寺に成しならむ。鎗一竿 身長一尺六寸 餘鎗兼 傳云、五十嵐小豐次寄附也、五十嵐本姓未考、此地來寓年月未詳、傳聞昔在越中國新川郡領主也、見【越中軍記】其末葉、寛永中住富山、稱五十嵐久右衛門、富山藩臣有世稱五十嵐氏者矣、古住居地云馬瀬口村、于今有古墳、墳墓四邊有田畝、農家五十嵐覺兵衛之所有也、

【高原舊事録】に、五十嵐小豐次寄附の乘鞍・具足櫃等當寺に存。又云、此寺古は天台宗なれども妻對也。又云、五十嵐小豐次女二人在、姉の櫻、妹の櫻と稱り。姉の櫻は、桂峰寺賞翫、妹の櫻は、田頃家寺へ嫁しけりと有。田頃家村永昌寺藏經、小豐次筆跡奥書に、應永廿四年云、とあれば五十嵐は當昔の人なるべし。然れば當人來寓せしは、寺の未だ本郷村にて桂月庵と稱し時ならむか。事實未詳。



谷川村聖田老松 原圖繪今村  
島大定 貞園一三五八  
東西長十五丈  
南北寬七丈一丈





初田（松田初）元は聖山ならむと、に茂松といふ老松あり。年數知れる人なし。初田松とも、荒神松とも唱へて諸人賞せり。天保十一年年冬の大雪にて枝折、枯果ぬ。村翁其趾に、若松を植て、世繼松と云。  
杖石は、長倉の川原を経て新田に出で、高原川中に在、左に圖に出す。其所を経て、細丘を越て、枝村細丘越に出づ。  
仁月山桂峰寺（如何と思ふふしく、註を加へて後考に備）記、飛州吉城郡長倉村、仁月山桂峰禪寺者、往古在同郡本郷村、號桂月庵。  
【飛州志】云、長洞山桂峰禪寺、往古開山始祖不詳、中興照雲壽

讚和尚、天正十三乙酉示寂とあり。【高原舊事録】にも、照雲師は、臨濟宗也、開基用室善得居士、云々、此寺古は、天台宗なれども妻對也とあり、又同書に、天正十三年乙酉春、正參寺再建縁起云、往昔吉野村莊嚴寺は、天台宗名刹也、本郷村正參寺、桂月庵者莊嚴寺二塔子也、とあるを見れば、古は本郷村にて天台宗なりしを、天正十三年以前に長倉へ移し、長洞山とも仁月山桂峰寺とも號せしならむ。  
則江馬家第二代朝方侯、弘安年中建立也。  
是其可疑、江馬家二代朝方は、通稱高原太郎と云、弘安六年歿して諡を本覺寺と號し故に、彼村に高原山本覺寺を建立し也。通稱と諡と山號と寺號とも可考合。  
始祖號夢窓春公記室禪師、因憶昔鎌倉建長寺支流也。  
是は如何あらん、江馬初二代は、鎌倉より遠調されて來りし人也。北條時頼が建たる建長寺の支流とは不審。  
夢窓文保元年歿。  
是は甚しき年代違也。抑文保元丁巳年は、花園天皇の御代也。其次の後醍醐天皇御代に、天下の大亂過後に、南朝へ御遷都ましまして、終に御恢復なく、延元四年天皇崩御ましまして。其後天下の大亂に、足利尊氏より果て、僧疎石に語しに、夢に後醍醐天皇の見えし事など言て、其御追福をして、御譴怒を慰めんが爲に、嵯峨の天龍寺を、北朝貞和元年に建て、疎石を開山として、夢窓國師の號を奏請しにあらすや。是文保元年より二十九年後也。記者それをも不知、只禪宗の少も早弘まりし事

を、言はんとしての押當也。

嗣法枯岩吟翁證室天龍功岩正室金剛等繼八世也、

此世代以宗旨よくよく改正すべし。夢窓が寂年の如く皆押當にはあらざるや。

茲有尼妙珍者、此是江馬第八代德盛侯息女、

【江馬家後鑑録】には脱たるや。

而塵塵出家來於桂月庵、金剛爲師、落髮受業、金剛没後、珍住于此數十年、而文明十六甲辰八月寂、

德盛歿應永八辛巳年より、八十四年後也。此妙珍尼は、凡そ九十餘歳にて寂せしにや。

中興之祖號正雲、

【飛州志】【高原舊事録】等に照雲と記せる是なるべし。

正雲者、越中國新川郡福澤城主、桃井播磨守末孫也、足利家遣兵伐之、知是有故敗亡、而只存一子、東奔西走、後頼江馬家被育、以爲孤自乞出家、侯許之、時永正年間、江馬十一代時直侯、令正雲爲住持、雖然菴壞礎傾、且又利隣、

莊嚴寺・本覺寺・正參寺等を云々。

故移之於長倉村、再建之、號長洞山桂峰寺、然稱德盛侯作開基何也、侯是妙珍父、而正雲又深佩恩義、故復改、而作仁月山者、稱揚法號也、

【後鑑録】云、江馬家八代荒城郡司平德盛は、應永八辛巳年三月廿一日歿、法諡廣寺殿仁月義光禪門と云をとれるなるべし。先

に長洞山と號るは、長倉と長洞と、同義と思へるにや。

正雲嗣法于大梅、後出世、住於越中西田國泰寺、參内賜紫衣、天文廿三甲寅年六月寂、

中興祖正雲は、江馬家八代の荒城の郡司德盛に、深く恩義を受し故に、德盛を開基として、其法號の仁月を山號とせる由は、さることながら、德盛は應永八辛巳年歿、正雲は天文廿三年甲寅年寂すとあれば、其間百五十九年也。正雲百六七十歳以上迄、存命せしにや、不審。

從是屬國泰寺、嗣法泪西空榮室明菴慈伯德翁女室寶菴、有故而屬宗猷寺者、益道大撐完道萬海珉洲關州蓬堂也、嗚呼星移物換、而二號一利、歷代二十四歲花五百八十霜、如上傳說、只存于嗣法之人唇皮而已、

此記は甚杜撰也。更に年代事實をも、他書をも不考、檀家の愚民を欺かむとすると、同手段とやいはむ。さる故に、悉くは信用成がたければ、只其さも有むと思ふ事をのみ、採用ひて、後風土記に加へつ。

○岩井戸村 枝村、大供御、縱十八町、横一町半、本村、縱四町、横三町、大供御、高五十四石七斗三升二合、山林家十六戸、人百餘人。

産物 米十一石三斗 稗三十四石 大麥六石一斗 小麥十石 大豆十石五斗 小豆一石六斗 粟十石五斗 ヲバ一石五斗

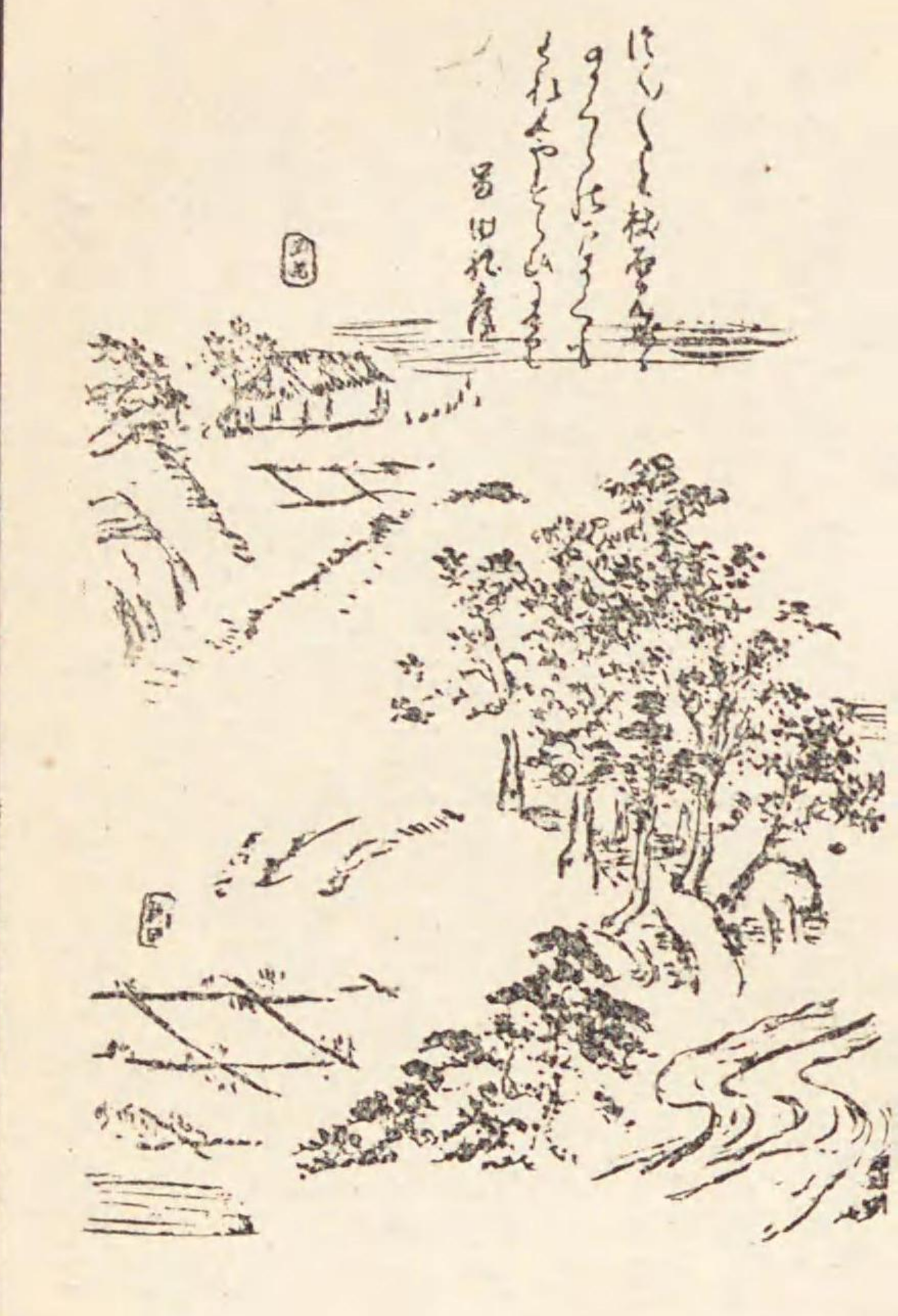


往二斗菜種八斗胡麻四斗桑三千貫目 麻二十四貫目  
柿五斗 栗十六石 大繭小繭百五十貫目 眞綿五把 楮七  
貫目 布四十疋 串柿三十連 生馬二疋 山鳥十六羽 鱒七  
尾 ハエ千二百尾 チ、コ五百尾。  
東方 岩山。西方 川。南方 長倉半里。北方 見座半里。高山  
七里。

村名義は、里人傳云、往古は岩宿と云しとぞ。其は當村の後  
は、數百丈の大巖壁の高山にて、窟あまた有、又其山の巔を  
天元山と云、古城跡也。其尾續の麓のかた、中腹今の居村よりの居村より、  
大岩窟有、又今の居村の東方に、字古宿と云る有、往古は其  
所に住居せしが、山上より大石數度崩落て、民家を打潰し  
ける故、岩窟に住し事も有とぞ。後に地理を能々考ふるに、  
地震動搖ごとし、大石は崩落れど、中間に落來らざる所あ  
るを見認て、民家を皆、今の地へ移して住るとぞ。かゝる村  
故に岩宿と云と也。按に、【萬葉】三上 博通法師往紀伊國  
見三穗石室、作歌、三首、皮爲酢寸久米能若子我伊座家留、  
家留、二云、三穗乃石室者雖見不飽鴨家留可毛 常磐成石室者今毛安  
里家禮騰、住家類人曾常無里家留、また石室戸爾立在松樹  
汝乎見者、昔人乎相見如之（地名所國會後編五） 同三、二下 大汝少彦  
名乃將座、志都乃石室者幾代將經田郡に委し、とあるを見れば、  
神たちも、人も石室に座けむこと、いちじるし。名義窟處に

てもあるべし。岩井戸といへるは、後世の訛言也とぞ。  
大供御と云る枝村の名義は、【十八社考】に記せる如く、窟  
所も、長倉も、神名田今作も、川は隔たれども、往古は何れも  
五十戸に滿ざる村なれば、皆、宮原村の内にて、一村里今も川  
も、茂住村の如く、にて在しならむ。窟所は南向にて、後方に高山を  
帶て、暖地にて、栗子、今世に至るまで最佳味なり。【延喜  
式】神祇七、踐祚大嘗祭雜物條、同大膳式、内膳式等に、出た  
る如く、此村より貢獻の、搗栗子・乾栗子等を、國守より、朝  
廷へ進獻て、大供御に備奉りしこと有しに依て、枝村の名  
に負しならむ。【十八社考】栗原神社條と、【後風土記】古川  
町縣の内上町の條に委く記しつ。家は六戸也。  
産土神木葉社 岩井戸村字宮垣内鎮座。祭神日枝大山咋  
神・伊須流支比古神。祭日八月朔日。氏子岩井戸村十六  
戸、長倉村 又十一月十五日木葉大占故實。  
末社津島社 祭神素盞鳴尊。山神社 祭神大山祇命。祭日  
本社同日。境内三畝十八步除地。  
木葉殿碑  
木葉殿云者、飛驒國吉城郡高原郷、岩宿村之地爾在而淡  
海之日枝大神登、能登國之石動彦大神登乎、相殿爾請坐  
奉豆、齋奉禮琉、御社爾那母有那琉、抑此御社乎、木葉殿  
登斯母、云那琉由者、璞乃季乃例登、毎年爾、此大神等乃、

御前乎祭理豆、十一月十五日爾當豆、宇氣比事乎叙爲那  
琉、其者此村長、大屋豐延之家乃幹登、世々久爾、仕奉來  
琉神事爾豆、前日乃夕日乃降爾、此殿内乎、塵母無致掃清  
米豆、拜奉乞祈奉豆、鏢刺堅而、野羽玉乃唯一夜乎隔而、  
明日乃朝日乃、豐坂升爾、村人諸參集侍豆、豐延持齋波  
理、持清波理豆、御戸開豆見奉禮婆、奇迦母、妙迦母、然斯  
母刺固豆斯殿内爾、木葉多爾母、入積理豆、那母有那琉、其  
乃右乎田方登爲、其乃左乎畑方登定而、木葉乃入而有牟、  
多少爾依豆、來年乃、吉凶乎思識而、種子乎調閉、萬事乎  
母、議定琉乎、過事那玖、違事无玖那母有那琉、故是以木

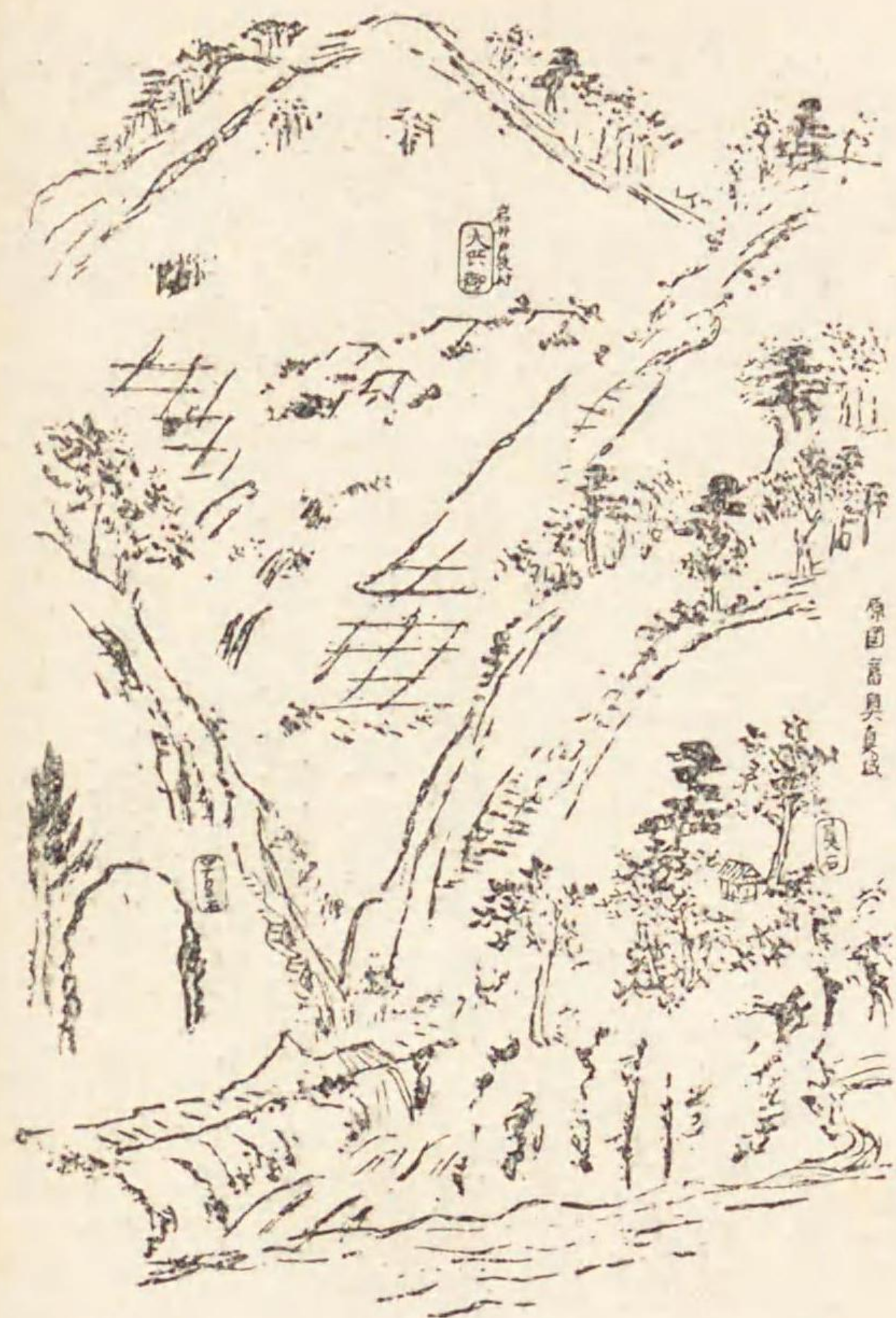


斐太後風土記卷之十五 吉城郡高原郷 岩井戸村

葉殿云名者、負而有那理、如此斯母尊伎神事乃、今母灼焉  
玖、遺傳禮琉乎、感歡毘豆、歌曰、  
奇波志伎神乃御業迦殿内爾、千種乃木葉入豆積禮理、  
天保二年冬、田中大秀、恐美恐美母誌都、如此云者、天  
保二年十月、荏野田中大秀  
八王子跡 字初田の内にて、小字道場垣内と云に在。古へ  
八王寺と云寺ありしとなむ。何宗か不知。聖德太子の像  
を、安置せしとぞ。是は古へ、下總國より來て、下佐谷に  
隠れし人の、負來りし像なりしとなむ。凡年代來由不詳。  
其後吉田村常蓮寺へ移して、其舊跡二段一畝歩の畑と成、  
太子屋鋪と云ふ、太子櫻と云も残り。俗云小米櫻也。  
佛棚岩 長倉村の、川より西のいとさがしき岩山絶壁の廿  
間ばかり上に、幅四間、高五間、奥二間程ある、岩穴あり、  
削成せるごとし。佛の龕に似たればとて、かく名づけしに  
や、【萬葉集】三 三穗石室、同三 志都乃石室の類なるべし。  
荒神社 枝村大供御鎮座。祭神竈處神・大山祇神。境内無餘  
竈處神の御事は、【玉櫛】八卷二十より、委しく記されたり。  
山神と稱る事は、郡民の皆所言なり。  
觀音堂 村内。本尊七觀音。境内十二步除。  
辨天堂 字藁石大岩上に在。本尊辨財天女、木像。境内無餘  
天元山古城跡 【飛州志】には、江馬持分と記せれど、覺東



なし、この山は、居村の東、數百丈の大巖壁の、高山巔に在、此山内所々楓・栗等生茂りて中秋より末は、紅葉山滿て、まばゆきばかり照かゞやき、停車坐愛楓林晚と唐人の咏ぜしも想像る、程の勝景なりとぞ。頂上は平坦にて古の屋鋪跡あり。土人相傳云、古へ不詳何方の敗兵にか有けむ、來りて此山上に楯籠たるに、追兵頻に來集たれども、岩壁を責上るべき由なれば、數日責あぐみて有けるが、其内兩三人、逃散たる村民を探出して、上るべき徑を問詰ければ、爲方なく、山の後へ廻りて、上る蹊ありと云ければ、其を聞て、夜に入寄手一同に、後山を攀登りて

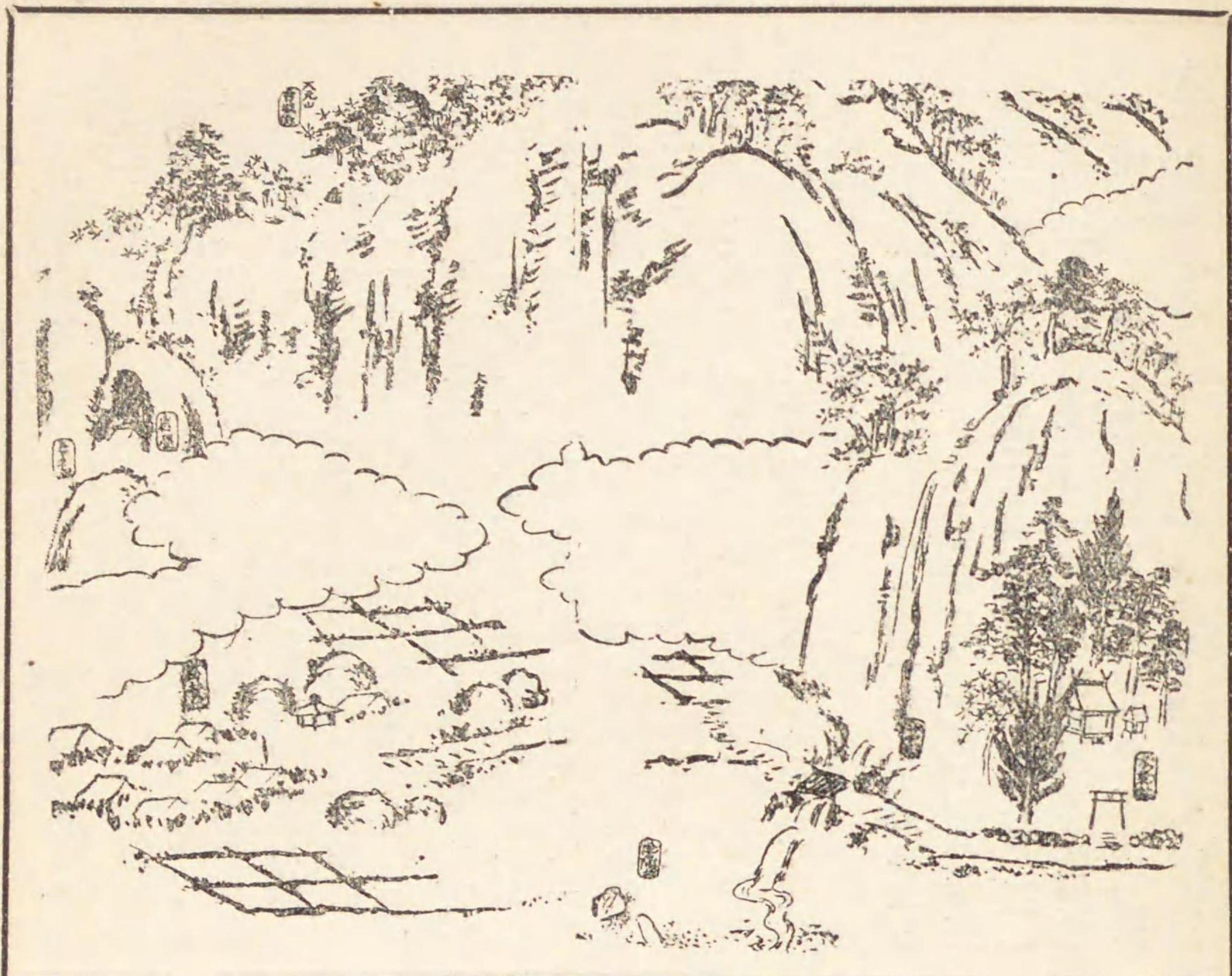


責ければ、城中皆々途を失、戦負て防禦の術なく、皆々責落され、岩壁を落て、一人も不殘亡びたりとぞ。故に岩壁の下を、今に於て字埋迫と云て、元作天見たり節々武器類、鐵物等、土中より掘出すこと有とぞ。高原郷事録に天字書岩 居村より八町南の、通路上に在、高凡九間、幅四間餘、相傳云、古へ江馬左馬助平……大字を書しが、雨露にて字も消たれば、寛政年中、高山の宗猷寺僧、南裔來りて、萬古不易の四字を書たりしが、是亦雨露に濡されて、近年は文字見えかぬるとなむ。  
陰陽石 居村より凡一町程異方川原に在。陽石の高二間、周環八間、川流漲時は、波上に突出、又水落ては、即川原に立ぬ。陰石の高三尺、周環八間餘、其貌陰門に髣髴たり。陽石と五間餘隔りぬ。共に本は砂石にて埋まれて、根の深き事不可測知。

巖窟 居村より五町登りて天元山下の中腹とならむとす。岩上に在り。岩屋奥行八間餘廣四間餘、一面の巖なり。神代石と俗傳石劍一振 長一尺二寸八分、村人善兵衛家傳。伊多大伎餅 此祝言の古風は、當郷中にて、此岩窟と、山の村七箇村にのみ残れり。文政の晩年、此村大屋廣蔭、伊勢大御神宮を、拜禮の時、本居大平翁を訪て、伊多大伎餅の歌の色紙を得て歸りて、代々其家藏とせり。

はるばるいふに  
しらしきふりしあき  
お代のふきせいに  
初春 大平

大屋の芥餅



いふに死をらひ  
世に日記をたれは  
あつとふらるる記  
正月戴餅及五歳すてい  
大屋の芥餅  
正月戴餅及五歳すてい  
大屋の芥餅



本居大平翁の書れたる色紙に、田中大秀翁の書そへられたる詞。

某の年の冬、大屋廣蔭いせの大御神の宮にまうで、立む年の正月一日拜み奉らんとす、其時藤垣内大人の許に訪ひて歸るさ、又とふらひつるとき、種々所のさまを語りしに、此歌を書て得させられたる也とぞ。そは高原郷上の里々にいたゞき餅といふこと有て、元日には家のあるじを始、男女次々に神前の鏡餅をとりおろして、吉方に向ひて頭にいたゞきつ、次々終りて雑煮齒固といふことをす。こは鏡餅にそへて、神の御前おろしたるを、一つづ、食と也とぞ。さてのち、世のつねの如く、雑煮の餅をたふとぞ。藤の翁もさる古事の残れるを聞て、いたくよろこばれたれば、あらたによみ出られたるにも有べし。

○中山村 縦三町二十間、横五十間。高二十一石一斗六升。山林家十四戸。人六十餘人。

産物 米五石六斗 稗十六石三斗 大麥一石五斗 小麥五石六斗 大豆七石一斗 小豆七斗 粟五石三斗 ヲバ八斗 荳四斗 菜種一石一斗 桑二千四百貫目 麻十二貫目 粟二石五斗 大小繭二百廿貫目 布廿八疋 稻筵三十束 楮三貫目 藍廿貫目 生牛一匹 生馬一匹 山鳥五雉一罇六尾。東方山。西方川。南方見座八町。北方桃原三町。高山六

里二十六町。村名義は、土人傳云、高原川と、雙六溪に挾まれたる中山村なれば、しか名に負ると也。さもあるべし。古の【戸令】を按に、雙六の枝村にてや、有つらむ。

産土神。

觀音堂 本尊【除地帳】には聖觀音堂、【高原舊事録】には如意輪觀音とあり。境内二段三畝十五步除地。一字の邊には過

地藏堂 本尊 境内九步除地。

欄干附撥板橋 駒留橋と云、雙六溪へ掛渡。

○雙六村 枝村原・畑野・尻高・古瀧・中洞・縦卅六町、横一町

高三十六石一斗九升二合。山林家廿二戸。人百四十餘人。

産物 米十五石二斗 稗廿二石 大麥一石二斗 小麥四石大

豆八石 小豆八斗 粟七石二斗 ヲバ八石 桑三千三百貫

目 麻廿二貫目 粟三十石 橡廿石 大小繭二百貫目 稻筵

三十束 眞綿八百目 半紙八十束 荳一石五斗 菜種二石

五斗 楮廿貫目 藍廿五貫目 布五十疋 蕨粉三石五斗

炭千貫目 猿五頭 猪五頭 生馬八頭 罇十五尾 巖岩魚。

東方金木戸六町。西方桃原六町。南方中山六町。北方

山。高山七里半。

村名義は、當村字小切山の麓なる畠畔に、盤石として、雙六盤

に似たる石のある故に、村名に負しならむ。種々浮説あれ

ども、皆採用るにたらず。又端場下の溪に、骸子が淵と云有

産土神白山社 字白土森鎮座、【舊事録】に、白土權現とあ

るは是ならむ。祭神伊弉諾尊・伊弉冉尊・菊理姫命・稻倉

魂命・大己貴命。祭日 氏子。境内。

是は里傳のま、記しつ。稻倉魂命、大己貴命の社に、白山

神を追祭せしにや。

同白山社 字若宮鎮座。祭神白山比咩大神。祭日 氏子、雙

六村。境内三段一畝六步除地。

同白山社 字尻高鎮座。祭神右同。祭日 氏子、枝村尻高。境

内。

同白山社 字中洞鎮座。祭神右同。祭日 氏子、枝村中洞。境

内。

同白山社 字原鎮座。祭神右同。祭日 氏子、枝村原。境内。

同白山社 字畑野鎮座。祭神右同。祭日 氏子、畑野。境内。

右五社は、里傳に祭神菊理姫命とのみ申傳たりとぞ。【舊

事録】に、山神と荒神社と見ゆ。右の内なるべし。

同白山社 字古瀧鎮座。祭神右同、日本武尊。境内。

此社は、最初日本武尊を拜祭たるに、白山社を追祭たる

にや。

地藏堂 本尊 境内二畝十二步除地。

不動堂 【高原舊事録】に出。不動院 今般書記に古瀧に在。

常樂律師墓 元祿七甲戌十月十七日寂、墓所古瀧に在。

虚空藏堂 字原山の材木石の西の方、高百間ばかり絶壁の

岩山上に在。本尊虚空藏菩薩、僧圓空作木像。境内。

石雙庵跡 耕地字寺の本山字御堂の洞。

右庵跡は、田頃家村永照庵方今云、當昔江馬氏寄附藏經後

に記したり。按に、此村に祭來りし古社に、白山社を追祭

したるを見れば、美濃國長瀧寺の末寺にて在しにや。又

は吉野村莊嚴寺の末寺にて天台宗なりけむ。古藏經、華

嚴經三十一卷、法華經二十五卷、大般若經書寫三卷、涅槃

經六卷、右經後に嘉慶・文安・永祿・元和等の年號記した









云、ねすみもちの木、人なみなるべきさまにもあらねど、葉のいみじう、細に小が、をかしきなり。○【和訓栞】に、黏藕をもちと云も、持の義なるべし、狗骨樹の煎膏也、又冬青樹、多羅葉にてもとれりと有ごとく、古へ此村より、多く藕をとりて、賣出しつらむ。近世は益田郡阿多野郷、小坂郷にてとりて賣出す其は所によりて、藕もて多く鳥をとれども、國中押竝ては、鼠をとるに必用なる故に、其を出せば、村名にも負しならむ、蒲八十村曰、梗に依たる村名か。又按に黒檜を方言、ねずとしもいへば、彌受茂の意かとも思はる、此村より今、ねずの批板一寸十枚、と云を出せり。昔より此木多故に、村名に負るにはあらしかともいへり。蒲正村曰、梗は藕を製木也と。鳥取藕とも、蠅取藕とも、鼠取藕とも云へり、そは餅にまがわぬやうに其用る物に依てかく云也。冬青樹にて製しは、古しへ此村にて取初し故に、村名にも負しならむ。

産土神白山社 祭神白山比咩大神。祭日 氏子 境内六畝十六歩除地。

里説云、此神社は古來木花之佐久夜毘賣を祀りて、氏子の婦女、安産の守神として、其を祈るに一人として、安産ならざるはなし。且妊婦古より、腹帯を用ひすとぞ、其を聞つたへて、他村の孕婦も舉て來祈るに皆々安産なりとぞ。

緋アジメ一斗 林橋・柿・椽

東方川。西方山。南方 新田三町。北方 宮原六町。高山六里半。

村名義は、宮原村富奥真成曰、上灘は借字にて、神名田なり、是は古へ宮原の枝村にて、字も神名田と、舊記に彼是存在と云へり。實にしかるべし。されば往古朝廷より、栗原神社の神名田に、寄賜へるならむか。【戸令】を考ふるに、此村より鼠餅まで、川北は長倉より岩宿まで、川は隔在ども皆宮原村の内なりけむ。大供御の古名をも考ふべきこと、十八社考に委記置ぬ。○枝村古橋は、古へ川兩方村々、一村なりし頃、橋を掛たりし故、しか云ならむ。

産土神白山社 上灘鎮座。祭神白山比咩大神。祭日 氏子

上灘。境内無餘

同神社 枝村古橋鎮座。祭神 同。祭日 氏子、古橋。境内無餘

此村は舊栗原神社の氏子なるに、如此白山社を祀るは、中古天台宗長瀧寺の僧徒の勸化ならむか。

○宮原村 縦八町、横三町。高百五十六石八合。山林家三十七戸。人百八十餘人。

産物 米六十石 稗七十石 大麥二石 小麥十八石 大豆二十石 小豆二石 粟二十石 ソバ四石 荳五斗 菜種三斗 胡麻五斗 桑五千貫目 麻二十貫目 大繭百貫目 小繭四

○新田村 縦二町半、横一町。高十九石四斗六升二合。山林家七戸。人五十餘人。

産物 米十石 稗六石 大麥二石 小麥一斗 大豆二石四斗 小豆一斗 粟二石 ソバ五斗 荳三斗五升 菜種三升 桑二千貫目 麻五貫目 粟一石 柿二斗 大繭十五貫目 小繭九十五貫目 布十疋 眞綿二把 稻筵七束 生牛一疋 生馬二疋。

東方川。西方山。南方 鼠餅半里。北上灘三町。高山六里半。

村名義は、往古年代不詳、近邊の村よりは、遅く開拓たる耕地なる故に、新田と云しならむ。

産土神白山社 祭神白山比咩大神。祭日 氏子 境内三段一畝十五歩除地。

山神社 山内字大檜鎮座。祭神大山祇命 境内無餘

六地藏堂 字立チマチに在。

○上灘村 枝村、古橋。縦三町、横一町半、村。縦二町、横一町。古高二十五斗一升八合。山林家八戸。人五十餘人。

産物 米三十石一斗 稗九石二斗 大麥一斗 小麥二石 大豆二石四斗 小豆四斗 粟二石 ソバ一石二斗 荳四斗 桑千五百五十貫目 麻八貫目 大繭三十八貫目 小繭百貫目 布十六疋 稻筵八束 麴折敷二十竿 生馬一頭 鱒十五尾

六十貫目 布六十疋 眞綿十五把 稻筵四十束 粟四石 石灰四百俵 生馬五頭 鱒五尾 ハエ二百尾 ウグヒ三百尾 梨・林橋・椽

東方川。西方 在家六町。南方 谷川。北方 見坐五町。高山六里九町。

村名義は栗原神社の坐村なれば、宮原と稱せしならむ。○縣令増田頼興、安政六己未年、禮彦に、【斐太國志】を編集よとて言はれしは、宮村なる水無神社、宮地村の荒城神社は、何れも村名といひ、社地も神さびたり。【延喜式】の内外の古社の跡をも、心して尋てよと有し故、禮彦心に思ひけるは、國中の村里の山に、栗木の不生村は更になれども、皆皆山の獼猴と、村の兒童の食甌にのみ成て、村里の食の補益にだにならぬ村里のみなり。然るを、高原郷の村々は、栗の苗木を多く植て、追々成木になれば、樹下蔭の草刈拂ひ、月々日々に掃除する故に、栗林いと清淨にて、富家の庭の築山の如し。如此栗樹を、心に掛て成育る故に、若木より能實を結び、ことさら佳味にて、村家の夫食にし、又專擣栗にして、高山はさらなり、隣國へ數多賣出し、其價を得ること繭に異ならず。其擣栗ゆるに、他國にて、飛驒國をも稱らること、國の軌模とも謂ふべし。然れば高原の、宮原などに、古への栗原神社は在すにやと、富奥真成がり尋やりし



に、其後來て真成曰、宮原村の古名は、栗原村なりしを、江馬家殿村城繁榮の頃、桂本社頭を、建立有て後、栗原村を

産土神 古は栗原神社。貞觀九年十月神階從五位上。祭神、久々能智神・五十猛神二座。祭日五月二十四日、栗花落祭と云。氏子一村不殘。今は白山社。祭神相殿、子安神。祭神境内一畝二十一歩。

【文德天皇實錄】卷第三云、仁壽元年正月甲戌朔、庚子七日、詔天下諸神、不論有位無位、叙正六位上。

【三代實錄】卷第十四云、清和天皇貞觀九年十月五日庚午、授飛驒國從五位下、水無神在名神・槻本神・大津神・荒城神・栗原神・阿多由太神・高田神、竝從五位上、【荏野册子】惣社考云、此八神從五位下を授玉ひしこと見えず、史に漏たるかとあり。

【延喜式】神名帳、飛驒國八座之内、荒城郡五座、大津神社・荒城神社・高田神社・阿多由太神社・栗原神社。右の内當昔の名のみ遺りて、社の知ざるを、我師荏野翁年來歎かれたるを、禮彦も、いかで尋出さまく、年頃思ひわたりしを、富奥真成人にて、書と歌を年來好あり。來て言けるは、村民申傳には、古へ不詳。在家村の、桂本社を、領主江馬家より、建立ありて、尊敬はれければ、自然繁昌て後、宮原村

なる栗原神社は、漸に衰へて、社人も領主に、甚疎れける故、大野郡なるも詳ならず。親族の方へ、妻子をも伴去しとぞ。隣村上灘村は、元來栗原の枝村にて、古へは神名田と書しよし、舊記にありといへり。禮彦按に、當昔の栗原社人、竝村長より、社内に熟しとて、搗栗などを、朝廷へ獻たるを、佳品なりとて、神名田を、賜ひたるには非じか、猶よくたづぬべし。○社頭の川向に、岩井戸村の畑あり、其字をば宮の向といふとぞ。其後年曆知れず、白山神と、栗の神子安神とを相殿に祭たる舊記あり。元の栗原神社のま、毎年五月二十四日、祭日にて、里人栗花落祭と云となり。又天正の頃、宮原村藤四郎と云男、近村を兼て肝煎なりしが、強勢なる性質にて、己が手寄よき田畑を押買し、又此社地を、掘狭めて、己が畑にせしと言傳へたり。元祿の檢地に、字森の上・森の下と云る字なるは、古へ藤四郎が、社地を切添にしたる畑なりとぞ。又村民かねて、植て畜蓄滋つる栗林の如何惜しとや思ひたりけむ、元祿七戌年山の栗林にも檢地を受けて他の村には、林段別二町八段六畝十歩に、林役永百十四文六分、外永四十二文八分、左衛門増永を、毎年納めて、栗林をば村民の主張ことには成ぬ。是以當村人は、格別心に懸て、栗の樹を慈惠最愛事なれば、往古栗原神社を、嚴重に齋祀けむこと想像べし。

○禮彦按に、江馬家に、江馬初代禮彦、鎌倉より高原へ來りしは、承久疎まれたる社人は、我奉仕社の神は、式内に御坐て、神階を度々受玉ひし御神に坐など、誇たるに依て、領主に嫉ま

れたるならむ。其に依て、宮原に得すまで、終に大野郡牧野牧ケ洞にて、住處を得て、舊來齋祀りし、栗原の神を其處野にて祭たる成るべし。大野郡牧ケ洞の條下、合せ見て知るべし。又栗原村の民は、村の名までを宮原とかへられたれば、村人も、領主に嫉まれむことを怖れて、從來の栗原の神は、社人持去し由をいひ立て、更に栗の神子安神と、神體は何かは知らねども、私に名を替て産土神と崇め、又其頃、國內村々にて持齋はやす白山神を、千光寺か、長瀧寺の僧徒に勧められて祭添たるにやあらむ。

村民の心得にて、古來の栗花落祭の日をもかへざるは、古風の其ま、遺れるにて、いとめでたき事になむ有ける。

【玉禪】四卷四十四に、伊豆國伊波乃比咩神社と、同郡に、伊波比咩命神社と申すも有、石長比賣、今は子安神と申す。その御靈代は、畏けれど、子安貝の如き小貝の、奇しく凝たる狀の石にますと秋山章が、【伊豆志】に記せりと見ゆ。

この宮原村のは、産土神の事故、江馬への申わけに、栗の神子安神と云たらむ。下心には、舊來の栗原神社の名

を代て祭れる成べし。伊豆國加茂郡なる子安神神までは、心もつかざるべし。また白山神は、越前國のなるべし。

宮原村富奥真成藏古文書  
大森八幡田□一年田貳反□壹貫貳百文之所令宛行處也但不沙汰之時者取上他人に宛行べき者也仍爲後日之狀如件  
應永卅五年二月九日 漾為  
藤六殿へ宛行所也

高原の□□の田二段屋鋪一所太夫房宛給也可令知行之狀如件  
嘉慶元年十二月十三日 宛給 太夫房

威鎧一領 度之忠節  
天正三年正月十一日 輝盛花押 富奥 甚助

○見座村 縱七町、横一町半。高百五十一石三十一合。山林家三十七戸。人百六十餘人。  
産物 米十石五斗 稗五十五石 大麥一石 小麥五石五斗



大豆二十石 小豆二石五斗 粟三十五石 ソバ十石八斗  
荏二石 菜種三斗 ゴマ五斗 桑三十貫目 麻二十三貫目  
栗五石 大藪二十四貫目 小藪二十貫目 布六十疋 稻  
筵廿五束 串柿二十束 生牛二疋 楮五貫目 山鳥五羽 雉  
五羽 鱒十五尾 ハエ三貫目 眞綿十五把  
東方川 西方 本郷十三町 南方 宮原五町 北方川 高山  
六里半。

村名義は、古來郷中通路の、見座の大橋と云る有、此橋流失  
ては、郷中村々諸人、甚迷惑故に、大水を懼て、罔象女神を  
拜祭りし村なれば、美豆波村と云しを、訛りて、美邪村と唱  
來りしを、湯桶訓にて、見座と書しならむ。益田郡見座村も  
同義ならむ。【神名式】に阿波國美馬郡彌都波能賣神社、出  
雲國楯縫郡水神社、壹岐島壹岐郡水神社、其外にも有。  
産土神子安大明神社 祭神 境内五畝十八步地除

【玉櫛】曰四伊豆國賀茂郡伊波比咩命神社と申すは、今は  
子安明神と申す、其御靈代は、畏けれど、子安貝の如き小  
貝の奇しく凝たる狀の石にますと、秋山章が伊豆志に記  
せりとあり。見座村なるは異なるにや。

同稻荷社 祭神 境内。  
○在家村 縦九町、横五町、高百二十四石七斗八升三合。山  
林家四十三戸。人百八十餘人。

産物 米五十二石 稗四十石 大麥六石 小麥十石 大豆十  
六石 小豆八斗 粟十二石 蕎麥十六石 荏八斗 麻三十貫  
目 大藪五十貫目 小藪二百貫目 布六十疋 菜種二石五  
斗 藍二十貫目 栗一石 石灰三百俵 生馬一頭。  
東方 宮原六町 西方 山 南方 上灘六町 北方 本郷六町。  
高山六里六町。

村名義は、桂本社ませば、在桂村なりと云は、牽強附會なら  
む。○【本朝文粹】に、橘在列・都在中・紀在昌、又何在某と云  
る人々、國司にも多出たり。中古人名を音にて唱しこと、是  
善卿・都良香・時平公、其他みなしかり。されば何の在家と  
云人の、謫居の村故、在家村と云しならむ。上代は朝日原に  
て、後に本郷と云し内を、又分し村なるべし。

産土神桂本社 祭神 祭日 氏子 境内四町七段六畝步、境  
外田段別一段五畝六步地除

是即往古、朝日の原、後云在家本郷吉野の産土神たるべ  
し。【神名式】に、河内國志紀郡樟本神社、同丹比郡櫛本神  
社、和泉國和泉郡楠本神社、伊勢多氣郡櫛田根本神社、飛  
驒國大野郡根本神社、加賀國石川郡櫛本神社、伊豫國越  
智郡樟本神社ませり、皆是同様なる古雅の社名なり。又  
【式】に河内國安宿郡杜本神社二座ませり。是もりもとと  
よまで、加都良母登とよむべきにや。○【神代紀】下卷下

天稚彦之段に、是時高皇產靈尊惟其久下來報、乃遣無名  
雉伺之、其雉飛降、止於天稚彦門前所植湯津杜木之杪杜木  
此云  
可豆、一書六云、其雉飛下、居于天稚彦門前湯津杜樹之杪、  
【古事記】上卷五故爾鳴女自天降到居天若日子門湯津楓  
上而言委曲如天神之詔命、とあり。○又【神代紀】下卷二  
海神之宮段に、其宮也雉喋整頓、臺宇玲瓏、門前有一井、  
井上有湯津杜樹、枝葉扶疏、時彥火火出見尊、就其樹下、  
徒倚彷徨云、一書二云、其宮也、城闕崇華、樓臺壯麗、門  
外有井、井傍有杜樹、乃就樹下、立之、又一書六に、門前  
有一好井、井上有百枝杜樹、故彥火火出見尊跳昇其樹而  
立之、又一書三に宮門井上、常有湯津杜樹、宜就其樹上  
而居之、と有を、○【古事記】上卷六に如魚鱗所造之宮室、  
其綿津見神之宮者也、到其神御門者、傍之井上、有湯津香  
木、故坐其木上者、其海神之女、見相議者也、訓香木云  
加都良と有  
を思へば、彼河内國安宿郡杜本神社は、加都良本なるべ  
く、此在家村桂本神社も、上代より祭りし社にて、祭神は  
彼神代の御神にぞ御座ますらむ。○【傳】十三七に、湯津  
は五百箇にて、枝のしけきを云、【萬葉】七二 向岡之若  
楓木下枝取、花待伊間爾嘆鶴鴨【字鏡】に橋、加豆良と有  
は、香木を一つにしたる字也。【和名抄】に、楓、和名、乎加  
豆良、桂、和名、女加豆良。常には、加都良に桂の字のみ用ひて、楓の字  
は、後世に加間傳に用ふ、されど楓は加間傳に

は、まづ楓は、【爾雅】郭璞注に、樹似白楊、葉圓岐、有脂而  
香、今之香楓是也と云、又他の漢籍に、よく紅葉する物と  
云り。さて貝原氏云、楓は其葉まことに、白楊に似て、兩  
兩相對ぶ、加茂祭に用ふるかつら是也。筑紫にても、かつ  
らぎと云。其葉かへでより大きにて、花はさ、けの花の  
如くにて、三四月にさく、形狀はからの書に云る楓に似  
たれども、紅葉せず、香もなしと云へり。次に桂は【今昔  
物語】に、天曆御時、唐より參來ける長秀と云僧有けり、  
五條西洞院なる、桂宮と申すは、其門前に、大なる桂木有  
ける故になむ名け、る。此事は近世の【都林泉圖會】の一  
下にも圖解とも出たり。彼長秀もと醫師なりけるが、其  
木を見て桂心は此國にも候ひけりとて、其枝を伐取せ、  
桂心を取て藥につかひけるに、漢のにはまさりけりと  
有。此加都良、今も諸國に有て、全漢籍に云るにおなじ。  
即肉桂とよぶなり。楓と桂とは、近類の木にはあらず、甚  
異なるを、【和名抄】に、牡牝を分て出せるは同類には非  
れども、名の同くて混はしき故に、かりに牡牝を分ち云  
しなるべし。【古事記】に、楓、香木など書たるは、たゞ加  
都良に用ひたる字を借れるのみなり。楓は香木と云べき  
物に非ず。漢籍には香楓ともあれど、御國の乎加都良に  
は香なし云。







○阿夢遷移葛原親王尊牌、表一品葛原親王尊儀、裏仁壽三西六月四日桂月庵とあり。葛原親王は、桓武帝第十一皇子、仁壽三癸酉六月四日、薨たまふ、御子高望王は、日本平氏の祖也。○江馬輝盛は、平忠盛の孫にして、經盛の子也。則親王の末裔也。故に葛原親王の尊像を作り、桂本大明神と崇め奉り江馬氏神と祀ると云。○當寺往古は天台宗なれども妻對也。永祿年中曹洞宗にて、其後臨濟宗に成、法華經八軸あり。其奥に前總持當寺中興功國全大和尚と有。○松倉城主三木氏より、功國禪師へ贈りし書、并詩あり。

竝以 老禪師者二十年來之舊交也、初秋日被問飛錫於草堂、相觀成賓主之禮、誠莫逆之交矣、日之昨被贈手簡文也、筆勢之妙也、予平生疎懶、乾筆塵視無一辭、殊日進戰場故軍謀甚多事、聊依韵尾答來意耳、

伏乞 三木入道久菴

書來功國老禪師、何計贈吾絕妙詞、別後多情如相話、必期春色太平時、

桂月庵跡 吉野村莊嚴寺塔頭。○【長倉村桂峰寺記】作者不詳云、古へ吉野村天台宗七寶山莊嚴寺の塔頭に、本郷村に桂月庵と云る寺あり、江馬家八代、荒城郡司平德盛之女、其名不詳世を厭て、桂月庵主金剛師の弟子と成、剃髮て妙珍尼と

號、桂月庵に數十年住て、文明十六甲辰年八月、入寂せしと也。其頃までは、天台宗なりつらむ。【舊事錄】に桂月庵は天台宗なれども妻對也。○【高原舊事錄】に、十一面觀音長二尺餘、桓武帝御作也。是桂月庵之本尊也。桂月庵燒失後、本覺寺安置也。○葛原親王尊牌、表一品葛原親王尊儀、裏仁壽三西六月四日、桂月庵となり。葛原親王は、桓武帝第十一皇子、仁壽三癸酉年六月四日、薨じたまふ、御子高望王は、平氏の祖也。○江馬輝盛は、平忠盛の孫にして、經盛の子也、則親王の末裔也、故に葛原親王の尊像を作り、桂本大明神と崇め奉り、江馬の氏神と祀ると云。○【桂峰寺記】云、其後越中國新川郡福澤城主、桃井播磨守、足利家の軍勢に責亡されて、其子城中より遁來りて江馬家にて匿れて養育をうけ、孤たる故に乞て僧と成正雲と號、飛州志と舊事錄には、照雲と有是なるべし。永正年中、江馬家十一代、江馬平時直、彼正雲を、桂月庵の住持たらしむ。然るに本郷村には本覺寺正參寺もあれば、長倉村に移して再建し、長洞山桂峰寺と改め、もと江馬荒城郡司平德盛之女、妙珍尼の長く住し寺なれば、德盛を中興開基として、其法諡仁月を山號とせしと也。【舊事錄】には、天正十二年、桂月庵は佐々の兵火の爲に灰燼せりと有。此記には、永正年中、長倉へ移りぬとあり。孰れか正しからむ。

○吉野村 縦八町半、横三町半。高百七十六石三十一升七合。山林 家六十九戸。人三百十餘人。

産物 米四十八石 稗百二十石 大麥十二石 小麥二十三石 大豆二十八石 小豆四石 粟二十四石 蕎麥十二石 荳蔻二石 菜種二石 桑一萬三千貫目 麻六十貫目 梨四石 椽・櫛二十四石 大繭小繭六百二十貫目 布百二十疋 稻筵六十束 楮三貫目 藍百五十貫目 栗二十四石 芍藥三貫目 生牛三疋 生馬四疋 山トリ四十羽 鱒三十尾 ハエ三斗。

東方。西方。南方 本郷八町。北方 阿曾保二十町。高山六里半。

村名義は、【和名抄】大和國吉野之郡吉野之郷、美作國英多郡吉野郷、同勝田郡吉野郷、讚岐國那珂郡良野郷あり。諸國に、吉田も良田も有とく、吉も良も、同美稱成べし。

産土神 稻荷社。

○荒原村 枝村、原 縦一里、山間谷邊、田畑飛地横四十二間。高四十九石七斗三升一合。山林 家二十四戸。人百五十餘人。

斐太後風土記卷之十五 吉城郡高原郷 吉野村 荒原村 藏柱村

生馬一頭 東方 藏柱二里。西方 山。南方 八日町二里。北方 巢山二十町。高山五里。

村名義は、【和名抄】常陸國行方郡荒原郷あり。すべて荒山荒野は、荒海・荒磯等と同じき由、【和訓栞】初編に見ゆ。荒坂・荒原も同義なるべし。此村の枝村に原と云有。そこより八日町山内、篠休場までの間を、大坂原と云曠原あり。

○藏柱村 縦一里廿八町、山間谷邊、田畑飛地横一町十六間。高四百五十八斗八升五合。山林 家百三十九戸。人六百四十餘人。

産物 米三百十六石餘 稗二百三十三石餘 大麥十八石 小麥二十石 大豆四十石 粟十石 蕎麥五斗 胡麻一斗 荳蔻二石 菜種二石 桑一萬三千五百貫目 麻百二十貫目 楮百五十貫目 梅五斗 梨六斗 林檎三斗 栗三石 柿三石 椽二十石 櫛二十石 大繭小繭七百五十三貫目 布二百五十疋 稻筵百二十束 カチ炭三十俵 酒十石 藍二十五貫目 生牛一疋 山トリ十六羽 生馬六疋 小豆六石。

東方 本郷十四町。西方 荒原二里。南方 山。北方 山。高山七里。

藏柱村



組の荒原村の戸数を考ふるに、古への【戸令】の一村里に當りがたければ、熟思ふに、古へは水源より東北方朝日原境まで、最大村にて、都て荒原村なりしを、彼藏を建る上材を、伐出したる所々を藏柱といひ、奥區は、舊名のまゝ、荒原と唱來りしならむ。さる故に、今世に至るまで、一組にて一村里の如く取計ふ事なるべし。

○阿曾保村 縦三町、横一町餘、高三十一石三斗七升一合。山林 家六戸。人三十餘人。

産物 米十五石二斗 蕎麥八斗四升 稗四石二斗 小麥二石 粟八斗五升 大豆二石 小豆三斗八升 荏六升 菜種五升 桑千五十貫目 麻五貫目 布五疋 大繭十三貫目 小繭六十貫目 楮九貫目 藍十四貫目。

東方 川 西方 山 南方 吉野二十町 北方 東雲 八町 高山 八里。

村名義は、【和名抄】飛驒國荒城郡の郷名に、遊遊阿曾と有て、今本上の遊を遊に誤れる射馬遊とあるにても、著明なり。是なるべし。其は一村名の一郷名に成しなるべし。さて其阿曾布を後に訛て、阿曾保とせしならむ、今世も此一組、東雲、野首、丸山、阿曾保組と云、古は一村にて阿曾布村なりけむ。さあらずは古の【戸令】に當らず。○蒲八十村日、名義は麻生田なる

べしと云り。麻生谷・麻生田を今は淺井田に誤れり。實にしかるべし。

○野首村 縦六町、横二町半、高百七石九斗五升九合。山林 家二十六戸。人百四十餘人。

産物 米八十二石 稗五十二石 小麥十二石 粟四石八斗 大豆六石 小豆二石 黍一石二斗 ソバ三石二斗 胡麻二升 荏一斗 桑千五百五十貫目餘 麻十五貫目 楮百二十五貫目 山牛蓍五十貫目 梅二斗 桃三斗 柿四斗 粟二石三斗 楮六石 大繭十五貫目 小繭六十五貫目 布二十疋 橡二石五升。

東方 阿曾保五町 西方 山 南方 山 北方 丸山五町 高山 八里餘。

村名義は、古へは此所より、丸山・小萱の、今の村居まで、高平野なりけむ、然るに耕地を開拓し時、野の頭に當りし所なりし故に、野首村といひしならむ。

○丸山村 縦六町十九間、横三町十間、高九十九石三斗九升八合。山林 家十九戸。人百餘人。

産物 米二十九石二斗 稗九石 小麥四石一斗 粟四石五升 大豆五石三斗 小豆二石一斗餘 ソバ二石八升 荏八斗三升 桑四千六百貫目 楮四十三貫目 烟草百五十斤 干蓬百五十貫目 梅二斗五升 桃二石五升 柿二石一斗 栗三

石五斗 橡三石二斗 四升 楮十二石三升 大繭四貫目 小繭二十貫目 布五疋。

東方 野首五町 西方 山 南方 山 北方 小萱八町 高山 八里餘。

村名義は、西京東山に圓山、肥前國長崎に圓山あり。小島郷にも丸山村ある如く、此村にも、丸き山ある故に、村名に負しならむ。

○小萱村 枝村、新田 縦十二町、横二町半、高二百二十二石一斗六升二合。山林 家四十七戸。人二百三十餘人。

産物 米八十一石二斗 稗百二十一石餘 大麥一石七斗 小麥十五石七斗 大豆四十八石七斗 小豆五石四斗 粟九石一斗 蕎麥八石一斗 荏二石七斗 麻苧二十四貫八百目 楮八十一貫目 梅六斗九升 藁一斗 橡八斗 楮十一石五斗 柿十四石 小柿六斗九升 大繭小繭百八十貫目 生絲二十把 布六十疋 栗 山トリ十五羽 鳩三十羽。

東方 東雲十五町、丸山三町、西方 吉田二十町、南方 野首八町、北方 釜崎二十町、高山七里。

村名義は、【古事記】に、野の神鹿屋野比賣神、【書紀】に、草祖草野姫とある如く、此地は上代に、野首より續きたる曠野にて、草の蕃生し地なれば大小の小の意にはあらで、小草と云しを小は小山、小川、小野、小田後世、巨加也と唱かへたるな

らむ。○【古事記】上に、以鷗羽爲草訓露草と有ごとく、何にもあれ、屋葺む料の草を云、【萬葉】一の卷に吾勢子波借イハツラフスノカヤナクバ、コノアガモトノクセラ盧作良須草無者、小松下乃草乎カサネト荊核カサネト云其餘合思ふべし。茅と云一種あるも、屋葺に主と用る故の名也。四五如此、小茅の蕃生たる野を、墾開し村なれば名に負しならむ。

【新勅撰】秋上 慈 圓 ぬしはあれと野と成にけるまかき哉、をかやか下にうつら鳴なり

【新六帖】 爲 家 のへ見ればをかやか下にうらかれて、秋くれかたになりける哉

吹風にかれの、をかや透はて、秋見しほとの下をれもなし

○東雲村 縦六町、横四町、高百二十七石五斗一升九合。山林 家十一戸。人七十餘人。

産物 米五十五石六斗 稗七石 小麥七石二斗 粟七斗 大豆七石二斗 小豆一石四斗 蕎麥一石六斗 桑二千五百貫目 麻苧二十貫目 干蓬二百五十貫目 李二斗 柿一石 橡一石二斗 楮四石四斗 大繭七貫目 小繭五十貫目 布十一疋 楮五十貫目。

東方 川 西方 山 南方 阿曾保八町 北方 釜崎八町 高山



八里半。  
村名義不詳。按に戸數僅なれば古へは阿曾布村の内にて、後に江馬家士の采地と成て、其家名の村名に成しならむ。  
東雲トクモむなれば阿豆牟母と云べきを、牟の省かりしならむ。  
産土神。

○釜崎村 縦十町、横三町。高八十九石二斗二升一合。山林家十一戸、人七十餘人。

産物 米五十二石二斗、稗二十七石餘、大麥二石三斗、小麥七石二斗、大豆十一石一斗、小豆一石二斗餘、粟四石二斗餘、蕎麥二石五斗二升、胡麻七升、荏三斗一斗、菜種三斗四升、桑千二百四十五貫目、麻七貫二百目、楮十七貫目、梅一斗、小梅二斗、李三斗、柿四斗、大繭六貫目、小繭二十四貫目、布十二疋。

東方川、西方吉田二十町餘、南方小萱十町、北方朝浦八町、高山八里。

村名義は、古へは阿曾村の内なりけむ。【江馬家士姓名録】に、小松詰衆、釜崎次郎右衛門忠胤、また釜崎與次など見ゆ。然れば忠胤、與次等の、采地なりし故に、終に其家名の、村名に成しならむ。  
金森左京重勝故墟、從高山八里、釜崎村に在。

飛驒國領主金森二代出雲守可重は、江馬十六代輝盛滅亡後、其女を收へて、妾として男子出生せり。幼名を金森小

四郎と號、後に金森左京重勝と名乗せ、外戚江馬家の縁に因て、元和中、年詳高原郷三千石の領主とせり。此釜崎村に居館治所を建て、數代を経て、本家金森出雲守頼時、出羽へ移封の時、元祿五壬申年、金森左京某も、越前國丹羽郡白崎へ移されて、其墟荒野と成ぬ。今俗曰御小屋。

○吉田村 縦三十町餘、横一町十六間。高四百六十八石一斗二升七合。山林家八十四戸。人四百六十餘人。

産物 米三百石、稗三十石、大麥九石四斗四升、小麥十四石六斗餘、大豆十七石四斗餘、小豆三石三斗餘、粟二石八斗餘、蕎麥二石八斗餘、荏八斗六升、菜種一斗、桑二千五百六十貫目、麻三十一貫三百目、楮百八貫目、干蓬六百四十貫目、山牛蒡四百貫目、令法三百貫目、杏一石一斗、柿一石二斗、栗十二石三斗、大繭五十貫目、布八十二疋、油四斗。

東方小萱二十町餘、西方寺林二十町餘、南方山田一里餘、北方釜崎二十町餘、高山町七里半餘。

村名義は、諸國に甚多き地名なり。されど里説に云傳へたるには、古へ此村に、豪族吉田何某、代々往居せし村故、終に村名に成しとぞ。

産土神白山社、祭神白山三社大神。境内九畝十八步餘。  
【舊事録】云、此社往古は、上吉田村に在、此神を村上に祀

置奉れば、美人出生すと云傳へたり。當昔美人の事につき、傘松城主へ、種々訴事を爲て、村人迷惑せし故、村下に遷祀せしと也。

阿彌陀堂 本尊阿彌陀如來、古木佛、立像、一尺二寸餘、臺座書付嘉曆元年。境内二十八步餘。

觀音堂 本尊 境内一畝二十六步。

地藏堂 二字本尊、境内十五步餘地、十四步餘地。右何れも、往古天台宗、華藏院の境内に安置せしならむか。

常蓮教寺 號龍洞山太子堂、西本願寺宗。本尊阿彌陀如來、裏書、本願寺覺如、康永二年未二月五日、願主永承。境内屋敷三畝十五步。元祿七戊辰年檢地、名受常蓮寺、同十二年除地、高三斗一升五合。

寺説曰、往古天台宗にて、竹林山華藏寺【舊事録】作華藏院と稱、始祖年代來由不詳、延應元年の頃淨土眞宗に成、其頃聞名寺とも云、願智房とも名く。開祖は、嘉念房善俊と云て、親鸞聖人の弟子也。嘉念房善俊は人皇八十二代後鳥羽院第二皇子周觀房善性の子也、伊豆國三島に於て鸞師の弟子と成り。則、白川郷中野照蓮寺と同開基也。

【舊事録】云、當時開山善俊上人は、白川郷鳩谷に、一字を結びて後、此高原郷はいまだ念佛宗流布せざる故、此吉

田村に來て、弘安三庚辰年、天台宗を改めて、淨土眞宗となし玉ふ。其後此地宗風の衰へける故、本願寺三世、覺如上人の弟子、願智房覺淳來りて、演法せしより云とある方尤にぞ聞えける。

又寺説曰、其後慶長三戊辰年、聞名寺の寺號、故ありて、越中八尾へ譲り、本願寺十二世、准如上人より、龍洞山常蓮寺の號を賜はりぬ。

佛閣再興願文

予出鳳城以來、回靈場、尋出離之要法、皆自力而難解脫、斯詣箱根嶺上、授易行他力之教法、超過三祇一念、是大智識之恩澤、不可有報、不能離分身百億盡一句之報恩、況全生而以何盡、雖不能極微一、今斯飛驒荒木郡吉田庄、有台宗之古礎、爲報恩之、再興之、作眞宗念佛道場、欲及法滅百歲之末、哀護法善神守護之、至龍華三會曉、令非滅永法灯、庶幾而已。

正嘉二年戊午初夏

沙門善俊(花押)

奉 本師阿彌陀尊【紙の寸法一尺二寸九分】

寺説曰、當寺第四世願智房覺淳【譯水】は本願寺第三世覺如上人之弟子也。【越中國八尾 聞名寺開基】佛法弘通のため、當國に下り、當寺第四世たり。太子の尾と云山に、願智房の古墓あり、古松あり、綠雨松と號、圍一丈五尺、松枝十八間、又覺如上人



より賜はりし【執持鈔】奥書

嘉曆元歲丙寅九月五日、拭老眼、染禿神、與飛驒願智房

訖、宗 昭 七十

什物

本願寺覺如師より願智房へ授與の品々。

親鸞聖人行脚御影一軸 聖信房筆

親鸞聖人肉付之齒

親鸞聖人眞筆名號石

親鸞聖人眞筆紺紙金泥九字名號

覺如上人眞筆九字名號

覺如上人手道具、香合・香箸・巾着・竹筒・拂子。

聖德太子自彫刻十六歳木像。

聖德太子像由來記

建久六年の頃、江馬輝經の時より、聖德太子自彫刻の十

六歳の木像于今安置せり。【江馬記】に云、一木三體の像、坂天王寺、大和法隆寺、一也。

【江馬後鑑録】云、修理大夫平經盛之末子、江馬小四郎平輝經

と稱、壽永二年於京都誕生母結城七郎、爲北條四郎平時政之養子

成長於鎌倉、建久八年、十五歳加冠、號江馬小四郎時經、云

云、承久三辛巳年飛驒國遠流、九月下旬荒城郡高原郷、日向

野村なる延命寺來着、改名輝經、とあるぞ正しかるべき。【由

來記】の建久六年は、輝經鎌倉に在て、十三童の時也。能々考ふべき事也。

此由來は、人皇三十四代、推古天皇御宇、一國一ヶ寺づ、建立の事あり諸國國分寺也。

是は、聖武天皇天平中の事を聞達へて、推古天皇の御代にせし妄作也。

其時、鞍部多須奈と云人、勅を蒙り、當國に下り、小鷹利郷天生にて、建立の材木を伐るに、狗獲の所爲なる歎怪事ありて木伐がたし、此由を奏聞いたし、守護の爲、太子像を供奉し下り、天生谷に納るに、魔障なかりけり。

鞍作多須奈は【日本紀】用明天皇二年廿一爲天皇出家、造丈六佛像及寺とあるを見て借用たるならむ、小鷹符は、後世に國司在任後の郷名也、共に信用しがたし。【舊事錄】云、聖德太子之尊像は、江馬小四郎輝經、飛驒へ流刑の時、鎌倉より供奉し玉ふ尊像にて、大坂四天王寺、大和法隆寺上宮院、當寺と、一木三體の靈像也。もと此像は、須磨の内裡に在しを、

符世姫鎌倉へ捕れ行玉ふ時、平家の重寶、此尊像と、觀音の尊像とを持行玉ふと云傳ふ。其子故、輝經へ與へて、此國へ下しけりとあるを見れば、さもあらむと思はる。

又多須奈一子なき事を憂て、日頃天に祈願して、一子を乞。ある夜空より、月の鳥の如く飛下りて、川瀬に入を見て、多須奈の愛女、其水を呑、それより懐胎し、月滿て男

子を生む飛驒工是也。生長して鞍部の鳥と名く平氏傳云、平基親の靈著也、鞍部又鞍作ともあり。多須奈出家の身なれば、無子は勿論也。其愛女の生たる鳥なれば孫也。可怪々々。

當寺の傳に、月鳥の如く、瀬に下て水を呑て、妊身と成しに依て、其子を鳥と名づけしとあり。又天より生る、故、其地を天生村と云、亦月の瀬に下る故に、月ヶ瀬村と云。又天生村の深山に、太子屋鋪所々あり。

是月ヶ瀬・天生二村の名義の俗傳を取て、飛驒工は、其村の出生也と云傳に、【日本紀】推古天皇十四年廿二條なる、鞍作

鳥は、秀工なりし故、元興寺の金堂の戸を、こぼたすして、

丈六銅像を入し事の有を見て、取合せたる妄説にて、梨ヶ瀬、

槻ヶ瀬、甘藷生を、借字にて書たるは、槻本を月元ト書るに

同じ。【後風土記】を見て悟るべし。飛驒工は、推古天皇の御

世よりは、はるかに後々の御代なる事、國史古書等を、熟見

て悟るべし。

其後久しく年代を経て後、平清盛公大裏を攝津國篠原に移したまひしが、其禁中に怪事時々有しに依て、清盛公諸國より靈佛を集めて大裏に納玉ふ、當國の領主三郎左衛門景綱、往昔の傳説に依て天生谷より太子像を篠原の禁中に納められしかば、妖怪速に治れりとぞ。又平家没落の時、北條時政、大裏より平家の重寶を集めて、是まで後に附會せしか【舊事錄】には見えす

鎌倉に持歸る此内に太子像あり、又益世姫靈像の妊身故に、時

政に出産の後まで助命を乞て、鎌倉へ連歸、後益世姫月

滿て男子を産、成長の後江馬小四郎輝經と名く、故あり

て輝經を飛驒へ流罪。輝經十九歳なり、殿村城主是也。其時太子像を始め、平

家の重寶を、江馬所持來り、太子像を暫く下佐谷村に移

す。于今下佐谷に太子屋鋪あり、其後吉田當寺に移す。池の邊に移す。又其後寛

永三年の頃、故ありて越中八尾間名寺に移せり。然るに

其年より、三年飢饉打つゝきて、高原郷中不作にて、笠ヶ

嶽に黒雲覆て、妖怪洩りに現、亦空より石をふらせり。故

領主金森公より、四隣國々豐作なるに、當國のみ不作は

不審ととほるゝに、村民答云、吉田村の太子像、越中に移

玉ひしより、打つゝき五穀不登と云、故領主より、使者

川尻源五を八尾へ遣し玉ふ。爰に寛永五年辰六月廿四日、

太子像再び還御し玉ふ。爾るに廿三日夜四更の頃、堂前

の櫻の古樹の上に忽然と太子像影向し玉ふ、四方の人々

愕き、再び太子の還御し玉ふ表示也と喜びいさんで迎奉

りしに、果して還御也。依て金森公より六月廿四日を縁

日と定められ、今に至るまで相營、其還御の時高原の諸民

群集して、悦て晝夜踊躍せり、今猶其日に踊あり。太子踊と

も云、太子還御の後は豊年也と云、太子踊は昌の年は豊年にて、一金

森左京君釜崎在館の節、當山の櫻樹に御影櫻と云高札を



下され今に遺れり。儲又寛永六年己三月、金森侯高山在城の時、太子像を召され、城中にて一七日開扉ありて、太子繪傳四幅を寄附したまひて、今に秘藏せり云。  
天正十四年戊十月、江馬と三木と戦の時、當寺三木に焼れ、八世了最本尊を供奉して、鹽の谷にて討死、其所を彌陀が洞と云、其子了吟は、境内の老杉の空洞に入て、危命を助る事など記せれど、江馬滅亡は、天正十年、三木落城は、天正十三年酉八月にて凡て年曆たがひて、信がたければ、爰にはぶきぬ。

聖德太子眞蹟紺紙金泥文切一行

〔法云何通達佛法我聞聖者善能誘旆唯願〕

小横額 弘長年中江馬二代高原太郎平朝時筆〔江馬後藤總に方と此人〕「聖德豐聰像」平朝時花押

大横額 「太子堂探題前大僧正豪忽八十七歳書」

立札 表、聖德太子御影櫻 裏、金森左京

古文書 ○江馬小四郎平光盛の狀

手向狀

一扶米之内壹石

聖德太子前へ爲供餉米年々開藏之節手向候也

貞治元年三月

光盛(花押)

別當職殿

○後水尾院御宸翰名取川小色紙竝に風早三位殿の添狀  
色紙三分に三分九分  
名取川やなせの波そさはくなる、紅葉やいとよ、りてせくらん

添狀 返々近日赴大坂之由其前入來待申候一軸猶以て不可過吟味候也

如采雲爾來不申談候愈無事珍重然者名取川の後水尾院宸翰御色紙則老夫拜見候處無疑様に令存候此已前も此御色紙拜見候由候か則令返却候也

後八月廿三日

(花押)

桂喜左衛門とのへ

○顯如上人の狀天正四年大坂石山本願寺と織田家と合戦の時、如上人御書並に名號一軸斐美の名號と申つたへて今に藏すと云

熊染筆候其國の門末不絶相誥出精いたされ候段奇特の至に候兼て聞及のことく丹誠をぬきんする加越能州の門末此頃は新關にさへられ加勢の義心ならず候かのごとく相成候ては籠城如何命も且暮に危候就夫各如何心得られ候哉婆婆は一旦の苦未來は永生の樂果なればいそぎ阿彌陀如來をふかく頼信心決得有て今度の報土往生の素懷をとけ候身と相成其上は佛恩報謝の爲萬事取持いたされ候事肝要に候何事も陣中なれば筆につくしかたし委しき義は願智坊へ申含

候也穴賢々々

天正四年五月上旬

釋顯如(花押)

惣坊主中  
惣門徒中

○准如上人の狀

三ヶ國惣坊主衆中へ 准如

態と染筆候然者去年以來各爲志金銀色々來難有覺候仍當流の安心のおもむきはさらに男女老少をえらばず只難行難修の心をさしをきて一心に阿彌陀如來後生助給へとひしと頼申人々は十人も百人も皆悉もらすすたすけたまふへしこれさらにうたかふへからす此上に命のあらんかきりはねてもさめても念佛可申これこそ誠に佛恩報謝のつとめたるへく候相構て無由斷可取持る事肝要候尙少二法橋可申候也穴賢々々

六月八日

准如(花押)

飛騨州

廿日講中へ

惣坊主衆中へ

門徒中へ

信州

惣坊主中へ

門徒衆中へ

一聖德太子繪傳四軸金森出雲守重頼公密附土佐安國畫

一江馬輝時筆大般若涅槃經、嘉慶二年初夏輝時謹書。

【後鑑錄】九代江馬藏人輝時とある、是なるべし。

一聖德太子掌中南無佛之舍利分身二粒

一傳教大師筆紺紙金泥經文切

一聖德太子緣起前に記せる由來記

一二王古木像丈三尺五寸餘體門にあり、在古華嚴院の舊物なるべし。

一本尊裏書 鐘銘 源太義平兜 同短刀 同采幣 古鏡 曲玉之類

數多故不遑枚舉、餘皆略之。

傘松古城跡 里傳は赤田元義に同ければ略之。【舊事錄】

云、傘松城は、昔惡源太義平、來て暫住たまふと云傳ふ。義平は、左馬頭義朝の一男にして、忠肝義膽、古今無雙の勇將也。十三歳の時鎌倉にいたり、十九歳にして都に上り、平清盛、熊野詣の時、津國安倍野に出張して、討じさむと云しを、信賴に支られ、本意をとけず。其後父義朝の命を受け、飛驒國に下りしが、勢の付こと限なし。然るに義朝長田に討れ玉ひければ、皆心がはりして、只一人に成、徒に死んよりは、父の敵清盛父子を討て、耻辱を雪むと、こゝかしこに忍びたまひけるが、義平の臣、六郎景澄の謀ひにて、平家に隨身し、主の義平を下人として、三條



烏丸の家に、隠しおきしを、景澄が家主、密に六波羅へ訴へければ、難波二郎經遠三百餘騎にて、討手に向しか、義平勇をふるひ、討手を切ぬけ、石山寺の邊にかくれおはしけるが、終に難波二郎に生どられ、六條河原にて切れ玉ふ。其後清盛布引の瀧、遊覽の時、義平の靈、雷になりて經房をけころすと云。義平の古跡は、益田郡馬瀬郷の中にも在よし云傳ふ。此吉田の洞山の麓に、義平の家臣の塚とて、五輪一基あり。義平の愛妾、八重菊・八重牡丹と云二人の美女、此村の生れ也。義平歸京の後、多くの人戀慕せるをいとひて、越中に赴く途中、誤て川中に溺死せりとぞ。文中、赤田元義が誌せる碑文〔風土記〕を、左に略記。

傘松城碑

傘松、相傳昔時源太義平潜居之地云、平治之亂、左馬頭源義朝戰敗、長子義平、自京師來奔、始匿白川雨子谷、後徙高原、吉田豪族左兵衛尉某、妻以二女、乃築室其山上傘松之下而居焉、俗曰傘松城、而今其基趾已泯然、唯一株松、其枝葉繁鬱、亭々若張傘然、伐之繼生、至今世々無絶、可謂奇矣、二女、八重菊八重牡丹也、云云、迨至義朝遇弑、義平寡援孤弱、不勝憤念、欲潜入京師、乘間復讐平氏云、義平遂去、匿石山寺邊、事覺、爲平氏所誅

殺、蓋享年二十二歲也、二女聞之哀慕思愁之、欲道北國、往弔死所、途至籠渡、誤溺水死、其妹見之不勝其悲、遂自投身赴水死、尸共流亡、至薄浪而出、時人哀之、諺曰、吉田八重菊八重牡丹、名空留于薄浪灘、至今土人稱之不已、云云、銘曰、奇哉傘松、生彼山阜、英武之子、死而不朽、松之勁節、氣凌霜雪、變彼二女、貞潔聯芳、至死無憾、誓諸沈湘、千秋刊石、志之弗忘、赤田元義誌

赤田元義誌

傘松城址 吉田村山上に在。里傳云、古此吉田村、豪族吉田左兵衛尉某住焉、平治之亂、左馬頭源義朝戰敗、長子義平、自京師來奔、始匿白川雨子谷、後徙高原、吉田左兵尉某、妻以二女、乃築室其山上傘松之下、而居焉、俗曰傘松城、今其基趾已泯然、唯一株松、其枝葉繁鬱、亭々若張傘然、伐之繼生、至今世々無絶、可謂奇矣、二女八重菊、八重牡丹也、云云、迨至義朝遇殺、義平寡援孤弱、不勝憤念、欲潛入京師、乘間復讐平氏云、義平遂去、匿石山寺邊、事覺爲平氏所誅、蓋享年二十二歲也、二女聞之、哀慕思愁之、欲道北國、往弔死所、途至籠渡、誤溺水死、其妹見之、不勝其悲、遂自投身赴水死、尸共流亡、至薄浪而出、時人哀之、云云、〔風土記〕に據て作れり、傘松城文也、吉田左兵衛尉、來由未詳、〔飛州志〕云、按に同郷小萱村に

藥師堂あり、本尊華臺底の記誌に、永仁七年次己亥二月十五日、大檀那左衛門尉、藤原國家とあり、同家の子孫成にや。來由廢絶年代共不詳。

斐太後風土記卷之十六

富田禮彦謹撰

吉城郡下高原郷

〔風土記〕に、〔伊弉諾〕に、古來よめいはひと云故事あり、〔嫁〕に、〔遊遊〕郷村々に、〔伊弉諾〕の文を載たれば、此所には、其わざは、圖上に荏野翁〔伊弉諾〕の文を載たれば、此所には、〔省〕きつ。近世は、此下高原郷村々にのみ、残りりとぞ。古への粥杖の、遺風なるべし、○【文德實錄】〔五〕仁壽三年正月十五日癸卯、諸衛府獻祝杖、内侍傳旨、○【狹衣】〔四十三〕はての十五日は、わかき人々こ、かしこにむれるつ、をかしけなるかの杖ひきかくしつ、かたみにうかひ、又うたれじと用意したるすまひおもはくども、をかしうみゆるを○【辨内侍日記】〔上〕正月十五日云、まことやけふは、人うつ日ぞかし、○同下十五日頭中將まゐりたりしを、かまへてたばかりて、うつべきよしおほせごとありしかば、○【和訓栞】〔六〕下、粥杖、かゆの木とも見ゆ、幸の神祝と稱するも同じ、正月十五日粥を焼たる木を削りて杖とし、子をもたぬ女房の

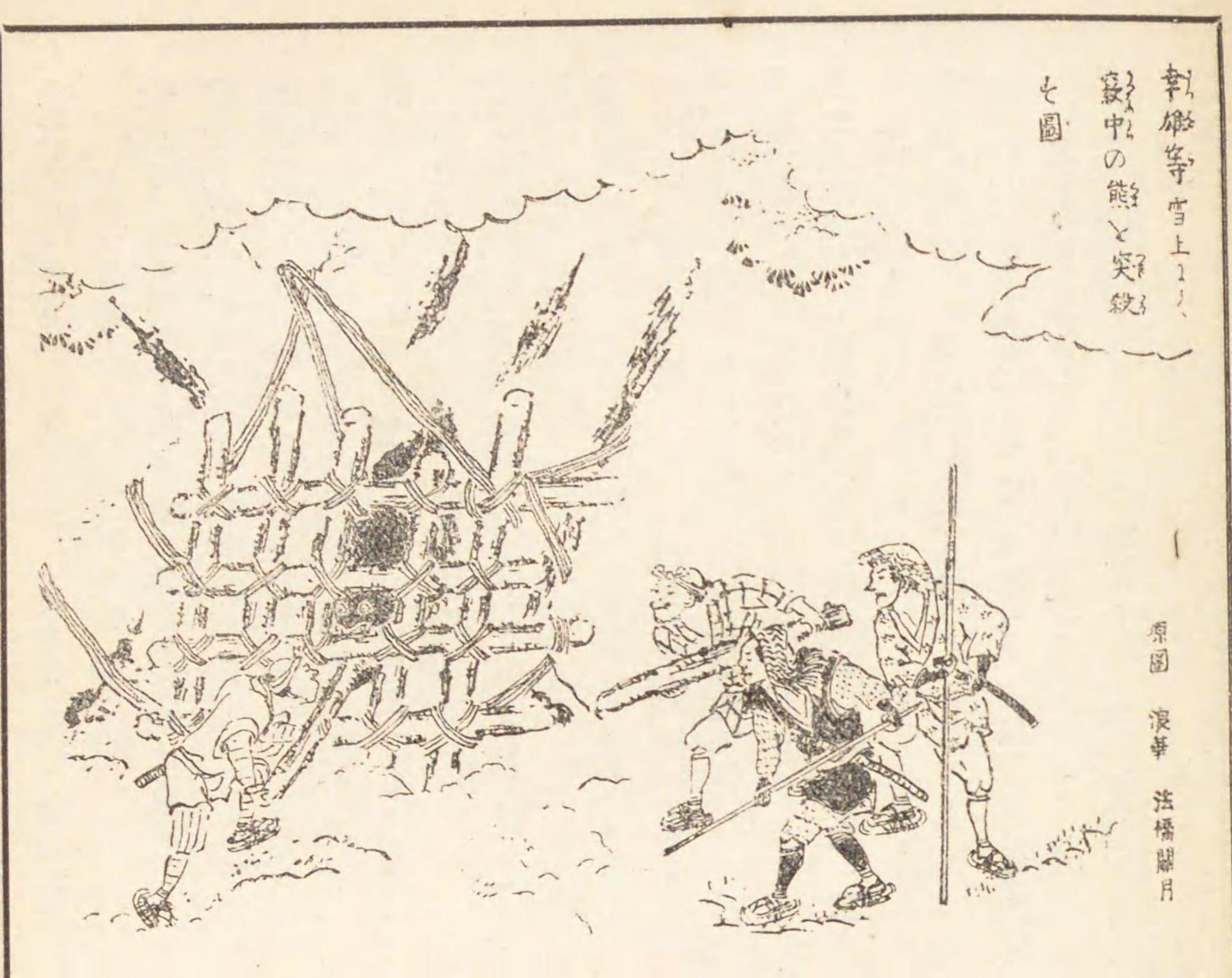
斐太後風土記卷之十五 終





後をうてば、男子を産といへり、其事【源氏】【狭衣】【枕草紙】などに見えて、むかしは諸國にても、新婦を迎へし正月には、よめた、きと稱、今いせの神宮あたりにも有、又【全浙兵制日本風土記】に云、文長ければこゝには省きぬ、【和訓栞】にくはしく出たり、【和訓栞】中編うさかのつる、越中國婦負郡卯坂明神之故事出たり。

雪上突竅中熊 【山海名産圖會】三五の云、熊は必大樹の竅中に眠るものなれば、丸木を藤蔓もて、格子の如く結たるを以て、竅口を閉塞して、さて木の枝を伐て、其竅中へ多く入れば、熊怒て其枝を引入て、竅中を埋み、終におのれと竅口に出るを待て、鏝もて突殺す也。月輪の少し上を急所とす。速に殺しては、膽甚小さし、飽まで憤怒せて打取なり。國內三郡村々の山齋に、熊の住ざる所はなけれども、殊に多く住て、其をとるに甚巧なる者の多きは下高原郷村々也。文化中、熊をとること名を得たるは、横山村清兵衛、杉山村の内茂住谷長右衛門、其外數人あり。熊の平生に好て食とするは、山蟻、澤蟹、筍、又木實は凡て味の甘を好めると也。さて熊は掌に、山麩子を幾重となく、摺潰し、にじりつけ置いて、秋末大木の竅中に入て、雪中冬籠するを、早春に成て雪上のこぼるを待て、幸男等、各梶をはき、山刀を指、手ごに鏝を提、樵斧を携、自他の山境を不論、嶺をこえ、



多和をつたひて、大木の竅を窺て、かたのごとくしてとると也。毎年春の彼岸の後は、熊は皆竅より出て、山々に住故に、其前にとて、村々の幸雄等、競ひて日々山ぶみしてとると也。機を張て、熊をとる事は、多くは益田郡の、雪の淺き山にてすれば、其條に記すべし。

【新六帖】 爲 家  
白雪のふる木のうつほすみかとして、みやまの熊も冬こもるなり

熊膽品目 熊膽には品類種々あり、中にも琥珀様れば也、を上品とす。次に豆粉様、また黒様、其外種々あり。諸書に委ければ、こゝに省きつ。

○巢山村 高拾貳石三斗八升五合。山林段別木數不詳。家十戸、人六十人。

産物 米十石三斗 稗三十二石 大麥三斗 小麥五斗 大豆三石一斗 大藪三貫目 小藪十七貫目 荏二斗 布十三疋 菜種一斗 栗五斗 外略之。

東方 荒原二十町。西方 柏原八町。南方 同村原十八町。北方 山田三十町。高山五里。

村名義は、江馬家十餘代、殿村在城の頃、此村の山にて、鷹雛を飼せられければ、諸人御鷹の巢山と云しより、竟に村名に成しとなむ。



産土神伊太祁曾社 里俗訛云、比良木會、或云、比太幾會權現、祭神五十猛命。祭日 氏子 境内 無餘地。

蛇眼石 蠻名ほつとろの 村内字下田平の山麓より出。

○柏原村 高七十三石二斗四升五合。山林 家十九戸。人百十餘人。

産物 米七十五石 稗四十石 麥二石 蕎麥三石 大豆八石

大藨十貫目 小藨五十貫目 荏一斗 布三十疋 菜種八斗 楮十貫目 栗八斗 青石。高家石と同品にして、基礎水鉄等を用ふ。

東方 巢山八町。西方 太江一里。南方 山。北方 大笠一里。高山五里八町。

村名義は、往古柏木數多生立たる所なりし故、村名に負たるならむ。【和名抄】駿河國駿河郡柏原加波郷、上總國長柄郡、近江國伊香郡、播磨國佐用郡、肥後菊池郡等にも、柏原郷荒城郷に有。同名義なるべし。

産土神白山社 祭神白山三社大神。祭日 氏子 境内一段五畝十三步地除。

同天神社 祭神 境内六畝十六步地除。

觀音堂 本尊準照觀世音。【舊事錄】云、江馬家より建立安置之尊像也。什物、石劍。境内一畝二十九步地除。

榊原峠 柏原村より小島郷高家村へ越る峠なり。高山故榊木群生たる故、名に負たらむ。

石地藏堂 在榊原峠。

○大笠村 高三十六石四斗八升九合。山林 家十四戸。人七十餘人。

産物 米十二石 稗六十三石一斗 麥八斗 ソバ二石八斗 大豆三石 大藨五貫目 小藨二十七貫目 荏二斗 布二十疋 菜種五斗 菅莖三束 楮六貫目 栗三石。

東方 巢山一里。西方 山。南方 柏原一里。北方 山田一里。高山六里。

村名義は、或云、紀伊國名草郡に、大笠持神社在て、祀神は手置帆負命に坐りとぞ。其は【神代紀】喜受下の即以紀伊國忌部遠祖、手置帆負村、定爲作笠者、とあるに據るとぞ。此村にも上代に故有て、其神中昔よりは白山を祀りし故に、村名に負しには非じか。再按に、此村深山中に在て、谷川澤邊に、菅の能成長せれば、他村よりは殊外大なる笠を縫出せる故に、村名に負しならんか。

産土神白山社 祭神白山三社大神。祭日 氏子 境内四畝步地除。

【舊事錄】云、此神躰桂をもて作れり、故此村民、家作木に桂を不用とぞ。

○山田村 縱十八町十一間、横五町五十間、高三百四石六斗六升一合。山林段別木數不詳。家七十二戸。人三百七十

餘人。

産物 米二百二十二石 稗二百四十九石餘 大麥五石二斗

小麥三石八斗 大豆十三石四斗餘 小豆三石三斗餘 粟三

石一斗一升 蕎麥一石二斗餘 荏四斗 菜種五斗六升 芋

三石 白芋十八石 桑二千五百貫目 麻苧二十六貫五百五

十目 楮十五貫目 烟草二百斤 藍十貫目 大藨小藨百二

十五貫目 布七十疋 夏繭繭五貫目 眞綿二十五把 山下

り三羽 桃・李・梨・柿・茶・菓・山椒・胡桃・ヒヨビ・山女 栗

三石。

東方 山。西方 山。南方 巢山三十町。北 西村八町。高山六里。

村名義は、山間平地廣く湾田多ければ、名に負しならむ。

【和名抄】に、伊賀國・尾張國・上野國・讃岐國等に、山田也末郡有。郷名は諸國に數多にて不違枚舉、村名も爾り、大野郡

川上郷にも同名村あり。

産土神津島社 俗云、牛頭天王宮。祭神須佐之男命。祭日

氏子、山田村。西村。境内一段五畝十三步地除。

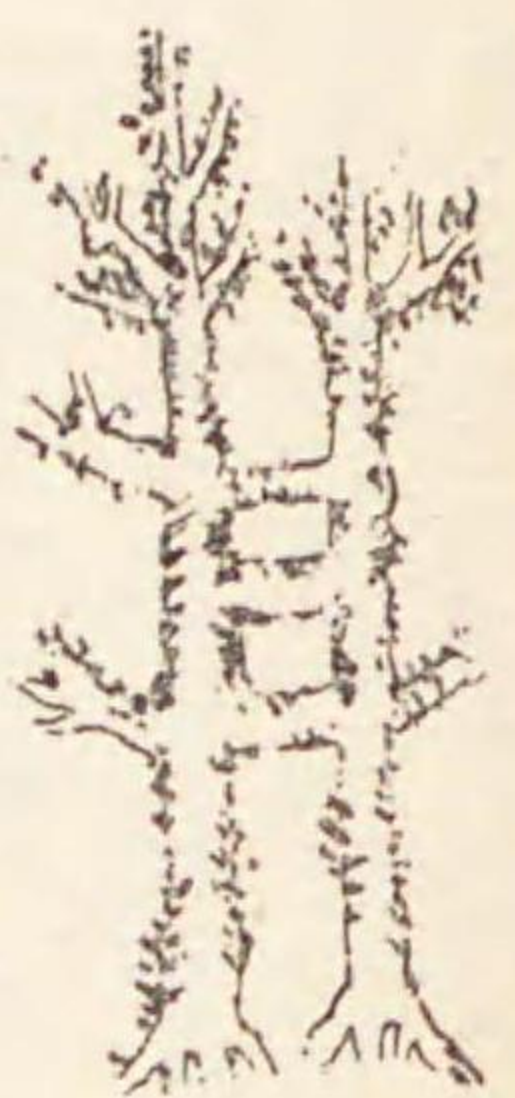
同石動社 俗云、石動權現宮。祭神伊須流支比古神。祭日

氏子 境内五畝廿步地除。

同伊太祁曾社 俗云、比良木會權現宮。祭神五十猛命。祭日

氏子。境内五畝步地除。

傘巖 【舊事錄】云、寄合谷山内に在、急雨の時、十人許此岩



下にて、凌雨とぞ。階子木 又云、當村山内に階子木と唱るあり、夏椿木の連理枝如圖。

前文散失古文書 吉城郡山田村吉村才右衛門所持

元龜三壬二月吉日



吉村才右衛門尉 勝利

右才右衛門の先祖は、江馬家士にて、同家滅亡後歸農、代山田村住居、世代書物等紛失せしとは、可惜事になむ。此勝利の文書は、元龜三壬申年、江馬家滅亡の、天正十五年より、十一年前也。歸農せしは、此勝利か、又は其子か未詳。

○西村 縱四町半、横二町半。高百六十三石八斗八升二合。山林 家四十二戸。人二百二十餘人。

産物 米百石 稗六十石 大麥四石五斗 小麥四石六斗 大豆十四石 小豆四石二斗 粟一石五斗 蕎麥八斗 胡麻二升 荏三斗 菜種二斗 芋類不詳 桑二千貫目 麻十五貫三 百目 楮二十一貫目 烟草二十四貫目 大藨三十貫目 小



繭七十貫目 布二十疋 粟五石 山鳥三羽 李・梨・橡・楢・篠筍不詳。

東方 伏方五町。西方 數河半里。南方 山田八町。北方 山。高山六里餘。

村名義は、【戸令】を按に、上代は山田村と布勢縣村との内にて、西方に倚し一區なる故に、西村と云しを、後に別て一村とせしならむ。然る故に、元は半村は、山田村の津島の社の氏子、半村は、布勢縣村の熊野社の氏子なりしを、近世一宮水無明神を不詳勸請せしとぞ。

産土神 天照大御神・水無大御神、右、熊野大御神、左、須佐男命。近世年曆不詳、荒神谷鎮座、祭日 氏子境内無餘地。大國教寺 古は吉田村にて天台宗道場、正和年中改宗。本尊阿彌陀如來。畫像裏書、嘉曆元年九月 與之、其餘蠶食。木佛本尊同如來。裏書、慶長十八癸丑年十月廿二日釋准如花押、願主大國寺釋明誓、境内屋敷五畝十五步、元祿七戊年、檢地名受大國寺、同十二年除地。

大國寺は、古しへ吉田村にて天台宗の道場なりしが、正和年中改宗、淨土眞宗本願寺三世覺如師の弟子と成しを、明智坊釋明通と云、嘉曆元丙寅年本尊畫像を賜、吉田村西洞に草庵を占、明智坊と號、慶長十八年、本願寺十二世、准如師より、七世明誓に木佛本尊と、大國寺の號を賜

八世明善に至り、元祿四辛未年、吉田村より此西村なる、上野御堂古寺跡上野御堂は古は眞宗の寺なりしが、當村政元の時、城落の時、兵火にかり、燒亡、寺跡年代不詳に遷今の住持大慶まで十六世相續、文久元酉年四月、二條殿の位牌所と成ぬ。成徳院殿從一位前左大臣齊信公、と記せる位牌に、諸大夫連署の添簡來。

脇壇聖德太子木像正三、正本城に在しを、落城の時岩屋に隠置たりしが、其後當寺に安置。

古城跡 里傳には、江馬家長臣、吉村政元の居城也、在城落城とも、年代不詳。今に政元古城と【舊事録】には、正本古城は、正本主馬と云し士の居城なりしとぞ、孰れが是ならむ。

【江馬後鑑録】に、江馬家臣、吉村齋右衛門政元、朱書に山田村一書に思えと見ゆ、古へは山田村の内、西の一區を西村と謂ひしと見えたれば、左も有むか。今世も舊西村なるを、山田の大國寺と云にて思やられたり。

○伏方村 縦十一町三十八間、横五十五間、高二百一石九升一合、山林家四十八戸、人二百七十餘人。

産物 米百二十石八斗 稗六十五石 大麥六石四斗 小麥六石 大豆十八石 小豆五石 粟三石三斗 蕎麥一石五斗 荳一石 菜種二斗 芋類不詳 桑五千三百十二貫目 麻十五貫目 楮七十三貫五百目 烟草八十斤 大繭十貫目 小繭百五十貫目 布二十疋 眞綿五把 栗十石 篠筍五十貫目 桃李・梨・柿・檜。

東方 山。西方 西村六町。南方 山田十四町。北方 堀の内村六町。高山六里餘。

村名義は、【姓氏録】上卷左京皇別、山城國皇別布勢公見、【延喜神名式】に、越中國射水郡にも、新川郡にも、布勢神社座、【歌枕秋寢覺】に、越中布勢湖等出たの。【和名抄】郷名に、因幡・出雲・隱岐・播磨・美作等の國々に、布勢郷見えたれど、遠國なれば非じ。然れば、其氏人等、上代に來住て、上田を作りし故に、上田は縣なること、古事布勢縣の名に負しならむ。僧徒の妄説に泥みて、里傳に、布施方と云は、後世の事ならむ。【戸令】を按に、古へは西村と一村にて有つらむ。

産土神熊野三社 主馬森鎮座、今訛て住屋森と云。【舊事録】に據に熊野本宮新宮那智は、西村正本城の鬼門除に祀りしと也。祭神 境内 三段六畝十二步除地。

同白山社 高田垣内鎮座。祭神白山比咩大神 境内九畝十八步除地。

里人云、高田といへば、式内八社の一ならむと云は、さるべき事なれども、式内なるは古川町縣の高田神社にて府へ、朝祭夕祭の甘菜、辛菜を捧げしも、布勢縣も、高田同神を拜祭りしを後に白山大神にせしは當時の僧徒のわざならむか。

藥師堂 天台宗石王山信光寺の本尊なりし由、【舊事録】に

見えたり、舊跡に今猶存す、本尊 境内一畝三步除地。

石王山信光寺跡

奉勸飛州高原郷布施方村石王山信光寺再建勸進、世傳抑當寺本尊藥師如來、天台傳教大師、延曆元年歸朝之時、於江州志賀郡、作於七躰之藥師、安置比叡山延曆寺、丹波西木山神藏寺、近江國法王山東高寺、三河國鳳來寺、越後國米山密藏寺、東海道桑種寺、當國石王山信光寺也、是則七佛之靈地也、雖然其後當寺及絶破、依之我今以萬人他力、本堂建立之大願也、信心之衆生不限一錢半紙、可願奉加者也、諸佛慈悲雖多、就中藥師如來、拔衆生之病苦與藥、況於後世、不退法蓮華上、得安樂之誓願也、仍勸進狀如件。

右勸進狀に、年號月日を脱せり。抑僧最澄の、比叡山に中堂を建、藥師像を安置せしは、延曆七戊辰年なること、諸書に顯然也。然るに此筆者は、凡て押當に書たれば、信がたき事多し。按に、紀伊國名草郡山路莊六十谷村、天台宗南叡山大同寺法花院は、平城天皇の御代大同年中、傳教大師に 勅詔有て、建立させたまひて後、大師赤梅檀を以て、醫王善哲の像を、手自彫刻て安置て、根本中堂とせし事など聞傳て、此石王山の草創をも書たりけむ。

里傳云、延曆年中、當村民一同、大病を煩ひ、老少男女困



苦ける頃、彼比叡山藥師堂建立にて、彼法師の高徳を聞傳へ、行て願ける故に、最澄法師自刻の藥師の木像を、與へられけるを持歸り、一同祈願せしに、村民悉く平愈安全に成て、悦ぶ事限りなく、其嬉しさの餘りに、初穂と唱へ、錢穀を年々叡山へ、差贈ける懇志を感じ、布施方と記されしより、終に村名と成しとぞ。故大師直作藥師の一岡名寺にて、其節居村の山上に、高十五間許も突立たる堅石と唱へし大石古來雨をせし、のある山下に、堂を建藥師を安置、天台宗にて、石王山信光寺と稱來りしとぞ。布施方村は備後、後に廢絶の年代不詳、元祿年中、檢地の頃は、藥師堂のみ残りし故に、境内も狭少なりけむ。

那賀禮波乃嶽 村後に在高嶽なり。山上東西廣原あり、曉に、旭光かやく故に、朝日ヶ原と云。

○寺林村 縱横高三百五十七斗四升九合。山林。家五十七戸。人三百十餘人。

産物 米二百四十九石 稗三十五石 大麥六石四斗 小麥七石二斗 大豆二十石 小豆六石 粟十二石 蕎麥八斗 胡麻二升 荳八斗 菜種一石九斗 桑四千八十貫目 麻六十貫目 楮五十貫目 煙草百五十斤 大繭十貫目 小繭二百貫目 布八十端 眞綿五把 李・柿・楢

東方 吉田二十町。西堀の内十町。南方山。北 梨ヶ根九

郎・二郎等是也。

寺林城 舊名女蕃城 里傳云、右の女蕃は、農家になりて後、江馬家長臣寺林大内藏と云る士の居城たりしより爾云とぞ。

○堀内村 縱十町、横三町。高百三十四石三斗一合。山林家二十四戸。人百四十餘人。

産物 米七十七石 稗二十石 大麥三石 小麥二石 大豆十石 二石五斗 小豆一石六斗 粟七石五斗 蕎麥八斗 胡麻一升 荳二斗四升 菜種一石 芋類 桑二千貫目 麻三十六貫目 楮三十五貫目 煙草八十斤 大繭三十貫目 小繭七十貫目 布五十端 李・柿・楢・ひよび。

東方 寺林十町。西山。南方 伏方六町。北 梨ヶ根十町。高山七里餘。

村名義は、舊名は不詳、此村の左右に深谷あり、左は字「右は字深谷と云。村内の耕地、字林下と、石畑とを、一に御屋敷とも云、中古寺林村の領主、久米家老、何立蕃と云へる士の屋敷ありし頃、其東西の谷を外堀として、居館を構へし故、堀の内と云りとぞ。

産土神白山社 村上字「鎮座、云上社。祭神白山三社大神。祭日 境内二段四畝歩地。

同白山社 村下字「鎮座、云下社。祭神 同右。境内六畝

斐太後風土記卷之十六 吉城郡下高原郷

堀内村 梨ヶ根村

朝浦村

一四七

町。高山七里。

村名義、舊名は詳ならず。中古年代久米城之介の名不詳、姓氏久米臣、直等見、其後か。采地たりしが、其後江馬家臣、寺林大内藏名も不詳、の采地たりしより、終に村名に成しとぞ。

産土神縣の宮 字宮の平鎮座。祭神高皇產靈神。祭日 氏子境内五畝二十六步 除地。近邊字、鳥居垣内・字宮畑・字森の下云も有。棟札明應四年乙卯八月再建。

右社に、飛驒匠作の古扉一枚存。

同若宮八幡宮 祭神 應仁天皇御靈・仁徳天皇御靈。祭日 氏子境内一段四畝二十二步地除。

同白山社 祭神白山三社大神。祭日 氏子 境内六畝二十八步地除。

同諏訪社 祭神南方刀美神二座。祭日 氏子 境内無除。

同稻荷社 祭神稻荷神三座。祭日 氏子 境内無除。

阿彌陀堂 本尊阿彌陀如來。境内一畝二十一歩地除。

藥師堂 本尊藥師如來石佛。傍に行基作觀音安置。境内二畝九歩地除。

久米城之介古城 一云女蕃ヶ城 里傳に、年代不詳、久米城之介と云し人の居城にて、其家老姓氏不詳、立蕃と云し人城代と成て、月年をへし間、久米氏何國か、没落の後、其家老立蕃農家と成、其末葉今に相續、立蕃を家名とす。今の立蕃一

五歩。地除。

○梨ヶ根村 高九十五石一斗九合。山林家二十二戸。人百餘人。

産物 米六十石 稗四十石 大麥八石 小麥十五石 大豆八石 小豆二石 荳三斗 桑二千五百貫目 麻十貫目 楮十貫目 煙草百斤 柿千二百顆 大繭小繭七十貫目 布十五疋 李一斗 棗五升。

東方 舟津町十一町。西方 堀の内十町。南方 寺林十八町。北方山。高山七里半餘。

村名義。

産土神八幡宮 祭神應神天皇御靈。御祭日 氏子 境内七畝十四歩地除。

同神明宮 祭神天照大御神。御祭日 氏子 境内三畝一歩地除。

地藏堂 本尊 境内二畝歩地除。

愛染堂 本尊 境内一畝歩地除。

○朝浦村 縱二町半、横一町半。高四十八石九升二合。山林家九十三戸。人四百二十餘人。

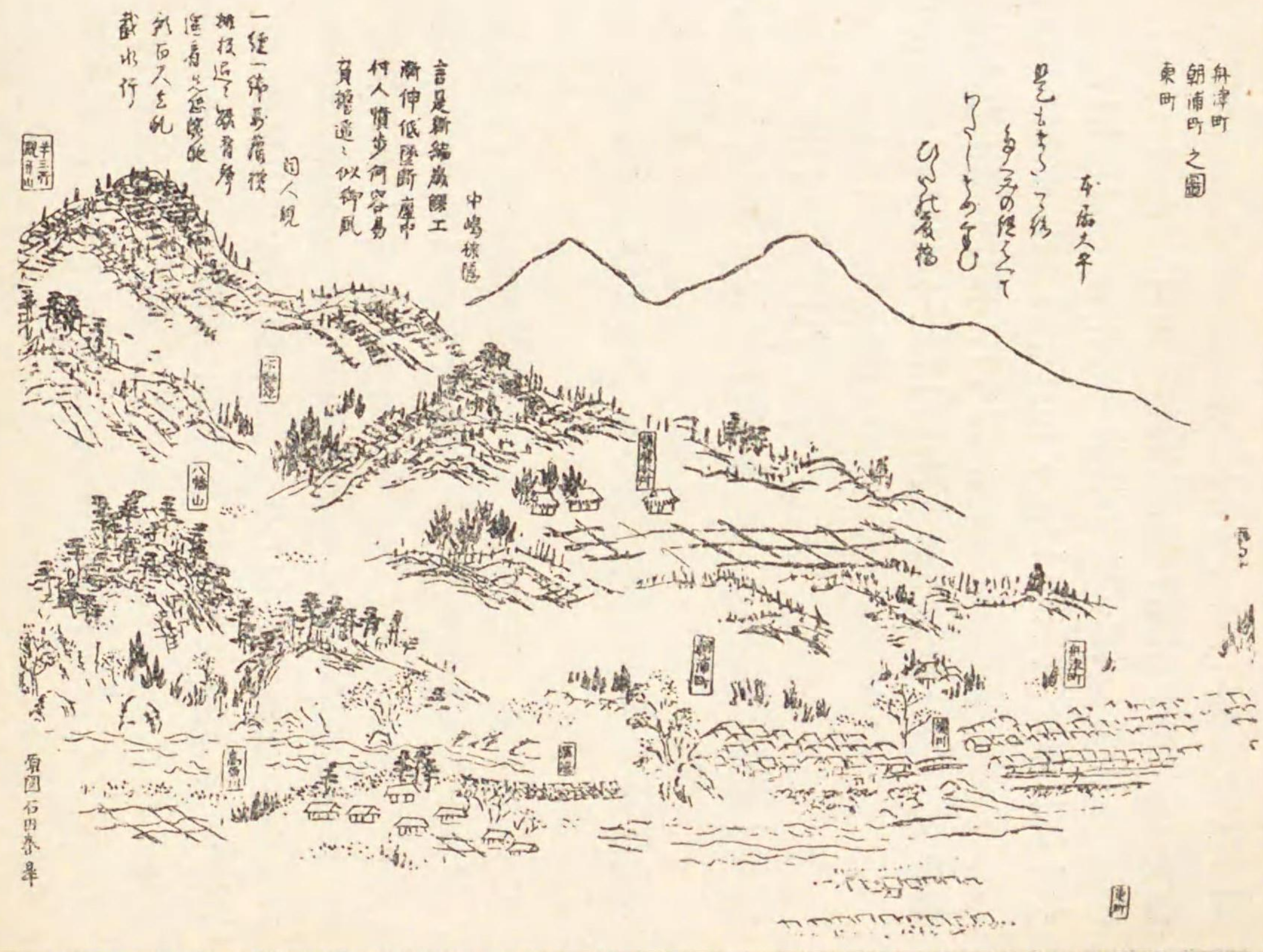
産物 米四十三石 稗十二石 大麥一石二斗 小麥二石一斗 大豆二石二斗 小豆六斗 粟二石 蕎麥五斗 荳二斗 菜種一斗 芋類 桑五百貫目 麻三貫目 大繭六十八貫目 小繭二百五貫目 布四疋 生絲四十五把 薪二十間 紬二十五



正桃・柿・栗・椽・櫓

東方川。西方梨ヶ根十二町。南方釜崎十町。北方舟津町三町。高山七里二十六町。

村名義は、朝浦は後世の借字にて、麻生原なるべし。原の良とのみ云は、古今集秋歌上、僧正遍昭、里は荒て人はふりにし宿なれや、庭も籬も秋の郊原なる、遠鏡に、とんとはや、秋の野原でござります。夫木集に、眞葛原下はひありくのら猫の、なづきがたきぞ妹が心に、などある野原も同じ、今の俗も高原を多可良、桃原を毛母良といへる類なるべし。凡て此郷に、苧生茂・麻生田、和名抄には遊遊とかけり、麻生谷に誤れり、等有て、土地に應へる物より、名に負しならむ。又此板村に、朝浦町あり、共に元是、舟渡、舟津町の之内にて、一村なりしを、當村の氏神を、元來舟渡の八幡宮と稱し由は、津と改めし故、元祿檢地帳以來、爾書る成べし。又藤橋を年々掛替、目論見帳にも、舟津町村藤橋とのみ記せる故、近き安政の頃までも、橋は朝浦町に在ながら、舟津の藤橋とのみ唱來りつらむ。抑此朝浦町と、舟津町と、別村に成しは、寶永四丁亥年、舟津町にて、諏訪明神を祭りしより、舊來の氏神八幡宮と、兩社の祭禮を隔年に執行せしこと、舟津町大森豹が家の、古文書に見ゆ。然れば其頃によ、別村に成つらむ。産土神八幡宮、祭神廣幡八幡大神。



攝社祭神武内宿禰命。木像坐像、御丈一尺二寸古彫刻、作銘雲慶作、年號不記。

末社愛宕社 祭神火産靈命。境内一段四畝十二步除地。

御祭禮八月十五日。氏子、朝浦村九十三戸。

此宮は、朝浦町の南に一小山あり、八幡山とも、鳩巢岑ともいへり。麓、周、匝、五町許、東は高原川の急流に臨て斷岸高く峙ち、樹木繁茂せり。西に深溪あり、蟻川と云。社地清淨にして、最絶勝地也。相傳云、往昔源家の武士、川尻權守と云人、江馬家所縁に因て、此地を分領し、居城を構住り。

其後川尻數代を経て、傳云、其始川尻權守、此山に城を築かむとせし時、見天皇の御靈顯坐せしが、年久く發掘して、今はあとかたもなし、汝、此山に居を構とせば、先づ八幡宮を、勸請すべき由を、告て去玉ひしとぞ。江馬家十二代孫、平時正の世に至て川尻と不和になり、爭論に及び、江馬より責來り戦んとすれども、城の要害堅固にして能防ぎし故、江馬兵は利を失ひ、引退しが、時正折をうかひ、十二月大晦日に夜討せり。此夜は越年の祝賀にて、熟醉の上不意のことなれば、防禦の術なく、行方不知落したりと云。里傳云、白川郷阿古村に居城せし川尻權守は是歟、未詳。其後は城内に鎮座の八幡宮のみ残りぬ。里傳云、江馬家にては、源家の守神を、平氏の尊敬すべき神にあらずとて、破却せられたりとぞ。廢絶して

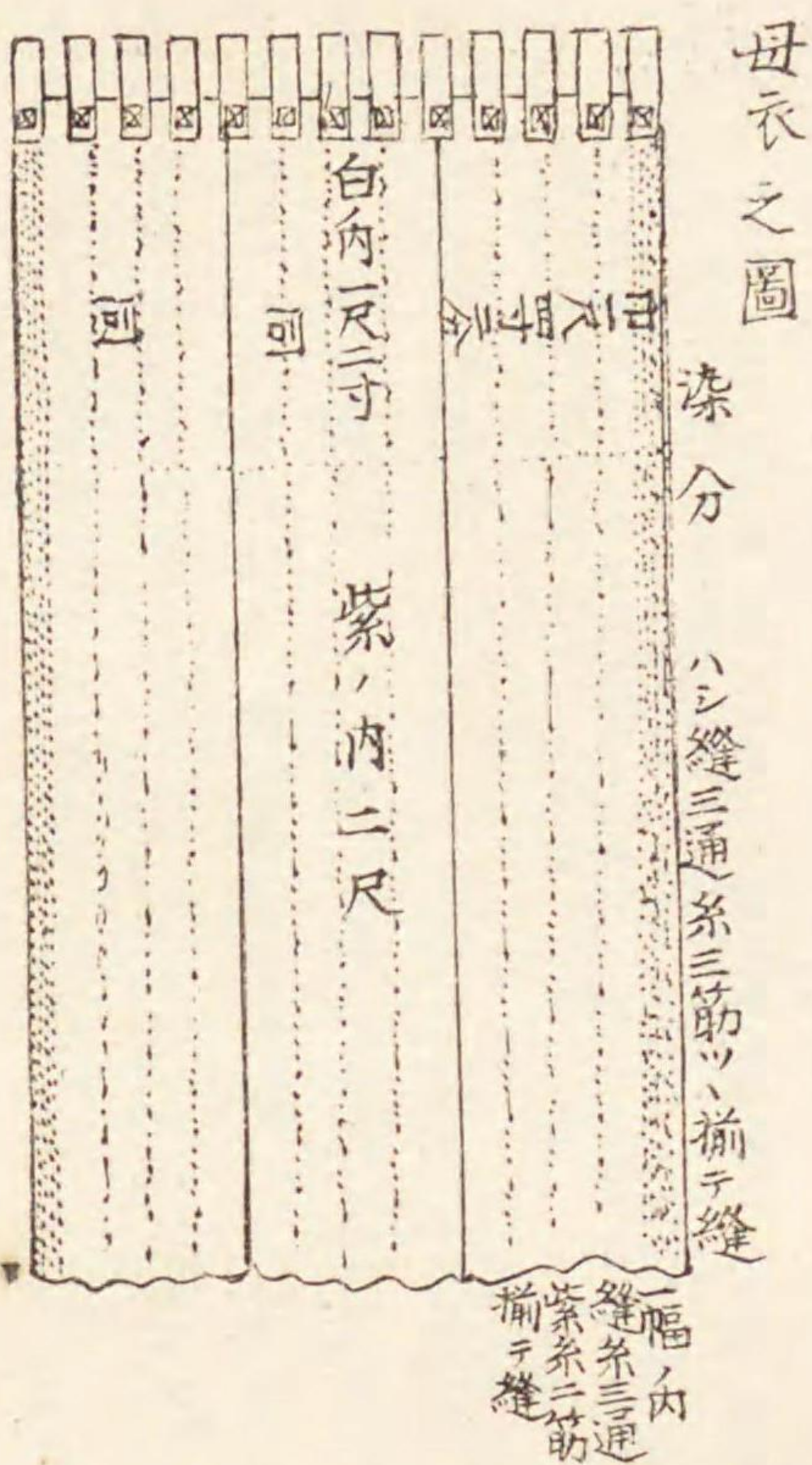
より數多年を経たりしに、江馬家中、及領内の人民、疾癘濕疫、或は災害起りて、多く難澁せり。こはそも八幡宮の御崇ならむと言觸たり。其由里民なけき訴ければ、江馬氏にても、さあらんとて御社を再興し、武器弓箭を奉納し、祭祀は舊格の如く行列正しく行ひ、近郷十八ヶ村に命て其祭を營ましめ、毎年八月十五日不忘執行せり。其古例近年まで相續せり。毎年八月十三日夕方に、舟津の御旅所へ御神幸坐し、十四日は祈年神樂、十五日には舟津・朝浦の兩市中御巡幸にて、本宮へ還幸まします古禮也。最此御神事は、高原郷内にての大祭也。然るに世上の風俗、漸く推移り、後世には、祭政一致の、古への御政道、嚴なる神威をわきまへず、神事祭禮は、只少年の遊戯と成り、或は踊り物真似となり、古實古典を失ひ、終には近郷なる村も次第次第に引分れ、舟津・朝浦兩村のみにて相勤來りし所、去る天保・弘化の頃に至り、舟津町村の氏子も、怠りて引分れぬ。其後は朝浦一村のみにて御祭禮儀式を營みぬ。古雅の風儀を失ひぬること可惜可歎至也けり。

御神寶 弓一張 古領主、江馬家寄附の品也。通例より異也、古代の弓也。文化年中、産子何心得なく、是を塗直し彩色を



加へ、美々布仕立直して古雅を失へるは、可惜也。  
箭十筋 右に同じ。鷹羽にてはぎたり。箭の根入、是又古  
品也。可惜事は、箭並管とも、慶應二年丙丑十月二十二  
日夜、失火にて焼失せり。管裏書を書留残さざるは、可  
惜至也。

母衣 【社記】に、江馬輝經鎌倉より持來られしを、後代  
に當社へ奉納有しよしなり。平敦盛朝臣の、母衣なり  
と委く記せり。



右弓矢母衣は、江馬小四郎輝經、鎌倉より持來、母衣は無  
官大夫敦盛の母衣なりと云り。江馬十二代時正、當社へ  
奉納の後、是を吹貫となし、竿に附て御祭禮の行列に用

ひたり、數年來風雨に晒て、織地腐朽せり。然るに貞享年  
中、近郷疾病流行して、人民甚難澁せり、于時此吹貫を立  
れば、疫氣消除せりと言ふれて、村内に之を立、又此織地  
少しづつ、守りに用ふれば、疫難を免ると言傳て、是を少  
づ、切て、守に懷中せり、近來は一管を造り納入て神寶  
として、又其替を絹地以て仕立、白紫染分にして、縫仕立  
も同様に摹して用ふとなり。又此織地は大き絹の如にし  
て上半分は色白、下半分は色紫、賦薄茶様に見ゆ。古物故  
に染色しかと難分、又縫絲仕立とも常並の品にあらず、  
兩端は大き糸にて三筋揃て三通にぬひ、立は一幅三通づ  
つ絲二筋揃てぬひ、千緒は中一通絲一筋にてぬひたり。  
往年此織地京へやり、織師に見せけるに、其名を不知、古  
へ唐土より渡り物にて比類なき品也と云り。慶應二丙丑  
年十月二十二日夜出火の時、益田半七土藏に在て此母衣  
并箭管とも焼失、七百年來の重品を一時の烟となせしこ  
と、里民舉て歎惜せり。弓のみ残れり。

金森家臣大坪玄陸正興寄附

弓一張 此弓は通例の品なれば不圖、黒塗藤白塗下絲  
卷、巾一寸餘厚六分強し。

箭十筋 箭の根なし、羽黒竹白。

箭筒裏書

貞享三丙寅載八月吉日

奉寄附弓一張 高原船渡八幡宮御寶物也

大坪玄陸正興

此二品は無難にて、于今當社の神寶也。  
御祭禮裝束入筥蓋裏書

覺

貞享元甲子因旱魃、雨乞願狀を八幡宮え納申處、追付  
雨降り、其願狀の旨趣は願望之利生於有之は、自今以後  
年々祭禮可令執行旨堅誓、因茲翌年同二年丑四月謹而  
執行之段、今以無怠慢、然所寶永四丁亥年當所諏訪大  
明神初而執行之、此後右兩社の祭禮毎年隔年に可執行  
旨擬定之。

寶永四丁亥歲八月

大森樂枕

此一筥は舟津町大森善次郎家にて今以大切に秘藏せり。  
正參寺跡 吉野村莊嚴寺塔頭。正參寺は本郷本。○江馬家後鑑  
錄云、四代江馬小四郎平公時三代光盛子正和五丙辰年九月十八

斐太後風土記卷之十六 古城郡下高原郷 麻生野村

日歿、行年五十五歲、法諡正參寺殿、雲岳險龍大禪定門  
遺蹟在本郷村、と見え、此四代公時の菩提の爲に建し寺なら  
む。○【高原舊事録】に、天正十三乙酉年春、金森父子討人の正  
參寺再建緣起云、往昔吉野村莊嚴寺者、天台宗の名刹  
也、本郷村正參寺與桂月庵者、莊嚴寺の二塔子也、爲兵火  
灰燼也。天正十二年、佐々成正、坂武威、放火、其時莊嚴寺、  
桂月庵、桂本神社、皆燒失矣、靈寶數多燒失也。其後近村老少同  
志、三利合爲一寺、又號正參寺、而又改爲當國荒城太平山  
安國寺末流也、安國寺燒失之後退轉、而越中國佐西伊田  
村國泰寺閑居、松嚴和尚看護也、此前正參寺中興開基、當  
國小田刈城主、牛丸亦左衛門重親姉小路大綱、法號高原院、當  
寺中興開基、關室正參居士。

○麻生野村谷、檢谷、縱十九町、橫九町、高二百二十二石六  
斗八升七合、山林家人。  
產物 米百六十石 稗三十五石 大麥十六石 小麥二十石  
大豆二十石 小豆五石 粟十石 蕎麥十二石 黍四石 荏三  
石 菜種四石 白芋八石 桑五千九百貫目 麻四十八貫目  
楮百二十貫目 大繭百貫目 小繭三百八十貫目 布百八十  
反 稻筵百二十束 串柿二百連 眞綿三把 藍二十五貫目  
栗二十石 山鳥十五羽 雉十羽 鱒三本 ハエ三百尾 ウグ  
ヒ五十尾 カチ炭九十貫目 梅・棗・李・麥・李・橡・檜  
東方山。西方川。南方 數河村十五町、石神村八町。北方



殿村十町。高山八里二十八町。  
村名義は、麻生谷なるべし。【和名抄】に、常陸國行方郡にも、豊前國下毛郡にも、麻生郷あり。美濃國加茂郡に麻生村あり、今麻生野とかけど、湯桶訓いか、屋の意にも有まじ。【和訓栞】に、谷を也とよむは、也都の略也。蜂谷・澁谷などは是也とある如く、今東京にも下谷、四谷等の地名有麻生谷なるべし。  
遊幡石神社 南面。祭神大穴牟遲神。相殿 少名毘古那神・宇迦之御魂神。祭日 氏子上麻生野三十戸。境内二十五歩。國史所載延喜式外。十社の内の一社也。大歳神・走淵神・四天王神・遊幡石神・廣瀬神・道後神・氣多若宮神・本母國郡神・劍緒神・賀茂若宮神。

【文德天皇實錄】卷第三云、仁壽元年正月甲戌朔庚子二十、詔天下諸神、不論有位無位、叙正六位上。【三代實錄】卷第十四云、清和天皇貞觀九年十月五日庚午、授飛驒國云同國正六位上、大年神・走淵神・四天王神・遊幡石神・廣瀬神・道後神等、從五位下。○【荏野册子】總社考云、遊幡石神、遊幡二字訓いか、今高原郷に石神村あり、大なる石像立たるを神體とせる社有とぞ。若は此神歟。○禮彥按に、遊は郷名にて、今の高原郷の古名也。【延喜民部式】に、凡諸國部内郡里等名、並用二字、必取嘉名嘉名と云ふも、字の事也と鈴屋翁いはれたり。とあれば、是より後は、郡里郷村名は皆好字二字を用ひ

貞觀二年六月九日、二前竝列於官などあるを思へば、此石神は、大名持神に御坐らむ。【出雲風土記】上卷四十四に、楯縫郡神名樋山に坐石神、【和訓栞】に、伊勢國鈴鹿郡の石神社、因幡國神御子石、尾州城東物部神社、又姬神社石等其他にも見えたれど、皆別神なれば爰に略きぬ。【元祿檢地帳】にも、【寶曆除地帳】にも、除地廿五歩、石神宮地と有。○寶曆三四年以來、數度の棟札にも、石神大明神と記せり。

石神社末社。

神明宮・稻荷社、井の口 橋洞 本谷 楯谷白山社・山神社・山神社。

産土神八幡宮 下麻生野村鎮座。祭神 境内四畝八歩除地。氏子、下麻生野廿戸。天文九庚子年、宇佐宮勸請領主麻生野右衛門大輔直盛。

末社。

洞山古跡跡 大御殿山稻荷社・愛宕石社。

慶雲山兩全禪寺 高山宗猷寺末、濟下。永祿□□建立、初

號兩全院。本尊千手觀音、立像七寸有餘、定朝刻。境内六畝十二歩、境外田畑三段四歩、兩除地。洞城主麻生野直盛永祿七年甲子年 永祿七年五月十五日歿。兩全院慶雲秀山大禪定門。

洞城址從高山 九里【江馬後鑑錄】云、麻生野右衛門大夫直盛は、江馬十四代時經之二男也。童名云小次郎、麻生野村野尻に

たる也。此の後【和名抄】に、飛驒國荒城郡遊布郷阿曾郷とあれど、上の遊は、遊字の誤なるべし、遊々てふ熟字は有まじく、遊遊なるべからむ。延喜より前の、【三代實錄】なれば、一字にて郷名なること疑なし。富奥眞成宮原村の民が石神社圖に、此所を石神畑と記せり。然れば畑は、麻生谷村の字也。遊幡石神は、譬ば、上呂郷久須地八幡宮、また荒城郷宮地河伯といはむがごとし。遊古郷 幡か治田の借字なり石神と云るにて、今ならば高原郷麻生野石神といへるに同じ格なり。今の石神村は此の畑の上村にて、古は枝村なりしとぞ。○【文德天皇御實錄】に齊衡三年十二月庚午朔、戊戌、常陸國上言、鹿島郡大洗磯前、有神新降、初郡民有糞海水爲鹽者、夜半望海、光耀屬天、明日有兩怪石、見在水次、高各尺許、體於神造、非人間石、鹽翁私異之去、後一日亦有廿餘小石、在向右左右、似若侍坐、彩色非常、或形沙門、唯無耳目、時神憑人云、我是大奈母知、少比古奈命也、昔造此國訖、去往東海、今爲濟民更亦來歸と仰せられて、其翌年天安元年八月に、その神社を朝廷の御社になされ、即今の太洗磯前と酒列磯前の兩社にて、【延喜式】神名帳に名神大と有て、朝廷大社の列に御加なされたり。志豆乃石屋上 三十三丁に出○【神名式】に、能登國羽咋郡大穴持像石神社、能登郡宿那彦神像石神社、【清和天皇御紀】に、

居館を建て住居焉、里人傳云、野田の故墟は、大永年中、麻生野氏の居館を轉、洞山に一城を築き、直盛居城とす。時人直盛を洞殿とも、麻生野殿とも云は此縁也、其後正親町天皇御代永祿己未年六月、甲州武田信玄、信州迄出馬飛驒討入、先鋒武田家臣、飯富昌景、平湯村の國界阿房原に滯陣、使者を以幕下に可屬旨申越ければ、誓紙人質を以盟約し、江馬時盛は麻生野直盛の兄なり、嫡子輝盛を信州松本へ差立、武田信玄に謁見、方物を獻けるが、折節此分家、麻生野直盛は病氣に付、謝禮延引、同年九月の始、爲名代一子麻生野淺之進慶盛時年十、家士伊藤新左衛門相添、甲州へ遣けるに、折しも信玄上州出馬に付、甲州に滯留、歸陣の上、十月十一日、飯富取次、國產幕布五疋、大阪紙十束呈之、信玄へ謁見、本國深雪を申立ければ、早速暇を乞受、信玄より直盛へ判物并定家の筆三夕の色紙三枚を贈けるとぞ。慶盛主従、十月十八日甲府を立て、歸途阿房越の處、風雪荒に付、數日滯留して、漸歸城しけるとぞ。其後永祿七甲子年、麻生野右衛門大夫直盛、五十五歳にて病死せり。麻生野家二代慶盛繼家。此慶盛は、日ごろ本家江馬輝盛と江家十六代にて 慶盛從兄也不和なりしが、同御代天正六戊寅年八月十八日夜半、輝盛軍兵を率來、不意に攻入、合戦に及けるが、戰盡て切腹して死、家臣小林源八某、又平某等戰



死。麻生野家二代、凡五十餘年にして落城せり。慶盛の室小松女は、江馬家臣、河上宗十郎光久の妹也。慶盛自殺の時、家臣等の介抱にて、城中を逃出、母子三人、小松女・紀伊女・小次郎、家頼三人脇田右衛門七・大坪孫八・吉兵衛主従六人、八月十八日夜半に落延て、白川郷より越中國五箇山の難所を凌、九月十七日、射水郡小泉村にさすらひ居て、天正十一癸未年、同國舟倉へ移、同十二年申年三月病死。小次郎は、同村泰立寺の弟子と成、剃髮して養慶と號、金森家飛驒國中平定後呼返し、國分寺僧と成、後に修験に轉じ、大乘院大成養慶と云是也。

○石神村 縦五町、横一町三十間。高百七十七石五斗七合。山林段別木數不詳。家二十三戸。人百十六人。産物 米七十二石 稗四十四石 大麥十二石 小麥二十石 大豆二十二石 粟十二石 小豆四石 蕎麥四石 胡麻四升 荏三石三斗 桑二千七百貫目 麻二十二貫目 大マユ四十五貫目 小マユ百五貫目 布五十疋 稻筵六十六束 粟二十石 生牛一疋 生馬二疋 檜・檜・梅・栗・リンゴ・柿。東方山。西方數河十町。南方山。北方麻生野九町。高山八里半餘。村名義は、村民傳云、此村氏神地内に石神と唱來る石有て、

障人は必其崇を受と云つたへたり。往古は其石を神體と尊祀たりしを、何れの世にか、其本社に白山神を祀り、傍社に其石を置たる故に石神村と唱ふと云は、然も有べきこと也。古しへの【戸令】と、享保十二丁未年の、古繪圖とを合考ふるに、此石神村と、數河村とは、古しへは皆麻生谷村の枝村にや在つらむ。さらでは、二十戸ばかりにて、一村に立べき理なし。産土石神社 祭神 後合祀白山比咩大神。境内六步除地。村民此石神を、國內十社の一神に坐とは、近年古神社を、皆書上てよとの、御布告を聞て云るならむ。故按に、奥麻生谷には、畑石神坐り、其を【三代實錄】に、遊幡石神と載られたれば、十社の一神は、幡石神に坐すこと著明し。然れば能登國羽咋郡の如く、此處にても奥麻生谷の畑には、大穴持命の像石神をまつり、枝村なる此石神村には、宿那彦命の像石を祭りしならむ歟。【三代實錄】と、【神名式】とを合見て可考ことなりかし。杏子城址 從高山七里半、杏子一作杏城。【江馬後鑑錄】云、十四代江馬左京進平時經は、十三代時正の長子也。一書を引て、飛驒國高原と荒城とを領し、石神に杏の城を構へ、二越館に住云。【飛州志】に、二越城在于麻生野村と有、是なるべし。古しへ石神は、麻生野村内なりし由也、故混つら

む。天文元壬辰年、時經五十六歳にして剃髮して、舟津町村下もの木戸脇に庵室を結び、閑居して號永常院と見えれば、此杏子城を築しは、其より先の、大永享祿の頃にや。廢止年代不詳。

○數河村 縦十町、横六町。高二百二十九石八斗七升二合。山林段別木數不詳。家四十一戸。人二百三十九人。産物 米百十石 稗四十二石 大麥十四石 小麥四十石 大豆十五石 小豆四石 粟十一石 蕎麥十三石五斗 黍三石 荏五石 芋六石 桑五千五百貫目 麻四十九貫目 楮百五十貫目 大小繭三百五十貫目 布百六十反 稻筵百束 串柿八十連 菜種四石 紙六十束 藍四十貫目 粟十石 生馬二疋 桃・李・椽・檜。

東方石神十町。西方川。南方桃原十町。北方麻生野十五町。高山へ九里。村名義は、村内字沖田と云深沼有て、古來菅の生茂れるを以て考ふるに、上代にも爾る地故、菅生といへるを、村の辟けて後も、其名を唱來りしが、又末に至りて、同郡小島郷と、益田郡馬瀬郷の菅生とを、何れも同じ字に、數河と書かへつるならむ。可惜事なりけり。

○金木戸村 枝村、山吹。縦半町、横半町。金木戸。縦一町、横半町。山吹。高十一石九斗四升五合。山林

家十五。人百十三人。産物 米一石三斗 稗三十二石 大麥九斗 小麥八石 大豆八石八斗 小豆一石 粟四石八斗 蕎麥五石二斗 荏一石二斗 桑千五百貫目 麻二十七貫目 粟三石 檜八十石 大繭六十貫目 眞綿百目 布三十疋 菜種二斗 楮三貫目 牛一疋 マス十尾 イハナ一貫目 東方山。西 双六へ二十町。南方川。北 森茂へ二里。高山へ八里。

村名義は、村民傳云、古しへ何國よりか落魄士來りて、此小高き山上を開き平均して、寓居して、麓の徑の兩傍の岩に據て、鐵城門を建て、固めとして住けるとなり。其より後、金木戸と云とぞ。按に双六村の奥區を切開きし地なり。【戸令】の定まりし頃は、双六村に隸しならむ。故に此村の谷川を、今に至るまで、源より流末まで双六谷とのみ云るなるべし。

枝村山吹は、山路のさはに生る地なれば、名に負しとなり。森茂には、是も双六の内なりしならむ。○森茂村 縦十三町、横五町。高五十五石九斗一合。山林段別木數不詳。家二十六戸。人二百人。産物 米四十石 稗九十九石 大麥一石二斗 小麥八斗 大豆八石 小豆二斗 粟四斗 蕎麥二石 荏三斗 桑五百貫目



麻二十五貫目 煙草百五十斤 榦一石 榎八斗 大小藪十貫目 布二十五疋 蕨粉九石二斗 蕨繩八束 生馬四疋 東方山。西方伊西へ十八町。南方金木戸へ二里。北方岩井谷十八町。高山へ十一里。

村名義は、文字のままなるべし。【和訓栞】に、林叢を云は、盛の義成べし。俗に森をよむも盛也。木多貌とあり。里人も、山内にて、すぐれて木の叢生繁茂し處を、森と云なり。又【栞】に、茂をもしとよめるは、音には非ず、もきとももくともよみて、【神代紀】に扶疏をしきもしと訓り、故に森茂と云か。此村の山脈は、北俣嶽につゞきて、諸木繁茂の村也。大野郡白川郷にも同名の村あり。

○打保村 縦五町、横二町。高十五石一斗八合。山林 家九戸。人七十六人。

産物 米五石二斗 稗六十石 小麥四石八斗 粟五斗 大豆五石二斗 小豆八斗 荏三升 桑七十貫目 麻十貫目 煙草五十斤 大小藪五貫目 蕨粉七石 蕨繩五百束 布十疋 東方山。西方和佐符五町。南方山。北方山。高山十二里 半餘。

村名義は、此村は世云山村の内にて、最奥區にて、北俣嶽の西面、半腹にも當れる、荒山中に開きし村なれば、往古大樹の竅木の有し處か。又は【和名抄】の、鬱茂草、辨色立成、

産物 米二石八斗 稗六石 大麥一石二斗 小麥一石二斗

大豆二石 小石四斗 粟二斗五升 桑三百貫目 麻七貫目 煙草五十斤 榦一石 榎五斗 大小藪五貫目 布六疋 蕨粉三石 蕨繩五千束。

東方 打保五町。西方 瀬戸五町。南方 山。北方 山。高山十二里。

村名義は、【和名抄】に、早稻を和勢と訓て、稻の早種なれど、其に倣ひて、國內にては古來稗をも、早稗と云り。此村は山の村の内にて、殊正南向の村なれば常に稻にまれ、稗にまれ、早田の能登れる地故、名に負しならむ。【萬葉集】には、早田とよめれど、【神代紀】の粟田・豆田と訓る田か、生の意ならむ。高原郷の村にても、此山村は、和佐介の意、饗接を、古來不斷行ふ由也。早穀を重んずること著し。

○下本村 縦十八町、横二町。高十九石二斗七升。山林 家十四戸。人百三人。

産物 米十九石二斗 稗五十二石餘 大麥八斗 小麥一石二斗 大豆六石八斗 小豆七斗 粟七斗 蕎麥八斗 荏二斗 桑二百貫目 麻十五貫目 煙草百斤 榦一斗五升 榎二斗 五升 大小藪五貫目 布十四疋 蕨粉三石五斗 蕨繩五千束。

東方 瀬戸十五町。西方 山の村川。南方 岩井谷半里。北方

【延喜式】等に、鬱萌草とある草の生たる地故に、名に負たるにや。

【和訓栞】に、夏枯草を、うつほ草と云は、靱に似たる由也。此二つの内に據れる名義ならむ。天和元年辛酉十月【金森草高帳】には打尾村とあり。

○瀬戸村 縦三町、横一町。高二石四斗一升九合。山林 家二戸。人十七人。

産物 米八石 稗十石 大豆二石 大麥二斗 小麥六斗 小豆三斗 荏三斗 桑二十五貫目 麻二貫五百目 煙草二十斤 蕨繩百束 布三疋 蕨粉二石 東方 和佐符三町。西方 下の本十五町。南方 山。北方 山。高山へ十二里。

村名義は、【和名抄】に、駿河國益頭郡西刀世豊前仲津郡狹度、筑前糟屋郡勢門、世薩摩出水郡勢度郷あり。又【神名式】但馬城崎郡西刀神社、又能登羽咋郡瀬戸比古神社坐り。【和訓栞】に、せとは【神代紀】の哥に見ゆ、【萬葉集】に、湍門・迫門と書り。常に瀬戸と書も同じ云。狹處の意なるべし。此山の村にて、下の本は最地辟け、打保・和佐符は次之、此村のみ殊に狭ければ也。益田郡にも同名村あり。

○和佐符村 高八石六斗六升二合。山林 家八戸。人五十六人。

左古二里。高山町十二里。

村名義は、山の村中にては、最辟たる村なれば、本郷の義にて、上郷の本郷に中昔よりの事なるべし。對へて下本郷と云しを、諸國地名は、二字に可書と、當昔朝命ありし頃より、下本と書しならむ。【和名抄】に、下某といへる國郡郷名とも數多あり。此山の村は、今の舟津以北の高原川兩岸上の村々よりは、甚舊く辟けたる地なりとぞ。

○岩井谷村 縦五町、横二町。高六石九斗八升六合。山林 家五戸。人三十人。

産物 米一石六斗 小麥四斗 大豆二石 小豆五斗 稗六石 粟二斗 荏三升 麻六貫目 布六疋 蕨粉五石 蕨繩二千束 東方 山。西方 谷川。南方 森茂十八町。北方 下、本八町。高山十一里半。

村名義は、【和名抄】に、陸奥國磐井郡磐井郷あり。【神名式】に、武藏國荏原郡に磐井神社、山城乙訓郡と越後三島郡とには、石井神社坐り。同義にて、谷を添たるのみならむ。大野郡小八賀郷にも、同名の村あり。

○伊西村 縦八町、横三町。高二十五石八斗五升一合。山林 家十四戸。人九十四人。

産物 米三十二石 稗 大麥二石 小麥四石 大豆八石 小豆一石 粟七斗 荏一斗 桑三千貫目 麻十六貫目 煙草五十



斤 大小藪二十貫目 布十四疋 蕨粉八石 砥石四百五十貫目 蕨繩二千束 炭一萬貫目。  
東方 森茂十八町。西方 和佐保へ一里。南方 山。北方 山。高山へ十里。

村名義は、伊西は借字にて、犬石の義なる由、【飛州志】二卷私部に見えたり。實に然ること成べし。然あれば、古しへは此伊西村と、笈破村とは、一村なりし故に、別村になりし年代は詳ならずと犬石は近世にては、笈破村の山上にあるなるべし。其石の貌犬の坐れる姿に能似たり。

○和佐保村 縦十六町、横十五町、高七十七石九斗四升四合。山林 家三十戸。人百五十餘人。

産物 米五十二石 稗百六十一石 大麥六石四斗 小麥六石四斗 大豆十石四斗 小豆四石 粟九石五斗 蕎麥四石 荳一石五斗 菜種一石二斗 桑二千五百貫目 麻三千貫目 楮二百貫目 布三十五疋 稻藁二十束 大小藪百三十貫目 藍二十貫目 栗四十五石 材木三十六本 樽二千枚 生馬一頭。

東方 伊西へ一里餘。西方 殿村へ十八町。南方 山。北方 鹿間。高山へ九里。

村名義は、和佐保は例の借字ならむ。抑高原郷は信濃界に峙る諸嶽麓の村々なれば、年々秋ごとに露霜早く、冬は雪

も早く、深積り、殊に高原川の水脈は至て低く、深くして、水利甚不便故に、水田は稀にて上田多の村里なり。然るに當村は南向の洞にて、聊の溪水なれども、水田に引稻田を作れるに、早稻は穂も早く出けるを、他村の民も羨み、居民は悦びて早稻穂々々と、いひはやせるより、終に早稻穂村てふ名に負つらむ。郷中の村々にて、早稻食饗を古例とするにても、早稻穂を甚尊ぶこと著明し。

○殿村 支村渡 縦十五町、横七町、高三百四十石六斗五升八合。山林 家四十六戸。人二百二十餘人。

産物 米八十石 稗三十石 大麥四石 小麥八石 大豆十六石 小豆一石二斗 粟一石 蕎麥十六石 荳六斗 胡麻五升 桑二千貫目 麻十貫目 李三斗 梅三斗 烟草廿四貫目 柿一石二斗 栗二石 檜一石六斗 稻藁四十束 大藪二十貫目 小藪八十貫目 眞綿二把 布四十三反 忍冬四貫目 菜種一石 楮百貫目 藍百貫目。

東方 和佐保へ十八町。西方 川。南方 麻生野十町。北方 東町へ十八町。高山へ八里半。

村名義は、舊名日向野村と云しと也。順德天皇御代、承久三辛巳年、鎌倉四代將軍頼經公の時、前執權北條時政の義子江馬小四郎平の時經は、河越重親が讒訴に因て、義兄執權北條義時が爲に遠謫せられ、承久三年九月下旬來て日向野

村延命寺天台を旅寓として、字衰手に居館を作りて住之、郷中を知行して、名を輝經と改む。二代江馬高原太郎平朝方、諏訪城を築住しより、十六代相續せり。常陸介平輝盛まで、高原の領主たりしが、輝盛は益武威を恣にせむとして、甲州武田勝頼が援兵を得て、國中諸士を責なびけむとて、天正十壬午年討て出、荒城の八日町にて十月廿七日、小島時光が兵と合戦、牛丸又太郎綱親に討れて戦死、小島時光直に來て當城を責落して、江馬家滅亡せり。十六代も江馬居城の地故、殿村と改めしとぞ。建久四癸丑年、荒木地頭職、多好方來りて、居館を立し宮地の枝村を、殿村と唱へしと、同義なるべしと。其後は村民のみ、住居せる村と成つらむ。

支村 渡の名義は、【字鏡】【葉】中編に見ゆ。  
○鹿間村 縦五町、横三町廿間、高五十二石一斗六升八合。山林段別木數不詳。家九戸。人六十四人。

産物 米五十二石八斗 稗十二石 大麥三石 小麥三石五斗 大豆七石二斗 小豆八斗 粟一石 蕎麥四石 桑二千貫目 麻四貫五百目 楮十貫五百目 烟草五十斤 梅五升 澁柿五升 椽四斗 大小藪百貫目 布二十疋 炭五千貫目。  
東方 笈破二里。西方 川。南方 東町へ十八町。北方 吉ヶ原十八町。高山へ八里半。

村名義不詳、按に十戸に未滿村なれば、古しへは舟渡の枝

村にても有つらむ。【和名抄】に、陸奥國色麻加郡色麻加郷、播磨國筋磨郡等あり。其國人來て住し故に村名に負る歟、又は江馬家臣鹿間何某といへる土有て、其采地たりし故に村名に成し歟未詳。

○東町村 縦八町、横三町、高百六石四斗一合。山林段別木數不詳。家六十一戸。人二百七十一人。  
産物 米七石二斗 稗三十石 大麥十四石 小麥廿石 大豆十四石 小豆二石 粟三石二斗 蕎麥四石 荳三斗 菜種三石 芋二十石 桑四千貫目 麻十五貫目 柿二斗 椽四石 檜二石 大藪二十貫目 小藪百七十五貫目 布十疋 紙三十束 酒五十石 醬油四石一ハエ・ウクヒ三貫目 マス五尾 年魚五十尾。

車方 山。西方 川。南方 殿へ十八町。北方 鹿間へ八町。高山へ八里。  
村名義を考ふるに、往古は日向野と今云殿村は四十餘戸なれば、古の戸名には不足はなり。一村にてや有つらむ。其後江馬氏代々諏訪城に住し頃、舟渡今云町ひらけて後、此村も戸數相増して、西なる舟渡町に對へて東町と稱しにやあらむ。  
○舟津町村 高百七十六石二斗六升六合。山林 家二百七十三戸。人千三百餘人。  
産物 米百二十石 稗四石 大麥二石 小麥四石五斗 大豆



三石 小豆一石 粟一石五斗 胡麻一斗 荏五斗 桑五千貫  
目 麻二十貫目 楮百五十貫目 梅五斗 梨十五石 林檎五  
斗 榧一斗 栗五石 榎五石 大藪二百貫目 小藪千貫目  
眞綿三十把 生絲千四百十把 紬五十疋 紬縞十反 緋五  
疋 絁糸七貫目 ヒ、三十貫目 酒五百八十石 醬油三十  
二石 油八石 端不切三十束 炭三千貫目 山鳥六羽 雉五  
羽 鱒五尾 年魚百尾 ハエ千五百尾 ウグヒ百尾 アヂメ  
ザッコ二斗。

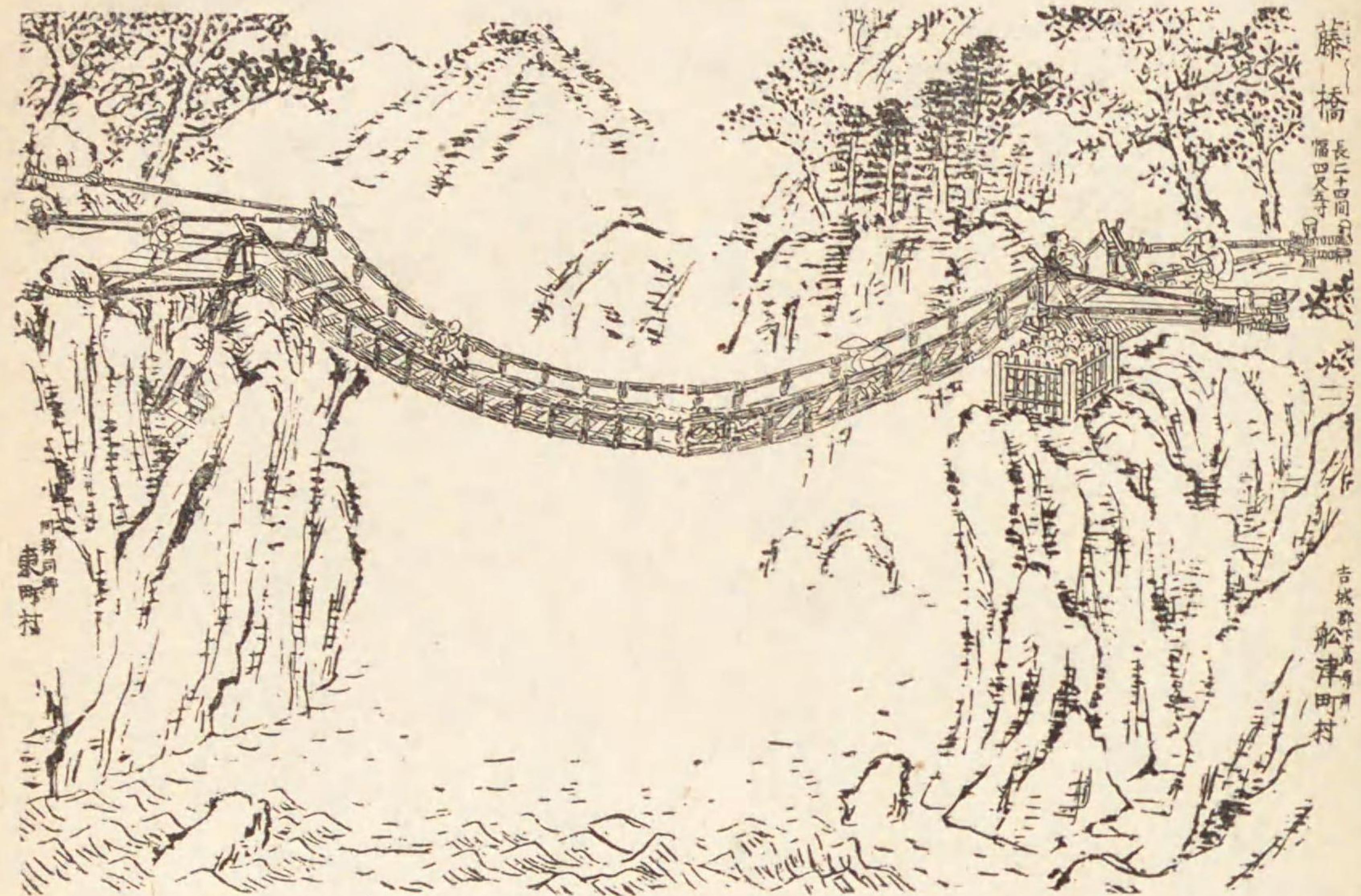
東方川。西方朝浦五町。南方朝浦三町。北方割石一里。  
高山へ七里二十八町。

村名義は古しへ、此處より川の向なる、東町へ一葉の渡船  
ありし故に、舟處舟渡と書しは後の義なるべし。登を處の義とせるは、  
學の諸書に見ゆ。當郷中村々の諸人も、越中國より來る牛方歩荷も、  
皆今世に至るまで舟渡町とのみいへり。舟渡八幡宮へ浦の朝  
は八幡宮の舊稱也。貞享三丙寅年金森分家左京の家老か留主居  
か大塚安陸正興と云る人の奉納したる箭筈  
の古書筆に、舟渡八幡宮御寶物也、と記せり。且元是朝浦と  
一村なりしことは、藤橋を舟津の藤橋と唱來て、朝浦町に在なが  
ら、朝浦の藤橋  
と、目論見帳にも兩記せしにて著明也。抑朝浦と此舟津と  
別村に成しは、寶永四丁亥年、此舟津に諏訪明神を拜祭り  
て、元來の八幡宮との御祭禮を、兩方にて隔年に執行せし  
こと、此町の大森約が家の古文書に見ゆ。其頃よりの事な

るべし。又舟渡の舊名を、舟津と改めしは、金森家移封の頃  
ならむ。さる故に元祿の【檢地帳】には、舟津町村と記しつ  
らむ。地理と、名義とは、不符合事也。

【紀伊國名所圖會】後編五卷、日高郡條中云、船津、日高川  
の流、こゝより上には、五瀧瀧橋皮大瀧・手早瀧・  
黒瀧・黒瀧の漲落ありて、  
川舟のほることを得ず、瀧舟と云細長小舟をもて、炭薪  
の類をつみ下し、こゝにて積かふるをもて、數多の川舟、  
日毎につどへり。故に舟津てふ名を、おはせたる成べし  
と出せるは、能地理に符合たる名と謂つべし。此高原川  
は、かゝることも無ければ、舟渡の方古雅なる名ならむ。  
産土神近世天津神社 元祭神 健御名方富命・八坂刀賣神、近  
世祭神 境内六畝廿步除

此舟津町は、古しへ今云朝浦町をも合て、舟渡と云し頃、産  
土神は、彼村に座八幡宮の由也。朝浦と別村に成て、寶永四  
丁亥年、此所に諏訪明神江馬故郷よ  
りか不詳を勧請て、村名を舟津渡を  
に更しと見ゆ。さる故に、【元祿檢地帳】にも【寶曆除地帳】  
にも、舟津町村、諏訪大明神宮地、と記したりしを、文化年  
中、嗚呼なる者【神名式】の、飛騨國荒城郡五座の最初の大  
津神社は、延喜式には、天と大とを五に誤て、  
兵部式には、大野郡を天野郡とせし如く、誤なることを不知し  
て、諏訪神社を天津神社と改名せしは、可笑所爲也。【式】な  
るは、名張郷村山の天津神社の社にて、荒城郡の郷始なる故



藤橋 長三町四町 舟津町村 吉城郡下高原郷 割石村

に、最初に記したるなり。本母の國郡神に、對祀たるなり。  
告文も石碑も残したれども、皆文化以來の所爲なり。其大  
津神社を、實に上代舟處に祀たらば、【延喜式】に、荒城郡五  
座の末座にて、栗原神社の次に記してあるべし。況【式】に  
は五郷五座にて、一郷に二座の例なきをや。且【古事記】な  
る、師木水垣宮の御代、高志國と東方に所遣し、大毘古命  
と、建沼河別命と父子遙々行廻りて、不圖陸奥にて出遇た  
まひし故事を、【飛州志】に長谷川忠崇は疑て記せしを採用たる  
に、相津は後に會津とかけらるにて、安比豆と、於保都と、  
假字のたかへるにも關文  
藤橋 吉城郡下高原郷船津町村にあり、高山より丑方行程  
八里内、高原川へ懸渡、川東は同郷東町村なり。  
○割石村 縦八町、横二町。高三十石三十八升四合。山林  
家十五戸。人八十四人。  
産物 米五斗 稗三十八石 大麥八石 小麥五石六斗 大豆  
六斗八升 小豆六斗 粟二石三斗 蕎麥六斗 菜種一石四  
斗 桑千貫目 麻七貫五百目 楮七十五貫目 生漆二百目  
烟艸百斤 榎十八石 大小藪六十貫目 布二十疋 串柿四  
十連 椀木地三箇 鱒二尾 ハエ三百尾。  
東方川。西方山。南方舟津町一里餘。北方西漆山二里。  
高山九里。





村名義不詳。按に往古は都て、遊遊郷より越國へは、山之村口と跡津川口より、山を越て行通ひし故に、金森家領國中も、舊幕府に成ても、然る故に彼二口に關屋を建て、守り來れるが、寛政の初廢止に成にけむ。往古は大野郡にても河内郷を通はず、皆位山通の官道にて、益田に出づ、又益田郡にても中山を通はず、下留より竹原に出、和佐を越、下原郷に出、大舟渡より美濃に通ひし由也何れも歩危路にて甚危く、險難處は忌憚て山越をのみせし成べし。然れば、此割石村は戸令を考ふるに舟渡の内歟枝村なりつらむ。年代不詳、此處の絶壁の大岩石を鑿割て、今現に見る如く危嶮道を開きしより、割石村の名に負つらむ。

○二つ屋村 縦二町、横一町、本村。縦一町半、横一町支村水無。高一石六斗九升九合。山林家二戸。人十一人。産物 稗五石 粟二斗 大麥四斗 小麥五斗 大豆八斗 小豆三斗 蕎麥一斗 荳四升 桑二百九十貫目 栗四斗 麻一貫目 楮七貫目 椴一石六斗 烟艸六十斤 澁柿三斗 布二疋 大小繭五貫目。

東方山。西方川。南方吉ヶ原八町。北方東漆山へ十八町。高山九里八町。

村名義は、文字のまゝなるべし。今世も猶二戸を一村にして兩處に住り。一戸は二つ屋と云地に住、一戸は路程を隔

て、水無と云處に住り。同郡小鷹狩郷にも同村名あり、諺にも一ツ家二ツ家と云り。【和名抄】に筑前國下座郡に三城美都郡郷あり、又【柳灣漁唱】に、文化、文政の頃、の江戸詩人集館機が移居詩に、儻問閑人卜居處、四家郵北水莊西、とあるは四谷と云る地の義か。此二ツ家は、古しへは舟渡の枝村なりつらむ。

○吉ヶ原村 縦二町、横一町。高一石六斗九升。山林家一戸。人六人。

産物 稗二石二斗 粟一斗 大麥四斗 小麥四斗 大豆六斗 小豆八升 蕎麥四升 桑八十貫目 楮一貫目 烟艸五斤 生漆三十目 椴八斗 繭三貫目 布二疋 炭五千貫目。

東方山。西川。南方鹿間十八町。北二つ屋八町。高山へ九里。

村名義は、【和名抄】に、葦を與之とも云は、安之の反語なりと云り云云。一説に、與之は葉もとに毛なし、根深く入もの也、安之は葉もとに毛ありて、土より上をはふ物也といへり、然れば、此草の繁生る地故に、名に負しならむ。原は高原郷に、桃原・宮原・荒原・柏原・麻生原等の原と云地名多し、推知るべし。

○東漆山村 支村滑谷。縦九町、横五町、本村。縦三町、横二町、枝村滑谷。高三十四石五斗一升八合。山林家十二戸。人八十八人。

産物 米三石二斗 稗十石 大麥七石二斗 小麥七石二斗 大豆八石 小豆六斗 粟一石 蕎麥八斗 黍一石三斗 菜種一石二斗 桑千五百貫目 麻八貫目 楮八十貫目 烟草六百五十斤 生漆二百目 柿三斗 栗二石 椴七石 大小繭六十一貫目 布十疋 漆實。

東方山。西方川。南方二ツ屋十八町。北方牧十八町。高山十里半。

村名義は、此東、西漆山は、高原川を中に隔て、相對したる村にて、漆木を植るに、山際の地理に能相應れば、村名に負ぬと言傳ふ。【延喜式】の神名帳に、越後國磐船郡、漆山神社坐り。

○西漆山村 縦八町、横三町。高五十三石一斗一升七合。山林家二十七戸。人百五十二人。

産物 米五十二石八斗 稗四十二石 大麥四十石 小麥一石二斗 大豆十五石六斗 小豆一石三斗 粟四斗 荳二斗 桑二千五百貫目 麻二十六貫目 楮百二十五貫目 生漆三百目 烟草五百斤 椴七十八石 大小繭七十貫目 布三十四疋 串柿百連 椀木地一箇。

東方川。西方山。南方割石二里。北方茂住一里半。高山十一里。

村名義は、東漆山に同じ。



○牧村 縦一町七間、横三十間。高十一石六斗五升三合。山林 家五戸。人三十四人。

産物 米四石八斗 稗二石 大麥一石二斗 小麥一石六斗 大豆二石 小豆二斗五升 粟四斗 蕎麥二斗 黍二斗 桑二百八十貫目 麻四貫目 楮十貫目 烟草三十斤 生漆百目 栗四斗 橡六石 大小繭十二貫目 布五疋。

東方 笈破三十町。西方 川。南方 東漆山十八町。北方 土村 八町。高山十一里。

村名義は、高原川の激流此村下に至て、水勢逆巻、また渦回て流去る故に、只港とのみいへるならむ。【字鏡】の瀨、左加未【玉篇】の渦まき等を、方言には只港とのみいへり。牧の意にはあらじ。

○笈破村 縦六町、横二町。高七石三斗六升四合。山林 家七戸。人四十五人。

産物 稗八石 粟四斗 大豆一石八斗 小豆五斗 蕎麥一石 二斗 荏二斗二升 菜種一斗 桑百五十貫目 麻八貫目 楮十石 檜五石 大小繭五貫目 布七疋 炭二千貫目。

東方 伊西一里。西方 牧三十町。南方 鹿間二里。北方 山。高山十里半。

村名義は未考得。按に此村は古しへ犬石村の枝村なりしを、其後年代不詳本村に別れて、枝村を一村にして、彼犬石

は此笈破村につきしならむ。其犬石、今も此村の北向なる山上に在て、越中國新川・婦負二郡の村邑を顧見せしさまなる貌也。石の高三尺許、南向北顧して坐せり。笈破は枝村なりとも名義は可釋こと也。

○大多和村 縦三町、横一町二十間。高八石八斗五升。山林 家六戸。人三十七人。

産物 稗二十石 粟二斗 大麥六斗 小麥五斗 大豆三石 小豆一斗 荏一斗 桑二千貫目 麻七貫目 楮三貫五百 烟草五十斤 栗二石 布六疋 檜十五石 大小繭二十貫目。

東方 山、越中有峯三里。西方 左古十八町。南方 山。北方 山。高山十二里半。

村名義は、【和訓栞】云、【古事記】に山の多和と見えたり、【記傳】三十五の【萬葉】の歌を、多く引たり。山のたわみたる所を云也。今も西國に多くいへり。美濃の山中には、絶頂の平なるにも云り。信濃に和見嶺あり、是も多和美の略也。

大和にも鳥越の多和と云所あり、歌に山多和水とよめり。姓に大多和あり、大多和三郎義久は三浦義明の子也。大和より伊賀國伊賀郡 治田に通る徑を、大多和越と云りと有ことく、此村も横嶽の中腹にて、大に多和美たる所なれば成べし。

○左古村 高二十二石九斗二升六合。山林

家十四戸。人八十七人。

産物 米三石五斗三升 稗十五石六斗五升 大麥三石二斗 小麥一石一斗 大豆十二石三斗 大小繭五十貫目 楮百二十貫目 布十五反 菜種一石一斗 粟二石 マス五尾 ハエ五十尾 イハナ百疋。

東方 大多和十八町。西方 跡津川十八町。南方 下之本へ二里。北方 越中長棟一里。高山十二里。

村名義、左古は例の借字にて、坂尾なるべし。かをの反ことなる。【古事記】神代段に云、追伏坂之御尾とある同義ならむ。【和訓栞】云、左古の黨【東鑑】に見る、大和國吉野郡左古村あり。追字をよめり、又大迫あり。

○跡津川村 縦三十町四十八間、横二町。高二十九石九斗一升七合。山林 家二十二戸。人百十七人。

産物 米十一石 稗六十石 大麥十三石餘 小麥九石五斗 大豆三十二石 小豆二石三升 粟七石 蕎麥一石三斗 荏一石一斗 菜種一石 桑三千貫目 麻二十五貫目 楮二百八十一貫目 漆五十貫目 烟草百斤 粟二十二石 檜五十石 檜十一石 大小繭百五貫目 布二十三疋 牛蒡八百本。

東方 左古十八町。西方 土八町。南方 山。北方 山。高山十里半餘。

村名義、天和元辛酉年金森草高帳に、跡地川とあり。

○土村 縦二町、横一町。高四石四斗九升。山林 家四戸。人二十六人。

産物 米四斗 稗四石 大麥一石三斗 小麥六斗七升 大豆一石一斗 小豆三斗九升 粟七斗五升 蕎麥二斗三升 桑百貫目 麻三貫五百目 楮十七貫五百目 烟草三十斤 柿七斗 橡二石 布三疋 大小繭四貫目。

東方 跡津川十八町。西方 川。南方 牧八町。北方 茂住銀山 一里。高山十一里八町。

村名義は、【和名抄】に、備後國奴可郡斗意郷、日向國兒湯郡 觀啖郷あり。【地名字音例】和に委し。同義なるを濁れるならん。

○杉山村 支村茂住谷 縦二町、横一町三十間。杉山 縦三十間、横三十間。枝村茂 高十二石二斗六升九合。山林 家十戸。人六十三人。

産物 米六石 稗十五石 大麥四石 小麥一石 大豆四石 小豆二斗 粟二石 蕎麥二石 荏二斗 菜種一石五斗 桑五百貫目 麻五貫目 山梨八升 楮七十貫目 烟草百斤 桃三升 シブ柿四斗 栗一石 檜十石 檜四石 大小繭五十貫目 布十五疋 年魚三十尾。

東方 越中長棟一里半。西方 川。南方 茂住銀山八町。北方



横山二十八町。高山十二里八町。  
村名義は【神名式】武藏國都筑郡に杉山神社坐り。【和訓栞】に杉山は相模國土肥郡に在、頼朝石橋山の戦に敗走せし所也とあり。同名義か。漆山の如、此村の山の地理に杉木相應て、植れば早く成木する故に名を負たるならむ。

○横山村 縦五町五十二間、横一町三十間。高四十五石九斗六升八合。山林段別木數不詳。家十四戸。人八十六人。  
産物 米二十六石二斗 稗二十四石一斗 大麥十二石四斗 小麥三石 大豆六石二斗 小豆一石 粟六石一斗 蕎麥一石二斗 黍七斗 胡麻一斗四升 荏一斗四升 菜種二石 桑七百五十貫目 麻七貫目 楮百四十七貫目 桃三升 梨三百顆 茱萸一升 樺一斗五升 胡桃七升 柿二石 栗二石 橡二十石 檜五石 大小繭五十貫目 布四十段 猪一頭 猿二頭 鱒三尾 鮎百五十尾 ハエ二百尾 ウクヒ五十尾。  
東方山。西方川。南方 杉山村廿八町。北方 國界、越中東猪谷村一里。高山十三里。

村名義は、村民言傳に、南向の村にて、日月は向の高嶺を横つたひに廻りて照玉ふ村なれば、爾云とぞ。又謂或は、越中國東猪谷・吉野等の四村より望見るに、國界山岬差出て、横たはれる山ふところに住村なれば、横山と云にや有らむともいへり。【古今集】の甲斐歌の

甲斐かねをさやにも見しがけ、れなく、横ほりふせるさやのなか山、とよめる意によく似たり。【神名式】に、近江國伊香郡、又越前敦賀郡・坂井郡等に、横山神社坐り。

○茂住村 高五十二石九斗八升九合。山林段別木數不詳。家四十戸。人二百七十人。

産物 米九石 稗三十石 大麥十九石五斗 小麥四石一斗 大豆十一石 小豆二石八斗 粟十石七斗 蕎麥十七石 黍二石 胡麻三升 荏五升 菜種九石二斗 芋類三十六石 桑千四百貫目、麻二十四貫目 楮百七十六貫目 桃五升 栗一石四斗 橡六十五石 梨五斗 柿四斗 檜五斗 舞茸一貫目 大小繭百二貫目 布三十六反 ツ、ラ藤十束 生絲百四十把 眞綿十把 絁絲一貫目 ヒ、三貫五百目 藍十二貫目 椗木地五十個 塗椗八百二十具 端不切紙二十束 酒十八石。

東方山。西方山。南方 土村二里。西漆山一里半。北方中山村一里餘。杉山村八町。高山十二里。

村名義は未考得、諸國に例なき名也。【古事記】に、地名毛受モウケ、三十八の毛受野モウケノ、あれども其とも聞えず。【和名抄】に山城國乙訓郡物集モノツミ、郷あれども、以下  
○中山村 縦七町、横十五間。高二十二石八斗四升一合。山林段別木數不詳。家十九戸。人九十八人。

斐太後風土記卷之十六 終

産物 米二十六石餘 稗五十石 大麥十六石餘 小麥四斗 大豆五石五斗餘 小豆二石五斗餘 粟六石五斗八升 蕎麥四斗 黍二斗 菜種五石一斗餘 桑七貫目 麻九貫目 楮五十五貫七百目 烟草七百九十斤 梅三升 梨二斗 柿六斗 栗二斗 橡二十一石 檜三石 大小繭四十六貫六百目 布十七反 荏二斗八升 串柿。  
東方川。西方山。南方 茂住村一里餘。北方 谷村四町。高山十三里。  
村名義は、越中國新川郡東猪谷村を始め四村の方より望見れば、飛驒國の方は、西より宮川の大川流れ來り、南より高原の大川流れ來りて落合たる其間に、聳立たる嶮山麓の村なれば、中山村と云るなるべし。其は宮川西の高山と、高原川東の嶮山とは、山脈判然と立別れたる中山なれば成べし。





斐太後風土記卷之十七

富田禮彦謹撰

益田郡阿多野郷三十七箇村

【和名抄】に、此阿多野郷なきは、當昔此郷は、秋秀□とある是なるべし。其を阿多野郷と云へるは、代は詳ならずと云へども、天文年中まで數代住けむ阿多野の藏人の家名より、舊名をかへて、阿多野郷と唱へしにや。【和名抄】天和國宇智郡阿陀の郷あり、【萬葉】十一下、安太人乃八名打度云云、やな島・こやな等可考合。同書に、益田郡秋秀阿佐とあるは、古來今世に至るまで、秋神、小郷七箇村ありて、國中の諸人專聞知て、其名の變化あるべきやうなし。【和名抄】古來傳寫の誤にて、禿かぶるをかみと云ふ事、別に考あり、後に可記出を秀に誤り、雲國造神賀詞、加夫呂後、祝詞考に、禰瀨俊也、を秀に誤り、阿佐伎の誤、比加天美、分、當郷往古の官道は、上切の山内今は黒川村あり、加良谷通り、中山の歩危路は、後に開きし由也、一之宿村山内字追山を越て、一之宿に下りて止宿、其より秋神川を渡りて、東方山の高獨活を越て、猪の鼻山の烏屋尾より、其村に下りて中之宿村へ出し

となり。黍生谷峠は遙後世に開き、又小瀬ヶ洞よりの權現峠は、猶又後代に開きし由也、何れも黒川村の、中山の歩危路を開きての後ならむ、年代未詳。  
○阿多野郷は、當今三十七箇村あり、其村名は、見座村・甲村・小谷村・小瀬村・立岩村、合五村中切組と號。  
萬石村・上ヶ見村・大廣村・黒川村・青屋村・寺澤村・淺井村・寺付村、合八村上切組と號。  
以上十八村阿多野三切と云、往古は三村なりしならん。  
○小瀬ヶ洞村・黍生谷村・一之宿村・桑ノ島村・宮之前村・西洞村・胡桃島村、合七村を秋神組と云、往古は七村にて一村なりしなるべし。  
○猪の鼻村・中之宿村・中洞村・池ヶ洞村・下ノ向村・日影村合六ヶ村を、今は中洞組と云。  
大古井村・上ヶ洞村、合二村を大古井組と云。  
○阿多野郷村・野麥村、合二村を今は野麥組と云。  
○日和田村・小日和田村、合二村を今は日和田組と云。  
右中洞組六ヶ村と、大古井組二ヶ村と、野麥組二ヶ村と、都

合十二箇村を、古來奥山中の村々と稱來れり。

○秋神組七村と、奥山中組十二村は、古來稻は一粒も登らざれば、據なく雜穀を植て、其も三郡の村々に比すれば、秋成十分一にも當りがたし、稗と蕎麥とのみ常食とし、菜蔬には、秋成十分一にも當りがたし、蕨・狗脊菜・獨活・夏枯草・山牛蒡葉等を用來れり。三郡村々の王民の知らぬ貧村にて、いといと可憐の土地なりけり。故に舊幕府にては、元祿年中以來、年々夫食にとて、數多買受山方米と、米を賑恤に施されしは、甚仁政の至ならずや。○秋神組と奥山中組は、耕地甚少く、人員多ければ、食料不足故、無據村々に寄て、壯夫は牛を飼置、牽出て、高山町より隣國への出入荷物を運送して、其駄賃を得て妻子をはぐくみ、又は他國の山に入、被雇て、樵・批・柚・木挽等を爲、材木山出、谷出の日雇、又は挽板脊負等をなして、其賃銀を得、歸來りて老親を奉養、稚兒を撫育せり。其妻子老親は、春の耕作前と、秋成後は村居或は山居して、原野の蕨根を堀取り、蕨粉を製上て、商人に賣渡、其餘潤にて渡世せるは、甚可憐事なりけり。

○久須母村 高四十五石七斗六升九合。山林 家十九戸。人百二十三人。  
産物 米四十八石 稗三十石 大麥一斗餘 小麥二斗 大豆 四石六斗 大藨五貫目 小藨十六貫目 眞綿四把 薪二間 夏蠶繭十一貫目 馬兒二匹 魚八十ウグヒ七百 松茸濕

茸・桃李。

東方 柳島八町。西方 山。南方 山。北川向、久々野五町。高山町 三里九町。

村名義は、久須母は古假字にて、葛茂の義なるべし。茂は音ならず、もきもしなどはたらける訓なること、大野郡吉城郡の森茂の下に云へり。吉城郡芋生茂村の名義の例ならむ。

産土神富士社 祭神木花開耶姫命 祭日、九月廿三日 境内 東西廿六間四尺、南北九間餘。

○大西村 高百四十五石六斗九合。山林 家三十九戸。人三百人。

産物 米百四十八石八斗 稗百六十八石 大麥十四石六斗 小麥八石三斗 大豆二十石 蕎麥九斗 大藨十二貫目 小藨五十貫目 眞綿九把 夏蠶繭五十一貫目 薪五間 馬兒三匹 鱒三百 鮪百 安治米一斗 小鳥・桃・李・松茸・濕茸。 東方 小屋名八町。西方 久々野十町。南方 柳島八町。北方 江名子 一里三十町。高山 二里八町。  
村名義は、往古は小屋名村、此大西組四村を總て下切村と云ひしとなり。中昔に至り年代不詳、大西某と云郷士、此近村を押領せし頃、此地に居館を構へ住して、大西殿と稱せしとなり。此跡不詳なる故、大西村と云ふ名になりしとぞ。



産土神熊野社 祭神境内 東西二十五間四尺五寸、南北二

十一間。

○柳島村 高百四十一石九斗五升四合。山林段別木數不詳、

家四十六戸。人二百八十二人。

産物 米百四十石 稗百十二石 大麥十一石七斗 小麥三石

八斗 大豆十二石八斗 蕎麥六斗 大藪二十貫目 小藪六

十貫目 夏蠶繭二十貫目、桶木五十丁、大中小草筒、松茸

革・濕茸三十貫目 大根五百本 松ヒメコ板十六間 薪三

間 兒馬三匹 山鳥十八雉三十鳩十 鱒千七百ウクヒ千

二百 アヂメ四斗 桃・李・菜莢

東方山。西方久須母八町。南方山。北方川向 大西八町。

高山町二里半。

村名義は、【和名抄】に、常陸國久慈郡楊島郷、攝津國河邊郡

楊津、以豆郷見ゆ、同義か。又阿多野河、此村邊にては緩流に

成て、川の島曲に年々魚築をうつゆゑに、築島の義にもあ

らんか。【萬葉解】十一下、安太人乃八名打度瀬速云、此近

村木魚築の名義をも可考合。

産土神富士社 祭神境内、東西十五間、南北十二間三尺八

寸。

○小屋名村 高二百二十八石三斗九升五合。山林

家五十戸。人三百十七人。

産物 米百八十三石九斗 稗二百二十三石三斗 大麥二石

一斗 小麥一石九斗 大豆二十九石 蕎麥四石五斗 大藪

五十貫目 小藪百十五貫目 草筒三百 兒馬八匹 山ドリ

八羽 雉七羽 小鳥百二十羽 ハエ七十尾 アヂメ五升 桃

・李・松茸・濕茸。

東方見座十町。西方大西十町。南方川。北辻八町。高山

町二里半。

村名義、村民傳云、古來年々阿多野河に小築を打て、川魚を

漁せる村なれば、小築と云ふ村名を負ひしとぞ。○【和名

抄】云、魚築、籜、取魚箔也。此村に籜はあれど竹な

ければ、木魚築の義にや。昆陽野の義にはあらず。【萬葉解】

十一下、安太人乃八名打度瀬速云、安太は【和名抄】天和國

宇智郡阿陀郷の由なり、記云、千八近村築島の名義をも可考

合。

産土神八幡宮 祭神境内 東西五十間、南北十六間半餘。

小築橋 郷内通行、阿多野河に架、刎板橋、長二十間、巾七

尺。

○辻村 高十六石六斗二升六合。山林段別木數不詳。

家七戸。人三十五人。

産物 米二石 稗三十二石 大麥八斗 小麥六斗 大豆三石

六斗 蕎麥三石二斗 大藪七貫目 小藪二十貫目 松ヒメ



斐太後風土記卷之十七 益田郡阿多野郷 辻村

コ板六十間 眞綿五把 夏蠶繭六貫目 樽二百五十束 濕

茸一貫目 桃・李・菜莢。

東方見座十二町。西方大西十二町。南方小屋名八町。北

方山口・大島一里十八町。高山町二里。

村名義は、【和訓栞】に、都士は旋毛を云、【和名抄】に野無志

と云へり。街衢を云へるも、つむじの略なるべし。【和名抄】

に、十字者東西南北相分之道、其中央似十字也、俗用辻字、本

文未詳と見えたり。俗に四辻など云り云云。飄風・街ト・辻子

金・街君・街社・街祭・街固其外略之。

【新六】二社 信 實

道のべの木下かけのつじやしろ、たれなほざりの

ぬさまつるらむ

【同上】 光 俊

道つじの鳥居にしるし杉がくれ、この山中に社あ

りとは

此辻村は、郡上界、古しへ益田も大野郡の内なりし頃、の頭ならば、旋

毛に當り、見座と山口との東西路、小屋名と大島との南北

路の十字に當れる地なれば、辻の名に負るならむ。

産土神八幡宮 祭神境内 東西十間、南北九間。

辻の野 東西五十間、南北百間、東京本縣通行大路に在、

甚瘠地、草木難長。



郡上界嶺 辻村より頂まで七町。

○小谷村 高八十八石三合。山林段別木數不詳。家十八戸。人百二十三。

産物 米四十石 稗八十石 大麥二石 小麥四石 大豆八石 蕎麥八斗 大藪二十五貫目 小藪二貫目 眞綿五把 兒馬五疋 猪四疋 ハエ三百尾 桃・李・林檎・グミ・松茸・シメジ・梨。

東方 甲八町。西方 山。南方 山。北方 川向見座四町。高山町 二里三十二町。

村名義 【和名抄】に、信濃國更級郡小谷ヲカ等郷名義見ゆ。近世近江國淺井郡小谷其後北國道中小谷驛と云等あり。此村は古しへ、中切村の内なりけむ。小名を小谷と云へるは、年代不詳、此地日見嶽城主小谷何某代々居城たりしより、竟に村名にも成しとぞ。

産土神 八幡宮 祭神 祭禮 氏子 境内 二十四步除地、東西十間、南北十間四尺餘。

長圓寺 眞宗、高山照蓮寺末、大永四甲申年開基、始祖名不詳 本尊 境内東西十七間餘、南北二十六間。

日見嶽古城跡。

○甲村 高百八十四石七斗二升九合。山林段別木數不詳。家四十四戸。人二百三十二人。

産物 米百五十四石四斗 稗百七十九石二斗 大麥十石 小麥十二石 大豆二十四石 蕎麥二石 大藪四十貫目 小藪八十貫目 眞綿十五把 兒馬四匹 ハエ五百尾 ウグヒ 六百尾 梅二石五斗 桃・李・梨・林檎・茱萸・岩梨・アケビ・栗。

東方 萬石十二町。西方 見座八町。南方 山。北方 川。高山町 三里。

村名義は、古は中切村の内なりけむ。永正の頃か、東相模守常堯美濃國郡來て、此處の山に居城を築きて住、先祖の古例に依て、氏神の社に甲を納たりしより、甲神社と稱せしが、竟に村名をも爾唱へしとぞ。【延喜式神名帳】に、能登國能登郡に、加夫刀比古神社坐り。

産土神 白山社 祭神 祭日 九月五日。境内 東西四十五間半。南北十九間半。

圓城寺 眞宗、高山照蓮寺末、慶長七壬寅年開基。本尊 境内。

甲城址 從高山三里餘、甲村山上に在。【飛州志】云、甲城在甲村、往古東相模守、同甲斐守等居之、來由未詳、或曰濃州郡上東氏族也とあり、元祿年中金森家臣田口俊正通稱半系譜云、千葉介常胤六男、東六郎大夫平胤頼は、從五位下、住下總國香取郡東庄、故號東東氏とあり。同日本史 子東

平太重胤は、實朝之近習、善和歌、孫胤行稱東六郎後中務丞始領濃州郡上郡山田庄其外數所、東家代々郡上の領主にして、何れも善和歌、【續拾遺集】以下、數代集に載たり。其八代孫、東下野守常縁は、最世上人口に膾炙せる歌人なり。常縁は後土御門天皇御代、文明年中入京、再興歌道、其孫東七郎常堯、去而住飛州と有、然れば東七郎は、後に相模守と稱せしにや。此東氏の先祖、千葉介常胤の同族、上總介廣常、納甲一領於上總一宮、爲頼朝祈靈佑之語、

【東鑑】を引て、【大日本史】に出たり。甲村の名義を里民云傳舊名、中昔氏神社へ、古き甲を納めたりしより、村名と成し由なり。其後其甲は、何方へか失ひけん、今は傳らずとぞ。然れば城主東氏、當昔の上總介廣常の故事に倣ひたるにや、其後、後栢原天皇御代、永正十六卯年、櫻洞城主、三木大和守直頼、阿多野郷を押領せし由なれば、此東氏も三木直頼に亡ぼされて、甲は落城せしにや、今世も大野郡内に千葉と東氏とを名乗家あり、此城主に縁あるにや、甲冑の訓を取違たるか、甲村を今世も、可夫登村と云へるは、當昔の餘風にや。

○見座村 高百五十五石四斗九升二合。山林家三十戸。人百七十六人。

産物 米九十六石三斗 稗百三十四石四斗 大麥十二石八

斗 小麥十三石六斗 大豆二十石八斗 蕎麥六石四斗 大藪十四貫目 小藪八十三貫目 眞綿十把 薪四間 山鳥五羽 キジ三羽 川魚八升 桃・梅・李・林檎・柿・栗。

東方 小瀬四町。西方 小屋名十町。南方 甲八町。北 辻十町。高山 二里二十八町。

村名義は、諸國に例なき地名なり。古來此村に橋を架て、俗に見座大橋と云、故按往古の御制の、東山道、近江・美濃・飛驒・信濃云々の順道にて、上代按察使・鎮撫使・巡察使・觀察使、其他の官使、巡行の官道にて、今世も東京の要路にかゝる官道なれば、此橋をも重じて、河水の漲溢せむ事を恐れ、上代此村に罔象女を祀りて、橋の非時に流失せぬやう、諸人乞祈し故に、美豆波と云村名を負しを、方言約りて美座と成しを、後に押當に見座とかけるならむか。

産土神 座王權現社 祭神 金峯神。境内 七段步除。

按に【大和名所圖會】六卷、吉野郡金峯寺、本堂藏王權現、佛量二丈六尺脇土左は觀世音、千手二丈四尺右は彌勒、二丈役行者の遺像を安置す。【和漢三才圖會】七十三卷、大和國吉野郡吉野山、一名金峯山藏王堂、南向本尊二丈六尺、文武天皇大寶二年役行者建立、千手觀音、脇土也高彌勒、六尺、【和訓栞】中編藏王菩薩とも金剛藏王とも云。吉野の像は、金剛童子也。【古史傳】四卷、式

に大和國吉野郡、金峯神社名神大、月次、金山毘古金山毘賣神



を祭れる由くはしく記せり。  
岡象大橋 信州街道阿多野川に架す。刎板橋、長十八間、巾九尺。

郡上界峠 辻村まで登路十三町、辻より登路七町、合見座より峠頂上山口堺迄二十町。

辻之池 見座村西山の内、曾傳原、東西直径六十間、南北直径四十間、周廻二百間。池水清澄深量不詳、池汀蓴菜多生、毎夏月鶯鶯鴨鳧、成群來游と云り。按に、今は辻村山内に池の原と云る原山あり。其處を下ること數歩にして、此池郷村見座山鋪、西山の内曾傳の原外の原にあれども、諸人皆辻の池とのみ云り。古は辻も見座も、一村たりし故に爾云へるにやあらむ。又按に往古辻の池原に、大池ありて、辻の池と稱來れるが、年代を経てあせ果て、池の原の名のみ残りけるを、見座村の山鋪なる外原ソノハラの池は、猶あせずして、近世に存在れる故に、従前のまま、辻の池と稱來れるにやあらむ。

○立岩村 高百十四石四斗五升九合。山林家三十六戸。人二百十九人。

産物 米八十石 稗四百四十石 大麥二十石 小麥二十八石 大豆三十石 蕎麥四十四石 大藨三十貫目 小藨百十貫目 眞綿十把 樽四百三十二束 サンカマチ四十町 檜角八本

薪五間 兒馬一匹 山トリ八羽 キジ五羽 川魚一斗 梅・桃・李・梨・林檎・柿・松茸・シメジ。  
東方 青屋半里。西方 小瀬六町。南方 川。北方 山。高山町三里餘。

村名義は、古しへ中切村の内なりけむ。此村の山上、字岩樸山に、屹然と卓立したる數十丈の大岩あり、是即村名に負しとなり。

産土神立岩社 祭神 大己貴神・少毘古那神。御靈實川石 高五尺、周五六尺。前立社前川石二箇、高三尺、鼎足立。境内無餘。

里俗白山三社とも云、石佛とも云に因て、【臥牛集】に、石佛峽殘月、渡猿峽夜雨、三重瀑布虹蜺。  
寶蓮寺 眞宗、永正十二乙亥年開基釋明覺。本尊境内東西十四間、南北十二間。

○小瀬村 高七十八石四斗六升六合。山林段別木數不詳。家十六戸。人九十五人。

産物 米七十五石 稗八十五石 大麥五石九斗 小麥十三石 大豆十石 蕎麥四斗餘 大藨十貫目 小藨五十貫目 眞綿五把 サンカマチ三十五丁 檜角七本 薪二間 兒馬二匹 山鳥五羽 キジ三羽 梅・桃・李・梨・林檎・グミ・柿。

松茸・シメジ。  
東方 立岩六町。西方 見座四町。南方 川。北方 山。高山町二里三十二町。

村名義は、古しへは中切村の内なりけむ。巨勢てふ地名も大和國高市郡、其他諸國に多かれど、姓氏も【姓氏錄】に、巨勢槭田朝臣、巨勢斐田臣、巨勢槭田臣其外とも多かれども、其によりし名には非じ、此村の下なる阿多野河に小瀬ある故に、村名に負しならむ。

産土神白山社 祭神 境内三畝十八步除地、東西十四間、南北十間半。

○萬石村 高百十四石四斗五升九合。山林家三十二戸。人百六十七人。

産物 米二十八石八斗 稗百十八石五斗 大麥四石四斗 小麥十二石八斗 大豆十八石四斗 蕎麥三石五斗 大藨八貫目 小藨七十三貫目 梅子二石五斗 兒馬三匹 ハエウグヒ アヂメ三貫目、桃・柿・栗・トチ・ナラ。

東方 上ヶ見三町。西方 甲十二町。南方 山。北方 川。高山二里十二町。

村名義は未詳、按に古は上切村の内なりしを、後に分ちたるなるべし。其は農具の萬石マンシキとも云、と云は、釣籠ツリカゴよりは十倍の便利ありとて、諸國に初て用ひし頃、此處に住し民、器

用にて巧に其具を製して賣出せしより、萬石村の名を負つらん。其は諸國に石作の住し地を石作郷と云、本土荒城郡にて折敷オシヅキ、又鼠捕ネズミトビ等を賣出して、其村名に負し類ならむか。

産土神八幡宮 祭神 境内 東西二十二間、南北十一間。○上ヶ見村 高二十七石五斗四升六合。山林家九戸。人四十三人。

産物 米四石八斗 稗四十石八斗 大麥二石二斗 小麥四石四斗 大豆三石六斗 蕎麥九斗餘 大藨三貫目 小藨二十四貫目 兒馬二匹 ハエウグヒ アヂメ一貫五百目、梅・桃・李・栗。

東方 大廣二十一町。西方 萬石三町。南方 山。北方 川。高山町三里十五町。

村名義は、中昔年代不詳、上ヶ見何某上ヶ見は吾君の誤にはあらじか。此處に居城を築て住しより、竟に村名と成しとなり。其前は上切村の内なりつらむ。吾君の解は、【古事記傳】三十一丁の伊奢阿藝の下に委し。

産土神諏訪社 祭神 境内 東西九間、南北十間。御前橋 郷中通路、阿多野川に架す、刎板橋、長十三間、巾九尺。

上ヶ見城跡 上ヶ見何某在城、年代不詳、永享の頃阿多野



藏人京極氏の 來て此城に住、郷中を押領し、其後青屋村の和田村の要害を見立て、新城を築て數代住しとなり。

○大廣村 高六十四斗九升三合。山林 家二十一戸。人百十一人。

産物 米二十二石五斗 稗七十四石八斗 大麥三石二斗 小麥八石三斗 大豆八石四斗 蕎麥四石四斗 大藨六貫目 小藨四十貫目 兒馬四匹 山鳥三羽 ハエ・アチメ・ウグヒ 一貫五百目づ、梅・桃・栗・柿。

東方 黒川十八町。西方 上ヶ見二十一町。南方 山。北方 川。高山町四里。

村名義 産土神明宮 祭神 境内 東西三十二間四尺、南北八間半。

○黒川村 高六十六石二斗四升五合。山林 家三十二戸。人二百〇九人。

産物 大藨七貫目 小藨五十貫目 梅一石二斗 山鳥四羽 ハエ・ウグヒ・アチメ四貫目づ、馬六匹 桃・柿・栗。 東方 小瀬ヶ洞一里。西方 大廣十八町。南方 山。北方 川。高山四里半。

村名義は、古しへは上切村の内なりけむ。永正・大永の頃、黒川越中守某の居城在し由なれば、其頃より城主の家名を

村名にもせしならむか。

産土神天満宮 祭神 祭日九月十六日。境内 東西三十間、南北十七間餘。

西教寺 眞宗、高山照蓮寺末、永正十二年乙亥、開基僧宗周。本尊 境内 東西九間五尺四寸、南北十三間。

黒川古城跡 相傳云、黒川越中守居之、永正十六己卯年、三木直頼に降。

中島古城跡 相傳云 秋神領主。

○青屋村 支村葛尾 高七十一石八斗五合。山林 家七十八戸。人五百人。

産物 米十一石六斗 稗百二十八石 大麥七石九斗 小麥十石三斗 大豆二十三石七斗 蕎麥二十八石五斗 大藨二十貫目 小藨百四十五貫目 梅二石二斗 生馬十四匹 蕨粉三石六斗 稗六百束 山鳥十三羽 イハナ五貫目 桃・林檎・柿・栗。

東方 乘鞍岳。西方 上ヶ見二十町餘。南方 北方山。高山四里。

村名義は、此村の本谷葛尾谷谷云云等の山、檜・樺・扁柏・樅、其他青木のあまた茂りたる山々谷々なれば、青谷てふ名に負つらむ。谷をヤと云ふは、鱈谷・四谷・下谷。

産土神明宮 祭神 天照皇大神宮。祭日九月十二日。境内。

常照寺 眞宗、高山照蓮寺末、文龜二年壬戌四月、釋了西開基。

和田山古城跡 相傳云、永享の頃、阿多野藏人某近江京極家の臣か、未詳。元上ヶ見城より此要害を見立、此和田山に城をきつきて數代住けるが、永正十六年己卯年、三木大和守直頼に攻られて。以下 缺文

○寺澤村 高十八石五斗五升六合。山林 家九戸。人五十八人。

産物 米三石二斗 稗四十二石四斗 大麥一石六斗 小麥三石二斗 大豆三石六斗 蕎麥二石六斗 大藨四貫目 小藨二十五貫目 生馬三匹 ハエ・ウグヒ・アチメ 一貫五百目づ、梅・桃・柿・栗。

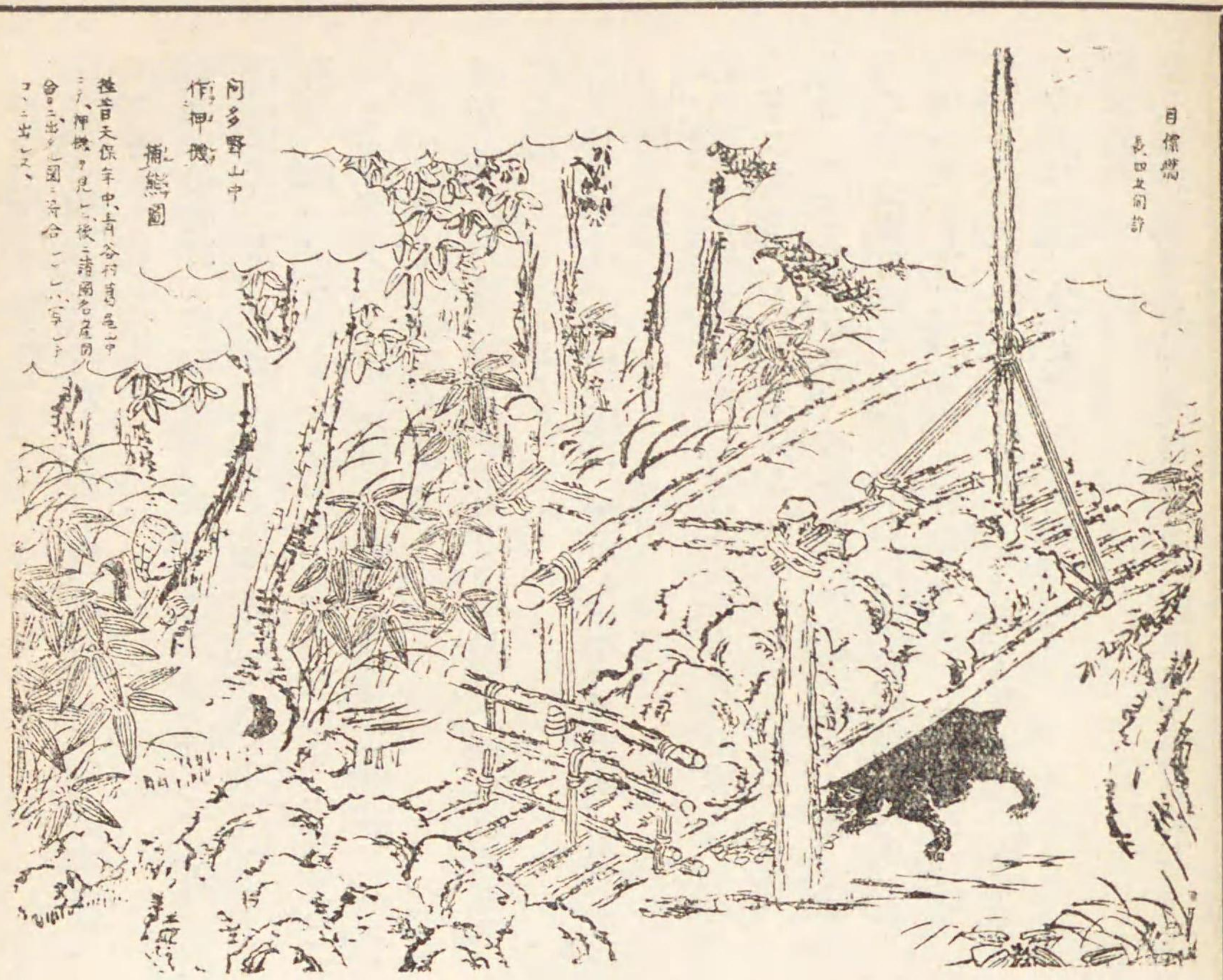
東 淺井八町。西方 青屋二十町余。南方 川。北方 山。高山 三里二十町。

村名義は

産土神白山社 祭神 境内 東西十一間、南方六間。

○淺井村 高三十七石七斗八合。山林 家十八戸。人百三十三人。

産物 米八石二斗 稗五十四石 大麥二石八斗 小麥三石六斗 大豆七石二斗 蕎麥一石二斗 大藨八貫目 小藨五十三貫目 生馬五匹 山鳥三羽 ハエ・ウグヒ・アチメ二貫目





つづ。桃・梅・柿・栗。

東方 寺附十五町。西方 寺澤八町。南川。北山。高山四里。村名義は

産土神神明宮 祭神 境内 東西六間八寸、南北二十間。

○寺附村 高二石七斗五合。山林 家三戸。人二十八人。

産物 稗十二石八斗 大麥四斗 小麥一石二斗 大豆二石二

斗 蕎麥三斗 大藪一貫目 小藪八貫目 生馬一匹 ハエ・

イハナ一貫目つづ 梅・柿。

東方 山。西方 淺井十八町。南方 川。北方 山。高山四里半。村名義

産土神八幡宮 祭神 境内 東西八間一尺三寸、南北十二

間。

○小瀬ヶ洞村 高二石五斗八升六合。山林

家二十七戸。人百二十八人。

産物 稗七十九石二斗 蕎麥一石八斗餘 麥七斗餘 大豆四

斗餘 大藪四貫目 小藪二十四貫目 蕨粉四石八斗七升

猪一頭 山鳥三羽 キジ二羽 ハエ・イハナ二貫五百目。

東方 中洞一里餘。西方 黒川一里。南方 黍生谷十八町。北

方 山。高山五里半。

村名義

産土神加茂社 祭神 境内 東西十四間。南北七間半。

大輪橋 信州街道秋神川に架、刎板橋、長八間、幅九尺。

權現峠 信州并奥山中支道、高二十町、嶺上にて、乗鞍嶽を

正東に望、其頂上權現社を遙拜する故に名に負つらむ。

○黍生谷村 高十二石四斗九升二合。山林

家八戸。人五十六人。

産物 稗四十石九斗 蕎麥六斗 麥二斗 大豆一石三斗 大

藪一貫目餘 小藪八貫目 蕨粉一石六斗二升 鹿一疋 猪

山鳥二羽 キジ一羽 ハエ・イハナ一貫目。

東方 猪の鼻一里十町。西方 川。南方 一の宿八町。北 小瀬

ヶ洞十八町。高山六里。

村名義は、上代に此地を開拓せしに、深山幽谷の中にて、殊

に此處より奥區は、高地にて残雪の消去ることは遅く、霜

は五月の頃迄も置亘して、諸穀の苗をば皆損ひつるに、只

谷間の畑に黍のみ生ひ出で、竟に登りし故に、黍生谷の名

にや負しならむ。

黍生谷峠 信州街道、高三十町。

○一之宿村 高二十四石七斗九升二合。山林

家三十二戸。人百七十四人。

産物 稗四十五石八斗 蕎麥二石三斗 麥九斗 大豆五石一

斗 大藪五貫目 小藪三十貫目 蕨粉六石一斗 小白木五

十束 猪二疋 山鳥七羽 雉子五羽 ハエ・イワナ三貫目。

東方 桑の島十町。西方 山。南方 宮の前十町。北方 黍生

谷八町。高山六里八町。

村名義は、古の【戸令】を按に、秋神七村は、元一村にて在つ

らむを、此處を一之宿となへつらむ。云るは、按祭使、元正天皇

鎮撫使、聖武天皇、巡祭使、淳仁天皇、觀祭使、平城天皇、其他の東

山道巡行官使、何れも美濃國より、伴有驛・石浦驛等を経て、

國府に來着して後、信濃國に用途に、國府を立て、此秋神に

來りて、最初に宿られし處を、一之宿と號、其次は中之宿と

名つけて、其次の宿は詳 當昔は訓にて、さて信濃國に連れられけむ。其を後世

に音訓を交て、一の宮・一の某など云如く、一の宿と唱へし

にやあらむ。當昔の官道は、黒川の加良谷を越て、一の宿に

下りしこと前に記しぬ。

黍生谷峠を開きしは後世の事にて、又小瀬ヶ洞より、權

現峠を開きしも、亦其後の事ならむ。

産土神神明宮 祭神 天照大御神。境内 無餘地、東西八間、南

北五間。

幽溪寺 慶長年中開基釋祐岩。境内 東西九間、南北五間半。

正覺寺 永正三丙寅年開基釋正心。本尊 境内 東西十二

間二尺、南北十間半。

神王橋 郷中通路秋神川に架、一の宿と黍生谷との間に

あり。刎板橋、長十間巾七尺。

俗に加夫呂介橋とて、伎を介訛れり。是は宮の前の小高

の社に拜祀り來れる兩大神の伊弉諾尊・伊弉冉尊を、出

雲國造神賀詞に、伊射奈伎乃日眞名子加夫呂伎、熊野大

神櫛御氣野命、又高天能神王などあるごとく、秋神と云

るより出たる名なるべし。

○桑之島村 高十九石三斗三升。山林

家二十一戸。人百三十一人。

産物 稗六十一石五斗 蕎麥一石六斗 麥六斗 大豆三石七

斗 大藪四貫目 小藪二十一貫目 蕨粉四石八斗 山鳥八

羽 キジ三羽 猪一頭 ハエ・イハナ一貫目。

東方 山。西方 一の宿十町。南方 山。北方 山。高山六里半

餘。

村名義は、【和名抄】に、大隅國桑原郡々良を始として、諸國

に甚多き郷名故略之。伊勢國郡郷神社の名、桑野の由なり。伊

豫國桑村郡、丹波國桑田郡、其他數多ある地名の

如く、島なせる此地に桑樹能應て生立し故、暖國こそあれ、

此寒地には、珍しと皆人思ひて桑の島と、稱へしにやあら

む。

○宮之前村 高二十九石二斗一升。山林

家二十九戸。人百四十一人。

産物 稗六十四石三斗 蕎麥一石三斗 麥七斗 大豆四石八



斗 大藪四貫目 小藪二十四貫目 小白木百五十束 蕨粉  
 四斗九升 生馬一匹 猪一疋 山鳥二羽 雉子一羽 ハエ・  
 イハナ一貫五百目。  
 東方川。西方 西洞十八町。南方 胡桃島十六町。北方 一の  
 宿十町。高山六里半。

村名義は、此秋神の内の本郷に、諸人敬拜れる神宮の前なる  
 區居なれば、如斯宮前と號せしならむ。其神は【元祿檢地  
 帳】にも、【寶曆除地帳】にも、小鷹大明神宮地と記し、村民  
 も皆爾去り。

産土神小鷹大明神 祭神大己貴命・伊弉諾尊・伊弉冉尊。境  
 内。【和漢三才圖會】に、安房國安房郷瀧口村にも、小鷹明  
 神坐り。祭神は其に據て記しつ。

○西洞村 高六十三石九升九合。山林  
 家五十七戸。人二百八十八人。

産物 稗百四十石 蕎麥三石八斗 麥一石五斗 大豆八石六  
 斗 大藪九貫目 小藪五十一貫目 蕨石八升 猪二疋 山  
 鳥十五羽 雉子十羽 ハエ・イハナ三貫目。

東方 宮の前十八町。西方 阿多相三里半。南方 落合四里  
 半。北方 一之宿二十八町。高山七里。  
 村名義は、秋神の本郷なる宮の前の西に當れる村區なれ  
 ば、西洞てふ名にや。負つらむ。

産土神津島社 祭神素戔嗚尊。境内 東西十一間、南北七間  
 一尺。  
 法正寺 永正三年丙寅正月、開基釋善圓。境内東西六間半、  
 南北十間。

○胡桃島村 高四石九斗三升。山林 家八戸。人三十八人。  
 産物 稗二十石四斗 蕎麥六斗 麥一斗 大豆一石三斗 大藪  
 一貫目 小藪六貫目 蕨粉一石七斗五升 猪・山鳥・キジ。

東方川。西方 山。南方 山。北方 宮の前十六町。高山七里。  
 村名義は此地は島なせる所にて、最胡桃木の能繁茂せる故  
 に、村名に負ひしならむ。

産土神小鷹社 祭神 伊弉諾尊・伊弉冉尊。境内 東西十三  
 間半、南北五間四尺五寸。

○猪の鼻村 高七石三斗二升三合。山林  
 家十一戸。人六十一人。

産物 稗十二石二斗 蕎麥一石二斗 麥六斗 大豆一斗五升  
 荳・小豆・大藪一貫五百目 小藪七貫目 蕨粉一石五斗 樽  
 桶木五百束 生馬八疋 猪六疋 猪羊十二疋 山鳥十羽 キ  
 ジ五羽 イハナ一貫目。

東方 中の宿八町。西方 黍生谷一里十町。南方 山。北方  
 山。高山七里十町。  
 村名義は、此村御嶽の北方の山脈の末にて、山の形勢、猪頭

より面の方ならかに下りて、山崎に彼猪の鼻の屈起せる  
 如き岩岫のある故に、名に負ひしにやあらん。遠江國なる  
 濱名郡に、猪の鼻の湖在りとぞ。其は嶽湖のたがひはあれ  
 ども形容似たるにや。

○中之宿村 高二十四石三斗五升七合。山林  
 家二十七戸。人百二十一人。

産物 稗四十八石二斗 蕎麥二石八斗 麥九斗 大豆六石四  
 斗 荳・小豆・大藪二貫目 小藪九貫目 樽百八十束 蕨粉  
 二石八斗 猪六頭 猪羊五頭 山鳥十六羽 雉子十羽 イハ  
 ナ三貫目。

東方 下の向十八町。西方 猪の鼻八町。南方 山。北方 中洞  
 十八町。高山七里半。

村名義は、一之宿の條に記せし如く、古しへの官道なれば、  
 其官使、險難山路に疲果て、里數は近けれども、此村を中之  
 宿とせられし故に、名に負しならん。末宿は野麥の方か、日  
 和田の方に、古官道の確跡あるか、能々尋ねべき事なり、の申  
宿をも、音訓交へて唱へし  
は後世のことなるべし。

○中洞村 高二十一石二斗六升四合。山林  
 家三十九戸。人二百三十三人。

産物 稗五十四石四斗 蕎麥一石八斗 麥一石二斗 大豆七  
 石四斗 荳・小豆・大藪八貫目 小藪三十七貫目 樽桶木五

百三十束 蕨粉十二石 生馬十五疋 猪五疋 猪羊十五疋  
 猿五疋 山鳥十六羽 雉子 ハエ・イワナ三貫目。  
 東方 池ヶ洞一里。西方 小瀬ヶ洞一里余。南方 中之宿十八  
 町。北方 山。高山町六里半。

村名義は、上ヶ洞に對して中洞と云へるかと思へど、下洞  
 と云へる村里、今在所なし。且、上洞は古へ道後の神を祭り  
 し所にて、神ヶ洞と聞ゆれば、中洞の名義さだかに如此と  
 定めたし。

○池ヶ洞村 高十三石四斗二合。山林

